

## 平成18年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	14
2番 関口雅敬君	15
14番 渡辺強君	25
13番 染野光谷君	36
3番 村田正弘君	44
8番 大澤タキ江君	54
4番 大島瑠美子君	65
7番 新井利朗君	68
○町長提出議案の報告及び一括上程	72
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第1号 長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例	
○会議時間の延長	76
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第2号 長瀬町国民保護協議会条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第3号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第4号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	83
・議案第6号 町長、助役及び収入役の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例	

○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	85
・議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	89
・議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	90
・議案第9号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	91
・議案第10号 長瀨町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第11号 長瀨町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第12号 長瀨町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	94
・議案第13号 長瀨町支援費支給条例の一部を改正する条例	
○延会について	97
○次会日程の報告	97
○延会	97



3月10日（金）

○開議	101
○議案等の説明のため出席した者の紹介	101
○議事日程の報告	101
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	101
・議案第14号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	103
・議案第15号 長瀨町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	106
・議案第16号 長瀨町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	108
・議案第17号 平成17年度長瀨町一般会計補正予算（第6号）	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	112
・議案第18号 平成17年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	114
・議案第19号 平成17年度長瀨町老人保健特別会計補正予算（第2号）	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	116

・議案第20号 平成17年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	118
・議案第21号 平成18年度長瀨町一般会計予算	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	159
・議案第22号 平成18年度長瀨町国民健康保険特別会計予算	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	165
・議案第23号 平成18年度長瀨町老人保健特別会計予算	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	168
・議案第24号 平成18年度長瀨町介護保険特別会計予算	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	171
・議案第25号 第3次長瀨町総合振興計画の計画期間の延長について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	173
・議案第26号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更について	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	174
・議案第27号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	175
・議案第28号 埼玉県市町村職員退職手当組合の規約変更について	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	175
・議案第29号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更について	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	176
・議案第30号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更について	
○会議時間の延長	177
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
・発議案第1号 長瀨町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
・発議案第2号 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙	184
○各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	186
○閉会について	186
○町長あいさつ	186
○閉 会	187

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第5号

平成18年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年3月3日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成18年3月9日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君	
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君	
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君	
14番	渡	辺		強	君							

不応招議員（なし）

## 平成18年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成18年3月9日(木曜日)

### 議事日程(第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
  - 2番 関 口 雅 敬 君
  - 14番 渡 辺 強 君
  - 13番 染 野 光 谷 君
  - 3番 村 田 正 弘 君
  - 8番 大 澤 夕 基 江 君
  - 4番 大 島 瑠 美 子 君
  - 7番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤	實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村	務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口	清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	若	林		実	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	中	川		昇	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南		昭		書記	石	川	正	木
------	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（西山津智男君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（西山津智男君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成17年11月から平成18年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

平成18年1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長大島瑠美子君、広域市町村圏組合議会議員、齊藤實君、梅村務君ともども出席いたしました。

1月16日に、埼玉県議会議事堂で、「議員政策研修会」が開催され、出席いたしました。

1月18日に、埼玉県知事公館で、「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月24日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同視察研修」が開催され、川口市の「Skipシティ」並びに宮代町の新庁舎を副議長大島瑠美子君、議会事務局長南昭君ともども視察いたしました。

1月29日に、秩父地域青年林業会議所、秩父森林バイオマス研究会並びに秩父地区木材利用拡大検討会共催による視察研修が開催され、横瀬町スポーツ交流館の視察及び川越市民会館での「森づくりシンポジウム」へ参加いたしました。

2月9日に、熊谷市のホテルガーデンパレスで、「浄化槽整備促進のためのトップセミナー」が開催され、副議長大島瑠美子君、議会事務局長南昭君ともども参加いたしました。

3月1日に、さいたま市の埼玉自治会館で、「埼玉県町村議会議長会の定期総会並びに表彰式」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、平成18年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は、例年になく気温が低く、また日本海側では観測史上最も積雪の多い地域もあり、「平成18年豪雪」と名づけられ、被害に遭われた方も多かったようです。幸いこの地域は、毎年心配される雪による影響も少なく、安心していただいております。

冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園や梅園につきましても、ことしは寒さの影響もあり、開花はおくれましたが、大勢の観光客やハイカーの方々を訪れ、観光地長瀬の冬の目玉に定着したようです。これから一雨ごとに春の息吹を感じ、桜を初めとする花の季節を迎え、また明日10日からは長瀬ライン下りも始まる予定とのこと、本格的な春の訪れを迎えることと思われまます。

さて、経済を取り巻く状況は、景気回復機運であるとの話も伺いますが、町の状況は、春の気配とは裏腹に、町始まって以来の非常に厳しい時代を迎えております。こうした社会経済情勢の中、私は、住民に一番身近に接する町の代表者として、住民の皆様のご理解をいただけるよう、簡素な行政運営を進める中にも、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを進めるべく、日々努めているところであります。

さて、ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、財政の健全化を図るため、昨年5月に設置いたしました長瀬町財政健全化対策委員会から1月23日に答申書をいただきました。この場をおかりして、委員になられました多くの皆様には感謝を申し上げます。この答申を受けまして、平成18年度からの5カ年計画として新たに「行政改革大綱及び実施計画」を策定し、内容等につきましては、去る3月3日の全員協議会の席で報告させていただいたところであります。特に人件費につきましては、厳しい財政状況を勘案し、今までも各種手当などの削減対策を行ってまいりましたが、財政健全化対策委員会の答申を受け、私を初め特別職の給与の減額、非常勤特別職の委員の報酬等の引き下げ、人事院勧告に基づく給料表の引き下げを含みます一般職員の給与改定を行うべく、今議会に係る条例案を提案させていただきました。

なお、内容等につきましては、議案が上程された際にご説明を申し上げます。

続いて、観光関係について申し上げます。

長瀬観光ガイドの認定式が2月23日に行われ、昨年11月の募集から5回の養成講座や補習講座を終了した、延べ55名の方に登録していただき、長瀬町の観光振興のためのボランティアガイドが認定されました。

長瀬にもボランティアでのガイドが置かれ、第一歩が踏み出されたわけではありますが、早くなれていただき、長瀬らしさのあふれるガイドとなっていていただくことを期待するものであります。認定された観光ガイドの皆さんや養成講座の講師の方はもとより、主催された推進協議会や実行委員会の委員の皆様、関係者の皆様に、この場をおかりして感謝申し上げます。

さて、秩父路に春を告げる行事であります「長瀬祭り」が3月5日宝登山山麓で盛大に行われました。当日は、秩父各地の郷土獅子舞の奉納や秩父屋台ばやしなども行われ、大勢の見物客でにぎわいました。

次に、産業課関係についてご報告申し上げます。

花の里整備事業につきましては、昨年「長瀬町花の里づくり実行委員会」が組織され、実行委員会による花の里づくりが始められました。去る2月5日に花の里園内の通路整備やベンチづくり、2月20日にはハナビシソウの種まき、3月4日にはアジサイの植栽等を行っていただきました。いずれの作業もボランティアで行われ、町民の皆様が大勢参加していただきました。特にハナビシソウの種まき、アジサイの植栽には、埼玉県職員の皆様にも大勢参加いただき、総勢200名以上の方のご協力をいただき、作業を実施することができました。関係者の皆様には、改めて深く感謝申し上げます。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

毎年恒例の成人式を1月8日に行い、新たに121名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様にはご参加をいただき、ありがとうございました。次に、3月4日、平成17年度長瀬町スポーツ賞授与式を行い、功労賞1名と本年度各種大会で優秀な成績をおさめた個人6名、団体5団体が授賞し、それぞれ功績をたたえました。次に、児童生徒を不審者から守る学校パトロールであります。町民の皆様のボランティアにより、約50名の皆様にご協力をいただき、積極的な活動を行っていただいております。今後も引き続き協力を呼びかけてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定案5件、条例の一部改正案11件、補正予算案4件、新年度予算案4件、総合振興計画の期間延長案1件、一部事務組合等の規約変更案等5件の合わせて30議案でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（西山津智男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

11番 野口 清 君

12番 岩田 義和 君

13番 染野 光 谷 君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（西山津智男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの6日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの6日間とすることに決定いたしました。



### ◎町長の施政方針

○議長（西山津智男君） 日程第3、町長の施政方針。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 平成18年第1回長瀬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろ町政にご尽力をいただいていることに対しまして、敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

平成18年度の予算案を初め諸議案のご審議をお願いするに先立ち、町政運営の基本方針と主要な施策につきまして申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の景気動向につきましては、政府の平成18年度経済見通しによりますと、日本の経済は、消費及び設備投資が引き続き増加し、民間需要を中心に緩やかな回復を続けていくと見込んでおります。また、失業率の改善や大企業を中心とした収益力の向上など、景気の回復に向けた動きが見られるとしております。しかし、多くの国民、中小企業者にとりましては、地方経済への波及の実感はまだまだ乏しく、依然として厳しい状況にあります。

こうした中であって、国におきましては、郵政改革を初めとして各分野で改革が行われておりますが、地方行政制度におきましても、地方分権という大きな流れの中で、分権に耐え得る体制づくりのため、全国的に多くの市町村で合併が進み、平成11年3月末に3,232あった市町村が、本年3月末には1,821となる予定であります。さらに、国では地域ごとの市町村合併の進捗状況には差異が見られるとし、地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域行政への対応、より効率的で効果的な行財政運営の実現などの要請に

こたえていくためには、引き続き自主的な市町村合併を全国的に推進していく必要があるとしております。

町民の皆様が安心して豊かに暮らせるまちづくりを推進していくためには、安定した財政基盤が必要であり、10年後、20年後も行政サービスが継続可能かどうかを見据えていかなければなりません。

合併問題は、町の将来と住民生活に多大な影響を及ぼしますので、今後町民の皆様の意向を尊重し、対応してまいりたいと考えております。

また、国の三位一体の改革は、地方の自立を促し、地方分権改革への第一歩となるべきものであります。平成18年度までの廃止、縮減の対象となる国庫補助負担金の具体化や、これに伴う税源移譲、国の歳出見直しと歩調を合わせた地方交付税の見直しなど、市町村財政を取り巻く環境にも大きな変化が見込まれるところであります。

当町におきましても、こうした改革の影響を受け、歳入の伸びは期待できない反面、歳出では扶助費などの義務的経費が増加するとともに、福祉や医療関係の法改正等による支出が急増し、多額の財源が必要となっており、財政の健全化を確保していくことは、財政運営上の大きな課題となっております。

平成18年度の当初予算の編成に当たりましては、限られた財源の効率的、効果的な活用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性を考慮して、「事務事業総点検」による継続的な見直しと徹底、「財政健全化対策委員会」における意見を予算編成に反映させるとともに、施策、事業を厳しく精査いたしました。

それでは、平成18年度における主要な施策につきまして申し上げます。

まず初めに、「住民と行政の協働」につきまして、ご説明いたします。

行財政運営は、厳しい財政事情の中で、今年度策定いたしました行政改革大綱及び実施計画に基づき、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して、職員一人一人が常に行政改革の意識を持ち、徹底した行財政改革に職員一丸となって取り組んでまいります。

特に住民サービスの向上を図るため、毎月第1・第3金曜日の夜間と、毎月最終日曜日の窓口業務の開庁を引き続き実施してまいります。

さらに、当町では、以前から行財政改革に積極的に取り組んでいるところでありますが、昨年、長瀬町財政健全化対策委員会を設置し、委員の皆様から出されました貴重なご提言をもとに財政健全化計画を策定し、平成18年度当初予算にも、その一部を反映させていただいております。

今後も、これらの計画をもとに、各種事業の見直しや事業費の削減など、歳出全般にわたる改革と受益者負担の適正化などに取り組んでまいります。

「情報化の推進」につきましては、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請サービス、公的個人認証サービス等を活用し、行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図ります。また、グループウェアを活用し、職員間の情報共有を図ります。

町民の皆様と密接な関係があります住民、税務、財務等の各基幹系システムにつきましては、事務処理のスピードアップ化と効率化により、住民サービスの向上を図るとともに、自庁処理による経費削減等に努めてまいります。

「まちづくり推進体制の整備」につきましては、まちづくりを推進していく中で、まちづくりの主役である町民の皆様から、幅広く町政へのご提言等をいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を充実してまいります。

次に、「快適な環境と暮らし」につきまして、ご説明いたします。

まず、「交通体系の整備」につきましては、豊かな自然環境を生かした長期的な視野に立ち、生活環境の向上や交通の安全性の向上を図るとともに、個性豊かで質の高いまちづくりを進めるため、国道や県道の整備促進を県に要望してまいります。

また、在来の道路網のあり方を尊重し、整合性のとれた道路網づくりを計画的に実施し、だれもが良好な環境の中で安心して暮らせるよう、町道の改良を初め、生活道や側溝の整備を実施してまいります。

「交通安全対策」につきましては、交通事故を防止するため、通行に危険な箇所や交通事故が多発する地点に、道路照明灯、カーブミラー、ガードレール等を設置し、交通安全施設整備に努めるとともに、警察や交通関係団体等の協力を得て、交通安全の啓蒙活動として、街頭指導やキャンペーンを実施してまいります。

また、警察や関係機関と一緒に道路診断を実施し、地域住民が生活の場として利用している生活道路の危険箇所の改善を進めるとともに、子供から高齢者まで幅広い階層で「交通安全教室」などを実施し、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、町ぐるみで交通事故防止運動を推進してまいります。交通指導員による児童生徒の登下校時の交通安全指導にあわせて防犯パトロール活動も行っています。

「町営住宅の維持管理」につきましては、定住人口の充実を図るため、住宅に困窮している低所得者等が、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるように既設の町営住宅の適正な維持管理を行ってまいります。

「自然環境の保全・景観形成」につきましては、公共的な場所への花の植栽支給や、花の植栽を行う団体への花や植栽に必要な資材等を支給し、町民の皆様を初め、観光客の方々にも花を楽しんでいただけるようにしてまいります。

さらに、埼玉県の委託を受けて実施しております、県立自然公園条例に基づく工作物の新築等に伴う許認可進達事務を行ってまいります。

「災害、防災対策の推進」につきましては、当町は、自然環境に恵まれている一方で、未改修の水路が多く、侵食が進んでいるため、引き続き荒川や砂防指定地の護岸工事や流路整備の改修を県に要望してまいります。

町民の皆様の安全な暮らしを守るため引き続き消防防災活動の充実に努め、特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動している消防団の活性化を図ってまいります。

台風や地震などの自然災害に備え、非常食や毛布の備蓄を行うとともに、防災知識の啓蒙や避難場所の周知なども行ってまいります。

また、有事等に備えるための「国民保護計画」の策定や「防災計画」の見直しに着手してまいります。

「環境美化の推進」につきましては、ごみの発生や不法投棄、不適正処理による環境悪化の防止を図るとともに、行政区と連携して行っております「ごみゼロクリーン作戦」や「空き缶回収機による回収事業」「不法投棄パトロールによる撤去作業」等も引き続き実施してまいります。

また、有価物回収事業やごみステーションボックスの購入助成などを引き続き行い、ごみの減量化、資源化を図ってまいります。

平成18年度から秩父広域市町村圏組合では、ごみの減量化、資源化を推進するため、ペットボトルの回収を行うことになりました。

下水道区域以外の地域の生活環境の向上と水質保全のため、既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換や新設を希望する申請者に補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

次に、「産業振興」につきまして、ご説明いたします。

景気は回復傾向にあると言われる中、地方や中小企業にとりましては、依然として厳しい状況にあり、商工業、農林業などの産業の衰退、雇用不安、地域経済の減速など、重大な影響を及ぼしていますが、地域振興は町民生活を支える基本であるため、町民の皆様の安定した暮らしを確保するためにも重要な課題であります。

「農業の振興」につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、外国農産物の輸入増加、経済情勢の急速な変化などにより、大変厳しい状況にあります。このため、新しい農作物への取り組みや観光農業の振興など、地域の自然条件や地域に適した農業振興を推進するとともに、地産地消の推進や時代のニーズに対応した環境保全型農業に取り組み、活性化を図ってまいります。

また、農用地の雨水、排水等の改善を図るため、排水路の整備を行います。

「林業の振興」につきましては、京都議定書の発効により温室効果ガスの排出削減目標の達成が義務づけられましたが、森林による二酸化炭素の吸収が認められ、森林整備の重要性が増しています。

森林の有する多面的機能の維持促進を図るため、森林施業の前提となります現況調査等を行う地域活動に対し「森林整備地域活動支援交付金」を交付いたしますとともに、基盤となります林道の維持管理を実施いたします。

「商工業の振興」につきましては、大型店、量販店の進出や消費者の町外流出などにより、町商工業者の取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、町内の商工業者の経営安定や育成指導等に当たる商工会への助成を行ってまいります。また、平成16年度に策定した「商店街活力再生計画」を実施するため、商店街活力再生推進事業について助成いたします。

商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を国民生活金融公庫から借り入れた場合、町が引き続き利子補給を行い、商工業の健全な発展を支援してまいります。

「魅力ある観光地づくり」につきましては、長瀬を訪れる観光客が安心してハイキングを楽しむことができるよう、道標を設置するなどして遊歩道の維持管理に努めてまいります。

また、観光関連団体との協調により、イベントの開催や観光キャンペーンなど、各種施策の展開を図り、観光の振興に努めるとともに、観光施設のイメージアップを図ってまいります。

さらに、テレビ・ラジオ等のマスメディアへの情報提供などにより、的確な観光情報の提供に努めてまいります。

次に、「生きがいある暮らしづくり」につきまして、ご説明いたします。

まず、「高齢者の福祉」につきましては、急速に進行している高齢社会対策として高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度のより一層の充実を図るため、平成17年度に「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。この計画は、高齢化の進展による要援護者や給付費等の増大に対応するため、制度の大幅な改正がありましたので、地域の実情に即したサービスの提供が行えるよう、第2期計画の見直しを行ったもので、今後はこの計画に基づき、各種高齢者施策を推進してまいります。

介護保険制度の大きな改正といたしまして、介護予防に重点を置いた地域支援事業の実施や地域包括支援センターを設置してまいります。この「地域包括支援センター」は、地域における総合的なマネジメントを行い、適切・有効なサービスが提供できるよう相談・指導等を行うものであります。

また、在宅介護の総合相談窓口となります「在宅介護支援センター」も継続し、いつでも気軽に相談できる体制といたします。

「障害者の福祉」につきましては、すべての障害者が適切なサービスを受け、安心して生活ができるよう支援してまいります。特に本年4月から障害者自立支援法が施行され、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者も加え、福祉サービスの一元化や利用者本位のサービス体系に再編されるなど、障害者が利用しやすいよう、障害者の立場に立ったサービス提供や情報提供を行ってまいります。

また、精神障害者の社会復帰や自立支援を促進するため、精神障害者やその家族の相談援助活動も充実させ、精神的負担の軽減を図ってまいります。

「児童福祉」につきましては、少子化対策の一環として、本年度から児童手当が大幅に改正され、支給対象を現在の小学校3年生から小学校6年生まで拡大し、子育てにかかる経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、保育所や昨年10月から開設している放課後児童クラブの充実など、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成を図ってまいります。

多発している児童虐待につきましては、早期発見・早期対応を図るため、福祉・教育・学校などの関係機関との連携を強め、児童虐待防止活動をさらに推進してまいります。

「健やかな健康づくり」につきましては、みずからの健康はみずから守るという健康管理意識の高揚を図るため、健康相談・健康教育事業や各種がん検診、基本健康診査や介護予防健診などを実施してまいります。

「予防活動の推進」につきましては、訪問指導の充実や乳幼児予防接種の受診しやすい体制づくりを充実させてまいります。

また、高齢者に対するインフルエンザの予防接種や人間ドックの一部助成、気軽にできるウォーキングの普及など、健康の保持増進、生活習慣病の予防を引き続き行ってまいります。

高齢者の介護予防対策として、昨年からはじめました「元気もりもり教室」をさらに充実させ、介護保険認定で非該当となった方や虚弱高齢者、一般の高齢者を対象に、転倒予防の筋力アップや口腔ケア、低栄養改善を取り入れた介護予防事業を行い、元気高齢者の育成を図ってまいります。

「地域保健福祉の充実」につきましては、急速に進む少子高齢化社会に備え、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域ぐるみでの福祉活動への参加が必要であると考えております。このため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と町が連携し、老人クラブやボランティア活動団体等が積極的に参加できるネットワークづくりを促進し、地域における相互扶助意識の高揚を図ってまいります。

シルバー人材センターでは、平成18年度から在宅の移動制約者の日常生活の利便を図るため、福祉有償運送事業を実施する予定であり、高齢者が住みなれた所で、健康で生きがいのある生活が送れるよう地域に根差した保健福祉活動を推進してまいります。

また、各種医療、介護保険の推進に合わせ、福祉三医療の適正な事業を執行するとともに、国民健康保険や老人保健医療等につきましては、疾病内容の分析結果をもとに対応策を検討し、疾病にかからないようその予防に努めてまいります。

「コミュニティの育成」につきましては、コミュニティづくり運動を通じて、心豊かでふれあいのある、住みよい地域社会を構築していくため、引き続き「長瀬町コミュニティ協議会」の活動を支援してまいります。

また、地域住民相互のコミュニティ活動の推進の一助となすため、各行政区が行う環境整備にかかわる

事業に対し助成する「地域振興対策事業補助金」制度を引き続き実施してまいります。

町民の皆様が自主的に行うお祭り、地域福祉や健康増進事業等のイベントを支援する「共催・後援事業補助金制度」を引き続き実施してまいります。

「男女共同参画社会の実現」につきましては、各種委員の公募制を引き続き実施するとともに、男女共同参画社会の形成を推進するため、女性の登用を一層図ってまいります。

次に、「安全・安心な学校づくり」につきまして、ご説明いたします。

現在、学校等における、大変痛ましい事件が大きな社会問題となっております。こうしたことを重く受けとめ、学校の安全・安心の確保を重点に取り組んでまいります。

特に学校や通学路等における不審者から児童生徒を守るための学校パトロール活動につきましては、大勢の皆様のボランティアにより、各学校を拠点に実施していただいております。平成18年度はさらに初年度の反省も含め、パトロール後の情報交換の場を設けるなど、引き続き町民の皆様の積極的なご協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保を進めてまいります。

また、緊急の課題であります教育施設のアスベスト対策につきましては、平成17年度に危険箇所の整備を実施いたしました。引き続き万全な対策を講じてまいります。

児童生徒の安全と非常災害時に地域住民の避難場所となる学校施設の耐震化につきましては、順次整備してまいります。

「生涯学習の推進」につきましては、人々が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、生涯学習の推進に努めるとともに、学校施設の開放を推進するなど、町民の皆様の学習活動を支援してまいります。また、生涯学習の拠点施設としての中央公民館の事業を核に、文化団体連合会の活動等と連携を図り、町民のニーズに対応した各種教室や講座を実施してまいります。

「青少年育成活動の推進」につきましては、不登校や引きこもり、少年非行等の防止に向け、「青少年健全育成成長瀨町民会議」を核に、青少年育成推進員、青少年相談員等の活動費の助成を初め、青少年関係団体と連携を図りながら青少年健全育成推進に努めてまいります。

また、事例に基づいた具体的な取り組みとして、学校、福祉、教育等の関係機関が一体となり、問題をかかえる児童生徒に対し、いち早い対応ができるよう情報の共有化、具体的な対策など、積極的な取り組みを引き続き進めてまいります。

「ふれあいと個性をのばす学校づくり」につきましては、子供の成長過程に即した教育支援策として、幼稚園教育の普及・充実を図るとともに、保護者の負担軽減を行うことにより、就園しやすい教育支援をするため、私立幼稚園への就園奨励費の助成を引き続き実施いたします。

また、国際化の進展に伴う国際理解という観点から、幼稚園・保育園におきましては、「国際理解教育事業」の実施に対し助成をしてまいります。

小学校におきましては、国際社会に対する興味や異文化への理解を深めるため、外国人講師の派遣事業を引き続き実施いたします。

中学校におきましては、外国語青年語学指導助手による生の英語に接し、英語に対する関心や学ぶ意欲を高めるなど、英語教育の充実を図ってまいります。

「小中学校における情報教育の推進」につきましては、小学校の校内LAN整備を行うなど、引き続きコンピューターなどの整備の充実を図り、豊かな創造性と応用力を持つ児童生徒の育成を目指してまいります。

学校における情報化の推進は、教育活動上の効果をもたらすだけでなく、学校運営の改善、学校・家庭・地域の密接な連携が図られることから、整備の充実及び活用促進のための指導に努めてまいります。

「21世紀に伝える長瀬の歴史と文化」につきましては、貴重な遺産であります文化財を大切に保護し、正しく次の時代に継承していくことは、現代に生きる者の責務であります。

このため、国指定重要文化財の「旧新井家住宅」を初め、町内に存在する文化財の保存、活用に努めてまいります。

特に「旧新井家住宅」と隣接の「郷土資料館」におきましては、民間活力導入により、教育委員会と町内の有志の皆様が共同で取り組み、新井家が養蚕農家であったことから、機織りの実演を初めとする養蚕関連のイベントの実施など、観光客の誘客並びに施設の活性化へ直接つながる事業の実施に積極的に取り組んでおります。今後も引き続き民間活力導入により、旧新井家住宅・郷土資料館の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、昨年好評でした緑の村のハナビシソウ「花の里づくり事業」と、隣接という立地条件を考慮し、相乗効果が図られるよう実施してまいります。

「スポーツ・レクリエーションの振興」につきましては、町民の健康づくり、体力増進に資するため、体育協会、スポーツ少年団と連携を図りながら、子供から高齢者まで、身近で気軽に参加できる軽スポーツの普及を初め、体育施設の整備やスポーツ教室の充実を図ってまいります。

以上のような施策を盛り込み、平成18年度の当初予算案の編成を行いました結果、その規模は、一般会計28億4,186万8,000円、対前年度伸び率1.2%の増、国民健康保険特別会計8億6,931万円、対前年度伸び率8.2%の増、老人保健特別会計7億6,608万6,000円、対前年度伸び率1.9%の増、介護保険特別会計5億333万6,000円、対前年度伸び率35.5%の増となりました。一般会計と三つの特別会計を合わせますと49億8,060万円で、対前年度伸び率5.2%の増となりました。

以上、平成18年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

何分にも極めて厳しい財政状況下にありますので、今後もより一層行財政の簡素、効率化を進め、公共サービスと住民負担のバランスを再検討し、税収の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める必要があります。

事業実施に当たりましては、さらに精査、検討を重ねながら、限られた財源の適正かつ効果的な行財政運営に努め、住民福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民の皆様との対話により、職員と一丸となって町政発展のため、全力で取り組む決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



◎町政に対する一般質問

○議長（西山津智男君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願いたします。

それでは最初に、2番、関口雅敬君の質問を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町民との協働について町長にお伺いいたします。先般、各種委員会、特に財政健全化対策委員会について200人委員会を提案させていただきました。これは今後の長瀬町のまちづくりを考えた上で、町民の皆さんと役場がさまざまな事柄で協働しなければ、町がつぶれてしまうという危機感からの提案でありました。町の財政事情等を多くの町民の皆さんに認識していただき、今後の政策に協力してもらうには、計画策定の段階からなるべく多くの人たちを巻き込み、町の事業に参加してもらうことが必要で、こうした手法は計画策定の常道であります。今後こうした手法を計画策定に取り入れていくべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2番目、住民サービスについて町長にお伺いいたします。合併をしないという選択によって、税率の改正や手数料の見直しなど、行政改革という名のもとに住民サービスの低下、負担増が行われようとしています。しかし、考えてみますと、皆野町との合併をしないとしたのは、町民の皆さんの意思ではありません。最初の段階では、皆野町との合併はもとより、秩父都市との大きな合併、郡をまたいだ寄居町との合併など、選択肢は幾つかあったはずで、住民投票などの方法により、町民の皆さんの意思を反映することも可能だったと思います。町民の皆さんの意見、意思を聞くこともなく、合併できなくなった結果、住民サービスの低下、負担増を強いるというのは本末転倒ではないかと考えています。町長の見解をお伺いいたします。

3番目、白鳥荘について町長にお伺いいたします。なお、この質問を出した後に白鳥荘での会合に私も呼ばれ、この質問はむだな質問のようにも思われますが、通告のとおり質問をさせていただきます。

平成18年3月31日で埼玉県での運営が終了となる白鳥荘について、町への払い下げという話もあると聞いておりますが、今までのような形で運営を継続することが、地元の皆さんの安心につながると考えますが、NPO法人等への管理委託などを含め、さまざまな方法も考えられます。実際に皆野町の「いこいの村美の山」については、ヘリテージ・リゾートが運営を始めています。こうした方法の検討も含めて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、計画策定はもとより、各種事業を行う場合におきましては、町と町民が協働して進めていくということが、ますます求められているというふうに思います。これまでも計画策定などに当たりましては、地区懇談会、アンケート調査なども必要に応じて実施しているほか、審議会や委員会を設置する場合におきましても、町が一方的に委員を委嘱するというのではなくて、関係団体から委員の推薦をいただくとともに、平成15年1月に制度化した附属機関などの委員の公募に関する要領の内容により委員を公募し、応募していただきました方の中から委員として参加していただくというふうに行っているところであります。

また、平成17年6月には、町への提案制度を制度化し、町政の効率的、効果的な運営に役立てるために日ごろから思っている提言や要望などを伺い、まちづくりに反映しているところであります。今後町の基本的な構想や計画の策定などにおきましては、計画の素案の段階で町のホームページ、広報紙などへ公表し、広く町民の皆さんから意見や情報を募集し、提出されました意見などを考慮して決定していくなど、政策決定過程における公正性の確保、透明性の向上を図り、町民の参加による開かれたまちづくりの実現を目指していきたいと考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今の答弁は、私も一部前の質問から見ますと、町も大分変わってきたかなというところも見受けられます。ですが、私が発言している200人委員会というのは、スピードを持っていろんな事業に対処できるのだというメリットがあります。大変なところは、大勢集めるといろんな意見が出るということもありますけれども、町民の意思を反映するには、なるべく多くの委員の人を推薦してやっていただきたいと思っております。長瀬町の行政改革大綱にも協働の推進ということが掲げられております。私も評価したいと思います。町には、いろんな意見が、大きな声を出して来る人、そしてわがままを言いに来る人、意見をまとめてニーズにかえていってもらいたいというのが、この質問の本質のところでございます。

例えば社会福祉協議会が、今度移転問題があります。先日、町長とも社会福祉協議会でこの話をしたのですが、こんな大事なことが進められてくるのに、ほかのいろんなところには全然知られてなくて、年寄りの人へのサービスが低下にならないか、そういうのも、年寄りの方の意見も私は聞く必要があるのだと思うのですが、同じような人たちで委員会がいろいろあるのは私わかってはいるのですが、今後変えていくようにできるかどうか、お願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

200人委員会というのは、あくまでもその数を200人で考えているということではないと思いますが、大勢の方の意見を聞くということは、私たちもそれに異論を挟むつもりは全くありませんで、そういうことから考えて、私たちもいわゆる住民の意見を聞く、そういう制度もつくりましたわけですが、ただ、それぞれの、今までの、こちらから一方的にお願いするという形は廃止いたしまして、大勢の意見をくみ上げるために公募制度というのもつくれたわけでありまして、そういう意味ではニーズが多いということの、例えばメリット、デメリット等も我々も検証しなければならないわけでありまして、そういうことから考えると、余り多く人数がなるということについては、いかがなものかなという思いを持っています。効率的ではないなという思いを持っておりまして、その辺を含めて、ご理解いただきたいと思います。

それから、社協の問題につきましては、財政的ないろいろな問題もありますし、あの建物が築52年と古くなっているということもありまして、社協の理事会でも申し上げましたように、保健センターの2階が空いている、これも有効的に使わなければいけない。あえて申し上げれば、風光明媚なところからこちらに移るという危惧の念もいただきましたが、場所的には町の中心であるし、駐車場もいっぱい置けるところがあるということで、今車社会ということも考えますと、そういうことで、こちらの2階を新しく拠点にしようということで考えたわけでございます。これもまた後のいろんな質問が出てきたときにお答えを申し上げますが、白鳥荘の問題とも多少関係がありまして、そういうことと、それから財政的なことを今から、平成18年度の予算は、きょうご審議をいただくわけでありまして、予算を組めました。しかし、平

成19年度、平成20年度、その先を見てやるのが議会議員の皆さんや私たちの大きな責務であるというふう  
に考えておりますので、その辺将来展望も含めた町の財産の処分ということも考えていかなければいけ  
ない、その一里塚だというふうにお考えいただいても結構だと思います。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 財政の話も町長の方から出たのですけれども、社協の跡地利用についても、風光  
明媚な素晴らしい場所であります。跡地利用についても、いろいろ多くの皆さんから意見を聞いていただき  
たい。それと同時に、今町長の話の中で、いろいろ公募で呼んでいるのだというお話もありますが、そう  
いうのがないのもあるのですよ。先ほど町長が、花の里をメインにしております。ハナビシソウは確かに  
きれいです。ですけれども、あの花の里委員会をつくるときに公募はなかったと私は思っています。私も  
町内をいろいろ歩いてみて、いろんなアイデアを持っている、本当に地道にこつこつやっている町民の方  
もおるのです、実際に。だけれども、表へ出ていないから、土俵に呼び出しがかけられない人もいます  
よ。ですから、先ほどから言うように200人委員会というものは、200人集めろというのではなくて、各団  
体からいろんな人を、例えば何々会なら何々会から5名だとか、そういうことで集めてきてやっていただ  
ければ、花の里でももっと違う形の意見が出ると思います。私も花の里づくり実行委員会の方からいろ  
んな意見を聞かせてもらっていますけれども、本当に声を大きくどかーんとやらなかったら、意見が通ら  
ないのだというようなこともありますので、ぜひいろんな人の意見を聞く、町と町民が協働としてやる事  
業については、声が大きかったり、わがまま言える人の、その意見が通ることのないように町長にお願  
いしたいと思います。質問です。それに教えてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご意見の内容については、よくわかりました。私たちに手落ちがもしあったとすれ  
ば、それはこれから改めていかなければいけないというふうに思っております。声が大きい人の意見を聞  
くというような手法をとっているということは全く考えておりませんで、やはり大勢の方、それから声が  
表に出ないけれども、沈んでいる人……沈んでいるという言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう  
人たちの意見も聞くというのが、私たちの大きな責務であります。そのことについては、一時も忘れてい  
ないつもりでありますし、もしそういうことであれば、また皆さんからご提言やおしかりをいただいて、  
それを糧にして、また私たちも改めてそれを見直すということは、常日ごろからやっていかなければいけ  
ないというふうに考えているところであります。

それから、花の里の問題につきましては、これも今の県知事からの強い要望がありまして、県から特命  
の職員を秩父地域に送っていただいたというようなことがありまして、そちらからの要望もかなり強くあ  
りました。そういうことで、県のお力添えをいただいて、急遽やったわけであります。これがいいかどう  
かというのは別ですけれども、私たちも、そういうお力をかりられて、この間も2月20日と3月4日にハ  
ナビシソウと、それからアジサイの手入れをやりましたが、県の職員も最初16人、次の日が10人というよ  
うに大勢の職員のお力添えをいただいて、立派にお手伝いをいただきました。そういうことから考えると、  
ボランティアの輪が全県的に広がっているというふうに認識をしております。これを機会に皆さんのご意  
見をいただきながら、しっかりした対応をとっていくということをお約束いたします。

○議長（西山津智男君） 町長、2番の質問にお答えください。

町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、関口議員2番目のご質問にお答えいたします。

合併の問題であります。皆野町との合併につきましては、合併協議会を設置することも、それから解散することも議会に諮って決定しております。議会議員の皆様も私も、言ってみれば町の代表、町民から選ばれた責任を負わされている、そういう一連の人間だというふうに考えております。したがって、合併しなかったのは、町民の意思を聞かないということではなく、そういう代表者のご意見は何度もお聞きをした上で、この結論を出しているわけでありまして、すべて町長の責任ということにはならないのではないかと。皆さんにも、それぞれ適宜、適切にお話を申し上げているということは、ぜひご承知をいただきたいと思っております。

それで、合併できなくなった結果、税率の改正や手数料の見直しを行い、住民サービスの低下、それから負担増を強いているのは本末転倒ではないかというおしかりをいただいたわけですが、地方自治体を取り巻く行財政は、三位一体の改革というきれいな言葉を初めとする国の財政改革により収入が大幅に減少しております。また、長引く景気低迷による税収も伸び悩んでいるところであります。一方、それに反して、歳出面におきましては、高齢化による医療費や介護給付費、それから多様化する住民ニーズなど、行政需要がますます増加をしております、財政の硬直化が進行し、非常に厳しい財政状況になっているということは、議員ご承知のとおりだというふうに思います。これは長瀬町に限らず、各自治体の財政基盤は非常に危機的な状況にあります。きのうの新聞ですか、春日部市が市では何百億という予算を組むのに基金の残高が86万円しかないということを知り、先食いしなければ、平成18年度は予算が執行できないというようなこと、そういうことは、多かれ少なかれ各自治体で起きている現実であることをご承知おきいただきたいと思っております。

そういう状況でありまして、私たちも何回も申し上げておりますように、このままの状況が続けば、長瀬町におきましても財政再建団体に転落をしかねないということも想定して、その起こらないように日々努力をしているところであります。合併が成立したから、すべて安泰ということでは決してないというふうに考えております。こうした厳しい局面を乗り越えていくためには、今後とも各種事業の見直しや事業費の削減、それから歳出全般にわたる改革、そして受益者負担の適正化などに取り組んでいく必要があるというふうに考えているところであります。手数料の増額につきましても、昨年、長瀬町財政健全化対策委員会を設置し、委員の皆様から歳入確保、歳出削減策について多くの視点からのご審議をいただいた中で出てきたことも提言としていただいております。それを反映させていただいているということも、ご理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今の町長の答弁は、中身が、私にはよくわからないところが、かなり多く入っております。そこで、では、再質問をさせていただきますけれども、合併の責任は町長一人にあるわけではないのです。私たちにもあるのです。だから、私も責任は重大に受けとめて、この発言をさせてもらっております。住民サービスの負担増が、かなり多くなってきている状況、先ほども介護保険の話が町長から出ましたけれども、今度新介護保険制度が4月からスタートしていくのに、年寄りにもかなり負担増が、重くのしかかってきている状況なのです。

そこで、町長が当分の間、単独でいくのだというあいさつを私も何回か聞かせてもらっています。そういうことからして、いつまで単独でいくか、そしてビジョン、それで町長が言う、先ほども言った、長期という話がありましたけれども、そのぐらいなことがあるのだから、構想も練ってもらっているかと思うので、ぜひここで、そのビジョンと、単独でいくのに構想はどうですかということをお聞きしたいと思

ます。そして、今の状況で、平成18年度以降本当に大丈夫なのかどうか。財政健全化対策委員会からいろんな意見が出ました。あれを本当に重く受けとめて、本当に実行して、スピードを持って対処していかなかったら財政再建団体になる、これは私は合併の質疑をしているときから意見を出していたと思っています。そこで、町長、単独でいってどうか。大まかなあれで結構ですよ。町民の方に聞かせてやってください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

しばらくの間、単独でいかざるを得ないということは、たびたび申し上げています。しばらくの間の、その定義の問題は、はっきり定かではありませんが、私たちが今考えているときに、例えば寄居町、それから皆野町、この皆野町との合併の一番の発端は、この合併協議会が始まる前の週、12月の町村会のときに議長と一緒に参加をしたことがありまして、そのときに皆野町が秩父ではなく、小さな合併をしたいという話があって、その隣の長瀬町でもあるし、私も基本的には、秩父全体を最初から一つに縛るということについては大きな擬義を感じておりました。秩父は一つということに絶対反対だということではない。ただ、段階的な合併というのは、あってもいいだろうという考えを持っておりまして、その位置づけとして西秩父、それから横瀬、それから皆野、長瀬というのを考えた。皆野も、そういうことだったと思います。それで、関口議員はどういうふうにお考えかわかりませんが、長瀬町が皆野を通り越して秩父と合併するということは不可能であります。そういう状況の中で、皆野町との合併協議を進めたということは、ご理解がいただけるのではないかとこのように思います。

それで、このしばらくの間というのは、私は、ことし7月だと思いますが、寄居の町長選挙も行われます。寄居町は、三ヶ山の企業の進出等があって税の増収、そういう状況になっているので、寄居町は単独でいけるのではないかとこのような思いが、かなり強く最近出てきているというお話を聞きました。皆野町がどうなるかというのは、町長選挙が4月にあります。この結果、議員等々の動き、そういうものを見させていただいた上で、合併がどういう形になるかということについては、私たちは、最後のときに住民投票というのは行われるべきであると。最初から住民投票というのは、皆野がやって失敗したようなことは、私たちは、それにくみしないというふうに考えていまして、将来的に財政が健全であれば、長瀬という超有名ブランドを持っていくということ、これをやっていかなければいけないというふうに思っております。財政的には、平成18年度、平成19年度まではどうにか形はとれると思いますが、それから先、交付税の問題、それから税収の問題、税収は年々少しずつではありますが、増加に転じていることも事実であります。しかし、それが決定的な要因にはなり得ない。そういうことから考えますと、しばらくというのは、1年間たちましたが、これから先は柔軟に対応していかざるを得ないだろうというふうに考えています。絶対に合併しないということを考えているわけではありませんが、柔軟に対応する。それには皆さんからの貴重なご意見がいっぱい出てくると思います。

それで、寄居町との話というのは、実は3年前から寄居町とはいろんな接点がありまして行ってきました。それで、一般の住民の方は、そういうことに対する考え方がかなりありました。しかし、議会や首長におきましては、大里というエリアの中での合併というものを非常に強く、そういう思考があったように私には見受けられました。町長がかわりますから、住民がだれをどういうふうを選ぶかということも大きな問題のはしりになる可能性というのは否定できないというふうに考えています。ですから、ことしの後半、ある程度の動きが出てくるかもしれない。その動きを皆さんと見ながら相談をさせていただくという

ことは、これを私は否定しません。独立する場合、独立でいけるというのが一番理想であります、そういうふうにならないだろうということは、私たちも薄々考えております。それは突然変異的な税収増がないと多分不可能だろうというふうに思います。

それと、私が常々言っている、人件費を削減するということが大きな命題になりますが、これは長をして職員の解雇権を与えられないということからありますと、これは不可能に近い。でも、後3年たつと団塊の世代の幹部の人たちがおやめになるということも一つの定数減といえますか、職員の数が減る大きな要因になっていくことは確かであります。そういう状況をいろいろ勘案しながら、具体的な数字については、まだ申し上げる段階ではありませんが、非常に厳しい状況であります。全方位的な発想で合併をするしないについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今合併のことがありました。この合併の質問で、私は先ほどの1番の、みんなの意見をどうやって吸い上げるかという、この質問を出すときに、本来でありますと、1番と2番が一緒でいくわけだったのですけれども、私は、ここで区切って、一つの質問に2回再質問ができるということで、ここを分けました。ということは、この合併問題についても、町長、先ほど1番で話したとおり、みんなの意見を、なるべく大勢の人から吸い上げて検討してもらいたいというのが一つあります。それと、今言ったように、寄居が選挙で云々というのがありましたけれども、皆野も同じなわけですよ。たまたま私きのう秩父で、ちょっとお祭りの会議で、秩父の市民の方とお話をさせてもらっている中で、この話は先行しているだけのことだろうけれども、皆野町が秩父へいくのだと。先ほど町長は、皆野を飛び越していくわけにはいかないという話でしたけれども、もうそろそろアンテナをあちこちに置いて、早く勉強していかないと、乗りおくれた場合に、皆野だけいってしまいましたというときに長瀬は困るわけですよ。皆野が秩父は一つをやめて、小さな合併をしようよといって、それに乗っかっていった、それはそれでいいですよ。だけれども、今度は皆野町が秩父へいこうとしているのがあるわけですよ。火のないところに煙は立たないのだから、皆野町でも今そういう話になっているので、長瀬も人ごとではないですよ、これは。ですから、私は当選した当時、寄居町との合併を推進させたいというのが私の意見でした。

そこで、町長、これがこの質問の最後になりますので、ぜひいろんな人の意見をなるべく早く聞いて、住民投票まではいかなくてもいいですから、地域の懇談会ですか、4回やりました、5回やりました、形だけではなくて、もっと細かく、もう時間はないのですから、いろんなところでの勉強会を始めて、皆さんの意見をなるべく多く聞いてもらいたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のご質問につきまして、私は皆野町の選挙というのが、まだ行われていない。そのうわさの段階で動くことについては、問題がなしとしないというふうに思います。実は、きのうもある西秩父の議員が3名、私のところにおいでになりました。いろんな話をして、皆野町の話のことでおいでになったわけですが、いろんな意見があります。それで、皆野町で今優勢と言われている議員の大幹部が私のところへ電話をよこしまして、こういう話をしました。もしかしたら私の仲間が当選するだろうと。無投票かもしれないと。しかし、これは私は、当選、はい、秩父市ということには許さない。何で許さないか、その理由を申し上げますという話をされました。その人は、長瀬町にご迷惑をかけたのは皆野町だと。長がかわったから、全く180度変わりますというような状況は当然許されるべきでない。皆野町は、それなりの礼を長瀬町に尽くすべきであるということは、私は、その候補予定者に口を酸っぱくし

て申し上げている。もしそういうことがあればコール運動を起こすということを覚悟して提言していますというお話もあります。だから、表面の話と内部の話というのは錯綜しているわけでありまして、私たちは静かにその状況を見させていただくと。結論が出た段階で、私は、その長になられた方とひぎを詰めて話をしてみたいと考えています。それがスタートになるだろう。その前にとやかく動くべきではないというふうに思っております。

それから、前にも申し上げましたように、私の方から皆野町に合併のことについて、これから協議をしましょうという話はしない、それだけははっきり申し上げておりますし、今もその考えに変わりません。そのことを受けてではありませんが、今の予定候補者の何ともの人が、そういう話を私のところにしてきました。これは私をはぐらかすということの発言ではないというふうに私は信じたい、そう思っていますので、選挙が終わるまでは、そのことについては、私は動かない。それから、終わってから動くというのが、それが知事の言葉ではないですけども、仁義であるというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 町長、3番目の質問について。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員最後の白鳥荘のことにつきましてお答えいたします。

議員ご承知だと思いますが、白鳥荘は昭和46年に建設をされまして、35年過ぎています。そういう意味では老朽化が非常に進んでいるというふうに県の方も認識しておるようであります。それと、耐震構造になっていないということから考えますと、利用者の安全を第一に考えると、この耐震診断を行い、その診断結果によっては耐震化工事が必要となり、億単位の金がかかるというふうに思います。このほか水害、水が何回かあそこについているということがあります。私は、県の方との折衝の中で、ことしは危ないですわねという話を申し上げました。そういうことから考えますと、この老朽化と、それから浸水したときの対応については非常に大きな問題を抱えているというふうに認識をしておりました。ただ、県の方は金を出せば改修できるのだという、現場にいない人の大きなミスジャッジがあった。現場にいる人は非常に大変な思いをしているわけですが、県にいる幹部の人たちというのは現場を見ていません。そういう意味では、もう使わないでしようという考えを持っていたというふうに私には思えたので、あえて私は、ことしは危ないですよ。つく可能性がありますわねという話を申し上げました。つけば、後は何百万円かかかって整備すればいいのだよという発想は間違っていますというお話も申し上げたわけがあります。

そういう余分なことを言いましたが、そういうようなことから考えまして、例えば議員ご提案のように町が無償譲渡を受けて、NPO法人などに管理委託をさせるということにつきましても、いろんなことを考えますと、耐震構造、そういうものをやった上でNPO法人には委託をするということが前提になるのではないかというふうに考えておりますので、私たちとすれば、長瀬町の貴重な資産であります。これを県の、最後から2回目でしたかね、県の担当の課長との話し合いのときに、県のご好意といいますか、こういう契約をしたいという原文を見せていただきました。そうしましたら、がんじがらめになっています。10年間は、あの建物を使いなさい。それで、1年ごとに経過報告をしなさい。あの土地を貸す場合には、県に事前協議をして、その許可を受けないものについてはやらせませんという話なのです。それでは、県が長瀬町に差し上げますという話と違うではないですかと。所有権が長瀬町に移れば、長瀬町が有効に使えば、それに対して県が意見を言うことはおかしいではないですかと言ったけれども、いや、こういう契約でなければ県はできませんという話です。長瀬町を信用していないということにつながるのかもわかりませんが、私は最後に申し上げたのは、それでは両手両足を縛って水の中に放り込んで、これで上手に

泳ぎなさいと言われるのと同じですよという話を申し上げました。

そういうことから考えて、これを私たちが、あの景観を大切にしたいという気持ちに今でも変わらないし、ぜひそれは欲しいと思います。しかし、そういう状況の中で、建物が第一義に考えられているということについては大きな問題があるというふうに思って、そして県の縦割り行政が、本当に昔とちっとも変わっていないというのがよくわかりました。言葉の中では縦割り行政排除と言っていますが、ほかの課の幹部の人たちが、福祉部を批判しています、今。あんな契約を長瀬の町長がしたら、町長が笑われるぞと、よく断ったというふうに、断って評価されるようなことであります。それがいいかどうかはわかりません。しかし、そういう負の遺産をいただくことは、それだけ町に財源的に余裕があれば、それはそれでいいと思いますが、そういう状況にないという現状から見て、これはまことに残念だけれども、断らざるを得なかったというふうに思っておりまして、その続きのNPOにつきましても、今ほかのところからも、きのうも電話をもらいました。

それで、議会が始まるのだという話をしましたら、終わったら会ってくれないかと、白鳥荘のことですと言うから、白鳥荘は、私の方はお断りしたのですから、県の方にお聞きいただきたいという話を申し上げました。それでも、その経過についてお話を聞きたいということでもありますから、それは私の知っている範囲はすべてお話し申し上げますということで、議会が終わった後、30分ばかり時間をくださいということですから、これは秩父の名前を出せばすぐわかる事業家であります。それが何か考えたいということでもありますから、それは今までの経過については、ご説明申し上げますという話をしましたが、やっぱり内部のことについてわからない、県と接触は、多少はあると思いますが、いろんな複雑な絡みがあるということで、長瀬町がどういう対応をしたかということを知りたいというようなことと承知しています。そういう状況で、まことに残念であります。この白鳥荘につきましても、そういうことなので、これは県の方にそのままお返ししたということではなくて、県の所有になっておりまして、今は工事を始めたのですかね、そういう状況でありますから、これも残念なことであります。ご理解をいただきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 県庁の中にも、すごく勇気のある職員がいるということが、よくわかりました。町長に、こんな契約書で、もらわない方がいいよと言う職員、すごく勇気がありますよね。必要だと思います。

〔「いっばいいます」と言う人あり〕

○2番（関口雅敬君） はい。いいことはいいで、言える職員は立派だと思いますよ。ですが、今町長のところに、また大物の方が来ていると。だけれども、私から言わせてもらおうと、この間、最後の会議の席上で、地域住民の方を県の課長さん含めてお話をしたのは、ボールは県の方に行っているのだと。だから、長瀬町が、ここでどうこうやるのではなく、あれは県の持ち物ですから、県とやってもらうように言ってやってください。それが筋ですから。

それで、私も白鳥荘は、本当に隣組の地域になります。そこで、いろんな方からいろんな話を聞く中で、先日の会議のときに、もう話す余地はないのだと。私もそこで発言をさせていただきました。町ももう気はないし、県もそういうのだったら、話し合いを幾らしてもむだだと。あれを取り壊すしかないのですよ。実際今町長が言うように、耐震診断、水がつかるとの何だのという話をしてくれば、県も耐震診断しなければ、あげるあげないではないだろうけれども、いろんな縛りがあるのだろうけれども、私が平成17年3月

20日ごろだと思うのですけれども、県庁にこの白鳥荘の問題で長寿社会政策課ですか、あそこへ行ってお話を聞かせてもらったときには、長瀬町から返事がまだ来ていないので、公式な話はできないけれどもということで、お話をさせてもらって、町長が言うように県の縛りがあるのだ、何だのという話、私たちの方には聞こえてこないのですよ、どんな縛りがあるのか。簡単にくれるというのは、議事録に載っていますよ。簡単にもらえるのだというような答弁を平成17年6月議会で町長はしているのです。

だから、私たちは、この議場で、簡単にもらって運営ができるのだろうかということで考えるしかない。県から手足を縛ったような制約があるのだということは、今というか、つい最近になって私も町長から聞いたので、結論から言えば、町のスタンスは、ぜひ取り壊しをお願いしたいと。あの井戸上郷区については、以前、秩父鉄道ですか、で持っていた地産ロッジの跡地、あれが廃墟になって、若者が夜遊びに来る。本当にきゃーきゃー悲鳴が聞こえる。本当に助けを求めている悲鳴か、遊びの悲鳴かわからないように、みんな本気で廃墟の中で遊んでいる。この白鳥荘が、その二の舞を踏んでもらいたくないということで、町長にこれはお願いなのですけれども、県に取り壊しをしていただいて、あそこに県で護岸工事した、途中でやめたというのがあるわけです。関連して、あの風光明媚なところを廃墟にしておかないこと、これは町で大事なことだと思います。それと、老人クラブからグラウンドゴルフができる場所がないと、公式に。そういういろんな話を聞けば、あそこは自然なコースで、年寄りが散歩したり、いろいろできるので。ですから、ぜひ取り壊しを町長、長瀬町の代表として、ぜひ県の方をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今関口議員のご質問の中で、簡単にもらえるというお話がありました。この職員の前の、これは具体的に名前を出します。中山課長、それとその下にいた、長瀬町の企画財政課長でありました木村副課長、この2人の対応のときには、長瀬町にお金をつけて差し上げてもいいのですと。はっきり申し上げますと、お金をつけて差し上げます。長瀬町に所有権が移転すれば、どういうふうにお使いいただいてもいいのですと、そこまで言っていました。そんなことはしないと。とにかく貴重な財産なのだから、有効に使いますという話をしました。担当の課長がかわりました。副課長もかわりました。副課長には非常に好意的に行動してもらいましたが、そのほかの人たちは、今までと全く違う対応になりました。

こんなに同じ課の職員で、人がかわるとこんなに変わるのかなという、本当につらい思いをしました。ですから、私は、一番先に新しい課長、尾形といいます、その課長と会ったときに、私に任せてもらえるなら、あの建物を一番先に壊すことから始めますと。別のところへ建物を建てる、そういう民間の活力を知事が使えということ盛んに言っているのだから、そういう意見を取り入れて、知事のお考えでもありますから、それをお許しいただけるのなら、建物を最初に壊して、別のところへ建物を建てて、それは場所もいいところですから、そういうところに前任者は、長瀬町で何か新しく考えたら、手を挙げる、大企業、超一流企業がいっぱいいるよという話なのです。そういうところまで下準備をしてくれた中の発言だったのです。というふうに私は理解していますので、そういうことを確かに言いました。しかし、課長がかわると、こんなに変わるのかなという思いを持って、本当に寂しい思いをしました。ですから、カルト集団の巣になりますよ、例えばオウムみたいなものが来たらどうするのだ、私たちに責任持てないではないですかという話まで申し上げましたが、反応がありませんでした。自分の保身なのかなという思いがありました。

それで、先ほどの話になりますが、県の方で、もらわなくてよかったですねと言う人、大勢いるのです。県の部長にも何人かいます。出先の所長にもいます。私は、断って、一番最初に県の出先に行きました。その一番筆頭の所長が、私が行きましたら、さっと私のところへ走り寄ってきたのです。私は、そのことを考えていましたから、これは怒られるなと思ったのです。そしたら、その所長は、町長、よく断りましたね、私そのとき立ち上がったのですね、おしかりを受けると思って。そしたら、よく断った。えっと言ったら、あの契約の原文を見て、それでももらえと言ったら、大変なことになりますよ。よく断りましたね、勇気がありましたねと褒められたのですね。えっ、勇気も何もないですよ。あれでもらったら、ばかだと言われますから、お断りしたまでですと言いました。それは県庁に行っても、県の幹部連中のところには、その契約の原文というのは回っているみたいですよ。あれじゃ契約できねえよねというのを部長から何人も聞きました。

結果論ですから、それがいいかどうかは、私はわかりません、まだ。でも、それでやれば負の遺産を、先ほど言ったような耐震構造で1億円かかる、専門家に見てもらったら、長瀬町、譲り受けたら、次の年は県から耐震構造はいつしますかって必ず言われますよと。県の手から離れば、県というのは、そういうものですよという話までされたのです。そういうことも聞いていましたので、これは先ほど申し上げましたような、全く身動きのできない人間を海の中に放り込む、水の中に放り込むというような例え話をさせていただきます。その県の人たちにすれば、言葉の非常に乱暴な人間だというふうに思われたと思いますが、しかしそれを言わざるを得ない。

それで、その契約の原文を車の中で、今の参事兼総務課長に持っていただいて読みました。それで、次に長瀬町へ来ていただくときに断ろうということを決めた。そういう状況で、本当に貴重な財産をいただく、私はまちおこしの原点になるだろうというふうに大きな期待をしておりましたので、これを断るまでには総務課長に怒鳴るようなことまでしました。何やってんだと言いましたけれども、結果的には総務課長の考え方が正しかったのかな、まだおわびはしていませんが、これから総務課長には頭を下げるつもりでいます。そういう状況なので、ひとつぜひご理解をいただきたいと思います。私も、今でも、何回も申し上げますが、あの土地、風光明媚な土地は、何としても長瀬町で活用したいというふうに今でも思っています。負の財産である建物がなければ。そうしましたら、建物をやりますよという話から始まったのではないかと、そういう話でした。まことに残念であります。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） では、町長、参事兼総務課長によく頭を下げて、今私本当に思うのは、参事兼3人そろっていますけれども、この町の中は本当に風通しがよくなりました。お願いすれば、すぐ動いてくれる。本当にいい体制になってきました。ぜひそういうことで、参事3人いますけれども、素晴らしい人材がそろっていますから、意見を聞いて、町長の議事録を検証してくると、合併問題でも何でもことごとく反対になってきているのですよ。ですから、そういうことがないように、よく相談して、しっかりした方向を示していただきたいと思います。

そこで、取り壊ししかないという話、私も平成17年3月20日のときに行ったら、担当の部長さんと、その下の方、私たちと相對しながら、後ろで荷物整理しながら答えてくれるような状況下で、えっ、かわってしまうのですかと言いながら話して、きちんと申し送っておいてくださいねという話はしたのだけれども、今町長の話聞いて、全然変わってしまったというのを残念に思っています。

そこで、最後の質問になりましたので、町長からも出たのですけれども、風光明媚な土地を大事にした

いというお話なので、たまたま私もこれは最後にお話ししようかなと思ったら、先に町長の方から出たので、風光明媚な土地、すごくいいところですよ。白鳥荘のところの土地も、その川の反対側にある社協の土地もすばらしい土地なのです。だから、ぜひ今後も、あの建物を取り壊しても、町のためにあの土地を有効に生かしてってもらいたい。土地を簡単に売るだの何だのという考えはないだろうけれども、ああいう土地は、本当に今土地代がずっと下がっている時期なので、財産を軽くしていくということも必要だろうけれども、社協の跡地、白鳥荘の跡地は、ぜひ土地で残して、町のために活用できるように、ぜひ頑張ってもらいたいと思うのです。

それで、最後にお話し、町長、本当にもう一度お願いしますけれども、取り壊しの運動を先頭になってお話ししたいと思います、これが最後になりますので、決意をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） それはお約束します。一つ、私は、今、関口議員の発言の中で、町長のやっていることと結果が全部違うというお話がありましたね。これは私は議事録を見て、それなりの対応をさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（西山津智男君） 次に、14番、渡辺強君の質問を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 14番の一般質問を行います。

初め、1として、長瀬町財政健全化対策委員会の答申について質問します。昨年5月より9回にわたって、長瀬町財政健全化対策委員会が開催されました。委員16名より活発な意見が出され、去る1月23日、その答申書がまとめられ、会長より町長へ提出されました。この答申をどのように受けとめ、今後どのように対処していくおつもりなのか、お伺いいたします。

なお、答申の内容は、かなり厳しいものと認識しております。時期がちょうど平成18年度当初予算編成の最中で、検討の時間もなかったかと思いますが、住民福祉サービスに大きな影響を与えることなく、答申内容を反映させることができた事項があれば、あわせてお伺いいたします。

2番目、お年寄りや交通弱者に対する病院、公的機関などへの送迎について。長瀬町の人口は、昨年12月1日現在8,546人、その中で65歳以上は2,111人で、高齢化率24.7%となっています。このような状況下で、高齢者や障害者の方々などから病院や公的機関への用足し、並びに買い物などの送迎サービスを希望する声が年々ふえております。地方自治体の中には循環バスを運行して、住民の要望にこたえているところもあるようです。当長瀬町ではどのような対策が考えられるか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたし

ます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。長くなりますが、お許しをいただきたいと思っております。

最初に、財政健全化対策委員会の答申をどのように受けとめ、どのように対処していくかということでございますが、本委員会は、厳しい財政状況の中で、行政の外から町の財政健全化に対してご提言をいただくため、昨年5月に議会からの推薦、各種団体からの推薦、企業経営者や公募などによりまして、16名の委員で設置をさせていただきました。議員の方にもお骨折りいただき、ありがとうございます。ご案内のとおり9回にわたる熱心な会議を開いていただきまして、貴重なご意見をいただき、1月23日に答申書をいただきました。この場をおかりして、委員の皆様には感謝申し上げます。この答申書を受けまして、町では課長級で組織する財政健全化推進会議と行政改革推進本部に諮りまして、答申書に盛り込まれております内容をもとにして、これらの具体化を図るため、また町民ニーズや新たな行政課題に適切に対処するために各課から行財政改革に資する事業の提案を受け、平成18年度から5カ年計画といたしまして、新たに行政改革大綱及び実施計画を策定したところであります。

なお、行政改革大綱及び実施計画の内容は、議員の皆様には全員協議会でご報告を申し上げます。現実には、この計画に盛り込まれている内容をすべて予定どおり実施できたとしても、厳しい財政状況は変わらないということでありまして、私を含め、職員全員の意識改革を図りながら、住民サービスの向上に全職員が一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

続いて、答申内容を反映させることができた事項があればというご質問だったと思いますが、歳出削減に向けた取り組みといたしましては、人件費についてであります。特別職の給与についても、さらに給与月額を引き下げを行うことと、期末手当についても年間支給月数などの見直しを行います。一般職につきましては、平成17年度人事院勧告に基づいた給与表の引き下げを行いました。また、職員手当につきましても、調整手当、これはよその市町村では調整手当を廃止して地域手当にすりかえているところが多いようですが、そういうことは長瀬町はやりません。それと、特殊勤務手当を廃止いたします。時間外手当については、時差出勤、時差勤務、振休、代休制の活用によりまして節減を行いたいと思います。管理職手当につきましては、現在10%減額しておりますが、さらに20%へ減額を行います。また、期末勤勉手当についても役職加算率の引き下げを行うとともに、勤勉手当については、職員に対し業績に対する評価を行いまして、勤務実績による反映を拡大いたします。次に、非常勤特別職につきましても、報酬及び費用弁償の引き下げを行うこととしております。委託料につきましては、議場設備保守点検委託料の廃止、庁舎清掃委託料、測量委託料、中央公民館、郷土資料館の管理業務を一部職員で行うことにより委託料を削減しております。これらが答申書に盛り込まれております内容をもとに平成18年度当初予算に反映させることができた主な事業であります。

また、歳入では自主財源確保に向けた取り組みとして、町営住宅入居者の駐車場使用料をいただくこと、それから各種証明の手数料の見直しを行うということ、それぞれ条例の一部改正案の議案を上程いたしましたので、議員各位におかれましても、ご理解をお願いするところでございます。そのほか、5月に行われます普通自動車の徴収によりまして手数料を前年対比で倍ぐらい、200万円以上の手数料をいただけるようなことも考えております。いずれにしても、増収を図るというのは非常に難しい、役所というのは、そういう習性になっていないというのをつくづく感じたわけでありまして、この辺をこれからしっかり時

間をかけて検討し、全力を挙げて役場職員一同頑張っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 再質問を何点かしたいと思います。

まず、この答申の中身は膨大でございます。そこでは16名の人が、かなりいい意見を述べまして、私も出て、この財政健全化対策委員になってよかったと思うのは、やはり町民の代表の人たちは、本当にむだ遣いをやめさせて、合併しないために財政健全化対策委員会ができたので、どのものを削って、どのものをふやせばいいのだということで、かなりみんな真剣に質問したり、意見を述べていました。そこで、私が一番言いたいのは、これからの長瀬町の将来のことを考えて、長瀬町に若い人が住みつくために、ほかの町の方に行ってしまうないように、子や孫が住み着けるように、そのためには何点か述べたいと思います。

まず、少子化対策、子育て支援について質問したいと思います。ご存じのように昨年10月に、町の税金を使って、また借金までして長瀬町放課後児童クラブができ上がりまして、10月ですね。そして、その前に、昨年2月ですね、たけのこ学童クラブができて、2カ所でき上がったのです。それは一緒になっていろいろやろうという中で、空き教室の方がいいという人と、もう待ってられないということで、まず財政の方から言いますと、役場が全面的に面倒を見てつくった、今度の当初予算は税金でつくった、1,769万円が予算化されました、平成18年度。それで、この中身は、町も借金して、県と町で、皆さんの税金でつくったわけです。1,769万円、予算化されました。それで、職員も役場の職員が2名常駐というわけではないですけれども、施設長を含めて2人が、かなりの面で面倒を見ております。

そういうことで、この空き教室の学童クラブというのは、一昨年、平成15年、やはり予算化されまして、県は金がないということで、2,320万円を予算化したけれども、県に金がなくて、1年たって、やっと昨年平成16年予算化したわけです。しかし、なかなかうまくいなくて、平成16年の予算化の中ででき上がったわけですね。ところが、皆さん、たけのこ学童クラブは、昨年2月に完成して、町の職員とも祝賀会をやったのですけれども、今そういう中で、ざっと考えて1,500万円ぐらいみんなが出し合っただけでつくった民間の学童クラブでございます。そういう中で、ことしの4月からの入所ですけれども、私の調べた中では、空き教室である長瀬町放課後児童クラブは、ことしの4月1日から18名、しかし、たけのこ学童クラブは54名というふうになるそうです。

そこで、私が思うのは、長瀬の今度の予算の中で726万6,000円組んだ中で、長瀬町の公営の放課後児童クラブは427万円の予算で、たけのこ学童クラブは290万2,000円と。こういう現実を見て、私は同じ長瀬町の学童クラブに対して、これだけの予算化をすることについては、私は納得いきません。同じ子育て支援ということで、長瀬の子供たちを面倒見るについては、やはり問題点ではないかと思うわけです。そして、この長瀬の学童クラブの……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） ちょっと黙ってくださいよ。この学童クラブに対して、そして広報で全面的にバックアップして、職員と児童の募集をしたということについては、私は納得いきません。同じ学童クラブの、民間であれ何であったって、やはり広報で、こういう学童クラブが二つありますよということで、きちんとやるべきではないか。ですから、私が、なぜこういうことを出したかというのは、少子化対策、子育て支援は、町がもっと平等に力を入れてやるべきではないかと思うわけですが、それについての考えを、町長が答弁できなければ、後でもいいですから、きちんと答弁していただきたいと思います。それで、

これは予算でやることだと言うけれども、これは大事なことなのです。今子育て支援は、民間でも役場でも一緒になって力を合わせてやらなければならない時代ですから、ぜひ町長の、どういう答弁をするか、期待しております。

また、今長瀬の財政健全化対策委員会の中では、役場職員の提案制度については、役場職員がみずから大いに発言して提案して、頑張してほしいという提案制度です。しかし、役場職員の人数は、今後平成22年までに96名から88名にするということで、人数を少なくしようということですが、私は、この問題については、役場職員がやる気になるためには、生き生きと頑張るためには、提案制度をやしてほしいという財政健全化対策委員会の中で大変な声があったのです。役場職員が本当に本気でやれと、提案していけと、そういう声があるのですけれども、これについて町長は、少ない人数でどういう形で、役場職員に生き生きと活性化につながるような役場職員の仕事していくかと、この中で答えていただきたい。

あと、新たな財政確保対策として、今削る方向で、要するに税収が少なくなっている中で、財政を確保するためには、今ハナビシソウの話も出ました、ロウバイの話も出ましたけれども、やはり今この長瀬町ではまちづくり検討委員会について、商工会、農協、観光協会、町産業課、町観光課が一体となってまちづくり検討委員会、お土産や食べ物の開発、そういったために頑張るような施策をしなければ観光客がたくさん集まっても、金を落として税収がないということであるので、この答申の中で私が考えたのは、まちづくり検討委員会、多くの人が、さっき2番議員が言ったように、大変いい意見を述べましたけれども、充て職ではなくて、いろんな人の声を聞くようなまちづくり検討委員会をつくったらどうなのかと私は思うわけですが、どう考えているのか、お願いしたいと思います。町民と、この財政健全化対策委員会からは、長瀬は人は来るけれども、金が落ちない。収入が増加しないという形で声が大変上がりました。我々は、そういう点では、この問題について本気で取り組む必要があると思うのです。

その次に、余りしゃべるとあれなので、少し絞りますけれども、農地の活用の問題です。今10年後、5年後ですね、10年というのは、あれで、5年後、10年後、この町の……

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 何点か挙げたですけれども、とりあえずこの質問をもう少しやりたいのですけれども、今区切りますからね。今深刻なのは、私の近所で田んぼをやっている方、畑をやっている方、先ほど後継者の問題とかがいろいろ話しましたが、要するに今後10年間を見込んで、今やらねばならないのは、農家で食っている人というのは、本当に少ないですけれども、田んぼや畑を後継者が出てくるのですよ、どんどん。それで、高齢化ですからね、そのままいついて、農地をどうして町の発展に、収益のために頑張るかについては、やはり考えていく時代だと思うのですよ、今。町長は、その辺についてどう考えているのか。とりあえず絞って回答をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

最初の学童クラブの問題は、質問通告の中に入っておりませんので、これは後ほど直接お答えをさせていただきます。

それから、役場の職員の人員減につきましては、私は前から言っておりますように本当に真剣にやれば65人体制でやらなければ、この町は破綻するということを何回も申し上げているつもりであります。65人が適当かどうかというのはわかりません。私は、そういうふうを考えておまして、そういう状況の中でできる、そのための一里塚としてグループ制を引かせてもらいました。これは先ほど関口議員からもご指摘ありましたように、私はかなり効果が上がるのではないかとというふうに考えておまして、そのグループ制の中で縦割り、先ほど県の縦割りの弊害を申し上げましたが、縦割りの弊害を排除する一番いい方法だというふうに確信を持っておまして、こういう中で、いかに人数が合理化、効率化できるか。いかにしても、自治体の中で一番問題なのは、私は人件費に尽きるというふうに考えています。人件費というのは、大企業が今空前の利益を出していると言われますが、これは何で利益を出しているかということ、業績の向上はもとよりですけれども、基本的には人件費なのです。人を減らした、これが大きな要因になっているというふうに私は思っておりますので、そういうことにつきまして、これはグループ制でしっかり縦割りを排除して、人間がそのグループの中で自分の活動するところをしっかりと守ると。そして、協力し合うということが大切だというふうに思っております。将来は課の数を減らすことも視野に入れてやらなければいけないというふうに考えているところであります。

それから、まちづくり検討委員会のことが話に出ましたが、その中で観光、人が来ても金が落ちないというお話がありました。私もそのように思います。実際に金が落ちないのかどうかについては、税金の申告等々があればわかるわけですが、その辺が非常に不明確な部分があるという話は観光業者からも直接聞いております。ただ、私たちには、そういう調査権があるわけでもありませんし、適正な申告をしていただいて、納税していただけるかどうか。そのために私たちも、住民の皆さんも本気で、花の里づくりについても大勢の方に協力いただいています。そういうことも考えますと、それと自然景観がいいためにお客さんがおいでになるということをお観光業者には忘れないでほしいということは折に触れて申し上げております。そういう状況で、これからのそういう人たちの活動と、それからいろんなことに対する申告等につきましては、待ちたいというふうに考えているところであります。

それから、農業の問題は、渡辺議員がどういうふうにご提言するのかなと思って期待を持っておりましたら、具体的な提案がありませんでした。農地の大型化といいますか、そういうものやあって、本来機械化すべきだという意見がいっぱいありますが、日本の土地の所有権というのは非常に大きなネックになっておまして、境を外して人の土地と一緒にやってやるということには、今までの農業者の考え方からすると、気持ちの転換がないとちょっと不可能ではないかなというふうに思っております。これは非常に難しい問題ですが、しかしやっぴいかなければ、農業者の高齢化と合理化、効率化というのは不可能だろうというふうに考えておまして、この辺は、これから大きな課題だと思っております。今方々を見て回りますと、かなり荒れている畑がいっぱいあります。そういうものも含めて、大きな課題でありますし、手をつけていかなければいけない。それをなかなかご理解いただけないなというふうに思っております。その境の問題で、すぐいさかいが起きるといようなことが必ずあります。そういうときにどうするかということについても、適当でいいやという話にはなりませんけれども、そういう広い心の対応というのを持っ

ていただかないと、これはなかなか実現するのは難しいのかな、そんな思いを持っているところであります。

以上です。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 残念なのですけれども、町長は、先ほどの二つの学童クラブのできた経過は知っていると思いますけれども、要するに二つの学童に今片方は54人、片方は16人ぐらいしかいないので、この問題については、やはりきちんと、その人数に合わせての対策を考えていただきたい。そして……

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、渡辺強君。

一般質問を続行いたします。

○14番（渡辺 強君） 長瀬町財政健全化対策委員会は、将来のことを見通して、子育て支援、少子化対策を本気でやってほしいと。先ほど言ったように町長は、この問題について前向きに考えておりますけれども、一言、今後どうするかについて答えてもらいたい。

あと、再質問ですけれども、まちづくり検討委員会というのが、やっぱり今必要なのですよ。というのは、先ほど2番議員から言いましたように、今農協とか、町観光協会、商工会、そういう人たちが手をつないでまちづくりをしなければ、幾ら合併しても大変な問題になるのですよ。といますのは、秩父市では合併を終えて選挙が行われます、来月。秩父市議会議員選挙。その中に既に福祉が後退しているのですよ。例えばの話、健康保険税は何倍も上がります。秩父市は、今まで大変高い、秩父市に合わせられてしまうのですよ。だから、今はまちづくりのことで、いろいろ話し合いをしないとだめなのです。それで、子育ての問題では、大滝は、今後修学旅行の中学までの補助がなくなるのではないかって大変心配しております。だから、これからの問題では、合併すればいいというものでは、バラ色ではございません。やはりじっくりと時間をかけてやっていかななくてはならない。それについての意見を聞かせていただきたいと思います。

あと、問題は、報酬の問題ですけれども、今人件費を減らすためにいろいろ頑張っておりますけれども、もっともっと見直さなくてはならないのです。といますのは、これから予算で審議されますけれども、財政健全化対策委員会の中でいろいろ言ったことが、この予算化の中で動いているのです。例えば議員の報酬の引き下げとか、議員の定数を減らすとか、あと各種委員会、教育委員会、農業委員会、各種審議会、これをカットしております、何%。しかし、それでは今の問題では対処できないのではないかと。もっと検討する必要があるのではないかと思います。そういう意味で、町長の考えをお願いしたいと思います。では、何点かお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

学童クラブの問題については、よく調べた上で、後ほどお答えをさせていただくということで、先ほど承知をいただきましたので、そのとおりでよろしく願いいたします。この問題については、意見の違い、それからいろんな問題がありました。そういう中で、町でつくったということについては、それなりの理由があってつくったということは、渡辺議員も承知されていると思います。あとのことについては、お答えを後でさせていただきます。

それから、合併がバラ色でないという話をされました。私も全くそのように思います。今埼玉県の合併の委員会か何かができ答申をされましたのを見ますと、さいたま市を除いて11の地域に合併、集約をされるというような提案があったようであります。現実には私たちがその答申案をどういう人がやったかというのはわかりませんが、多分都会においでになる学者、弁護士とか、そういう方たちのご意見を集約したものだというふうに思っておりますが、実はきのう、西武ホテルで早稲田と慶応のテニスパーティーがありました。そのときライオンヘアの政治家が、地方をだんだん阻害するような政治をやっておりますが、皆さんの先輩ではないですかと、私は非常に遺憾に思っておりますという話をしたのです。そうしたら、皆さんよくわからなかったようですが、とにかく地方あって国家があるということを私は忘れないでほしいということを言いました。今の政治形態を見ますと、都会中心というふうに見えてなりません。この辺は大きな問題であって、将来に禍根を残すことのないようなことをやっていただくのが政治家の責務だというふうに思っております。小泉チルドレンとかという方が大勢おいでになって、そういう人たちが本当に政治家の資質を持って国会に臨んでいただけているのかということを考えますと、背筋が寒くなるような思いを持っております。だから、自民党はだめだということではないと思います。民主党がいいというわけでもありません。

そういう状況の中で、政治家というのは、もっと切磋琢磨していただくということが大前提でなければいけない、そういうふうにつくづく思っています。これは犬の遠吠えと言えば遠吠えですが、こういう問題も我々が地方発中央行きという発信が余りにも少ないということから考えますと、やはり言っていかなければいけない大きな問題だというふうに考えているところであります。合併がバラ色だなんて全く考えたこともありませんし、合併については、先ほど関口議員のご質問にお答えしたとおりでありまして、柔軟に対応する。そして、最後のご意見をよりどころとするところは住民投票だろうというふうに思っておりますが、それをいつ、どういうふうにするかということにつきましては、皆さんと相談をさせていただいた上で、実施をするかしないかも含めて考えていきたいというふうに思っております。

それから、人件費の問題ですが、人件費を減らすだけがいいのではないという渡辺議員のご意見だと思います。私も、そう思います。しかし、今の状況で、固定費の中で一番高いのは人件費なのです。これが解決できなければ、町は破綻する、どこの町もみんなそうだと思います。国家が破綻状況にあって、県もそういう状況、地方も皆そういう状況。先ほど申し上げた春日部市の問題も、合併した途端にぐあいが悪くなったという話でありまして、基金の残高が86万円という話でありまして、長瀨町よりはるかに少ない金額、そして平成18年度は平成19年度に入るべきお金を先取りして食わないとやっていけないという状況であります。そういう市町村は、日本中で枚挙にいとまがないような状況が平成18年度後半はあらわれてくると思います。この辺が、私たちはしっかりやっていくための我々の大きな試練だというふうに認識をしております。ですから、平成18年度の予算、きょうご提案申し上げますが、それをしっくりクリアできて、私たちは、もう平成19年度のことを考えています。そういうことを考えて、先、先を読みながらも、合併を全く否定しているわけではないというふうに考えておりますので、その辺はご理解をいただきたい

というふうに考えています。まちづくり検討委員会のご提言も、私は具体的なものがあれば真剣に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） それでは、この項目の最後の質問をいたします。

私は、財政健全化対策委員として、質問の中で、たくさんありますけれども、答えていなかったのは、役場職員が本気になって提案してまちづくりに頑張れという意見が大分出たのですよ。しかし、ある職員から言わせれば、いろいろ提案しても、ある元役場職員が言うのは、そんな提案なんかしていれば左遷されてしまうよ、飛ばされてしまうよと、こういうことを言うのですよ。それは今の公務員の弊害だと思うのですよ。町長もそうだと思うのですけれども、各市町村長として県に行くと、いろんな意見が、皆さんと違う、ごもっともさまではなくて、提言すれば、憎まれてしまうというような話も聞くのですよね。しかし、町長は、そういう意味では大したものだと思いますよ。自分で報酬を下げたり、交際費を埼玉県下でも今度の予算では80万円に交際費を減らしたというのは、秩父郡市でもないのですよね。これからどうなるか知りません。

だけれども、今財政健全化の中で、何を削るかとなれば、人件費だということもわかるし、しかしその域からなかなか進まないのはなぜかということ、周りを見渡せば、元役場職員が言うのは、左遷されるよというのは、やっぱり言えば目立って、いい意見を言っている、役場職員が提案をどんどんしてやっている、かえって憎まれるから黙っていた方がいいというふうになると聞いておりますけれども、この問題については、やっぱり財政健全化対策委員会は、少ない公務員で、税金で使っている役場職員が、少ない人数で、どういふふうに頑張っていくかということの本気でやらなければ、我々町民はいろんなことを知らないのですから、知れば知るほど、情報が公開されればいいけれども、今長瀬町で民生教育常任委員会があって、これだけの人数でやっているなんていうことは、意外と町民には知らされていません。我々もそこまでの余裕はございません。

ですから、提案制度を本気でやるのなら、職員が提案するには、町長の、どういう意向で意見を言う人たちに提案して頑張ってもらおうかということについて、もう一度、最後の言葉ですけれども、発言していただきますようお願いいたします。今職員が多い、議員が多いというだけで、国民は、それをやれば何かバラ色のように感じているのですよ。とんでもないことですよ。国が今公務員を減らすと言っていますが、必要などころには必要な人員が欲しいのです。だから、小泉首相にも本当に直言したいですよ、本当に。それについて教えてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えします。

職員が提案すると左遷されるという話は初めて聞きました。私は、そういうことをやった覚えもありませんし、言ったこともありません。提案は重く受けとめますというのが基本的な考え方です。そういうことがあったとすれば、その人の名前を教えてください。私は、その人とお会いをして、その言葉の出どころについてお聞きしたいと思っております。まことに遺憾な発言だというふうに思っております。そういうことのないようなまちづくりをしようというのが、私の基本的な理念であります。それを踏みにじられるというのは、まことに残念であります。ですから、そういうことが、本当に言われている人がいるとすれば、後でお名前を聞かせてもらいます。

それから、人件費の問題ですが、私も人件費を減らすことがいいとは思っていないのです。人の数を減

らして、ラスパイレス指数が今は多分85.2だと思います。埼玉県でけつから2番目なのですね。でも、一般の企業から比べたら、かなり優遇されていると私は認識をしています。しかし、ラスパイレス指数というのは、どういう計算をするのかわかりませんが、私は、それを少なくとも90ぐらいに持っていきたい。そして、職員の意欲を駆り立てて、人数が少なくてもやっていけるという体制をつくるのが私の基本的な考え方です。ですから、今85.2、皆野が80とか言っていますが、それでいいなんて全く思っていません。ですから、内部を充実させて、人数を減らした上で、それぞれの職員が努力したものの見返りは当然給料として与えるべきだというのが私の基本的な考え方です。ですから町長よりも給料が高くてはいけないなんていうことを考えたことはありません。そういうことを考えて自分の給料を減らすなんて、それは本末転倒だと思っています。ですから、そういうことは全く考えていません。

ですから、長は、自分の選挙で、自分の約束を守って、町民のために努力するのが町長、議会の仕事ですから、それが給料を目当てにしてやっているなんていうことを考えたときには、その人は人格失格であります。その辺は、私も多分わかっているつもりでいます。多分ではなくて、絶対にわかっているつもりでいます。ですから、そういうことも踏まえて、お互いに議会と執行部が手を取り合ってやっていく、そして意見の違うところはとことん話し合いをする、そして町のいい方向づけをするというのが、議会であり、我々執行者の責任だし、大きな目標でなければいけないというふうに考えています。そういう意味では、私は、ご提案は真摯に受けとめます。ただ、ここで答えられることと答えられない問題がありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 1番については、町長が大分あれしたので、しゃべっていいですかね、議長。

○議長（西山津智男君） 構わないですよ。

○14番（渡辺 強君） 町長、そんなにいきり立たなくていいですよ。要するにだれが言ったというのではなくて、ちょっと言葉の中で、職員について、元職員がこう言ったといっても、そんなに深い意味はないですから、余り……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） そうではなくて、町長、言ってくださいよ。だれが言ったなんていうことを聞き出すこと自体ではなくて、要するに世間通念で、意見を出すと、役場の中で提案をどんどんしてくださいと言ってもできないということを言ったわけですよ。だから、簡単ではないですということを言ったので、余り気にしないでほしい。だれが言った、それでは言った人に対して失礼ですよ、私が。失礼だし……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） いや、そうです。だから、そういうことで、問題は、今提案制度をどんどんやりやすくするために、要するに本気でやってほしいということを言いたいのです。よろしくお願いします。

では、2番目の答弁をお願いします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

高齢者や障害者の方々に対する病院や公的機関への用足し、買い物などへの外出支援についてのご質問でございますが、現在長瀬町では障害者に対して福祉タクシー券の交付や、障害者みずからが自動車等を運転する場合には自動車燃料費の助成などを行っております。さらに、来年度からは、シルバー人材センターで福祉有償運送を始める予定です。これは高齢者や障害者に住みなれた地域の中で安心して生活を送

っていただくために埼玉県で県内全域を埼玉県いきいき活動セダン型車両特区の指定を受け、NPO法人等が道路運送法の許可を得て行うもので、使用車両を福祉車両だけでなく、セダン型の一般車両で行うことができる有償のボランティア運送です。利用できる方は、比較的障害等の程度が軽い身体障害者や介護保険の要支援・要介護者等で、単独では移動することが困難な方です。利用を希望される方は、あらかじめシルバー人材センターに登録が必要ですが、通院や買い物などに利用することができます。利用料は、時間と距離で計算され、1時間当たり850円、距離は5キロで150円となっております。今後は、要介護者や要支援者、身体障害者等の移動困難な方が、住みなれた地域の中で安心して暮らしていくために必要な移動手段として活用され、元気な高齢者はシルバー人材センターで活躍するとともに、ボランティアなどに積極的に参加していただき、地域住民がともに助け合って生活できる体制づくりができればと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） これに関して再質問しますけれども、まず長瀬の、先ほどこの中にもありましたように65歳以上が2,111人いる中で、ひとり暮らし、また高齢世帯、これが年々ふえるのですね。はっきり言って、うちの近所を見ましても、娘や息子が外へ出て、もう戻ってこない。そして、もうすぐ80に届くのだけれども、これからどうすべ。息子は千葉県の方に家をつくってしまったと。ここの維持管理が容易ではないし、年金は削られるし、どうしたらいいものかと言われまして、そしてその年寄りが将来動けなくなったら、足が弱くなったら、どうかしてほしい。息子でもいれば、医者に行くのに送迎してもらえるのだけれどもと言いまして、それで始まったのが、私は、この一般質問を出したきっかけです。

それで、この間2月27日、民生教育常任委員会は、長瀬町シルバー人材センターに視察に行ったわけですが、関口議員が委員長ですね、民生教育常任委員会の。そして、大島瑠美子議員、村田正弘議員と4人で行きまして、これはシルバー人材センターは、大変な役目を今背負っているなどと思って、この問題については、我々は、これから団塊の世代が出て、年金暮らしの人がどんどん、どんどんふえるのですよ。私たちは、この問題について多様的に取り組まなければ、買い物や、役場に税金を納め、年金をおろしに郵便局にとか、そういう要望がいろいろ強くなって、シルバー人材センターに行ってきたら、今会員が162名、いろんな仕事に携わっております。それで、今の回答のようにシルバー人材センターが、この送迎の問題についてはこたえられると言いますけれども、一つの質問として、ひとり暮らし高齢者世帯が今どのような状況なのかについて再質問します。

あと、町長は、このシルバー人材センターで、今度のお年寄りの送迎をやることについては、シルバー人材センターの理事長でもありますから、これにどういうふうに取り組んでいくのか、早急にお願いしたいと思っておりますので、その二つと、あと答えていませんでしたけれども、先ほど質問する中で、私が市内循環バスなど実施状況ということで資料を取り寄せまして、町長と健康福祉課長にこれをコピーして渡しました。今埼玉県では市内循環バスが56市町村で行われております。これによって大変喜ばれているのですけれども、やはりこれはお金のかかることでございますから、隣の皆野町では、金沢、日野沢に行くのに来年度へ向けて町営バスを廃止し、民間に委託して今度はやるというふう聞いております。しかし、この問題でも心配されるのは、日野沢に行くのに今は260円ですね、片道。皆野駅から日野沢の立沢へ行くのに260円で、金沢の奥まで行くのに220円と聞いておりますけれども、値上げされるのではないかと心配をしているのですね、民間に任せれば。ですから、これをやれとは言いません。検討していただき

い。どういうふうに考えているのか、その答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。再質問です。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） ひとり暮らし老人と高齢者世帯でございますけれども、今のところ統計をとっていないものですから、手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

シルバー人材センターの老人の送迎については、私は非常に画期的なことだというふうに考えておりました、これはタクシー業界とのいろんなあつれきがあったようでありますが、大体予算としては、タクシーに乗るものの半分以下、半分に見ていただくといいのかなというお話でした。そういう状況で、大勢の方にお使いいただくということが、シルバーの活性化にもつながりますし、ありがたいことだというふうに思っておりますので、これは積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、循環バスのことにつきましては、いろんなことにつきまして、長瀬町、小さな町ですが、長瀬町でやるということになりますと、町としては非常に問題だというふうに考えておりますので、これをもし取り上げてやるということになれば、シルバー人材センターみたいなところの、有資格者が何人かおいでになりますので、こういうところをお願いするというようなことになるのかなと今ご質問を受けて思ったわけでありまして、これは検討でいいというお話でありますから、検討をさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今財政健全化対策委員会では、年寄りの問題については、余り意見は出なかったのですが、今深刻なのは、私も63になるところです、3月20日で。あと10年たったら、どんな状態になっているかというのは、本当にだれしもそうですけれども、わかりません。それで、私思うのには、合併の問題がいつも絡んでしまうのですけれども、要するに矢祭町、栄村、合併しないまちのことを、NHKでも矢祭町のことが報道をされまして、近所の年寄りもNP〇というか、要するにボランティアで年寄りを面倒見る、そういう制度をつくらうとしているのですよね。そういう姿を見まして、国が金がないというので、地方分権で、合併しなさいと言ったって、合併したってバラ色でございませぬからね。ですから、今老人問題について、老人は私も含めて孤独ですよ、子供たちが出てしまえばね。

ですから、問題は、年寄りが健康で長生きするためには、年寄りがあるところへ出かけていって話をする場が必要なのです。あと、年寄りみんなで励まし合う、そういう場所が必要なのですよ。そのためには今から、このシルバー人材センターで定年後語り合おうというようなことで、頑張るようなところのサロンというか、集会所、それには先ほど2番議員が言ったように、前は三峰荘と言っていたけれども、今は老人憩の家がなくなってしまうということで、大変いい場所が、そういう場所を、今度保健センターに社協が移るといふことで、もうなっていますけれども、そういう老人の健康、要するに障害者や、弱くなってから集まるのではなくて、立ち寄って、そこで時間をつぶすような場所が必要なのですよ。そういうことも町長、検討してください。我々もそうなのですけれども、要するに外へ出ないと、何もしないで1日じゅう家にいるとうつになるので、要するに送迎の問題等も含めて、たまり場、サロンをつくってほしい。お願いします。その回答で終わります。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員、自分のことも含めての切実なお話だということではありますが、我々もそういう年をみんな迎えるわけでありまして、そういうことでは本当に真剣に考えていかなければいけないというふうに思っております。場所が、社会福祉協議会が移ることもお認めをいただければ、これはそのことも真剣に、あのいい建物がありますので、いろんなことに使えるような方法を考えていくのが私たちの仕事だと思っておりますので、お話は重く受けとめさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

13番、染野光谷君の質問を許します。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 大事な場をかりて質問させていただきます。

まず1番目、長瀬町の将来について。皆野町との合併が破綻し、丸一年を迎えようとしておりますが、町長は、今後の合併問題を含め、町の将来について現在どのように考えているのか、お伺いいたします。

2番、岩田工業導入地域の現状について。昨年6月議会の一般質問で、「農村工業導入地域の問題について」と題して、地域内の排水路整備の状況について質問させていただきました。その後、排水路整備は計画どおり完了したのでしょうか。また、現在の導入地域内の具体的な動きはあるのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

現在長瀬町では、以前から行財政改革に積極的に取り組んでおるところではありますが、平成17年度には、長瀬町財政健全化対策委員会を設置し、委員の皆さんから歳入確保、歳出削減策などについて民間の方々の視点で検討していただきました。これは関口議員にお答えしたとおりであります。役場内部におきましても、課長級の職員で構成する財政健全化推進会議を設置しまして、委員の皆さんから出されました貴重なご提言をもとに行政改革大綱及び実施計画を策定し、平成18年度当初予算にも、その一部を反映させていただいております。今後、厳しい局面を乗り越えていくためには、さらなる行財政改革を図るとともに、町民と行政が協働してまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

また、合併問題についてであります。市町村合併の特例などに関する法律、いわゆる合併新法が平成17年4月1日に施行されました。これは総務大臣の定める基本指針に基づき都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定するとともに、その構想により、知事は合併協議会設置勧告、合併協議会にかかわるあっせん及び調停、合併協議会推進勧告などの措置を講ずることができるというものであります。埼玉県

におきましては、ご存じのように合併推進構想策定に向けた協議をしている埼玉県市町村合併推進審議会がさいたま市を除く県内70の市町村を11ブロックに分けた組み合わせを了承したという新聞報道が先月なされました。秩父地域は、東秩父村を除く一つのブロックになっておりました。今後県からの合併の枠組み案が示された場合には、その案を尊重し、近隣市町村の動向にも注視し、議員の皆様、町民の皆様と協議しながら進めていきたいというふうに考えているところであります。地方分権の一層の推進、人口減少社会、広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現など、町民の皆さんが安心して希望の持てるまちづくりを進めるためには市町村合併も選択肢の一つであると考えているところであります。先ほど関口議員の答弁で、概略お答えを申し上げたとおりであります。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 先ほども2番議員がやったから、余り細かいことは質問したくないのですが、この合併問題は、最近町長が、この問題で自殺するというような報道がどこかの町でありました、二、三件。それで、私が思うのには、私が議員になったころ、黒澤町長がよく言ったのです。3本の木ということを出しました、やる木、本木、元木と。それで、私が思うのには、やる気がないのではないかと思いますよね、はっきり言うと。これは、この合併というのは、260年、武家政治が終わり、明治維新を迎え、その後藩主が知事となり、聞いた話です。3府72県、それで4年間は、そういう時代を過ぎ、廃藩置県というので、その制度が終わり、真の日本国をつくるために合併し、それで幾たびかして今日に至っていると思います。

それで、この問題というのは、今考えてみれば、やはり町長は、秩父合併協議会からいち早く抜け、皆野と足元を見、または懐の探りっこ、考えてみれば一国一城の主、ある方が言いました。おい、染野、町会議員じゃだめだと。やはり町長にならなければ、はっきり言って、町長には、その行政の権限は町長にお任せしてあります。それで、先ほども財政健全化対策委員会なんて言ったって、町長の議員になったときの、あのときを私が思うのには、やはりやる気があるのだと、それは執行部に対して批判を持ってやる気を起こしていたのかはわかりません。あのときは、大澤さんもやるんじゃねえかななんて思ったのですよ。それで、5年目に入った今日、この苦しい町を本当にやる気があるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今まで1期が終わって2期目の選挙をお世話になったのが去年の7月であります。おかげさまと申しますか、圧倒的に皆さんのご支持をいただけたというふうに思っております。それは4年間の評価をしていただいた結果が、そういうふうにあられたというふうに私は思っております。そういう状況の中で5年目を迎えたわけですが、私もそれなりに自分では全力投球をしてきたつもりでございます。皆さんの評価は、いろんなことに分かれるということは、一つのものにまとまるということは、当然ありませんから、そういう意味では、ご批判は甘んじて受けたいと思います。

しかし、その合併の問題につきましても、相手があつてのことでありまして、こちらの意見だけ100%通るといふ状況にならないことも、当然染野議員もご承知のことだといふふうに考えています。そういう状況の中で、今ご答弁申し上げましたような12ブロックというような県の審議会の答申がありました。私は、知事と何回かお会いした中では、知事は、私は合併について、その地域の実情等、地域の人たちの考え方を尊重いたしますといふお言葉を何回もいただいております。答申が出たということにつきましては、

それを重く受けとめるというのも、知事の一つの考え方かもしれません。そういう状況の中で、今答弁申し上げましたように、その一つの指針が示されれば、当然それについて深く考えていかなければいけないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 長瀬というのは、大正13年ですか、国の指定、国立公園として誕生したわけですね。長瀬という地名もあって、また有名になった。これを先ほど申された黒澤町長が、長瀬という町にして、これを全国に名を売ったわけですよ。それで、町長も、この合併問題は、私もそうですが、さっきの答弁でいくと、私は関係ないようなことを言っている。それで、破綻も最終は長瀬の名をとるために私は選びましたと、私はぶっ壊しましたというようなことを言っているのですよね。これは長瀬を売り込んだのは黒澤町長が誕生したからなのですよ、特に。それを考えれば、黒澤さんという人は立派だだと思いますよ、今考えてみれば。自分を守るためも結構ですが、本当に町のことを考え、この合併問題、2月17日の読売新聞に協議会が協議して、知事に答申をして、埼玉県は12市になるとかなんても書いてありましたね。これは強制的ではなく、ある意味で、話し合いながら、小さな埼玉県を12市に分けて、秩父は一つ、一応秩父郡は一つになっております。しかし、合併には、これから皆野で町長選があり、町長選の結果によって、どうなるか私もわかりません。

しかし、この長瀬というブランドを町長が本当に買ってもらうか、それとも使ってもらうかというのは、秩父へくつつかなくても、先ほども申されましたが、寄居の方へ本気で、やる気を起こして、話し合いなどするのは、寄居の方にもいい意見をもらいますよ、長瀬に来てもらえばいいと。考えてみれば、いろいろの面から長瀬という全国に知れた、この長瀬が、生きる一つの手段ではないかと私は思うのですよね。自分のことも結構ですが、ひとつ真剣に取り組んで、この問題は結果でもいいです、町長選の後の。本気で寄居の方と協議して、長瀬を生かすのなら、それで長瀬、この地名が、例えば東上線に乗って、寄居ではなく長瀬、あ、長瀬というところかと、自然に身近に来られるのですよね。そうすると、寄居の方の人は面積があって人口が多いのだから、長瀬という名前が来て、土地の値段も違うのではないですか、いろいろの面からも。不動産屋さんなんか特に喜んでしまうと思いますよ、多分、想像で。だから、そういう点でも、この合併問題は、町長が超ブランド、ね、議事録を見たら書いてあった、超ブランド。だから、そのためには、ひとつ選挙戦の結果でもいい、またいろいろと協議、議会でもいいです。諮り、皆野の町長選の後でなくてもいいのですよ。町長がやる気を起こしてやってもらいたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私は、何回も申し上げているように、合併は飛び地ではできないというのが基本的な考え方であります。そういうことから考えますれば、当然皆野を飛び越えて秩父に行くこともできないということが第一であります。それから、寄居とはずっと接触をしております。つい最近も寄居の役場へお邪魔をいたしました。寄居とすれば、津久井さんはもう死に体であります。そういう状況で、私は寄居町の幹部からちょっとお話を承りましたが、選挙が終わるまでは、寄居町としては、現実としては動けないというお話を承っております。それは全体の、全員にお聞きしたわけではありませんから、そういうことも一部の意見かも知れません。しかし、町の中にいる人間としては、そういう状況でありますというお話を承りました。両方が、そういう状況でありますから、私は長瀬という名前は、どうしても守りたいという気持ちは非常に強く持っております。

そして、皆野と破談になったのも町名であります。それは皆さんご存じのようにアンケート調査を実施して、そのアンケート調査で60%近いのが、長瀬という名前で行きましょうという、そういうお答えであったということも事実であります。それを私は否定するという事は、私は住民に対する背信行為だというふうに考えておまして、皆野の方の人は、皆野長瀬町という名前を出しましたが、それにはおこたえできないと。今ここにおいでになります前野口議長にも一緒に力を合わせてやっていただきましたが、その肝心のアンケートを覆すようなことをやれば、背信行為だというのは、先ほど申し上げたとおりでありまして、そのことは守ると。当然超有名な長瀬ブランドというものを私は守る、それはそれなりの裏づけを持っているから自信を持って申し上げられたわけでありまして、そういうことについては、寄居ともし話が始まるということになっても、そういうことは第1段階の前提条件として、そういう話を申し上げなければいけないというふうに今でも考えております。具体的にどういふふうになるかにつきましては、ちょっと様子を見させてもらいますが、そういう状況であります。ただ、秩父と一つになるということになれば、長瀬町という名前は消えるだろうと、これだけははっきり申し上げておけるとおもいます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 確かに合併問題は、初めに言いましたけれども、神経を使い、いろいろ悩み、自殺までする、そういうふうな難しい問題であります。町長に自殺までして合併を考えてくれとは私も言いませんが、本当に変わったこともいいのですよ。意見というのは、いろいろ言った方がいい。秩父谷一つではなく、私が思うのには、確かに寄居も選挙で3名出るらしいですよ。1人の候補者には長瀬と寄居というような、私もある人の応援に行くかなんて思うけれども、どういふ考えでいるか、その人によっては、おれも応援に行くべと思っているのですよ。そこで、確かに難しい。それをやるというのは大変だと思えますけれども、ひとつ勇気を持って、この問題に関しては、本当に自分ではなく、町を考え、それで取り組んでもらいたいと思います。

○議長（西山津智男君） 2番目の質問でいいですか。

○13番（染野光谷君） はい。

○議長（西山津智男君） では、町長。

○町長（大澤芳夫君） 最後に、今のご質問というか、ご意見にお答えいたします。

私も自分のことを考えて合併をやっているということは、皆さんがそういうふう思うとすれば、私の不徳のいたすところでありまして、私は、そんなことを考えてやっているつもりはありません。とにかく誠心誠意町の将来を考えてやってきているつもりであります。能力不足と言われれば、これはそれをすぐ改善するという事にならない。まことに残念だと思えますが、そういうことでないことだけは、私はここではっきり染野議員に申し上げておきます。私心を捨ててやるつもりであります。

次の岩田工業導入地域のことについてのご質問にお答えをいたします。昨年6月議会のご質問のときもお答えいたしましたように、工業導入地域につきましては真ん中を水路が縦断しておりまして、用地が分断され、土地利用の上からも非常に利用しにくい形態となっております。このことだけが要因ではありませんが、いまだに工場立地もされない状況となっております。地権者からも企業の早期進出を図るため、水路のつけかえ工事の実施について要請があったところでもあります。このため、土地の有効利用を図り、企業の進出を促進し、あわせて周辺環境の整備を行うため、水路のつけかえ工事を行ったものであります。水路工事は、昨年12月に完成し、当初予定した区間の計画は完了いたしました。現在の水路は、ご存じのように途中で曲がっておりますので、将来は真っすぐに延ばして下流域の住宅からの排水の取り込みな

どもできるように計画をしていきたいというふうに考えております。

その次に、工場立地などの具体的な動きについてのご質問であります。既存の企業が隣接地に工場を新設、拡張する計画がありましたが、大型で重量のある機械を設置して精度を保つには、ご存じのように田んぼでありますので、地盤が軟弱過ぎることや、上に通っております高圧線が支障になり、面積が確保できないなどという理由によりまして、拡張を断念されました。そして、秩父市大田の工業団地に工場を新設することになり、1棟できたというお話で、25メートル掛ける120メートルという大きな工場だというふうに承っておりますが、議員の中にも見学においでになったというお話を聞いているところであります。

なお、埋め立てを行った土地につきましては、現在東京電力の高圧線西上部幹線の鉄塔の建てかえのための現場事務所及び現場宿舎と資材置き場として利用されておりますが、約2年間の地主との契約だというふうに承っているところでございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 12月議会ですか、9番議員が幾らかこの工業導入地域については質問して、先ほど申された耐震性、また何千万だか、億というような機械を入れる、そういうことに、細かい振動するとだめになってしまうと。それで、私が思うのには、町長も相当勉強している方ですよ。それで、あそこに高圧線が、上にありますよね。27万5,000ボルトが今度50万ボルトに線の張りかえをやっているようですよ。それで、町長というのは、おれは頭がいいといつも思っているのですよ。それで、なぜあそこを120メートルの3棟、それで作るといふ計画だったのですか。それとも、あそこを駐車場にして、その後5年後にそこへ長瀬の本社が来るのだという話を聞いているのですよね。本当ですよ。いつも思う。くだいようかもしれないけれども、町長は頭がいい、勉強家。それで、急に大田の工業導入団地ですか、これにちょこっとうわさを聞きますと、幾らか秩父市が面倒を見るというようなことを言って、そっちへ行ってしまったというような話を伺っているのですよね。その駐車場をつくるのに、町が貧乏して、予算がないとって、失礼ですが、どのくらいかかったのか、合計。お伺いしたいのですよね、どのくらいかかったのですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 水路の値段のことをお聞きしたのだと思いますが、それについては、担当課の課長に答弁いたさせますが、その120メートルの25メートルという工場をつくったというのは、ことしになって、あそこには入らないというような話の中でお聞きをしたわけでありまして、前からわかっていたわけではありません。恐らく工場をつくる人たちも、最近になって具体的な結論が出て、その工場をつくらざるを得なかったということだというふうに承知しております。その具体的なことについては、私は承知しておりません。

それと、駐車場という今話が出ましたが、駐車場のことについては、全くその話を聞いておりません、どういう意味なのか、ちょっと私としてはお答えのしようがございません。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 染野議員の、費用がどれだけかかったかというお話なのですが、資料を持ち合わせておりませんので、ここで幾らというのは即答できないのですけれども、後ほどお答えさせていただきますと思います。

ただ、駐車場と言っているのは、水路を入れた後の隣接する企業がつくる駐車場ということなのですか。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） だから、結局は排水路にかけて、本当はあそこをもう少し広く利用したかったのではないかなというようなお話を聞いたのですよね。それで、確かにそうですよね。27万5,000ボルトが今度は50万ボルトになると。また、恐らく建物を建てるにもぐあいが悪いのではないか。それで、今町長が言いましたけれども、駐車場をですよ、私が聞いた話、駐車場という形で、その後本社をあそこへ移転するというようなことなのだけれども、今言っていることと全く違うのですよね、町長が言うのは。駐車場をやって5年後に東洋パーツさんがそこへ本社をつくるというような話を聞いたのですよね。それは全然違うのですか。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） お答えいたします。

当初は、地域にいろいろな工場を設置したいというような構想もあったようでございますが、先ほど町長から申しましたように、田んぼを埋め立てて工場をつくるには精度が出ないというようなことで、裏側に工場を新設しました。そこに駐車場があったものですから、駐車場がなくなってしまうということで、今染野議員がお話になっているところを駐車場として埋め立てたということでございます。それで、その利用につきましては、東洋パーツが一部は駐車場、一部については工場等も建設したいというような計画でいたようでございます。それが急速新工場が必要になるというようなことから、先ほど町長が言ったように大田の方へ工場を新設したという経過となっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） おれの頭が悪いからわからないのかもしれないけれども、おれも農業委員会の委員のときにも、ちょっとそのようなことを聞いたのですよね。あれは平成4年ですか、町が導入地域というような形をとって、その土地が県からですか、指定を受けてなったと議事録にありました。それで、金額がわからないならあれだけれども、あれはあれですか、例えば町が銭を出して、それで町に幾らか収入があるのですか、今現在、済みませんが。町でかけておいて、今東京電力の倉庫みたいな建物ができているね、それで出入りしているようだね。それで高圧線の張りかえの材料を置くのだから何かわからないけれども、それで、その銭をかけて町は、そのまま工場ができないからとかいって、それで幾らかあれですか、今の現状ではどういふふうになるのだから、わかりません。1年3カ月で東京電力に何だか、貸しているのだというような地主さんの声も聞いたのですよね。それで、この苦しいときに、そんだけかけて、ちょっとお伺いしたいのですよね、幾らか収入があるのですか。それを1点、町長。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 水路を真っすぐにしたという、一部は曲がってございますけれども、それは工業導入地域を、工場誘致するには当然土地を使いやすくすることが前提条件だというふうに考えています。大田の工業団地に移ったというのは、私が最近お聞きしたのですけれども、7,000坪の土地に25メートル掛ける120メートルの建物を3棟建てないと仕事が、トヨタの仕事と承っておりますが、それができないということで、あそこは全体の長さが100メートルないような状況であります。一部一番隅に高圧線がかかっていることも事実だというふうに承っております。そういう状況の中で、3棟はとてもできない。長さ120メートルの1棟も入らないとかという話を聞いておりました。そういうことになりますと、予定した企業は、そこに入らないということになりますから、その後を希望する企業がいれば、当然地主との

話し合いになるということを考えておきまして、その前提条件として、水路をつけかえるというのは、工場誘致をして、町の税収を上げようという大きな前提に立ってそのことをやったわけでありまして、このことについては、多少時間がかかっても、これはお許しいただけるのではないかなというふうに思っているところであります。

それから、西上武幹線ですかね、そこにお貸しするというのは、聞くところによりますと、2年と何カ月というような話でありますから、それ以後に話が進むことになるだろうと。その前にも、もし進出を希望する企業があれば、当然地主との話し合いに入るのだろうというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 先ほどの幾らかかったのかというお話なのですが、細かい資料を持ち合わせていませんので、10万単位の話しかちょっとできないのですけれども、平成17年度につきましては、約1,160万円、前年度が約1,000万円ちょっとということで、平成16年度、平成17年度で2,000万円強工事の方に費やしております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 私は、聞いた話なのです。二、三千万かけて、あそこへ確かに駐車場、そのときも駐車場で、町にどのくらい固定資産税でも入っているのかなと思ったら、何だか。

それで、東京電力で借りて、あそこへ飯場ですか、事務所ですか、それで町は、あの土地は借りていないのですよね、借りているのですか。何だったっけ、あれは。東京電力が今出入りするところは。あれは個人でやっているわけ。

〔何事か言う人あり〕

○13番（染野光谷君） 町長でも課長でも結構ですよ。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） 東京電力の鉄塔の建てかえのための現場事務所として使っておところは、地主さんは4名いるかと思うのですが、会社と地主さんとの関係で契約をしております。町は一切タッチしておりません。

それから、資材置き場としても3筆だったか、4筆だったかございますが、そちらにつきましても地主さんと会社の方で直接契約をなさっております。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） それは排水路をつくるのも結構だけれども、約3,000万円ですか、2,100万円と言ったけれども、もっとあれはかかっているような気がするのだけれども、それで町は全然あれかい、排水路をつくって、造成を幾らかしてなんていって、では何かあれですか、町長にちょっと伺いますが、何も無いのですか。そこにやっておいて、今工業導入地域で、次に来るのを見つけて、来たらやりますなんていうようなことを言っているけれども、何かあれですか、町は全然関係、あそこをつくってやって、あとは地主さんに喜んでもらって、どういうふうになっているのですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今までの工業導入地域に進出していただいた企業は、秩父イワサキ、それから日本イスエード、それから東洋パーツの3社であります。そして、今までの土地につきましては、進出する企業と地主との相互の契約、売買にするか、賃貸借にするかというのは、地主と進出企業で決めてきました。

そういう状況の中ですから、私たちも当然企業が進出していただくことは大歓迎でありますし、それによって固定資産税、事業税等々を納めていただくことは大きな収入増につながるわけですので、それを歓迎するのは当然であります。そして、そのことにつきましては、これからも私たちが、そういう状況で東洋パーツ、固有名詞を出して失礼ですが、東洋パーツがあそこに進出できなかった、できなかったというのは、工場の大きさの問題等々含めてだと思いますが、断念をせざるを得ないというお話を承りました。したがって、今2年3カ月とかという、後をお借りする人たちも地主との契約で入ってきたのだと思います。それは私たちが関知しておりませんでした。

ですから、これはこの後、2年先にいってから考えるのではなくて、我々もそういう県の企業誘致大作戦というようなものを、たまたま国体の副局長をやりました方が、その担当の参事になっているということもありますので、そんなに先にいかないうちに、こういう土地がありますよというお話は申し上げて、もしご案内いただけるのであれば、ご紹介をいただくことは、やっていただけるというふうに考えております。ただ、それが地主と、それからいわゆる地形といいますか、そういう形も含めて見ていただかないと、進出企業の立地として適合するかどうかということも、これから先の問題でありまして、そういう意味では、水路をつけかえてというのは、早きに失したという今おしかりをいただいているのだと思いますが、そういうことも免れません。しかし、これから先のことを考えれば、あそこに水路があるのを、企業が見つかったから水路をつけかえるよりはよかったのではないかと。結果的にはそういうふうに思っており、私たちもこれから県の方にもお願いして、いろんなことについて相談をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） では、あれですか、あそこ車が入り、また幾らか平らになって、出入りして、地主さんが、その企業と借地等やっていて、先つくっておいてよかったと、町長は。今聞いていて、そのようだよ。それで、あれですか、例えばそういう土地においては、例えば農地であれば、雑種地とか、幾らか土地の変更、あるいは税金が入るとか、こうだよなんていうことは、課長、答えてくれない。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） 先ほどの駐車場になった方の土地でございますが、そこにつきましては、農地法の第5条によります転用の許可を受けてやっております。

それから、資材置き場として現在使っておるところ、そこにつきましては、一時転用という形で、2年と3カ月ぐらいの期間ですか、資材置き場が終わったら、また農地に戻すという形の許可を受けております。当然課税の方は、私の方ではちょっと把握しておりませんが、駐車場については雑種地、そういったもので課税されるのではないかと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 確かに財政が厳しい中、そういうことを言われてみると、ちょっと早かったのではないかなんて思うのですよね、余りはっきりしないうちに。それは確かに工場をつくるたって、そこまですくにはいろいろな話があったでしょう。そして、厳しいのだから、ちょっと余分なところへいくかもしれないけれども、また議長にとめられるかもわからないけれども、財政が厳しければ、私の個人的な意見だけでも、運動場を売ってしまったらどうですか、町長、一言。枠外だけれども、さっき言うべと思ったのだけれども、合併のときの。

〔何事か言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そうかい、おめえやるのか。それでは、済みません。それでは、東京電力が使った後は、またうまく考えて、耐震性がどうだとか、こうだなんて普通ならわかるわけなのだけれども、ちょっと狭かったと。また、高圧線が、27万5,000ボルトが50万ボルトになってしまえば、確かに工場の敷地内も、恐らく電線の補償も違って来るし、いろいろの面で、町長もそういうことは詳しく知っていると思いますが、今、小坂の方もやっています、大々的に。それで、高圧線に触れて死んでしまったらかなわなからね、余り強いあれで。だから、そういうことも考えて、無理に工場なんてつくらなくて、昔の田んぼでも戻してもらって、米でもつくってもらった方がいいと思うのですよ、せっかく堀つくったけれども。自分の懐から出すというつもりで、ひとつ町長、取り組んでください、厳しい財政なのだから。町長にはいつもだまされているような気がするけれども、口がうまいから。でも、本当ですよ、くどいようだけれども。本気です。その気を出してください。お願いします。終わり。

---

○議長（西山津智男君） 次に、3番、村田正弘君の質問を許します。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 通告順番に従いまして質問をさせていただきます。

1番目、長瀬町社会福祉協議会事務所の移転について、健康福祉課長にお尋ねいたします。

社会福祉法人「長瀬町社会福祉協議会」の事務所の移転が決まり、現在その準備が行われておるようにお聞きしておりますが、いつ、どこへ移転するのか、お伺いいたします。

なお、移転先は、現在の事務所と同様のスペースや環境面に遜色のない場所なのか、ここを重点的に伺いいたします。

2番目、町営住宅入居者の駐車場について、参事兼建設課長にお伺いいたします。

町営住宅「塚越団地」入居者の駐車場は、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。聞くところによりますと、現在の車社会の時代にそぐわない駐車場スペースしかなく、駐車スペース確保に苦慮しているとのことですが、解決策はないのでしょうか、見解をお伺いいたします。このことについては、町の、これから後で出てくるようですけれども、先にお尋ねをいたします。

3番目、町営塚越グラウンド内というか、グラウンドのそばにテニスコートがございませけれども、ここはどんなふうにご利用しておるのか、教育次長にお尋ねをいたします。

町営塚越グラウンド内テニスコートの利用は、聞くところによりますと、数年前から北側ののり面のところに崩落というか、クラック、ひびが入ってしまっていて、使用を中止しているというような状況になっておるようです。私も見たら、そのような状況になっておりました。のり面の崩落防止、崩れないようにして、本来の利用目的に沿った活用を図るべきだと思いますが、財政が非常に厳しいというときに何か考えがあるのか、見解をお伺いいたします。

4番目には、固定資産税未課税物件調査状況についてお伺いいたします。これは税務課長にお伺いいたします。

町長が前から、この未課税物件を調査すると税収がふえるやのお話をしておりますが、実際どうなったのかを確認したいという趣旨からお尋ねいたします。町内の固定資産税未課税物件の調査を行うとともに、

適正に賦課し、財源の確保を図るため、税務課職員の適正配置、数をふやしたというようなこと、国体が終わってから、そういうことをやったわけですが、それからはや1年が過ぎようとしておりますが、現在の状況、それから今後どのくらい税収がふえていくのか、お尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の事務所の移転先等に関するご質問でございますが、現在社会福祉協議会が入居している清流苑は、建築から50年ほど経過しているため、老朽化が進み、屋根や天井の傷みもひどくなっております。このため4月から保健センターの2階の長瀬町就業改善センターを借りて事務所とする予定でございます。移転後の事務所等のスペースでございますが、現在の事務所等と同程度であります。また、会議室も仕切ることが可能であり、状況に応じて広さを変えて使用できます。また、環境面につきましては、駅から近く、駐車場も広いため、電車や車の方も気軽に利用でき、近接して住宅が建っていないので、比較的静かであり、会議や打ち合わせなどに頻繁にお使いいただけるものと思います。また、事務所への出入りにつきましても、階段が広く、緩やかな勾配で、手すりもついており、利用者の出入りはしやすくなると思われ、さらに事務室や会議室は日当たりがよく、以前に比へまして暖房費等の光熱費も少なく済むと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまのお答えについて幾つか質問をさせていただきます。

清流苑の、今は社会福祉協議会が使っているところでございますが、あそこは部屋の本数は12あります。それから、延べ床面積は1階と2階と合わせて352.99平米あります。それから、今度就業改善センターを借りてということですが、ここは284.76平米、同等ということと言われましたが、この面積の対比で同等というのは、あなたの計算が少しおかしいのではないかというふうに思います。よく調べてから返事をしてください。事前に通告質問でやっているわけですから、通告なしで言われたのなら、同等という大ざっぱな言い方でもいいわけですが、同等という言い方に対しては、私は理解に非常に苦しみます。計数管理がきちっとできていないということです。

それから、就業改善センターというものを借りてということですが、この就業改善センターは、今どこが経営していて、どこが持っていて、どこに管理権があって、貸すことが可能なのかどうか。それから、就業改善センターというのは、どういう趣旨でできて、今どういうふうに使っているのか。その辺がはっきりしないと、貸したり借りたりということは、ただで借りるというわけにはいかなくて、賃借が生じるわけだと思っておりますけれども、その辺をあわせて再度質問させていただきます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大変失礼いたしました。先ほどの事務所のスペースでございますが、私の方では、入居しております社会福祉協議会の次長の方から文書で回答していただいておりますが、271.95平米ということでしたので、ほぼ同じくらいの面積というふうに解釈させていただいております。大変失礼いたしました。

それから、就業改善センターのことにつきましては、産業課の方で答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） 就業改善センターのご質問につきましてお答えいたします。

就業改善センターにつきましては、産業課の方で所管しておりますので、私の方からお答えいたします。就業改善センターは、昭和58年に国の農村地域定住促進対策事業により建設されたものでございます。設置の目的は、農業者を農村工業導入企業へ円滑に就業させるとともに、就業構造及び農業構造の改善に資するということでございます。それで、業務の内容でございますが、農業者を農村工業導入企業へ円滑に就業させるための就業相談、農業技術向上を目的とした研修会、講習会等に関しますこと、農業者と地域住民との連帯を強めるための集会、会議に関すること、その他目的達成のために必要な業務ということでございます。工業導入地域には、現在3社が立地しておりますが、ここ数年新規の導入企業はございませんので、主目的でございます就業相談等は、ここでは実施されておられません。研修室、相談室等を社協の事務室として行政財産の使用許可として行うものですが、相談業務等がもしあった場合でも会議室、あるいは役場の方とか、代替施設がございますので、業務に特に支障はないものと考えております。いずれにいたしましても、町民のための施設であり、町民のために使うのが最善の方法であると考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまお答えいただきました就業改善センターですけれども、そこに一つ重要なことがありまして、農業者云々ということがありましたけれども、たしか2回農業という言葉が今出ましたけれども、それ以外は農業という言葉はなくなってしまって、農業はどういうふうな考えをしているのかなというふうに思われます。疑問が非常に残るわけですけれども、それはそれで、町の施設ですから、どこに使ってもいいのではないかとすることは理解をできます。

それで、町長にあわせてお伺いいたしますが、社会福祉協議会は、協議会の中は非常に複雑というか、いろんなことをやっているというのは、町長は会長でありますから、よくご存じだとは思いますが、このやっていることを、次の保健センターに移ったときに、清流苑というものはなくなって、清流苑がやっていた性質のものは、どこへ行って、どういうふうにするのか、その辺明確なお答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

多分村田議員の質問は、ボランティアだとかカラオケ、そういうようなことに、お年寄りが集まって娯楽をやられるというようなことを指して申されたのではないかとこのように思っておりますが、そのことについては、すべてクリアできるというふうに考えて移転を決意したところでございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） もう一回確認をさせていただきますが、ただいま町長のお答えは、地域福祉の拠点の整備という項目のところにかかっている老人憩の家として清流苑が使われていたわけですが、そこにあるもので、今言われたことは確実に担保できるということでございますね、再度確認をさせていただきます。しつこい話ですけれども、やらせてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 具体的にどういうことを指して質問されているかというのが、私たちにはよくわか

りませんが、社会福祉協議会というのは非常に多岐にわたった事業を展開しております。そういう意味では、財政的に非常に厳しい状況の中でよく頑張っていたというふうには私はいつも思っております。これを新しい場所に移したから、仕事がやりづらいとか、それからお集まりいただく人たちが、不便だというようなことがあってはいけないというふうに基本的に考えておまして、そのことについては、先ほど健康福祉課長からもお話がありましたように階段の上り下り等々につきましても、面積につきましても、そんなに遜色はないということでありまして、めぐりにすぐ家が建っているということでもない、そういうことから考えますと、ボランティアの方たちにお集まりいただくのにも駐車場スペース等々がありますから、その辺については、使い勝手が悪くなるというふうな状況にはないのではないかと考えておまして、空いている建物を有効に使うということは大切なことだというふうに思っておりますし、これを有効に活用しようということから始まったわけでありまして、それと、今までの場所につきましても、財政の問題等々もありますので、これから皆さんと相談をさせていただいて、真剣に考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） もう一回質問させていただきますが、団体によっては、いろいろな物を持っていて、物を保管する場所としても使っているようでございます。ですから、そのものが、例えば趣味で写真を撮ったものを額で並べているのか、あるいはカラオケの機械があるとか、それに付随してテレビがあるとか、いろいろあるようでございますが、そういうものを置く場所が、まず確保されることが必要だと思っておりますので、そこら辺は、あわせてきちんと用意してやる、あるいは言葉は悪いですがけれども、いる団体をどこか違うところへ行ってくださいよということで、お願いするわけですから、お願いする側とすれば、次の入れ物を、あるいは次の場所をある程度面倒を見て用意してやる必要があると思っておりますので、そこら辺のことをよくお含みの上、検討し、まあ検討は終わってしまったのでしようけれども、考えておいていただきたいということを再度お願いいたしておきます。

それで、次のところに移らせてもらいます。町営住宅の駐車場の件ですけれども……

○議長（西山津智男君） ちょっとお待ちください。

○3番（村田正弘君） では、次にいく前に、その入れ物等のことについて、確たる責任のある人ということになりますと、町長になりますので、そこら辺の担保をとるという意味合いから、お答えをちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そのことにつきましては、遺漏のないように準備をいたします。

○議長（西山津智男君） 2番目の質問に対して参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 続きまして、2番目の質問の町営住宅「塚越団地」の駐車場についてということで、回答させていただきます。

2番目の質問の町営住宅「塚越団地」入居者の駐車場についてお答えいたします。まず最初に、村田議員もご承知とは存じますが、公営住宅の目的は、国や地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民の生活の安定と社会福祉に寄与することを目的としている事業でございます。町営住宅「塚越団地」を建設いたしましたのは、昭和54年から昭和59年でございます。当時は、駐車場は公営住宅の位置づけの中で、共同施設として位置づけられておらず、公営住宅を建設する中で駐車場を設置することは、公営住宅の目的外使用

であるとの見解でございました。その後、平成8年に公営住宅法の改正によりまして、駐車場が公営住宅の共同施設として明確に位置づけられております。

現在入居者の駐車場の状況はとのご質問でございますが、住宅50戸に対し50台の駐車場を整備しており、その駐車場は入居者各世帯1台に限り利用を許可しているところでございます。公営住宅という性質上、事業主体が駐車場を整備する義務はありませんが、町では、現在の車社会という事情や、団地の立地条件を考え、各世帯1台の駐車場を整備しております。また、今までは入居者間の話し合いにより自分の駐車場を決めていただき、その駐車区画が決まったものについて車庫証明を出してきております。当団地は、建設当時から30年近く経過しており、町営住宅には長期間にわたり住んでいる入居者も多く、入居時には低所得者であった者が収入基準を超え、現在低額所得者とは言えない収入超過者という、いわゆる公営住宅の施策対象でなくなった者が多く住んでいる状況が見受けられます。それにより、本来入居すべき低額所得者の入居ができない状況であり、国でも関係法案を改正し、施策対象外の入居者に対する対策を強化してきているところでございます。

こうした施策対象外の入居者が自動車を数台所有し、駐車スペースを2台以上使用している実態も入居者より町の方に報告をされております。そのため、新たに入居した方が駐車スペースがないため、駐車場の確保に苦慮しているという状況は把握しております。町でも入居者に譲り合って使用するよう再三にわたり指導をしておりますが、なかなか改善されない状況です。こうした背景を受け、入居者が公平に駐車できるよう各世帯への駐車区画の確保を図るため、町営住宅条例の改正を議案第16号で、この後ご提案申し上げますので、ご審議願いたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、公営住宅法の定義に照らしますと、公営住宅というものは、住宅に困窮する低所得者への住宅の供給が主目的でございます。駐車スペースが確保されていない公営住宅が多い中で、当団地につきましては、50の入居者に対しまして50の駐車スペースを確保しており、特に問題があるとは考えておりません。

また、解決策とのご質問ですが、近隣の県営住宅等は、団地内に駐車スペースがなく、入居者でつくっている自治会で、近隣の地主より土地を賃借し、駐車場として使用しているようです。したがって、2台目以降の車の駐車スペースが必要であれば、町が確保するのではなく、自治会なり、個人なりで確保していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまお答えいただきましたが、そこでひとつよく考えていただきたいのですが、これから後に出てくる条例改正の中で云々ということですが、今現状で車をとめている人が、あの団地の中に何台あるのかということは把握しているような、していないようなお答えでしたけれども、今車社会が非常に発達してきまして、昔で言えば自転車より普及していると。今、各家庭を見たときに、自転車は1台しかないけれども、車は3台あるよなんていう家はざらにあると、こういう時代になってきているわけです。駐車スペースがないということになりますれば、1軒1台は町が何とか確保しましょう、そのかわり有料ですよというようなお話のようでございますが、それはそれでいいと思いますけれども、2台、3台持っている人がいると思うのですけれども、そういう人に、あとは町では面倒を見られないから、自分らで何とかしてくださいよというのは、口で言う、あるいは法律的なことに合わせて言えば、間違っていないと思いますけれども、現実問題として、駐車場がない人に見つけれと言っても、あの団地

は非常に戸数が大きい団地ですね。50軒もあると。50軒ある人が50人集まって協議をすれば、この中だって13人議員がいたって13通りのことを言うわけですから、50人集まれば50通りの話になって、話がそんなに簡単にまとまるとは、失礼ですけれども、思えません。

そういうようなことを考えたときに、団地の中で、先ほど参事兼建設課長のお答えの中に、所得がふえてきてしまって、本当は、この住宅には入ってもらっては困るというような人がいるということになって、緊急自動車が入ろうとしたということ、あるいはあってはならないことですけれども、火事が起こったとか、そういうようなときに駐車スペース以外のところに車がとめてあったということになると、火事とか人命を助けにくい、助けられないとは言いませんけれども、助けにくいことが起こるということから、そういうことを考えますと、やはり行政は、あるいは国は、個人の生命、財産を守るということが基本的に言われているわけですから、そのことあたり等照らし合わせますと、もう少し明確な、特にあそこは通り抜けができない、行きどまりの土地ですから、反対側の方から何か来て、どうにかするということができない地形的なところですから、もう少し親切というか、常識というか、そこら辺のことをよく考えてやる必要があると思いますので、もっとつけ加えますと、質問というよりか、おかしくなるかもしれませんが、車を持っていないと就職できないとか、あるいはパートで働きに行くというふうなことをやろうとするときに電車がなくなる時間まで働かないとだめだとか、社会のニーズが、そういう時代になってしまっているわけです。ですから、余るといって、2台目の人も採算が合うベースの駐車場を見つけるなり何なりして、それでこの金額でいかがでしょうかというぐらいまでのことは実際に実現できなくてもお示しをして、皆さんにどうでしょうかということをお諮りする程度のことまではやってやるのが行政の最低限の義務だと思いますので、そのことについてのお考えをお伺いいたします。

それから、あわせて私も現況をちょっと見たのですけれども、1軒1台の駐車場を与えるというスペースの中に消防の貯水池みたいなものが1個あるように感じるのですけれども、あの中には消火栓とか、消防の池とか、そういうのはあるのですかないのですか。その二つをお答えください。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

お話ししていることは重々わかるのですが、先ほど申し上げたとおり、公営住宅の趣旨が住宅に困っている人を入居させるのですよという趣旨なものですから、駐車場の方までは、特に義務はないと。しかし、塚越団地みたいに山の方にある住宅については、当然町もある程度面倒を見なくてはいけないわけですから、1台だけは確保しましょうということで、1台だけは確保しているのが現状でございます。いろいろご質問されたのですけれども、中には消火栓ももちろんございますし、緊急車両等が通れないなんていう話も、今のところ聞いたことはないのですけれども、町道に認定していますので、道路に駐車することにおいては駐車違反というようなことにはなろうかと思っておりますので、今までも指導はしているのですが、今後も当然路上駐車しないように注意はしていきたいと考えております。

なお、2台目以降の複数の駐車場を確保せよという言葉ですけれども、町としては、近隣に駐車できるようなスペースを町として借りられるようなところもございませんので、特に2台目以降の駐車スペースを確保するということは今現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまのお答えですと、特に2台目、3台目については考えておりませんという

ようなことですが、よく行政でやることは、火事が起こったとか、緊急自動車が行けなくて、助かる命が吹っ飛んでしまったということになってから、こうでない、ああでないということをするのが行政のやり方ですね。それでは住民サービスの向上ということにはつながっていきませんので、非常に頭脳明晰な課長が、住民のことをよく考えて、机上でできることぐらいはやってやるべきだというふうに思います。それで、このことについては、町長はどんなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今、参事兼建設課長の答弁は、規則にのっとった答弁だったというふうに思いますが、2台、3台お持ちの方というのが現実の問題として出てまいりました。そういう中で、何軒あるかというようなことについても、私たちの方としては調べさせていただいて、そういう人たちの要望があれば、その地主等々の、こういうところが駐車場のスペースとして借りられるかどうかというような話があれば、その仲立ちは町の方としても当然やってもいいし、やるべきだというふうに考えています。そういう状況を、その入居者の中で、多分全員の方が2台以上持っているということにはならないというふうに思っておりますので、とりあえず1台だけは確保できたというのは、私は、そういうことについては、かなり前進した解決策だったというふうに思っておりますが、最終的な解決策にならないということであれば、そのことについては入居者の方たちの意見をまとめていただいて、それに対して町がどういうふうにおこたえできるかということになると思います。土地につきましても、入居者の方たちが直接地主にかかわるよりは町でいった方が、農地転用とか、そういうようなことも含めてやりやすいということは皆さんご存じのとおりだと思いますから、そういうふうなことにつきましても、町でお力添えができるということであれば、それは皆さんの要望があれば、やらせていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） その部分につきまして、もう一つだけお尋ねしておきます。

消防の池があるところの上まで線が引っ張って、何台割り当てというふうになっているようですが、あれは消防法と照らし合わせると、別に大丈夫なのですか。消防の池があるところとか、消火栓があるところなんていうのは、国道のはたにしたって何だって黄色い線が引っ張ってあって、駐停車禁止の場所になっていますよね。ああいうのが、その池の上だったらよくて、ふたがとればいいという解釈になっているのかどうか分かりませんが、そのことについては、ちょっと消防関係の担当課長に一言お聞きしておきます。お願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

もちろん防火水槽の上の部分に駐車等するのは禁止になっております。防火の面から考えれば、上に駐車するというのは、当然禁止されているのが通常でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） よくわかりました。その辺は、数に勘定しないということだと思いますので、後日また条例が改正されて、後刻調査させていただきます。そういうことに抵触しないようにひとつお取り計らいをお願いしたいと思います。それから、使う人が、今の線を引っ張ってあるところをよく見ますと、これでは出入り時にぶつかってしまうのではないかという懸念されるようなところもありますので、そこら辺をよく見てやってください。それから、先ほど車庫証明が出た、出ないというふうなお話がありまし

たけれども、この辺についても、聞くところによりますと、車庫証明が出た人と出ない人がいるというようなお話も聞いておりますので、そこら辺は公平に事が運べるようにひとつご尽力を願いたいと思います。お答えは結構でございます。

次の質問にってください。

○議長（西山津智男君） 3番目、教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 村田議員のご質問にお答え申し上げます。

塚越グラウンドは、グラウンド1面と硬式テニスコート2面を持った施設として、前のご質問にもありました野上下郷地内塚越団地に隣接し、昭和63年に開場した施設でございます。ご質問にありましたようにテニスコートの北側擁壁とテニスコート中央にクラック、ひびが入りましたので、利用者の安全を考慮し、平成13年度に使用を中止し、現在に至っております。この年は、岩畳の崩落のあった年で、また台風や大雨が多かった年だったようです。危険箇所の調査をした結果の使用中止という措置をとりました。

教育委員会といたしましては、使用中止と同時に、早い時期での使用開始に努めてまいりましたが、残念ながら復旧には至っておりません。土地の変化と申しますか、状態について、様子を見ているという状況でございます。引き続き、町民の健康増進やスポーツ振興の点から、また町のスポーツ施設として活用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまのお答えをいただきますと、私が行ったとき数年前で、13から18引いて5ということで、5年間も様子見をしてきましたよと。ご様子を見るのに、どうやって見ているのか知りませんが、富士山のとっぺんから見ているのか、あるいは地球の裏側から見ているのか、私には理解に苦しみます。これは放置しておいたというふうな言い方よりほかに解釈ができません。ただ、よく言われる、臭い物にふたをしてしまっただけの話で、出入りしてはいけません、あるいはここを駐車場として使ってはいけません、縄張って、ロープかけて、あるいは入り口にかぎかけて、閉鎖はしたけれども、あとは様子見ということでは、先ほど健康増進のために使いたいとかなんとか、こういう立派な文言がございましたけれども、それをやるのでしたら、5年もたないうちに、もっと建設的なことを考えなければ、再開するならする方向にきちんと振っていかなければ、やることは遅いと。先ほどいただきましたお答えを総合的に判断させてもらいますと、今のところは、やる気はございませんというふうな回答に私は理解いたします。やりませんということを書いてしまうことは禁句なので、当局側は、やりませんという答えはしないと思いますけれども、それでは答えになっていないというふうに思います。

ついでには、あのクラックが入っている、あるいはテニスコートは非常に立派なテニスコートですけども、あれを修復して使ってもらって、健康増進、あるいは使い賃をもらうメリットと、用途変更して、先ほどの団地と非常に近いところですから、駐車場として幾らか投資してでも収益を上げていった方が、この緊急の財政が困窮しているときには、投資対効果の話になってきますが、投資をしてでもやっていった方が、2年、3年、あるいは5年先のことを考えれば、私は、その方がいいと思いますので、この辺の用途変更、あるいは幾らかでも収入につながるという考え方はないのかどうか、これは用途変更については教育次長、それからその後で、財政的に物を考えたら、幾らかでも金が入ってきたらいいのではないかという考え方は企財とか、町長とか、そういう方にお答えを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、先ほどご指摘もされましたけれども、あくまで町民の健康増進やスポーツ振興の点から、あそこは運動施設ということですので、なるべくそういうふうな使用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。用途変更という面では、教育委員会では考えておりません。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今ご指摘をいただいた件につきましては、長い間放置していたということでありますから、この辺は、私たちもしっかり受けとめて、具体的にどういうふうな、幾らぐらいの金がかかるかということについて早速検討いたします。そして、教育委員会として、テニスコートとして使いたいということでありますから、それを中心に考えて、幾らぐらいかかって、どういうふうな工事をすれば直るのかについて、早速その検討に着手いたします。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 教育委員会としては、用途変更のつもりは、全くありませんというようなお答えですが、健康増進については、健康福祉課が担当していることで、健康増進とスポーツを通じて体を鍛えるということは、本来は似たようなことなのですけれども、この辺が縦割り行政の非常に欠点であるというふうに私は思います。ですから、それは総体的に見ている参事兼何々課長というような方もおられるわけですから、よくご協議を願って、遊休施設は売却しなさいというのが国の方針でございますから、遊休施設であるなら、売却なり、用途変更を考えるべきだというのが、昨今の経済情勢に合わせてみますと、緊急に、喫緊にやる課題であるというふうに私は思いますので、先ほど町長が言った、その調べるということから始まるわけですから、よく調査をしてもらって、その後にテニスをやって、テニスをやる場所は中学校の庭にもあるし、いっぱいあるわけですよ。

それで、団地の駐車場にして、2台目、3台目の人の駐車場にすれば、お客を見つけるのが非常に簡単だということです。商売をするときに現地の調査をしないで商売を始めれば、商売は必ずつぶれるのですけれども、商売で一番大切なのはお客を見つけるということですよ。お客さんがいないところで幾ら商売をしたって物は売れないわけですから、物を売るのと、駐車場をつくって駐車料金をいただくということも商業行為としては変わらないわけですね。ですから、近場にお客さんがいるということを見つけやすい、ですから片方の側が考え方をちょっと変えることによって可能なことだと私は理解しますので、そこら辺をよく勉強して、幾らかでもお金が入ってくることを考えてください。そのことについて町長はどういうお考えなのか、もう一回お聞きしておきます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 教育委員会の所管ということでありますから、それぞれ集まっていたいて、まずいかにしたら直るのか、幾らかかるのかということから始まると思いますが、そのことについても含めて貴重なご意見でございますから、重く受けとめたいと思っております。

○議長（西山津智男君） では、次に4番目の質問に対して税務課長。

税務課長。

○税務課長（若林 実君） それでは、固定資産税関係のご質問にお答えいたします。

固定資産税の課税客体につきましては、実地調査や登記済み通知書、農地転用の許可申請、建築確認申請などから把握しておりますが、3年に1度実施しております航空写真撮影に基づいて作成いたしました土地家屋現況図から家屋の未調査物件があることが判明いたしましたので、現在税負担の公平性を確保す

る観点から課税客体の見直しを実施しているところでございます。

現在の状況でございますが、町内の全域を対象に平成14年1月1日現在の課税内容と航空写真から判読いたしました結果を比較いたしまして、課税情報がないものについて職員が実地調査を行い、課税対象家屋であるか否か判別しております。調査対象といたしました家屋の件数でございますが、3,532件で、現在までに実地調査した件数は2,951件、そのうち課税対象の家屋と判別されたものが747件で、家屋調査が済んで評価額が算出されているものが255件でございます。

課税対象の家屋と判別された主なものでございますが、車庫や物置、プレハブづくりの勉強部屋などの比較的面積の小さなものがほとんどを占めておりますが、そのほか農業用倉庫、事務所、居宅の増築などとなっております。今後は、引き続き課税対象の家屋と判別されました家屋調査を実施するとともに、新たな調査漏れが生じないよう実地調査を充実させていきたいと考えております。

なお、収入への影響額でございますが、調査がすべて終了いたしますと、約250万円の増収があると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいま課長からお答えいただきましたが、3,532件あって約3,000件終わりましたということで、8割方終わったという、8割ちょっと超えるのですか、終わったというようなお話ですけども、何か前からのふれ込みですと、収入がふえるということで、今決まっています、このぐらいというのとちょっと乖離しているような感じがします。前はもっとけたが1けた上のけたでふえるようなお話でしたが、いざやってみると、10年先はいいかもしれないですけども、今やってみると、さほどふえないというように思われます。

そうしますと、ここにかけた人間の人件費を計算すると、1年間ではえらい損だと、簡単にできるわけですね。1年間では大損してしまったと、こういう話になると思いますけれども、まだ全部終わっていないということですよ、8割方終わったということですから。全部終わっていくと、255件だということは寂しい話ですけども、この250万円はもっとふえるというふうに通常では思われるのですけれども、よく調べていったら、ふえないで減ってしまったよなんていうことがないようになるのかどうか、もう一回課長にお尋ねしておきます。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

先ほど私の方でご説明申し上げたのは、あくまでも未調査家屋ということをお答えさせていただいたものでございます。見込みの額と幾らか違うよというお話でございますが、今回は、その未調査家屋の見直しとあわせて、土地の地目認定の見直しも一緒に行っているところでございます。土地につきましては、1月1日時点の現況の地目を認定いたしまして課税することになっておりますが、その現況の地目と課税上の地目が一致していないようなケースが見受けられたということもございまして、今回地目認定の見直しも家屋の調査とあわせて実施したところでございます。

今回の土地の地目認定の見直しにより、調査いたしました件数は約2,000件ございまして、そのうち地目を変換した件数は約1,100筆でございます。主に畑から宅地や駐車場などの雑種地に現況地目を見直したものでございます。この原因でございますけれども、多くは農地転用の許可を得ずに建物の敷地ですとか、駐車場などに利用していたために把握がなかなかできなかったものと思われるところでございます。

この見直しによりまして得られる影響額でございますけれども、土地については約1,000万円程度になるというふうに見込んでおります。したがって、両方では約1,250万円程度になると見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいま私の質問に2分割でお答えいただいたようになったのですが、固定資産税未課税物件ということであれば、家屋とそれから土地が一緒にくっついているというふうには私は判断をしておりましたので、再質問をしたわけで、まことに申しわけありませんでした。解釈の違いがあるということも、これは日本語は難しいなということを思っていますけれども、それはさておきまして、土地に対する課税ということですが、少し曲がった方に行くかもしれません、私も農業委員会に籍を置かせていただいています、今耕作放棄地というようなことがよく言われていますが、ある自治体では耕作放棄地のようにしているところには、畑であっても雑種地の課税をするというふうなことを言われているところが、この秩父郡内にあるというふうには伺っております。そんなことなので、こちらにもよく税制について勉強していただいて、そういう変更ができるということが、やっているという市町村があるわけですから、できるはずですから、こちらにもよく考えて、その課税ということに対して、これは一挙両得というか、遊休地をなくす一つの方法、それから税収をという両方に関係するようなことになるわけなので、そういうこともご検討を願えると財政にも非常に寄与できる、あるいは町の中がきれいになるとか、そういうことになると思いますので、ぜひともお考えを願いたいと思います。税制のことについては、今1,250万円の増収になるでしょうということの回答が得られましたので、行ったり来たり、10%ぐらいは誤差があったとしても、それだけ来年度ですか、平成18年1月1日まで調べてあれば、平成18年度から税収の増が見込めるということになると思いますので、投資効果が多少あったかなど。仮に人間を5人入れれば700万円、3,500万円ですから、単年度では損ですが、5年たてばもとはとれるというような勘定になると思いますので、そういうことに対して参事兼何々課長初め助役のかわりになるような執行部側の主立った人によくでっかい目を見ていただいて、ご尽力を賜りたいと思います。

以上をもって私の質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

次に、8番、大澤夕キ江君の質問を許します。

8番、大澤夕キ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、視点を変えた公共物の利用についてでございます。厳しい財政運営が続く中で、固定観念にとらわれず、視点を変えた行政を考えるときに来ております。そこで、旧新井家住宅がもっと楽しめる場所としての活用方法は考えられないものか。また、岩田町営グラウンドを廃止し、他の土地利用を考えてもよいのではないかと。以上の2点についてお伺いいたします。教育次長、よろしくお願いいたします。

続きまして、各課の行政改革への取り組みについてでございます。町財政の厳しさが町民に浸透し、このままでは町が赤字に転落してしまうのではないかと不安を訴える人も出てきました。住民に危機意識を持っていただくことは必要だと思っておりますが、余り過度になってしまうのもいかなものかと考えます。執行部が行政改革に真剣に取り組んでいることは承知しておりますが、それでは各課ごとにはどうなのかが余り見えてこない気がします。そこで、各課では行財政改革にどのような姿勢で取り組んでいるのか、お伺いします。参事兼総務課長、よろしくお願いいたします。

以上2点でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大澤議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、旧新井家住宅のもっと楽しめる場所としての活用方法は考えられないかというご質問ですが、新井家住宅並びに郷土資料館につきましては、施設の活性化のためにできるアイデアを、単に行政だけでなく、町民の有志の方のご協力により取り組んでいるところでございます。具体的には展示室内の一部模様替えを初め夏休みを利用して、子供たちへお蚕さんを配布したり、観光シーズンや週末を中心に機織りの実演を行ったり、桜の時期にお茶会を開催し、今では大変珍しくなりました、居座機の実演を行ったりと、新井家が養蚕農家であることに関連する事業を実施してきました。従来ですと、新井家住宅を観覧していただくのにかかる時間は約10分ぐらいでしょうか。興味のある方、ない方によっても変わりますが、展示物を一めぐりしていただくだけの施設でございました。参加体験型の事業を組み合わせることで、少しでも滞在時間を長くし、リピーターをふやす試みとなりました。また、管理体制におきましても、本年度から民間委託から職員の配置にかえ、きめの細かい管理に切りかえたところでございます。今後も民間活力導入により、いろいろとアイデアを出していただき、実施していただく予定です。皆様からも、こんなアイデアがというのがございましたら、ご提案いただければと思います。さらに、ご案内のように昨年緑の村でのハナビシソウによる効果で、例年以上の入館者を得ることができましたことから、次年度もあらかじめ新井家への入場者を見込んだ入館の検討を行い、シーズンに間に合わせたいと考えております。

参考に、同時期における入館者数の比較をご紹介します。平成17年、昨年でございます。2月末現在で新井家への入館者数8,775名、同時期の平成18年2月末現在では1万468人でございます。同時期の比較で、今年度は1,693人、約1,700人の増となっております。まだ3月も1カ月ございますので、年度の数はいふえと思っております。ふえた理由といたしましては、一つには、先ほど紹介しました民間活力導入による事業実施、二つ目として、ハナビシソウ、三つ目として、昨年11月から始めました前売り券の効果、そして四つ目として、2月はロウバイの開花時期でございます。閉館しないで公開いたしました。以上のようなことから、入館者の増加が図られたと思っております。今後も活性化並びに入館者増につながるようなアイデア、ボランティアガイドの活躍も含め検討いたしまして、官民一体となった取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、固定観念にとらわれず岩田町営グラウンドを廃止し、ほかの土地利用を考えてもいいのではないかとこのご質問ですが、先ほど農村工業導入地域のお話のときにも出ておりましたが、教育委員会といたしましては、町民の体力向上、健康増進のための社会体育施設、運動施設として、岩田町営グラウンドは大変重要な施設と位置づけております。年間使用者も平成16年度の実績で26団体、約8,800人をカウントしている施設でございます。今後とも町民グラウンドとして多くの町民に利用していただきますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、再質問をさせていただきます。

教育次長から、ただいま新井家住宅の使い方として、こんなアイデアがあったら提案してほしいというお言葉をいただきました。そこで、ちょっとお伺いいたしますけれども、新井家住宅はどういうふうに使っても結構ですよという中でのご提案なのでしょうか。例えば火を使うとか、中でもちつきをするとか、そういった方面に使ってもよいということでのご提案なのでしょうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） お答えいたします。

アイデアとしては何でも結構です。できること、できないことは検討してまいりたいと思います。恐らく重要指定文化財に指定されている施設であるということをご質問かと思いますが、国の重要指定文化財に指定されているがゆえに規制事項も確かにございます。ですが、それをクリアする方法もあわせて検討させていただく中で、活性化につながる事業を実施してまいりたいと考えておりますので、アイデアはどんどん出していただいて結構かと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） アイデアを出していただくのは結構だけれども、その中身は検討させていただく部分もあるということのございますけれども、実は昨年12月16日に埼玉新聞のさきたま賞というのに川越の旧戸田家住宅、それからときがわ町の旧岩田家住宅、それから小川町の吉田家住宅の記事が載っておりました。早速行ってみました、川越の旧戸田家住宅やときがわの旧岩田家住宅に関しましては、移築をして中でうどんを打って、売っておりました。これは見まして、余りお金にならないのではないかなというような思いをしてみましたが、最後に伺いました小川町の吉田家住宅、これは本当に私はびっくりいたしました。目からうろこことというのは、こういうことかなとつくづく思いましたけれども、ただいま次長の方から国指定重要文化財の中での制約があるということもお話いただきましたけれども、この吉田家住宅も旧新井家住宅と同じ昭和46年6月22日、同じ日ですね、国の重要指定文化財として指定を受けております。

そういった中で、この吉田家住宅の持ち主である吉田さんご夫婦が維持管理をしているわけですが、申請をする時点で、いろいろな制約をいただいているとは嫌だというお話をしましたところ、柱を切らなければ何に使ってもらっても結構ですよというお話をいただいたということで、指定をしていただいたのですよというご夫婦のお話をいただきました。中でぼんぼん火をたいているのですね。本当に広い土間なのですけれども、そこにいろいろございまして、そこでぼんぼん火をたいて、そこでもちを焼いたり、おだ

んごを焼いたり、また上がり端ですか、そこにもいろいろありますけれども、そこも火をたくというお話を伺いました。その中で、いろいろなイベントもやられているそうです。イベントをするに当たっては、有料で場所をお貸ししているのですよというお話をしておりましたけれども、要するに公共の施設ということではなくて、自分たちで何とかこれを維持管理していこうということで、ご夫婦で頑張っているようです。

ですので、自分たちで一生懸命運営しながら、その中の運営費を賄っているというお話を伺いまして、これはすごいことだなと思ったのですけれども、多分次長も行かれたことはあると思いますよね。知っているのだと思うのですけれども、そういった中で新井家に関しては、機織りと養蚕関連のイベントが昨年、一昨年あたりから始まりましたけれども、これを始めるに当たっては、なかなか大変だったというようなお話も伺っております。そういう中で、今後行政改革大綱の項目23、24に関連してくると思うのですけれども、その中で検討ということになっておりますね、実現ということには、ちょっと未知数かなというような思いがしますけれども、結局長瀬町の場合には、資料館というものがあって、その資料館の中に新井家があるわけですが、その中で資料館でお金を払っていただいて、それで新井家の方は無料であっても、ただいま次長の方からお話ありましたけれども、年々増加していて、資料館の方の収益が上がっていますよというお話ですが、こういうイベントをすることによって、ますますふえると思うのです。

そういった中で、長瀬町にもいろいろな趣味の団体がいらっしゃるわけですが、そういう民間の皆さんのお力をおかりしながら、毎月1回でも結構ですから、イベントでもやって、それを1年間の計画としてインターネットでも流せば、1月はこういうことをやりますよ、2月はこういうことをやりますよということで、インターネットなり、そういう情報関連のところでも流せば、私は、これは1年を通じて大勢のお客さんに来てもらえるのではないかと考えているのですけれども、そういった点で、今後そういうことも検討していただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、最初のお答えのときにもご案内させていただきましたが、既に民間の方に入っていて、ミニイベントというのでしょうか、お茶会なども実際やっております。また、新年度にも予定されておりますので、そういった皆様方からいろいろアイデアを持ち寄りまして実施していただくことは、特に郷土資料館とうちの方は併設になっておりますので、郷土資料館については、特に規制はありませんので、できる範囲では実施していただいて結構かと思っております。また、小川町の吉田家のお話がありましたが、吉田家につきましては、吉田家の方が管理しているのですよね。それで、町は補助金という形で年間40万円だそうなのですが、出しているようです。諸修理からすべて吉田さんの方で賄っているというお話でしたので、うちの方の管理体制とは根本的に違いますので、一概には比較できません。また、吉田さんの方で、その施設を開放しているようです。それで、使用料を取って。ですので、うちの方も、また話があちらこちらいってしまいますが、お茶会なども資料館と新井家の間にある竹林でやりました。火も使いました。ただ、新井家の中ではありませんけれども、可能な限りは、いいアイデアは取り入れて実施してまいりたいと思っておりますので、前向きに検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 次長も吉田家住宅には行かれたことがあるということで、話は早いのではないかと

など思うのですけれども、吉田さんご夫妻がおっしゃっていましたが、人が楽しめる場所であってこそその文化財であるということをご夫婦で口をそろえて言っておりました。新井家住宅も、ただ飾っておくだけのお飾り物ではなくて、やはり使ってこそ味が出ることであり、愛着もわきますので、これから検討していただくということですが、しっかりした活用方法を考えながら、増収策にもつなげていただきたいと思っております。

それから、岩田の町営グラウンドなのですが、毎日曜日には子供さんたちが使ったり、夏期合宿に使ったり、そういうものに使っているというふうなお話も伺っております。しかし、年間を通じてみますと、土、日と、あと夏休み、春休みも使うのでしょうか、その程度だと思っております。あとはあいてるということで、結構町民の皆さんから、もったいないというお話を伺うのです。子供さんもどんどん少なくなる中で、一小、二小のグラウンド、中学校のグラウンド、先ほども出ましたけれども、テニスコートも中学校にはあると。そういう中で、皆野町にもあんなすばらしい総合グラウンドがあります。そういうものもお借りしていけば、岩田の町営グラウンドを使わなくても大丈夫なのではないかというふうな思いがいたします。

そういった中で、本当に財政が厳しいという中で、よその町から長瀬町に越してきたい、いい場所はないかというふうなお話をされる方もおりますし、また二小の方の児童さんが少ないという中で、若い方たちに定住していただくという意味では、すばらしい最高の場所ではないかなと思っております。そういった中で、体力増進もいいのですが、お年寄りがあそこまで行ってグラウンドゴルフをやったりというのは、なかなか大変なのではないかと思っております。ごく一部の限られた人たちが使うというふうな中で、あそこも町の財産として違った使い方をさせていただければいいなという思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 先ほどの塚越グラウンドのときと同じなのですが、やはり教育委員会といたしましては、町民のスポーツの広場として、それを維持管理していくのが教育委員会の務めでございますので、そういうお答えになってしまいます。ただ、恐らく議員も、町がこういった状況なのでというのが頭にあるかと思っております。十分承知しておりますので、それにつきましては、関係する課とも十分検討させていただく中で、そういうお話も視野に入れて検討していくものと思っております。ただ、教育委員会といたしましては、しつこくなりますけれども、町民のグラウンドとして活用していくことを前向きに考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 教育次長からは、決まった型どおりのご回答ということで、それではもう少し掘り下げて。町長にちょっとお伺いしたいと思います。岩田に病院が現在つくられているわけですが、前回でしたか、議会の中で病院の質問があったときだったと思っておりますけれども、病院長さん、経営者ですか、その方が長瀬の方に格好な場所でもあれば、こちらに越してきたいというふうなお話もあったかと思っております。そういったことも勘案する中で、あそこをそういうふうなことに使えないものかと思うのですけれども、この件に対して町長、いかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

役所というのは、いろんな決まりで、がんじがらめになっているのですね。例えばグラウンドをほかのものに使おうというときに、用途変更がどういうふうにしたらできるかという問題から始まっていくのだと思うのです。多分あそこは岩田の工業導入地域の埋め立てに用いた泥を持ってきているのだと思うのです。だから、同じころにできたのですが、二十四、五年たっているのでしょうか。そういうのは担当の課に聞かないとわかりませんが、そういう縛りがいっぱいあって、それがクリアできるかどうかというのをまず検討してみます。それで、グラウンドがなくていいという話にはならないと思いますが、ほかに有効に使えるところがあるかどうか。例えば学校のグラウンドと併用したときに、どういう障害が起きるかというようなことについても教育委員会を中心にして検討してみたいと思います。そして、今の状況ですから、優良な企業が長瀬に来ていただけるというようなことがあるとすれば、一考を要するのではないかというふうに思います。

それから、医新会の病院が今できつつありまして、上棟式に私は呼ばれてお邪魔をいたしました。そのとき医新会の横山さんという、これは理事長だそうですが、おいでになって、長瀬町に将来住みたいと、住居を移しますというお話をいただきました。それで、12月の末に町民課の方へ手続に来ましたと。そして、ごあいさつに伺いましたと言って、私のところにおいでいただきました。袋にあるアパート、とにかく家がまだできないので、そこに籍を移して、一族がこちらの長瀬町の住民にさせていただく手続を今とっておりますというありがたいお言葉をいただきました。超高額所得者というお話でございますから、この辺も私たちの期待するところは大きいというふうに考えておりまして、ありがたいことだと、長瀬大好き人間なのだというお話、そしてそれが病院までできるということになった。そして、病院にも60人近い働く方をお招きしたいというお話がありまして、その中の80%は地元の人に就労していただきたいというふうに考えていますというお話をいただきました。8月1日に建築物の引き渡しを行い、10月1日から病院をオープンしたいというお話でありまして、そういう意味では、一つの大きな活性化のポイントができたなというふうに思っております。

そういう状況がありますので、縛りのある組織ではありまして、それをいかに有効に活用するかというのは、これからそれをしっかりやらないところは沈没するだろうというふうに思っておりますので、その辺もグループ制を引いた大きな利点というのが、だんだん出てくると思いますので、そのグループ制の中で話し合いをしていきたい。この議会休憩中、参事とも話をして、議会が終わった後早速という、議員の皆さんのお声を反映できるような方法、どういうふうにしたらあるのだろうかということについてしっかり検討しようということを話し合ったところであります。とにかく役所というのは時間がかかって、効果がなかなか上がらないということを皆さんも思っておりますので、私もそういう意味では、問題なしとしないという思いを持っておりますので、何とかその辺を改善していかないと、後に大変なことになるという思いを持っておりますので、ご提案はありがたくお受けします。ただ、このグラウンドをすぐなくすということはどういうものか。ほかに活用するものをまず見つけないと、ちょっと難しいのかなという、特定の人がお使いたというようなお話もありましたが、そういうことも含めて考えていかないと、まずほかに代替のものを見つけるということから始めていかないといけないのではないかな、そんな思いを持ったところであります。いずれにしても、ご提案は重く受けとめさせていただいて、内部でしっかり話し合いの糸口をつくってまいりたいということをお約束いたします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） きょうあしたということにはいかないと思いますが、本当に財政が厳しい

という中で、こんなことも検討していただけたらばよいのではないかと考えておりますので、なるだけよい方向に進んでいただきたいと思います。ただ、町長は代替案というお話ですけれども、私としては、代替がなくとも済むのではないかという思いで質問させていただきました。そんなことをお含みおきいただきたいと思います。

続きまして、2の方をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

各課の行政改革への取り組み状況についてのご質問かと思いますが、町では、行政改革につきましては、行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、各課が一体となって各種施策を展開しているところでございます。具体的内容といたしましては、人件費の削減として特別職の給与の減額、非常勤特別職の報酬、費用弁償の減額、職員の給与の減額、経費の節減として入札制度の見直し、職員の制服の廃止、時差勤務の導入、事務委託業務の一部直営、組織機構の見直しとして生涯教育の中央公民館への移管、参事職の新設による組織のフラット化、職員の意識改革として他団体との人事交流の推進や民間企業派遣研修、行政サービスの充実といたしまして、日曜や金曜夜間の一部窓口業務の開庁、職員名札の大判化、各種委員の公募制、町への提案制度の導入などを行い、一定の成果を上げているところでございます。

しかし、残念ながら、市町村合併が不調に終わりましたので、昨年5月に民間の有識者等で構成する財政健全化対策委員会を立ち上げ、財政の健全化について諮問し、去る1月23日に答申をいただきました。この答申を受けまして、町では課長級で組織する財政健全化推進会議及び行政改革推進本部に諮り、答申書に盛り込まれております内容を具体化するため、また町民ニーズや新たな行政課題へ適切に対処するため、各課から行政改革に資する事業の提案を受け、平成18年度からの5カ年計画として新たに行政改革大綱及び実施計画を策定し、さらに行財政改革を行ってまいります。行政改革につきましては、これで終わりということはありませんので、今後も毎年度成果の検証と見直しを行うとともに、効率的な行政運営と住民サービスの向上を目指しまして、職員の意識改革を図り、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） この一般質問を出したときには、まだ行政改革大綱というものが出されませんでしたので、こういう質問をさせていただいたわけですけれども、この行財政改革大綱への取り組みについては、平成16年の6月と9月に3番議員が質問を行っておりまして、それぞれの課長からご回答をいただいているわけですけれども、今回財政が厳しいということで、財政健全化対策委員の皆さんが答申されたものをもとに行政改革大綱というものを作成され、私たちにも説明をしていただきました。従来の今までの行政改革大綱よりも一歩踏み込んだ内容だなという思いがしているわけですけれども、これも本当にせば詰まった財政状況の中では、しっかりとやっていかなければならないことだと思っております。

さて、そこで、この行政改革大綱の中で、平成18年度は検討というのが大分多いのですね。1年間検討して、翌年から実施しますとか、検討しますとか、そのままですとかということなのですけれども、そんな1年間検討しなくても、すぐできるものはなるべく早く、スピードを早めてやっていただきたいという思いがしております。それで、いつもこういう件に関して課長さん方から説明を受ける中で思うのですけれども、毎回毎回その都度、課長からは、危機的状態なのですよという説明をいただくのですけれども、

それでは役場の職員の皆さん末端まで、これが危機感というのが届いているのかなという疑問が非常にあるわけなのです。

そんな中で、ことしの2月8日付の読売新聞に地方自治に関する世論調査を行ったところというので、こういうのが出ておりました。国民の多くが身近な自治体の行政能力に疑問を持つとともに、自分たちの意見が行政に反映されていないと感じていることがわかったという、そういう記事があったのですよね。そういう中で、不十分な職員の意欲や能力、よ過ぎる職員の給与や待遇、コスト意識の欠如、多過ぎる職員数、こういうことに対して国民の皆さんが大変不満に感じているという記事がございました。これはすべてが長瀬町に当てはまるとは私は思っておりません。しかし、課長さん方が口々に大変なのですよ、大変なのですよと言うのですけれども、言うことは簡単だけれども、やはり行うということは、本当に大変なことなのですね。そういった中で前志木市長で、現在NPO法人の地方自立政策研究所長のコメントで、行政は何をやってもつぶれないという浮沈艦神話があるという指摘をしておりましたけれども、今まではそうだったと思うのですけれども、これからはそんな時代ではなくて、いろいろな議員も言うておられましたけれども、本当に財政再建団体になってしまったらば、もう本当に大変なことが起きるわけですね。

きのうも町民から、財政再建団体になったらば、借金は町民が全部均等割でしようんだってねというお話をいただいたのです。そんなことはないよというお話をしたのですけれども、一番最初に町民に大変な思いをしていただかなくてはならないわけですが、加えて職員の皆さんも大変な思いをしていただくわけですよね。職員の給与は、しっかりと守られているよという中で、この財政再建団体になった場合には、職員の給与も守られないし、保障もないし、町長が65人体制で、65人体制でと言っておられますけれども、5年で8人ですか、そういう計算からいきますと、20年も30年もかかる。そういった中で、もしも財政再建団体になったときには、職員の首も切られるという状況も出てくるわけですね。そういった中で、もっともっと下の、下のと言ったらおかしいですか、職員の皆さんにも、もっと本当に危機意識を持っていただきたいなと思っているのですけれども、課長さんたちがどの程度まで、末端まで、そういう教育をしていらっしゃるか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、長瀬町行政改革大綱の中で、検討、実施というのが、間があいているというか、すぐできるものはやるべきではないかということでございますが、これにつきましては、一応5年間の計画ということで各課から可能な期間で一応挙げてもらったのをまとめさせていただいておりますが、これはもちろんすぐに検討して、できるものは間を置かないで、そのときからすぐに始めるということでございます。一応は5年間の計画として、このようになっておりますが、なるべく早く検討して、できるものはすぐに実行に移らせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、行政改革につきまして、末端の職員まで徹底していないのではないかなというご質問でございますが、これにつきましては、確かに全職員、それぞれ一人一人の資質等がございまして、町民の皆様から見れば、それが徹底していないように思われるかもしれませんが、今後は職員一人一人が、先ほど申されましたように危機意識を持ち、行政改革に取り組んでいくことが大変重要であると認識しておりますので、今後とも徹底した職員の意識改革を図りますとともに、職員一丸となって行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 財政健全化対策委員会の中で、各選挙に対して時間を8時までやる必要はないのではないかという私の考えを述べさせていただきました。以前は8時までではなくて、7時までだったと思うのです。それが国の方のあれだったのでしょうかね、8時になって、8時になるということは、町としての負担も随分大きいのだと思うのです。そういった中で、これはどこで決めていただくのかなと思うのですけれども、選挙管理委員会の方で決めていただくのでしょうかね。そのところをもしでき得れば、職員の方から提案でもしていただいて、もとに戻しても私はいいのではないかと考えておりますので、そんなことも検討していただけたらいいなと思っております。

それからあと、郵便物を職員が配達していただければ、その分コストダウンになるのではないかなと思う、これも提案をさせていただいた、行政改革のときだったかなと思うのですけれども、提案をさせていただきましたけれども、いまだもって実現をされておられません。この郵便物を職員が配達しているという自治体は結構あるようでございますので、こんなことも私は検討していただきたいなと思っております。

それからあと、時差出勤で残業代を削減しているという町は随分あるようですけれども、今度長瀬町でもこれはやられるわけですね、このところは。時差出勤……

〔何事か言う人あり〕

○8番（大澤タキ江君） やっておりますか、はい。これはやっていただいているということで、結構なことだと思います。

それから、12月議会で7番議員が、職員のボランティア参加についての質問をしましたがけれども、これにつきましては、早速ハナビシソウの種まきに大勢の職員に参加していただいたということで、あ、よかったなと思っております。けれども、職員も毎日毎日お疲れだとは思いますが、一月のうちせめて1時間でも2時間でも町のためにボランティアをしていただけたらいいなと思うのです。これからハナビシソウ、大分雑草が生えるというようなお話も伺っていますので、そういった中で皆さんの参加をぜひお願いできればなと思っております。もしも財政再建団体になったときには、私たちも当然責任が出てくるわけですが、執行部の皆さん、首長も含めてですけれども、大変なことになるわけですので、そういったことのないようにやっていただければなと思っております。それで、財政健全化対策委員会の中で、官の感覚を民の感覚にしていきたいという委員からの声がありましたけれども、そういう声をしっかりと受けとめていただいて、職員全員の皆さんに頑張ってもらいたいと思っております。

それで、最後になりますけれども、町長にちょっとお伺いしたいと思います。町長が65人体制でやるぐらいのことでなければ、この町はやっていけないというお話をされておりますけれども、65人体制になるということは、先ほども申し上げましたけれども、今後20年、30年かかるかなという思いがしております。このままいった場合ですよ。そうしますと、町長も幾らお元気だといっても30年もお元気でいられるかなという思いがあるわけですが、そういった中で、町長がそういうふうに言われるということは、それなりの根拠があって言われているのだと思うのです。それで、今から猶予期間ではないですけれども、せめて5人なり10人なり、町民の要望に対して即対応できるような体制ですか、以前千葉県の松戸市で、すぐやる課というのができたことがありましたけれども、今やっているかどうか知りませんが、町民から、こういうことに手をかしてほしいとか、そういったときにすぐ対応できる実動部隊ですか、そういうようなものでもつくっておいて、補助部隊、実動部隊でしょうね、つくっておいていただいて、職員がだんだんと減ったときにも即対応できるような、そういうような体制を整えていただけたらいい

のではないかと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

65人というのは、お経のようなことをずっと言っておりますが、その第一歩をようやく去年の11月に踏み出したわけでありまして、それがグループ制であります。この小さな役場の中でも九つ課があって、全部縦割りということをして、本人自体が思っていないところに大きな危機が私はあるというふうに思っております。それを打破するというのが、たまたま助役が、ながとろ苑の問題がありまして、施設長に助役以外に適任者がいないということになりまして、これも内部で異論がかなりあったようではありますが、助役に出ていただくことになりましたら、途端に体制が一致団結をしたというお言葉をいただきまして、よかったなと思っております。しかし、後をどうするかということにつきましては、私は前から考えておりましたグループ制を即座に引いたわけでありまして、

そのグループの中でできることをまずやる、それが三つのグループに分けて行われておりますが、そういう意味では内部の風通しというのは、かなりよくなったというふうに私は思っております。これをもう一步進めたいというふうに考えております。毎週月曜日の9時から参事と教育長にお集まりいただいて、あの狭い町長室の中で30分から1時間ぐらい、いろんな話し合いをします。そして、前週の反省と今週の計画について、それぞれの意見を出し合って、できることからやろうというふうにやっております。先ほどもどなたかの質問でお答えしたかと思いますが、課の数を減らしていくのも大きなポイントになってくるだろう。二つをまたいでやる、それが縦割り行政の排除の最たるものになるというふうに考えておまして、この辺は実施していきたいというふうに考えています。

それと、すぐやる課の問題であります。これも私はずっと考えておりました。しかし、平成18年度からうまくいけば、そういうグループをつくってやっていきたいというふうに考えています。分限免職制度というのがあります。鳥取の県知事が、片山さんとおっしゃる方だそうですが、それをやったら県の職員の数を減らしたいということをお願いして、マスコミが取り上げました。そうしましたら、これは裁判したら100%負けますという結論が出たわけでありまして、その話は途中で消えたわけでありまして、言ってみますと、企業でもそうだと思いますが、本当に厳しくやって、長に解雇権がありませんから、これは職員が一番よく知っています。そういう意味では、言葉と行動というのが裏腹になるということは非常に残念だなというふうに思っておりますが、優秀な人から外に出るということは、企業でも論をまたないという話を聞いております。そういう状況にならないようにするのが長の責任だというふうに考えております。そういう意味では、このグループの参事が担当の自分の課を束ねながら、またそのグループの責任者でもあるということになりますから、これは大きな責任を負っていただきまして、その人たちの目にとまったこと、それから気がついたこと、それを担当の課長と話し合いして結論を出す、そういうことを参事をお願いしてあるわけでごさいます。この期間は2年間ですということも申し上げてあります。

2年間で実績が上がらなかつたら、それはそれぞれにいろいろなやり方があると思いますから、それは申し上げてありまして、そういう意味では伝達が早くなった、そして内部での行動が早くなったというふうに私は思っております。まだこれをもっと早くやらないと、その効果が上がってこないだろうというふうに思っております。65人体制というのは、そのグループ制にしてやっていけば、必ずやっていける数だというふうに認識しております。絶対にそうかと言われると、世の中に絶対ってないなと思いますが、私はそれをやるための努力をするのが職員の使命だというふうに思っております。全体で予算の審議の

とき、ごらんいただけるとと思いますが、人件費総額が7億5,000万円程度にたしか計算が出ております。この7億5,000万円というのは、いろんな人件費を含めて7億5,000万円だと承知しておりますが、これを私は5億円以下に抑えられないと、この町の将来はない、そういうふうに思っています。人件費は固定費で非常に高どまりをしているという事実があります。

そういう意味では、長瀬町は一番先に人件費に手をつけました。これは職員に対して私は非常に申しわけないなと思いつつ、ほかの町が、えっ、そこまでやっているのと。例えば調整手当は8%でした。それを5%に下げました。そして、この間広域の理事会があって秩父の市長から、長瀬町は調整手当を切りますよねという話をされました。切りますと言ったら、地域手当はどうするですかと。調整手当を地域手当という名前でかえて地域手当を5%つけている、それを3%にするとか、そういうようなことをやっているわけですね。いや、地域手当なんて私知りませんから、ありませんと言って、自信がなかったものだから、役場へ帰って言ったら、いや、地域手当なんてうちの方は考えていませんと。だから、8から5になってゼロになります。ある意味では、職員が自分の給料を減らすというのは、いい気持ちではないと思います。しかし、この財政の非常に危機的な状況を皆さんご理解いただいているのだと思います。そういう意味でゼロにさせていただいた。管理職手当も20%カットするということになっておりまして、私は、それでも民間よりは、まだかなり優遇されているというふうに認識をしています。

ですから、もう一步踏み込んだことができないのかということも考えておりまして、今長瀬町には助役も収入役もいません。そういう中で、この参事を中心とした幹部にしっかりやっていただくと効果が非常に上がってくるだろうというふうに思っておりまして、ただ、能力にバランスを欠くということが、皆さんが見てもおわかりだと思います。そういう状況をいかにして改善するかというのが、これは大きな仕事であります。これは非常に難しいなと思っておりまして、この辺に手が入れられたら、本当にいい役場の体制が引けると思いますが、これはある意味では不可能に近いのかなという、投げたわけではありませんが、そういう思いを持っておりまして、一番問題なのは中堅の職員だと私は思います。この人たちが、はっきり申し上げますと、ある意味で、皆さんから見て、ぬるま湯に入っているという部分があるとすると、この辺だろうというふうに思います。

この辺についても、これからも折に触れて、主査、それから主幹、そういう人たちに、個人的には接触をしておりますが、そういうことも含めて、これからも一堂に集まるようなことを、また年度が変わりましたらやって、皆さんの意見を聞いたり、こちらからの希望を申し上げて、もう一步踏み込んだ努力をしてほしいということについてもやる予定であります。いずれにしても、皆さんから見ると非常に進み方がのろいねというお言葉だというふうに思っておりまして、そういう言葉が聞けるうちは幸せなのだというふうに思いながら頑張ることが大切だと思いますし、それをやらなければ良い結果は見えてこないと思いますので、頑張っていくように私も含めて努力をしていきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 財政に余裕があるときには、こういう問題は起きないわけですけども、こう厳しくなるとまいりますと、私たちもちろんのことですけども、首長や職員の皆さんに目が向いてきて、町民の皆さんから厳しい目が向けられるというのは、これは仕方がないなと思っております。そういった中で、しっかりと厳しい目を受けとめながら一緒に一生懸命やっていきたいと思っておりますけれども、今回出された行政改革大綱に沿って、いろいろな角度から、この改革に向けて進んでいってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

---

○議長（西山津智男君） 次に、4番、大島瑠美子君の質問を許します。

4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

最初に、犯罪防止について教育次長にお願いいたします。

国内至るところで子供たちを犯罪から守るため、地域住民、教育委員会、学校、PTA等あらゆる団体、個人が一緒になって、さまざまな方法で活動されていることは承知しておりますが、当町での具体的な活動状況等をお聞かせください。

なお、中には一人でパトロールを行っている方がおられます。車に張るステッカーや腕章を作成し、その方々のうち希望者に有償で配付することを提案いたします。有償にすることにより、義務的意識を感じることなく自由に活動できると思うからです。見解をお伺いいたします。

次に、2、町の木「もみじ」の植樹について観光課長にお伺いいたします。

「名勝地長瀬」「花の長瀬」と言われるとおり、町では長瀬地区を対象に観光客誘致の拡大を進めている様相ではありますが、他の地区は置き去りにされている感があります。長瀬地区外でも観光名所を多数つくるべきと考えます。もみじは、桜と相性がよくなく、維持管理の面からも多数の問題があるとお話でございますが、試験的に本野上の根岸、中野上の和田の山に植樹されてはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大島議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、当町での具体的な活動状況についてご報告申し上げます。子供たちを不審者から守り、安全、安心な学校生活を送るため、単に登下校時におけるパトロールだけでなく、学校内パトロールも含めた、いわゆる地域住民による学校パトロールの実施については、現在までに協力に名を挙げていただいた町民は、一般で32名、老人クラブの皆さんからも16名の皆さんが、小中の三つの学校に分かれて、基本的にはご自分の住所に近い学校になりますが、その学校を核にパトロール活動を行っていただいております。また、交通安全指導隊の皆様にもご協力いただいております。

具体的には、中学校を例に紹介いたしますと、中学校では、現在7名の方に協力いただいております。まず、登録していただきますと、初めに朝会等の折に生徒全員に紹介して認知していただきます。その後それぞれが自分にできる日数で実施していただき、毎月1回、中学校では月末になりますが、学校に集まり、学校と協力員さん、また協力員さん同士、相互の情報交換を行っています。また、各協力員には日誌を所持していただき、毎日つけるというのではなく、特記事項のある場合につき記入するようお願いしております。ちょっと記入内容を紹介してみますと、自分がパトロールした日時、場所等の記入、見なれない時間に自転車に乗っている生徒を見たとか、子供たちがよくあいさつをしてくれるようになったとか、中学ですので、野上駅もパトロールしてもらっていますが、駅で、わざわざ電車を乗り過ごした生徒を見かけたので、理由を聞いてみただとか、そういった情報を、先ほど言いました月末に行われます情報交換の際に紹介し合い、情報の共有化を図っております。

次に、車に張るステッカーや腕章を有償にすることにより、義務的意識の解消をして自由活動ができるようにしたらどうかというご質問ですが、教育委員会をお願いしている学校パトロールにつきましても、余り義務的な決まり等は求めておりません。協力していただける方が、先ほども言いましたように自分のできる時間に、できる日数で、回数で、そしてできるやり方でというふうをお願いしてございます。とは申しましても、登下校の時間が決まっておりますので、その時間帯で協力のできる方で、児童生徒の安全対策に協力的な方ということと呼びかけております。結果として、時間的に協力可能な方は、高齢者が多くなってきております。また、次年度も実施を予定しておりますので、定期的な情報交換等を行い、より効果的な実施に向け、見直しや改善などの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 犯罪防止について、学校パトロールにご協力いただいている町民に対しては、ありがたく感謝申し上げます。この中でも齊藤議員なんかはステッカーを張ったりしてやっていただいているのですけれども、ですが、私が思うことにつきましては、こういうことが小鹿野町に行きましても、どこに行きましても、いろいろ見かけるのですけれども、どこそこの学校のとか、それから長瀬町だとかというものが入っていないステッカーを張ってしている人がいます。そうすると、悪くとれば、それを張っていれば児童が安心しておれの車に乗り込むのではないかというようなことが、そういう可能性もあるかと考えますので、できるものでしたら、町では金がない、金がないとよく言っていますので、町民の方に、そういう意思がある方には買っていただいて、それをすれば、あ、これは長瀬第一小学校から購入した人なのだからと、そこが目安になりますので、そういうふうな方法をとったらいいのではないかとということで、これを出したわけです。今の登下校の際には、やや年寄り、私と同じ世代の人たちが、3時から大体夕御飯の前に1人で歩いたり、2人で歩いたりしている方が多いのです。それとあとは、食事をしてからという方のときには、児童はいませんが、その辺のときに1人で周りを見ながらやっているのだよという、それだったら多少何でもしてもらったらいいのではないのと。だけれども、教育委員会なり、学校なり、義務化すると毎日歩かなくてはいけないのだろうなという、PR不足もあるかと思えますけれども、ですから自分たちで買って、だけれども、ネームの入っている、ちゃんとパトロール、長瀬中学校、長瀬第一小学校、第二小学校というのを張ってあれば、なおのこといいのではないかとということで、この質問をしたわけですが、ステッカーと腕章を有償で配付する気持ちはありますか、ありませんか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） お答えいたします。

現在は、パトロールに協力していただける方をお願いするというので、うちの方でステッカーや腕章やジャンパーや帽子を差し上げていますので、有償でという考えは現在ありません。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） そうしますと、このパトロールを申し込んだ方については、腕章とジャンパー、それから帽子、そうすると随分なお金になるわけですね。そうしますと、ステッカーだけだと、そんなに金額はかからないかなと思ったのですけれども、今のところは人数が少なくて、お母さんたちから回覧板が回りましたよね、第一小学校圏内では申し込んでくださいますというのが回ったので、私も一応3時からその辺、暇なときにはと思っただけのう申し込んでおきましたのですけれども、有償でなくて、それが町か

ら、行政からお願いするのだからというのですか。そうではなくて、町民の方が、自分たちで、自立して、そしてやってやろうということではなくて、行政からお願いしてやってもらうという、下手に出て、そういうふうにするというわけですか。自分たちのかわいい子供を守るとか、愛情を持ってということではなくて、やりたいというふうにしたいのでしょうか。私にしてみれば、個人でも何でも買うということは、それが自分の意識の改革になるからいいかなと思ったわけなのですから、そのことで、ちょっといいですから、質問します。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大変微妙な質問で、線引きは多分難しいかと思いますが、教育委員会としては、協力してくださる方をお願いしたいと。協力したいという方は積極的に来てくれるわけですので、見方によっては、あなたにしてくださいと言っているわけではありませんので、双方の協力体制の成果というのでしょうか、それで実施させていただいているという形です。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） ありがとうございます。

では、次に進んでください。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、大島議員の2番目の質問、花の木「もみじ」の植樹についての質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のように権田山や野土山の桜、ライトアップも行っております通り抜けの桜、花の里事業のハナビシソウやアジサイ、さらには紅葉ライトアップ会場など宝登山や岩畳を有する長瀬地区が中心となっておりますが、長瀬地区外にも七草寺の六つ、長瀬八景の5カ所、桜、カタクリ、ツツジなど観光の名所はたくさんありますので、今後も引き続き観光客の誘致に努力してまいりたいと存じます。

また、ご質問の町の木であります、もみじの本野上や中野上地区の山に試験的な植樹ということでございますが、観光面でも確かに有益かとは存じますが、雑木の除伐等の作業に追われております権田山の桜を初め野土山の桜、通り抜けの桜、花の里のハナビシソウ、アジサイ、ライトアップ会場付近のもみじなどでも除草等の作業が今後ますます大変になると考えます。今でもそうでございますが、今後も金銭的なこと、人力的なこと等を考慮いたしますと、引き続きその作業はボランティアの人たちのご協力により優先順位の高いものから進めさせていただくことになり、新規のところは大変難しいかと存じます。小坂区花の会で北本市から寄贈されました石戸蒲ザクラの苗木の植栽及びその後の管理を行っていただいておりますが、このように地権者や各地区の方々にやっていただける方がおりましたら、苗木の提供はできる限り行いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） やっぱりそういうふうに来ましたかというのが感想です。七草寺とかなんとかというのは、ヤマツツジなんていうのは、もうとっくから知っていることで、ここで言わなくても結構でございますけれども、それはそれでいいとしまして、そしてこのもみじなのですけれども、ここずっと見ますと、今伐採で切っているところがありますので、これを質問するにつきましては、地権者に一応話をしまして、これこれこういうことをしますけれども、もしもこれを町の方でオーケーをとったらいいですよねと言ったら、そうだったら結構ですよということなので、これを質問させていただきました。

地権者に話もしないうちに言ってしまうと、瑠美ちゃん、ひでえなと言われることもありますので、それはそういうふうにしておきました。

自分たちでやるのだったら、苗木を提供しますよと言うのですけれども、苗木といっても1メートルぐらいの苗木から直径5センチ、でかい3メートルもある苗木、苗木にもいろいろ格があります。そうしますと、大体どのぐらいの、山に植えるのだから、小さいのをもらったって、すぐに藪の中であれですけれども、秋からもみじの葉っぱが出てくるぐらいのでかいやつが欲しいなど、私はそういうふうに思いまして、ですけれども、お金がないって多分言うので、苗木も安いやつというので、この間、産業課の方に長瀬ふるさと農園利用規程というのが、私この土地を借りたいと、何に使うのですかと言うから、多分今度の一般質問で、ここにすれば、きっと観光課長は小さい苗木をくれるから、寝かしてでかくしてから植えようと思うのだよと言ったら、これは大島さん、そういう木を植えて植樹するのはだめなのだよ。これは野菜を植えるのだよというので、農園だから、1年たったら返してもらおうのだよというので、では、これは役にしようねということで、それだったらでかい木をもらうしかないやねというので、今質問したわけなのですけれども、今のところは、では、そちらの方の地主さんには、こういうことになりましたということで、結果を報告しておきますけれども、今のところは手が回らないから、もうしばらく待ってくださいという感じですね。

〔何事か言う人あり〕

○4番（大島瑠美子君） わかりました。では、これはこれで、いいです。

---

○議長（西山津智男君） 次に、7番、新井利朗君の質問を許します。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 質問させていただきます。

この質問の締め切りが、今から2週間以上前でありましたので、ちょっと内容的にずれたりしているものもあります。それから、先ほど3番、村田議員が関連していることを質問しているわけですが、またもう少し詳しく聞きたいところもありますので、質問をさせていただきます。

社会福祉事業の運営について町長にお伺いいたします。

町から支出される社会福祉協議会の運営費が、平成14年度は3,000万円超、平成15年度は2,700万円、平成16年度は2,000万円、平成17年度は1,500万円と、ここ4年で半減しています。職員の数が少ない中で、事業を縮小することもなく、人的にも資金的にも限界点に達していると思われ、今後の社会福祉協議会の事業運営に支障を来すのではと心配です。町長の見解をお伺いいたします。

また、今後事務所が移転する可能性があるなら、移転先の特性と制限、利用環境の開放度について、お伺いいたします。これは先ほどもお答えいただいている部分もありますけれども、実際に引っ越しになったりいたしますと、引っ越しの費用であるとか、手間であるとか、それから現在の環境をちょっと見せていただきますと、空調も会議室に1台、使えるか使えないかわかりませんが、あるような状態であります。その辺で、先ほどは現在の部屋よりも70平米ぐらい少ないという指摘がありました。確かに回答は、そうであったかもしれませんが、実際のところ70平米に近いほど現在と違うということでもあります。そういうふうなことから、物置等の設置とかというふうな面もあります。そのほかあと、再質問させてい

たきますけれども、そのことを含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の町からの運営費補助金が年々減額しておりまして、今後の事業運営に支障を来すのではないかというご質問であります。確かにおっしゃるとおりでございます。社会福祉協議会の総予算は、平成14年度が3,868万9,000円、平成17年度が3,579万4,000円となっております。この中で事業費ですが、平成14年度は1,319万円、平成17年度が1,285万3,000円、差額が33万7,000円となっております。事業費については、若干の減額になっておりますが、これは事業の見直しや節減によるものでありまして、少ない事業費の中ではありますけれども、工夫しながら事業を行っているという状況であります。町の財政状況は、先ほどから何回も申し上げているような状況でありますので、社会福祉協議会の福祉基金の取り崩しをさせていただいたところでございます。実は今年度、町から社会福祉協議会に出させていただいた金が2,000万円、去年が1,500万円であります。500万円増額いたしました。

それは基金がゼロに近くなりますという状況の中で、2,000万円出させてもらったわけですが、これは私の一つのミスがありまして、人件費に17万円かな、そのぐらい足りなかった。この前の理事会のときに人件費だけは出せという理事のご意見がありまして、そのことについては、ちょっと私のミスで申しわけないというふうにおわびをしたところでございますが、そういう状況に推移しておりまして、今社会福祉協議会、4人でやるということは非常に大変だというふうに思って、よく頑張っていたというふうに思って感謝をしておりますが、こういう状況を今後も続けていくと、ただ、平成18年度が過ぎますと、人的な問題も含めて町との関係をもっと密にしていかないと人件費で取り崩す基金がないということになりますと、この相互の人的な問題も含めた、資金的な問題も含めた、一体的な改善を今から考えて、平成19年度はそれを導入したいというふうに考えているところでございます。そういう状況の中で、どれだけ効果が上がるかというのは、健康福祉課の方と一体的な行動をとれる部分については、それをやっていただくということが前提になるというふうに思っております。

それから、事務所の移転については、先ほどお話を申し上げましたような状況であります。議員ご存じのような状況であります。役所の建物や、いろんなことにつきましても縛りが多く、はっきり申し上げれば、これをはい、わかりました、どうぞお使いくださいというような状況にはならないということも、私もよく承知しております。ただ、こういう危機的な状況ですから、問題が起きたときには、すべて町長が責任をとることが前提で皆さんのご理解をいただいたところであります。そういう状況で、この建物はというようなことを考えていくと何もできない。何もやらなくていいということになってしまうわけです。今の2階をというのは、先ほどもお話の中に出ましたように、岩田の工業導入のときに岩田地区にたしか建てる建物というか、お金が、補助金が来たというふうに私は承知しておりまして、それを岩田地区の土地の手当てができなかった。それはたまたま家の前の野原直吉さんが議員をやっておりまして、そういう話を後で聞かせてもらったという記憶があります。そして、時の黒澤町長が、それでは保健センターと一体的な建物をつくるちょうどいい機会だから、町へ持っていきよということで、持っていかれたという話を聞きました。持っていかれたのがいいのか、持っていただいたのがありがたかったのかはよくわかりませんが、そういう状況でありまして、その建物が、ほとんど使われないような状況で今日まで来たということも事実であります。これは生かして使うということが、お金の節約にもなるし、やはり町の中心でもありますから、この辺を使って、皆さんにご迷惑のかからないような社協の運営をし

ていきたいというふうに考えております。

いろんな問題で、非常に細かく仕事がありまして、これは本当によく4人でやっているなというふうな思いを私は持っています。そういう意味では大きな負担がかかっているのだろうと。その辺も含めて、これから改善の手だてを尽くしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、保健センターの2階を使うということについては、皆さんにお認めいただいて、これをぜひ実行していきたいというふうに思っております。その後の清流苑につきましては、またこれは皆さんにご協議をお願いするときに近いうちに来るというふうに思っておりますので、そのときにはいろいろご意見を賜りたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、そういう状況をご賢察いただきまして、私たちも決断をしたわけですので、ぜひご理解をいただきまして、ご協力を賜りたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、基金の取り崩しは、これは社会福祉協議会は、今思い起こしてみますと、瀧上町長のときに、これはつくったのですね。そのときに瀧上町長の言葉で、1,000万円基金がたまったら、もう基金は集めないというお言葉があったような気がします。しかし、私は、それに反対しまして、基金を積めるときにどんどん積んでおいていただかないと、後で困るときが必ず来ると思います。ですから、1,000万円にこだわらないでほしいという願いをした記憶がありまして、それが今3,000万円近い基金として、私たちがそれを今取り崩させていただいているという、そのことになりました。これにつきましても、あのときそういうことをやっていたのがよかったのかなと思っておりますが、しかし平成19年度からは、これに頼るわけにはいきませんから、私たちとすれば、役場の中との一体的な仕事を考え、それから予算についても、町でできるものについては町で引き取るというような状況がないと、人的な負担と、それから経済的な負担を社会福祉協議会に全部かぶせるというわけにはいきません。ですから、この辺は平成19年度の課題として、今から検討を始めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 引っ越すことが急に出てきたかというふうに思うわけですが、それにつきまして、大家である長瀬町が、いろいろと環境を考えて貸し付ける、または貸し付けしないのであれば、全面的に委託しているような状態の社会福祉協議会でありますので、引っ越しや何かに関しても相当の費用とか、手間、人的にかかるかと思うのです。そういう面についてどういうふうに考えているかも、文字にはなっていないんですけども、先ほどあわせて質問させていただいてあったのですが、お答えいただいているので、空調関係とかということも。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） では、私の方から一言。

実は、あの2階は、すべてきれいに掃除ができました。あとは時間を見て引っ越しをするという手だてになると思いますが、そのことにつきましては、健康福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

引っ越しにかかわる空調の関係ですけれども、今保健センターの2階にあります空調は、かなり古いもので、いつごろのものかわからないくらい古いものなので、今社会福祉協議会で使っているものを取り外して取りつける予定でございます。

それから、引っ越しに関する人的な部分ですけれども、引っ越しは3月の末を今予定しているわけなので、そのときには健康福祉課の職員総出で社協の方のお手伝いをさせていただいたり、その後の引っ越し、1日だけでは当然済まないと思いますので、そういう面も含めて協力体制をとっていきたいと思います。社協としましては、細かいもので運べるものは3月の中旬以降少しずつ入れていきたいということです。ただ、大きいもの、例えば金庫とか、かなり大きなものがある、人ではちょっとできない部分は業者の方に依頼してやる予定でおります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 先ほど3番議員の質問の中にもありました回答の中で、70平米のずれですよ。実際のところ、先ほどお答えいただいたものについてはロビーといいますか、いわゆる階段上がってすぐの部分が相当広い、言ってみれば一番広いかもしれないロビー部分があるわけですけれども、あの辺のことももちろん入っているかと思うのです。その辺も仕切って使うとか、何かいろいろ考えなくては行けないかと思うのです。とにかくいろんな意味で引っ越しというのは相当の費用と人的な面とかかるわけですね。費用の面に関しては、結局設置の費用については、どちらが負担するのですか、大家さんですか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 引っ越しの費用につきましては、社協の方で負担するように考えております。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 社協とすれば臨時出費になるわけですよ。それは2,000万円というのは、人件費に足りないという状況のようなのですけれども、やはり積立金の中から充てていくわけなのですか。

それと、管理費というのがありますね、これからかかっていく、いろんな面での電気、水道、ガスとか、そういうものにつきましても、一応保健センターと一体となったメーター制度であるような感じがするのです。ですから、その辺の分配というのか、そういうふうな面についてのお答え。

それからあと、中学校の柔道場に近い方の部分に畳の間がありますけれども、あそこのところは、結局2階に社協が入ってしまうと、1階というのは、ふだんは防犯上といいますか、かぎのあいた状態で、だれもいないということも考えられるわけなのです。そういうふうなことから防犯的に考えれば、あの畳の部屋というのが、あの地域の人たち、お年寄りなどが集まっていろいろと話をしたりとか、また工作物をつくったりとかというふうに使えらる場になったらすれば、人が1階にいるというだけでも非常に防犯にもなったりとか、中学生や何かに関しても非常にいい交流が持てる場にもなったりするかなと思ったりしているわけなのです。

そういう意味から、あそこの給湯室といいますか、いすが大分積み込まれているのですけれども、あの辺の、畳の部屋のすぐ近くにある給湯室なんかも活用できれば、いろんな面であそこの部屋も使いやすくなる。いわゆる2階だけというのではなくて、1階の部分にも筋力トレーニングに使ったりとか何かしながら健康福祉的なことにも使えていきますので、管理という面もあるかもしれませんが、縄張り、ここはだめということではなくて、できるだけ共有部分で開放してやっていただきたいと思うわけです。場所的には私も、先ほど危険な建物から比べれば非常に便利で、昔から考えていた部分もあるのですが、そういうふうなので、引っ越しが可能になって、少しでも耐震性も考えられる場所に移るということはいいことだと思わなければならない。そういう点で、もう一度回答をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 社協の管理費、光熱費などのことだったと思うのですけれども、保健センターと一体として支払うことになりますので、今の保健センターと比べまして、4月以降どの程度ふえるかによりまして決めていきたいと思うのですけれども、社協から保健センター使用分として入れるようにしたいと考えております。

それから、先ほどお話の中で、1階の和室とかとおっしゃっていたかと思うのですけれども、あそこの部分は保健センターの部分ですので、基本的には保健センターとして活用するということになります。ですけれども、同時に下も使っている場合、あいている場合には、社協の利用者も使っていけるようにしたいと考えております。原則は、2階ということで考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） いろいろと難しい問題も抱えている状況でありますけれども、将来は一体性も考えていくということではありますが、ぜひ協力し合って、お互いに引っ張り合うということではなくて、協力し合って、いい社協の場が一日も早くあそこにできまして、利用者から喜ばれるようなものになっていくことを願いたします。できるだけ協力は、議会としても、また個人としてもさせていただきたいとは思っておりますけれども、その辺のところ、ぜひよろしく願いたします。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時30分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（西山津智男君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第30号までの30件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

---

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第1号 長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第1号 長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例の提案理由を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民保護対策本部及び国民保護対策本部に準用する緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第1号 長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民保護法に定められている事項以外で国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは条例の目的を定めたものでございまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

次に、第2条でございますが、これは国民保護対策本部の組織について定めたものでございまして、国民保護対策本部長、国民保護対策副本部長、国民保護対策本部員等について規定したものでございます。

次に、第3条でございますが、これは国民保護対策本部の会議について定めたものでございます。

次に、第4条でございますが、これは国民保護対策本部の部について定めたものでございまして、国民保護対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができるものとしたものでございます。

次に、第5条でございますが、これは現地対策本部について定めたものでございまして、国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、副本部長、本部員その他の職員を置くものとしたものでございます。

次に、第6条でございますが、これは委任について定めたものでございます。

次に、第7条でございますが、これは準用について定めたものでございまして、第2条から第6条までの規定は、長瀬町緊急対処事態対策本部について準用するものとしたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 3月3日の議案をもらったときに、この議案ですね、長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例ということで、これはどういうことなのだろうということで、本をちょっと取り寄せてもらって、あと3月5日の新聞を見てびっくりしたのですよね。この法律というのは、既に国会で2003年、2004年にかけて自民、民主、公明各党の賛成で成立した有事法制は、武力攻撃事態対処法、国民保護法、米軍支援法、特定公共施設利用法などで構成されていると。そのねらいは、アメリカの戦争の動員体制を法律で強行したと、有事立法ですね、法制を決めたということで、これは大変なことが、今度法律で決めてされるのだなということで、これは困ったものだなと思って、私も本当に心配しております。

それで、質問ですけれども、読んでみて、ちょっとなじまないのが、武力攻撃事態の、そもそも過去の戦争を反省し、つくった平和憲法を有する我が国の考えにそぐわないという単純にして明快な疑問が出てくるわけですね。あと、長瀬町国民保護対策本部、長瀬町緊急対策事態本部は、具体的にはどうなるのかについても答えられたら答えていただきたいと思います。

それで、保護問題などといっても、要するに今までの戦争の体験からして、国民を保護するといっても、有事立法が定められれば、結局国民の保護ではなくて、アメリカの戦争ですから、命令されれば、国民はなおざりにされるのではないかという、そういう心配もあるのですよね。それについてどういうふうに考えているのかについて。

あと、対策本部長は、町長が任命すると。町長は、これについてどういう考えをしているのか、答えられたらお答え願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

今回の条例化につきましては、武力攻撃事態等におきまして、武力攻撃から国民の生命、身体、財産を守り、国民生活等に及ぼす影響を最少にするため、国、地方公共団体等の責務、避難、救護、武力攻撃災害への対処等の措置が国民保護法で定められましたので、この法律を受けまして、この国民保護対策本部の組織を条例で定めるものでございます。この条例の根拠でございますが、これにつきましては、国民保護法の第28条にその組織についての根拠がございまして、本部長は、市町村長をもって充てるということに法律で決まっております。それ以下の副本部長、それから本部員その他の職員、これにつきましては条例で、各市町村で定めることとされておりますので、今回提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） こういう問題について、国が通達して、きのうだかおととい、NHKでやっていたのですけれども、千葉県で学校の生徒を動員して避難訓練、テロの攻撃を想定してやった姿を見ていて、評論家が言っていました。こんな現実離れした訓練をして、何か新たに外国人が来るような攻撃については、こういう訓練はなじまないのではないかということをやっていましたので、そしてこの問題について、また新たに国からの予算措置はどうなっているのですか。次に議案第2号、第3号ということで第3号まで出ていますけれども、予算についてはどうなっていますか。それで、第2条には、総務課長がそれを何とかすると書いてありますけれども、議案第2号の第2条を見ると、これから審議されるけれども、まず議案第1号についてですけれども、予算措置はどうなっていますか、答えられますか。また、その国の言ったことについて事務量が来るのですよ、総務課長がやるように書いてありますよ、この第2条には。そ

れはいいのです。だから、答えられたら教えてください。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

総務課長というのが、どこにあるか、ちょっと今……

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第2号につきましては、これからまた説明をさせていただくのですが、予算関係については、ちょっと把握しておりません。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は、本当にびっくりしました。こういう問題が、現実にもう出てきたのだなと思って。それで、反対の理由です。国民保護法は、有事三法の一つである、このあれはですね、米軍の先制攻撃、戦争などに自治体、住民を総動員する有事法制の具体化が進行している。そして、政府は、有事法制の一部である国民保護法に基づき都道府県や全市町村に、ことしの3月までに国民保護計画をつくるように求めています。今全国津々浦々の市町村では、疑問や批判、戸惑いの声が上がっているということで、これは反対の理由として、私はどうしても述べなくてはならないと思います。それは反対討論として、我が国には世界に誇るべき平和憲法があります。それは過去の戦争からの反省であり、私たちが一番大切にしなければならないものです。平和な世界の基本であり、長瀬町民は世界のだれも大事にしなければならない、町民を大事にしなければならないものです。平和の探究が話し合いであり、世界の流れは話し合いで平和を求めています。多くの人たちが平和を願っているとき、今回提出された国民保護法案関係の議案は、アメリカ軍、自衛隊の戦争に長瀬町民や町職員、企業、働く人が強制的に駆り出される、そういったこの三法でございます。私は、これからも平和を大事にして、行動していきたいと考えます。そして、我が長瀬町の子供たちに、将来のこれからの子や孫のために私は反対したのだと褒められたいと思います。議員各位がこれに賛成をお願いいたします。そういった意味で反対討論をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 長瀬町国民保護対策本部及び長瀬町緊急対処事態対策本部条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（西山津智男君） 起立多数。  
よって、議案第1号は可決されました。



◎会議時間の延長

- 議長（西山津智男君） ここで、会議時間を延長いたします。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（西山津智男君） 日程第7、議案第2号 長瀬町国民保護協議会条例を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀬町国民保護協議会条例の提案理由を申し上げます。  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求めるための機関としての国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がありますので、この案を提出するものであります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。  
参事兼総務課長。

- 参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第2号 長瀬町国民保護協議会条例についてご説明申し上げます。  
今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求めるための機関としての国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは条例の目的を定めたものでございまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、長瀬町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

次に、第2条でございますが、これは委員について定めたものでございまして、協議会の委員の定数は、20人以内とするものでございます。

次に、第3条でございますが、これは会長の職務代理について定めたものでございます。

次に、第4条でございますが、これは会議について定めたものでございます。

次に、第5条でございますが、これは庶務について定めたものでございまして、協議会の庶務は、総務課において処理するものとするものでございます。

次に、第6条でございますが、これは委任について定めたものでございます

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 先ほどの反対討論と同じように、この国民保護協議会をつくっていく条例ですね。それで、20人以内とする。この第5条には、協議会の庶務は、総務課において処理するものとする。それで、私はいつも思っているのですけれども、今公務員を減らそうということで、今どんどん言っておきながら、仕事量だけは総務課にまた出てくるのですよね。この問題については、町民の命を守る問題なのですよね。ところが、答えられたらいいのですけれども、はっきり答えられたら答えてほしいけれども、この問題について予算措置はどうなっているのか、また質問します。

それで、この新聞の報道を見ますと、国民保護と軍事行動とはどちらが優先するかなんて書かれて、我々今地震問題で、耐震診断や、あとインドネシアの津波のような自然災害でなるのならいいのですけれども、アメリカの戦争にこういう災害対策本部、地震や台風や津波などでの対策本部を設けるならいいけれども、たまたま保護という中で、今基地問題が騒がれていますね。基地問題で、沖縄はどうだったのかということと言いますと、国民保護と軍事行動とはどちらが優先するか、沖縄では戦時、軍事行動が優先になって国民保護とは名ばかりで、唯一の地上戦になって、沖縄では日本軍に住民保護の視点はなく、邪魔者扱いで、かえってスパイ容疑だとかいって殺されている、そういう事態なのです。だから、この国民保護というのは、あたかも保護のようでも、実際は、これは町民保護に優先したものにはならないということは明白でございます。答えられたら、この点も答えていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 法律の施行に伴いまして、町といたしましては、法律の中にそういった根拠条文がありますので、これはそれを遵守しなければなりませんので、地方公共団体としては条例化するということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は、本当に恐ろしい時代が来たのだなというふうに感じています。というのは、2003年と2004年にかけて自民、民主、公明各党の賛成で成立した有事法制は、武力攻撃事態対処法、国民保護法、米軍支援法、特定公共施設利用法などで構成されています。有事法制は、日本に直接攻撃が及んでいない事態、武力攻撃予想事態でも発動されます。アメリカと日本政府が、米軍が先制攻撃、戦争を行った場合でも発動されるとの見解です。動員対象は、都道府県と市町村、民間企業、団体、住民まで及びます。米軍が有事法制で米軍支援を法制化したことは、日米同盟の重要な礎石となっていますと評価して

いるということで、私は、この保護協議会条例についても、何のあれもなく、国が、結局は自治体を総動員させると。長瀬町で言わせれば、長瀬の企業や個人や、みんなアメリカの戦争となって協力しろと言えば、いや応なしにされるということを今新聞にまでちゃんと報道されているのですよ。これについて、私は黙っているわけにはいきません。そういう立場から反対いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 今は中国、韓国等でいろいろな問題が起き、北朝鮮問題、拉致問題、そんなことも考えて、やはりアメリカの国に押しつける、本日出たのは、地方にも、これは来ていると思います。それで、いつも小泉さんが靖国神社の問題でがたがた言われます。それを聞いていると、やはりアメリカという国が日本の国を戦場にするのではない、アメリカが日本を守る、そのためにこういう条例も出てくるのだと思います。私は、わけのわからない中国、韓国、日本も反省しているから、靖国の問題でもそうです。決してアメリカを離れるわけにはいかないのですよ、日本国は。その観点から私は、この条例には賛成します。

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 長瀬町国民保護協議会条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第2号は可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第3号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の提案理由を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第3号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは条例の目的を定めたものでございまして、地方公務員法の規定に基づき、災害対策基本法並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による町に派遣された職員の災害派遣手当又は武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

次に、第2条第1項でございますが、これは災害派遣手当等の額等について定めたものでございまして、災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて町の地域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給するものとしたものでございます。

次に、第2条第2項でございますが、これは第1項に規定する滞在した期間は、派遣職員が町の区域に到着した日から町の区域を出発した日までの期間とするものでございます。

次に、第3条でございますが、これは委任について定めたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今国民は、地震や雪の被害、いろんな意味での大変な生活を強いられている人がたくさんいますけれども、この長瀬町災害派遣手当等の支給条例に対する問題についてですけれども、公用の施設又はこれに準ずる施設に災害復旧のために泊まった場合という形で3,970円、その他の施設6,620円、30日以内の期間と書いてありますね。これはテロや、外国から来た人から、要するに武力攻撃を受けて災害を受けたときに支援に行った手当ですから、ほかに地震や津波や雪の被害とか、いろんなそういう自然災害の場合は全然当たらないのでしょうか。この議案というのは、本当になじまないのですよ。日本は、平和な国でやってきたわけですから、外国から攻撃されたのは、戦後我々は、私が生まれたころからはないのでからね。だから、それについてお答え願えますか。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

これは当然武力攻撃も含んでおりますが、災害等も当然適用になります。渡辺議員のいろいろおっしゃるような災害、それからテロ、武力攻撃、そういった災害が起きた場合の手当でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第4号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第4号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員法に高齢者部分休業制度が追加されたことに伴い、制度の運用について必要な事項を定めたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第4号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方公務員法に高齢者部分休業制度が追加されたことに伴いまして、制度の運用に関し必要な事項を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは条例の趣旨を定めたものでございまして、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとしたものでございます。

次に、第2条でございますが、これは高齢者部分休業について定めたものでございまして、高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとし、期間は、定年退職前5年以内とするものでございます。

次に、第3条でございますが、これは高齢者部分休業取得中の給与について定めたものでございまして、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第9条の給与の減額規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給するものでございます。

次に、第4条でございますが、これは承認の取消し又は休業時間の短縮について定めたものでございまして、任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困

難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができるものとしたものでございます。

次に、第5条でございますが、これは休業時間の延長について定めたものでございまして、任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができるものとしたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 昨年の4月、やはり町長の給与の減額で、町長、助役、教育長の……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） ごめんなさい。間違いました。今ちょっと間違いまして……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） そうです。議案第4号についてですけれども、55歳以上にしたということについては、ボランティアで1日休んでもいいということですが、これについて長瀬町では55歳以上の人がどのぐらいいて、実際そういうような要求をすれば、そういうことがあっても、今の状態では、なかなか休業はとりづらいのではないかと思います。その辺についてお答え願えますか、総務課長。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 質問にお答えさせていただきます。

現在該当者は9名でございます。これにつきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、一応制度化しておくということが主でございますが、この申請をするかしないかというのは今後のことでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。  
厳しい財政状況を考慮し、私を初め常勤の特別職の給料月額を特例で減額したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、現在の町長等の給与の特例条例の効力が平成18年3月31日で失効となりますので、先ほどの町長の提案理由の説明にありまして、厳しい財政状況を考慮して町長等特別職の給料月額を特例で減額したいので、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは町長等の給料の額の特例を定めたものでございまして、町長、助役及び収入役の給料月額は、町長、助役及び収入役の諸給与と条例第3条の規定にかかわらず、町長にあっては第3条第1号に定める給料月額からその100分の30に相当する額を減じた額、助役にあっては第3条第2号に定める給料月額から100分の20に相当する額を減じた額、収入役にあっては第3条第3号に定める給料月額から100分の15に相当する額を減じた額とするものでございます。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第3条第1号から第3号までに定める額とするものでございます。

次に、第2条でございますが、これは教育長の給料の額の特例を定めたものでございまして、教育長の給料月額は、教育委員会教育長の諸給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、第3条に定める給料月額からその100分の11に相当する額を減じた額とするものでございます。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第3条に定める額とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月31日限り、その効力を失うものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 済みません、先ほどは。去年のやはり3月議会だったと思うのですが、あ、臨時議会ですね、町長、助役、教育長の給与が減額されましたと。それで、これは7月までだと、選挙前まで減額して、町長選挙の前までの月までということで、平成17年4月から7月まで4カ月間で大体そういう減額の中で430万円が減額できましたと私は議会報告で皆さんに報告しました。それで、ほかの市町村の例も見まして、民報で、私は全部の秩父郡の町長の報酬について、横瀬町、小鹿野町、あとき両神村もまだ合併しませんでして聞いたら、本当に長瀬の町長や三役の、教育長も含めてですね、大変に低

い金額にされて、三役では長瀬町が一番少ない額で、すごいと思いました。

そこで、質問なのですけれども、今度の1年間の減額について、うちは助役も収入役もいませんから、どれぐらいの金額が減額できるのか。そして、これはパーセントで言わなくて、町長と教育長の報酬、給与について数字で言ってください。あの当時、私は、町長の給与が70万円と書いて、教育長が54万円と書いて、そして減額後の給料は、町長は40万6,000円になったと。教育長は39万9,600円になったと町民の皆さんにはお知らせしたのですけれども、その金額を数字であらわしていただきたいと思っておりますけれども、よろしく。減額によって長瀬町はどれだけの金額を減額することができたかということと、実際減額の給与月額はどういうふうになるのかについて、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） では、ご質問にお答えさせていただきます。

今回の改正を行いますと、町長と教育長で年間で323万2,800円の減額となります。それから、渡辺議員の申された金額は、4月から7月までの特例の金額だったと思うのですが、その後は24%にまた戻っておりますので、それを今回さらに30%ということがございますので、元条例から30%減額ということで、数字を言わせていただきますと、町長につきましては、給料として49万円ということがございます。それから、教育長につきましては48万600円ということがございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第11、議案第6号 町長、助役及び収入役の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 町長、助役及び収入役の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町財政健全化対策委員会からの答申を受け、町長等特別職の期末手当を国の指定職職員に準じた支

給割合等に改正したいため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第6号 町長、助役及び収入役の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、長瀬町財政健全化対策委員会からの答申を受け、町長等特別職の期末手当を国の指定職職員に準じた支給割合等に改正するため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

なお、改正内容が同じでございますので、二つの条例をまとめて一つの一部改正条例案として提案させていただきます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。初めに、第1条でございますが、これは町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部改正でございます。第6条第2項中、期末手当の役職加算分については「100分の15」を「100分の10」に、期末手当の6月支給分については「100分の210」を「100分の160」に、12月支給分については「100分の230」を「100分の175」に改めるものでございまして、年間の支給月数を「4.4月」から「3.35月」とさせていただくものでございます。

次に、第2条でございますが、これは教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部改正でございます。先ほどと同様に第6条第2項中、期末手当の役職加算分については「100分の15」を「100分の10」に、期末手当の6月支給分については「100分の210」を「100分の160」に、12月支給分については「100分の230」を「100分の175」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 長瀬町財政健全化対策委員会でも、この問題については報告されまして、では、この期末手当の減額について、どのぐらいのお金が1年間に町長と教育長のあれで減額できるのかについて報告願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

町長と教育長の改正を今回行いますと、年間で170万5,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 町長、助役及び収入役の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第12、議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況と長瀬町財政健全化対策委員会からの答申を踏まえ、非常勤特別職の委員の報酬及び費用弁償の額を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、厳しい財政状況と長瀬町財政健全化対策委員会からの答申を踏まえ、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正させていただくものでございます。

条例の内容についてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、特別職の委員の報酬及び費用弁償が定められております別表を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、報酬を日額で定めている各種委員会等の委員につきましては20%の減額、報酬を月額及び年額で定めている委員等につきましては10%の減額を行うものでございます。また、費用弁償につきましても日額「1,200円」を「500円」に改めるものでございます。また、これらの改正に合わせて字句の整理等を行ったものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、質問させていただきます。

長瀬町財政健全化対策委員会では、費用弁償は、これはだれが言ったとかというのではなくて、費用弁償はなくしてもいいのではないかと。あと、教育委員会、監査委員、農業委員会とか、そういう月額を今度は日額にでもいいのではないかと。それはいいのではないかとというだけで、完全にそうではないのですけれども、ただ問題は、農業委員会委員が15人いて、それで結局会議が月1回やるといっても中身の問題なのです。その中で論議されたのは、どのような会議をされて、どのぐらいの会議数があるのだとか、それについては、我々一般町民はわからないから、ただ削れとは言えないと言っていました。それで、特に農業委員会委員は15人いて、月1回で、10%減額しても委員は9,900円という形で、これはすべての月額の中に適当だかなんかについては、私はなかなか言えないのは、そこに入ったことのない人にはわからない。しかし、私農業委員会委員の人、何人か知っているのですよね、うちの近所にも。聞くと、そんな中身はないと。ただ、月1回会議をしていると、農業委員会は。だから、もっと削ってもいいのではないかとというような人もいるのですよ。だから、私は、この中では、この額にしなさいとは言いません。けれども、今さっき8番議員が言ったように再建団体にならないためには、思い切って人件費を減らすということでは、やっぱり聖域はないと思うのです。言っただめだということではなくて、ほかで、合併しないでやっている矢祭町、栄村とか、ああいうところは相当のことをやっているのですよ。それで、金を、人件費を減らしているのですよ。ですから、そういう意味では変えていかなくてはならないのではないかと。そして、それについて町長の考えを聞かせてもらいたいと思います。

あと、裏面で、区長さんの問題ですけれども、これの問題点は、区長によっては、風布区、高砂団地区というような区民の本当に少ない区があれば、袋区とか、中野上区というような広い区もあるのですね、私なんかの方。それで、区長になり手がなくなるといえるのは、やはり高齢化になって、役を受ければ出る機会が大変多いし、そして交際費もかかるということで、ですからこの区割り、区長の仕事量、この問題についても今後改善していかないと、議員も大切だけれども、一生懸命役場に運んでくれる区長と、1年間何もやらない区長では大分差が出ます。そういう点では、この問題についての改革は、ぜひお願いしていかなくてはならない問題だと思うのですけれども、これについて町長、どういうふうにご考えておられるか、答えていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 区長さんの問題、今ご提案がありました。私たちは、こちらからお願いをし、その地区で区長さんを決めていただいて、その人たちにお骨折りをいただいているわけでありまして、この人がよく頑張ったから、この人はだめだったからというようなことで、お金の額を上げ下げするというのは難しいなというふうに思っています。今渡辺議員のおっしゃることも事実のことがありまして、その辺についてはいろんな意見があると思います。これは様子を見させていただきながら考えていかなければいけないと思いますが、その辺の兼ね合いといえますか、そういうのは非常に難しいなと今思っているところでありまして、ご意見としては承ります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 月額のやつについては答えてもらえませんか。月額のやつについては、もう少し検討しなくてはならない時期だと思いますけれども。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 今回の改正につきましては、渡辺議員にも財政健全化対策委員会にも入

っていただいておりますが、委員会の答申として、最終的には20%と10%ということで答申をいただきましたので、それに基づいて、そのようにさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今言った問題については、どこでこれから変えていくかということにならないと大変だと思うのです。区長の問題だって何回も、そういう話はいろんな議員から出ます。区長の問題については、区割りをもっと細かくしようといっても、結局だれも手をつけずにずっと来てしまっているのですよ。だけれども、行政改革の中では、手をつけなくてはならない時期ではないかと思っています。私も、残念ながら、それだけの力がございませんので、ただ言うだけになりますけれども、この月額と区長の問題については、だれが一生懸命になって改革するかとなると、なかなか手をつける人がいないのではないかと。今再建団体にならないためには、いろいろなところでお金の改革をしなくてはならない。矢祭町や栄村みたいに、やはり強力に町民一体となってそういう問題を解決しなければ、なかなかお金は捻出できないのではないと思うわけで質問したわけです。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 今渡辺議員も幾らかいいようなことを言ったけれども、いろいろこういうふう聞いてみて、確かに本当にリーダーシップのあれがなければだめですよ。それには、私も井戸の方のことは言いたくはないのですよ。いろいろのご意見が出ていますのですよ、井戸も。井戸も三つ区があって、それで風布があって、それで今ほら、多いところ、渡辺議員はふやせ、それはなかなかいい考えで、初めて渡辺議員もいいこと言ったなと思っているのですよ。それで、よく聞いてください。これは決断なのですよ、町長。井戸の話が結構出るのですよ、井戸とか風布。今車がある時代なのだから、井戸を半分に分けて、風布を一つにと。だから、それは町が腹を決めてやらないと、本当に冗談ではないですから。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この問題は、古くて新しい問題なのです。井戸が四つに分かれたときのことを今思い出したのですが、そのときに岩田もそういうふうにしようという意見がありました。それはかなり議員の方が中心になって、下郷、中郷、高橋、上割と四つあるのだから、四つに分けて井戸と同じにしようと。そうすると1人当たり幾らというお金が年額いただけるというような話があったのですが、それは強烈な反対があって、岩田は一つなのだから一つでいこうと。井戸のまねをしない方がいいという話がありました。貴重なご提案であります。これは改革をする、ある意味ではいい機会でありますから、今回の区長会に提案ができれば、私たちの基本的な考え方について、議会からもこういう厳しいご指摘がありましたというお話も申し上げながら諮ってみたいと思います。

そして、行政区のあり方についても、本当に区長さんにお骨折りいただいでいて、こういうことを言うのは失礼ですけれども、そういう意見があることは私たちも確かに承知しておりますので、これはやっぱり表へ出して、区長さんのお考えを1回聞いてみたいと思います。それで、井戸の方は、どういうお考えなのかも含めて検討する機会だというご提案については重く受けとめさせていただいて、3月の区長会に間に合うかどうかわかりませんが、ただ3月の末に区長会が予定されておまして、任期が切れる人が多いわけです。3分の1ぐらいいるのですかね。そういう時期でもありますから、私の方から提案ができるように総務課長とも相談をして、皆さんのご意見を承りましたので、提案をするようにやっていきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ただいま井戸というお話をいただきましたので、井戸の議員として一言申し上げたいと思います。

岩田議員の方から本当なら手を挙げて言っていただければよかったかなと思うのですが、私が議員になりましたときに、岩田議員の方から井戸を一つにしようというお話をいただきました。そういった中で、2人では、それが一番いいよねと、岩田方式がいいよねという話をさんざんしたのですが、地元の人たちにお話をいたしますと、そういったあれがなかなかまとまらないのですね。ですので、今回町の方から、そういうご提案をしていただければありがたいと思いますので、ぜひ区長会にそういうご提案を出していただきたいと思います。岩田議員もそういう思いだと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 12番、岩田義和君。

○12番（岩田義和君） それでは、うちの方からお話させていただきます。

これは合併問題のとき、たしか私合併につきましての行政区の区割りはどうなのだというふうなことで、総務課長にお尋ねいたしました。そうしたら、そのときはまだ合併問題後に何とかするのではないかとというふうな結論で、そのまま来てしまったと。それで、今井戸、井戸と言っていて、私、井戸は一本化がいいのだというふうなことで、私も後刻ですが、中郷の区民にはお話をさせていただきました。あ、できたら井戸、中、上、風布までいいのではないのかというふうなことで、これは行政区の責任で、行政区の方で何か話をした方がいいのではないかとというふうなことで、そのときは総務課長は、検討いたしますよというふうなご答弁で終わったかと思えます。ちょうどそういうふうないい機会なので、今町長も区長会があるので、そのときに提出していただけるというふうなことでございますので、ぜひそこら辺も井戸、風布の一本化ということは、私は賛成でございます。

それから、そうすると、矢那瀬の方も話が出ています。できたら、そこら辺ももう少し煮詰めて、行政区の方も短縮できれば、どんどん短縮するというふうな方法がいいのではないかと、私の方からご提案申し上げます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 今この議案第7号を見ながら、例規集の表と見比べながらしてたのですが、この中で大体減額してあるのですが、町史編さん専門員につきましては、これまで月額13万7,800円というふうになっていたのが、今度は日額5,800円というふうに書いてあります。この変更になった、月額と日額の違いなので、その効果のほどというのはどの程度のことなのか。それと同時に、この別表に載っているのと載っていないのがあるわけなのです。その中で載っているのだけ変更なのかなと思っても見たのですが、この別表に載っていないながら、こちらの例規集の方には同じ金額が載っているというものもあるわけですね。具体的に言いますと、今言った町史編さん専門員のところについて日額5,800円のところが、この例規集では月額13万7,800円になっております。それから、この裏面につきまして、下の方の校医内科・眼科・歯科というところで、年額均等割8,000円というのは、これは別表そのものも同額になっているのです。530円も同額、それから学校薬剤師、年額3万8,000円、これも同額にな

っている。ですから、載せるのであれば全部載せなくてはいけないのか、それともどこかで変わっていたのか、ちょっと気がついたものですから、質問をさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町史編さん専門員につきましては、月額7,300円で現在はやっておりますので……

○7番（新井利朗君） では、ちょっと古いのですね、これは。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（新井敏彦君） はい。ちょっと古い、改正になっていると思います。

それから、この中で、その他条例で定める委員会の委員というのが、全部同じ額になっておりますので、それはその他条例で定める委員会の長と委員にまとめさせていただいております。よろしく願いいたします。

○7番（新井利朗君） それでは、この別表が取ってかわるといことなのですね。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） はい。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第13、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、人事院勧告に基づく給与構造改革に伴い、給料表、昇給制度等についての改定を行う必要が生じたこと及び特殊勤務手当制度を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略という声がありました。説明を省略したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第14、議案第9号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第9号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の病気休暇の期間について、国、他団体の動向や最近の経済・雇用情勢などを踏まえ、勤続年数に応じた日数の加算を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略という声がありました。説明を省略したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第15、議案第10号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況と長瀬町財政健全化対策委員会からの答申を踏まえ、手数料の一部を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第10号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

長瀬町の財政の健全化を図るために長瀬町財政健全化対策委員会を設置し、9回にわたって調査、審議を行っていただき、平成18年1月に会長から町長に答申がございました。その答申を受け、各種手数料等改正案に基づき一部を改正させていただくものでございます。

第2条第1項に1件、あるいは1枚につき「150円」と定められているものを「200円」に、また同じく第2条第5項に住民リストの閲覧の時間、金額を定めておりますが、この時間を「1時間」から「30分」に改めるものでございます。

改正させていただきます手数料は、別紙参考資料の表のとおりでございます。網がけをしてある部分の

手数料と改正案の欄に黒丸印が記されている手数料以外を「150円」のものを「200円」に、「1人1時間500円」のものを「1人30分500円」に改正させていただこうとするものでございます。網がけしてある手数料は、法で定められているものであり、改正欄の欄に黒丸印で記されている手数料は、単価の高いもので、今回の改正からは除外してございます。

なお、施行は、平成18年4月1日からでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この手数料徴収条例は、町の収入としては、大体どれだけ見込んでいるのか。それで、実際法令で決まったのは上げられないということで、上の方は決まっているということで、ほかについては、大体50円上げているのですけれども、他の市町村との関係ではどういう状態なのか、わかりますか。できたら報告願いたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） いや、ほかのことはどうでもいいというのではなくて、参考に聞きたいのですよ。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 改正するとどのくらい影響があるかということでございますが、今回の平成18年度の予算では、改正前の単価を使って積算しておりますが、これを今回改正させていただく額に置きかえますと、約50万円の増額となる見込みでございます。

それから、他の市町村ということでございますが、この秩父郡市内の状況でございますと、横瀬町、小鹿野町、東秩父村につきましては200円でございます。秩父市、皆野町につきましては150円となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第16、議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものがあります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略という声がありました。説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第17、議案第12号 長瀬町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 長瀬町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の提案理

由を申し上げます。

長瀬町老人憩の家「清流苑」は、老朽化に伴い高齢者施設として安全に利用することができないため、施設を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第12号 長瀬町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、老人憩の家「清流苑」は、開設から24年が経過し、老朽化が激しく、高齢者施設として安全に使用することができないため、施設を廃止するものでございます。

附則といたしまして、平成18年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 長瀬町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第18、議案第13号 長瀬町支援費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第13号 長瀬町支援費支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成18年4月1日より、障害者自立支援法に基づく新しい居宅サービスの提供や利用者負担の定率負担などが導入されることに伴い、居宅生活支援費や利用者負担基準の規定等について改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第13号 長瀬町支援費支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、平成18年4月から障害者自立支援法に基づく新しい居宅サービスの提供や利用者負担の定率負担などが導入されることに伴いまして、居宅生活支援費や利用者負担基準の規定等について改正する必要性が生じたので、条例の一部改正をさせていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条でございますが、居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費により提供されておりました居宅サービスにつきましては、4月から障害者自立支援法から提供されることになるため、除くこととなり、児童は居宅サービスのみの提供であったため、法名も削除するものでございます。

次に、第2条及び第3条でございますが、身体障害者、知的障害者、障害児の支援費の額や利用者負担額について規定したものでございますが、身体、知的及び障害児の居宅サービスが障害者自立支援法から提供されるため、第2条及び第3条をすべて削除するものでございます。

次に、第4条は、施設訓練等支援費について規定したものでございますが、10月までは、今までの支援費制度からの支給となりますが、第2項の利用者負担額につきましては、自立支援法に基づき4月から原則1割の定率負担となりますので、削除するものでございます。

次に、第5条、減免規定でございますが、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法内に新たに災害減免の規定ができたため、この規定が不要となりますので、削除するものでございます。

次に、第6条は、受給者及び施設が不正受給をした場合の規定でございますが、第1条と同様に居宅サービスに係る部分は、4月から自立支援法から提供されることとなるため、居宅サービスに関する規定を削除するものでございます。

次に、第7条は、過料でございますが、身体、知的障害者と障害児の受給者証の提出や返還等について規定したもので、居宅サービスにかかわるものを削除するものでございます。

第1、2号は身体障害者、第5、6号は知的障害者及び第9、10号は児童の関係でございますが、それらを削り、それぞれ第3号を第1号に、第4号を第2号に、第7号を第3号に、第8号を第4号に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条は、施行期日を平成18年4月1日から施行するとするものでございます。

次に、第2条は、経過措置でございますが、第1項から第8項まで、身体、知的、障害児の施行期日前に行われたものは、従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この条例を見ますと、普通見た場合、わからないのですけれども、この間、4月1日からの障害者自立支援法は、やはり障害者が新たな負担増だということで、国会へ請願して、座り込ん

でいた、国会へ請願している姿をテレビでやりました。障害者自立支援法という、あたかも自立して支援するということですが、この言葉に惑わされますけれども、要するに居宅サービスの提供とか、利用者の負担が新たに増加するというのが言われておりますけれども、この問題についてどのような見解をしていますか。今我々障害者の人たちの団体を見ますと、何が問題だというのは、マスコミも余り報道していません。私たちは、自立支援法というのは、新たに障害者からも定率の負担を設けるということで、今まで障害者年金をもらっていた人にも、少ない年金の中でまた負担を強いられるということになると思うので、これをもっとわかりやすく当局は説明していないのですよ。だから、障害者に対してどのような自立支援をやるのかについて、簡単でいいですから、説明願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 障害者自立支援法ですが、これは身体、知的、それから今度は精神の方も入って、3障害の方をまとめて同じ法律でやっていくということでございます。負担につきましては、今までは応能割、それぞれの所得に応じてということがありましたけれども、今度は一律に1割ということになります。それで、中には上がる方もいるかと思うのですが、当分経過措置がありました。一応は1割負担ということですが、それぞれの所得によりまして、段階的に減免制度もかなりありますので、試算はきちりしていないのですが、ちょっとしましたところは、今までとほとんど変わらない、逆に安くなる方もいらっしゃるのではないかと思います。ですから、一概にはちょっと言えないような感じになっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今回の障害者自立支援法というのは、今まで知的障害者、身体障害者、精神障害者、今はっきり言って、私も自分の子供のことで大分苦勞したのは、障害者にも身体障害で頭ははっきりしている人と、頭というか、要するに知恵はちゃんとあって、その中で行動できる人の障害、精神障害は、今はうんとふえていますけれども、精神障害の苦しみ、あと知的障害者の苦しみは全然違うのですよ。その中で一律にして支援法で1割負担をするというのは、私はどうも納得いきません。そういう立場から、要するに障害者からも新たに定率の負担を求めるといいますから負担増なのです。確かに今、課長の言うように安くなる人もいますけれども、本当にこれは安上がりの、障害者のお金を削るということになると思うので、なぜ障害者の人たちが国会であんなに一生懸命請願して、自立支援法反対ということをやったかというのは、その反対の理由がわかると思うのですよ。そういう立場から、私は賛成することはできません。

以上です。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 長瀬町支援費支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第13号は可決されました。



### ◎延会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



### ◎次会日程の報告

○議長（西山津智男君） 次会の日程をご報告いたします。

あす10日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



### ◎延会の宣告

○議長（西山津智男君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後6時08分

## 平成18年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成18年3月10日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙

1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤	實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村	務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口	清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	若	林		実	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	中	川		昇	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南		昭		書記	石	川	正	木
------	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第1、議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることに伴い、障害者支援の実施市町村が明確化されたことにより、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例

の一部を改正する条例の内容につきましてご説明させていただきます。

今回の改正は、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行され、障害者支援の実施市町村が明確化されることを踏まえ、県では重度心身障害者医療費支給事業の認定市町村についても同様に扱うべく補助金交付要綱の改正を予定しており、県内において統一的に重度心身障害者医療費支給制度を実施していくため、条例の改正について配慮願いたい旨の通知を受け、埼玉県保健医療部国保医療課長から通知を受けまして、今回の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容は、障害者自立支援法の施行等に伴う改正として、対象者については住所を有する者を原則とするが、施設入所者の特例として、障害者援護施設の入所者については援護の実施市町村、国民健康保険の住所地特例の対象となる施設の入所者については当該特例の市町村とする。この改正理由につきましては、障害者自立支援法により障害者支援の実施市町村が明確化されたこと及び障害者援護の実施市町村の考え方が国民健康保険の住所地特例と同じであるためということだそうでございます。文言整理といたしましては、対象者でないと決定したときの通知に係る規定の追加及び損害賠償との調整に係る規定の追加、これは第三者行為による医療給付があった場合、その部分を助成の対象としないことを明確化するためということだそうでございます。施設所在の市町村で、既に資格登録されている者につきましては、引き続き当該市町村で対象とするということでございます。

それでは、条例改正案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。お手元に新旧対照表があるかと思いますが、そちらをごらんください。

左側が現行、右側が改正案となっております。現行の第2条第1項第3号ですが、字句の整理といたしまして、「老人保健法施行令別表第1に」を「老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）別表で」に改めるものでございます。

次に、第3条の対象者についてですが、現行では長瀬町に住所がある方で、第3条の条件に該当する場合には、医療費補助金の支給対象となっておりますが、改正案では、次のページをめくっていただきますと、第1号のアからキにありますように町内に住所のある方のうち他の市町村から支援や給付を受けている場合や他市町村長からサービスの委託を受けているような場合には、長瀬町の医療費助成金の支給対象にならないこととなります。

次に、第3条第2号から第7号につきましては、国保、社保を問わず援護の実施市町村で対象となる方で、第8号（8）とありますが、そちらにつきましては、国保の住所地特例に連動いたしまして、対象となる方の規定でございます。

第6条につきましては、見出しの字句の整理及び第2項として、申請者に対し対象者と認定しない場合に規則で定める特例により申請者に通知を行う旨の規定を追加するものでございます。

第7条につきましては、見出しを含め字句の整理を行うものでございます。

次に、1枚めくってください。現行の第11条及び第12条につきましては、改正案では1条ずつ繰り下げ、第12条を第13条といたしまして、第11条に第三者行為による医療給付があった場合の損害賠償との調整に係る規定を追加いたしまして、第三者行為に対する内容を明確化するというものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものですが、既に施設所在の市町村で資格登録されている方につきましては、引き続き当該市町村で対象とする旨の規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 重度心身障害者ということで、今療育手帳を持っている人は、長瀬町内ではどのくらいいらっしゃるって、そして施設に入っている人がどういう状況なのかについてお知らせください。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

療育手帳の所持者数は37人でございます。

それから、施設に入られている方ということでございますが、施設に入られている方は11名でございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第2、議案第15号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険制度では保険財政の均衡を図るため、3年間を一つの事業運営期間として設定しており、平成18年度から新たな事業運営期間に入ることに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第15号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明

申し上げます。

介護保険制度では、保険財政の均衡を図るため、3年間を一つの事業運営期間として設定されておりますが、平成18年度から平成20年度までの3カ年を第3期介護保険事業計画期間として事業を実施していくこととなります。本計画の策定につきましては、健康福祉総合振興対策審議会への諮問に対しまして答申をいただいているところでございますが、今回の条例改正の内容ですが、保険料の段階を現行の5段階から6段階とし、低所得者層の負担能力に配慮し、負担能力の低い新第2段階に対して、より低い保険料率の設定を行うこと及び税制改正により非課税から課税となる方を対象に激変緩和措置を講じるものでございます。

最初に、第2条の改正でございますが、「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改めるとともに、介護保険料施行令に定められている保険料率の算定の基準額に対する標準割合により算定した額に改めるものでございます。お手元に新旧対照表があるかと思いますが、そちらをごらんください。第2条でございますが、計画の期間が平成15年度から平成17年度で、今年度で終わるわけでございますので、その計画の期間を平成18年度から平成20年度までの3カ年に改めるということと、第2条、現行では（5）までありますが、改正案では（6）といたしまして、1号を追加するという内容でございます。

第4条第3項につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴う字句の整理でございます。

第12条につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、字句の整理を行うというものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

保険料に関する経過措置につきましては、第1号被保険者のうち税制改正に伴い住民税非課税から課税となる本人及び住民税非課税から課税となる方が同じ世帯にいる住民税世帯非課税者であります。この方に対しましては、段階的に保険料を引き上げるための経過措置といたしまして、平成18年度及び平成19年度の保険料について規定するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 確認しておきたいと思っておりますけれども、介護認定に伴って今度は5段階から6段階になると。そして、3年間こういう措置をとっていくということですが、それで質問なのですが、この中で第2条、説明書では現行5まであって、その中で、今までより相当のお金が、介護保険認定のお金が上がっていくわけですが、大変な状況になるのではないかと、思うのですけれども、この点についてどのような値上がり状況を考えているのか。ここに数字は並べましたけれども、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

あと、今介護保険料というのは、介護保険税は、結局今の中では国民健康保険税の関係で納めている人は、国民健康保険税と一緒に介護保険税が納められていますね。ものすごい金額で、私も自分で介護保険税と国民健康保険税を払うのに、年金がどんどん削られている中で、本当に負担増が大変だというふうに感じています。私ばかりでなく、国民の中では、本当に税負担が重くて、これでは納められないのではないかと、いうのがどんどん出ているのですよね。

そこで、質問なのですが、何か話によりますと、今度介護保険税や、そういう国民健康保険税含めて、私なんか年金もらっていますけれども、それから引くというふうなことも考えているというのです

けれども、厚生労働省の方から来ているのですか、そういうふうな話が。それについても説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

今回の改正は、先ほど申し上げましたように平成18年度から平成20年度までの3カ年を第3期介護保険事業計画期間として事業を実施していくこととなりますが、その計画につきましては、健康福祉総合振興対策審議会へ諮問し、答申をいただくということで、細かい内容につきましては、そちらの中に書かれているわけでございます。その中で新たな事業展開のために要する介護予防サービス等も含めまして、各種の事業展開をすることにより、保険料がどの程度かかるかというふうな保健事業費の見込みをいたしました。平成18年度標準給付費見込額といたしまして、平成18年度が4億2,991万円、それから地域支援事業費の額を含めると4億3,767万3,000円、約4億4,000万円ぐらいかかるだろうと見込んでおります。平成19年度につきましては4億8,196万4,000円、平成20年度においては5億2,939万2,000円、3カ年計画で、合計約14億5,000万円ぐらいのお金がかかるのではないかというふうな見込みを立てております。

それで、平成12年の4月から介護保険制度が始まりまして、そのときと比較いたしますと、保険者数でありますとか、高齢化の率とか、右肩上がりといえますか、かなりのペースで上昇しているというふうなことでございます。それから、介護保険の各種サービスの利用につきましても年々増加しております。平成12年当時と比較しますと、相当の伸びがありまして、そうしたものに対する介護給付を行うに当たりましては、国、県、それから町、被保険者等で支払う負担割合というのが決まっております。万一同年引き上げといえますか、保険料の改定をしなかった場合に、その額については基金から借り入れるというふうな方法をとらざるを得なくなってまいります。そうしますと、次の第4期の計画のときに保険料を定める場合には、そうした基金の借り入れの償還分も含めて新たに計算いたしまして、その分もさらに上乗せして保険料をいただくという形になりまして、そこで急激な保険料の値上げが生じるということが予想されるわけです。郡内においても、引き上げをするところが多いようですけれども、郡内では、改正されますと、額としては横瀬と同額で、郡内では一番高い額になりますけれども、それ以前につきましては、長瀬町においては、郡内では一番低い額に定められていたようです。

そうしたことから、いつ保険料を払うかというふうな時期が多少ずれますけれども、先に送れば送るほど、その引き上げ額が急激になってくるというふうなことで、適正な給付ができるよう今回引き上げをお願いするものでございます。また、税の改正等がありまして、急激な引き上げの方につきましては、3カ年に分けて、段階的に引き上げるというふうな措置もとっていきたいということで、そうしたものを附則の中で、経過規定で平成18年度、平成19年度について盛り込ませていただいたものでございます。よろしいでしょうか。

〔「年金から」と言う人あり〕

○参事兼町民課長（近藤博美君） それについては、一定の所得の方については、既にそういう形で、年金に上乗せする形で、特別徴収というふうな形でやっております。額の低い方につきましては、普通徴収というふうな形で既にやっていると思います。よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第3、議案第16号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第16号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

公営住宅法施行令及び同法施行規則の一部改正並びに土地区画整理法の一部改正により、また町営住宅駐車場について、その設置や使用料等について条例で定める必要が生じたため、条例の一部を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼建設課長の説明を求めます。

参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、議案第16号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように公営住宅法施行令及び同法施行規則の一部改正並びに土地区画整理法の一部改正により、また町営住宅駐車場について、その設置や使用料等について条例で定める必要が生じたため、条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第5条第1項第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に、同項第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改めるものです。

次に、第6条第1項第1号ア中「50歳」を「60歳」に改め、同項第1号イを次のように改め、号の細分のイは、障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度を示したものです。

第6条第1項第1号ウ中、「第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者でその」に改め、同項第1号に次のように加

えるもので、配偶者からの暴力被害者の単身入居資格に関して規定したものです。

第47条の次に駐車場の設置及び使用者の資格の2条を新たに追加するもので、第47条の2は、駐車場の設置について規定するものです。また、第47条の3につきましては、使用者の資格について規定したものです。

第48条第1項中「共同施設として設置された駐車場（以下「駐車場」という。）を「駐車場」に、「町長の許可」を「町長に申請し、その許可」に改めるものです。

第48条の次に自動車の範囲及び使用者の選考の2条を新たに追加するもので、第48条の2は、自動車の範囲を規定し、駐車できる自動車の規模を規定したものです。

また、第48条の3の第1項及び第2項は、駐車場使用者の選考方法を条文化したものです。

第49条第1項の「近傍同種の駐車場の料金を勘案して、規則で」を「別表のとおり」に改めるものです。

第49条の2の第1号から第3号までは、使用料の変更に関する規定でございます。

第50条の次に、保管場所の証明及び禁止行為について2条を新たに追加するもので、第50条の2の第1項及び第2項につきましては、保管場所の証明及び手数料徴収に関する条文の追加でございます。

第50条の3の第1号から第4号までは、駐車場使用者の禁止行為を条文化し、追加したものでございます。

第51条の次に町の損害賠償責任について、1条新たに追加するもので、第51条の2につきましては、町の駐車場内における自動車の盗難等の損害賠償責任について規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） どうも何かわからないというのは、第6条の障害者基本法に基づいて身体障害者とか精神障害者、知的障害者、こういう人たちに対する入居の問題で、50歳を今度60歳に改めると。要するに障害者でも町営住宅に入れるということは本当にすばらしいことなのですけれども、50歳から60歳にするという意味が、ちょっと聞いても、やはり若い人を町営住宅から締め出すというか、要するに10年間違う、60歳にしてしまったということで、どうもぴんとこないのですよ、私。というのは、障害者の場合、50と60では、ましてや知的障害者とか精神障害者の場合、まだまだ元気で、自分の住む場所というのが、10歳で締め出されるということは、これから大変なのではないかと。今障害者も自立するために町営住宅で、自分たちのグループホームや、そういう形で町営住宅も貸すということになっているのですよ。町営住宅も親なき後の知的障害者、精神障害者、その問題で今深刻な状態が出てきているのですよ。私もその一人として、今後のことについて考えながら生きてきたのですけれども、この問題について10歳、グループホームで障害者が助け合って生活している姿を見ると、これを10歳おくらせるというのは問題ではないかと思うのですけれども、その点について答えられたら答えていただきたいと思うのですよ。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えしたいと思います。

第6条第1項関係につきましては、障害者の自立支援法に基づく地域生活支援事業にかかわる規定でござ

ざいまして、それに関して50歳から60歳ということではありませんので、区別していただきたいと思えます。50歳から60歳というのは、単身入居の高齢者の年齢制限を引き上げたということでございます。この引き上げにつきましては、国の方で調査をいたしましたところ、民間賃貸住宅における入居拒否の実態ということで、50歳で入居を拒否された前例はないということで、あえて公営住宅に50歳から単身で入る必要はないだろうという国の方針でございます。およそ70歳以上で拒否するというのが、アンケート調査ではかなり多いようでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第4、議案第17号 平成17年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第17号 平成17年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,957万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を29億6,896万9,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では町税、分担金及び負担金、諸収入の増額、内示等に基づく国県支出金、町債繰入金の減額。歳出は、老人保険費、保健費の増額、児童福祉費、塵芥処理費、農業振興費、道路新設改良費、常備消防費などの減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第17号 平成17年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,957万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億6,896万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページ、7ページをごらんください。事業の確定に伴いまして、放課後児童対策施設整備事業を初め建設事業に係る地方債を表のとおり補正するものでございます。その結果、合計で2億7,810万円予定しておりましたものを2億7,280万円にするものでございます。

では、今回の補正予算の内容につきましてご説明いたします。12ページ、13ページをごらんください。こちらは歳入予算の明細でございます。款1町税、項1町民税につきましては、個人町民税が当初の見込みを上回るため、現年課税分を1,150万円、滞納繰り越し分を100万円増額するものでございます。また、法人町民税につきましても現年課税分が当初の見込みを上回るため970万円増額するものでございます。

項2固定資産税につきましても、現年課税分が当初の見込みを上回るため、470万円増額するものでございます。

項4たばこ税につきましては、当初の見込みを下回るため、1,040万円減額するものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金の節3児童保育費負担金につきましては、保育料の決定による増額でございます。また、放課後児童クラブ保護者負担金につきましては、対象者の減による減額でございます。

次に、款14国庫支出金及び14ページ、15ページからの款15県支出金につきましては、いずれも今年度の補助事業の確定等に伴いまして補正するものでございます。

16ページ、17ページをごらんください。款19諸収入、項4雑入でございますが、消防団員退職報償金受入金につきましては、当初予定していたより退団者が少なかったため、受入金を133万4,000円減額するものでございます。また、広域連合派遣職員給与等負担金につきましては、派遣している職員の給与等について全額を広域連合で負担していただけるため受け入れるものでございます。

款20町債でございますが、これは先ほど申し上げましたように事業の確定に伴う補正でございます。

18、19ページをごらんください。款21繰入金でございますが、今回の補正では歳出の減額が歳入の額を上回っておりますため、財政調整基金に5,913万9,000円戻させていただくものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

では次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。20ページ、21ページをごらんください。

まず、款1議会費でございますが、議員の欠員による報酬、期末手当の減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費でございますが、秩父広域市町村圏組合負担金の精算により減額するものでございます。

項5選挙費、目4衆議院議員総選挙費につきましては、委託金の確定により減額するものでございます。

款3民生費につきましては、平成17年度の事業がほぼ確定したことに伴い、補正するものでございます。

22ページ、23ページをごらんください。款4衛生費につきましては、秩父広域市町村圏組合負担金の精算による補正でございます。

24ページ、25ページをごらんください。項4公衆衛生費、目1予防費につきましては、介護予防事業や予防接種事業などの確定による減額と秩父広域市町村圏組合負担金の精算による減額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費につきましては、農村地域工業等導入地区内の排水路整備事業の確定により工事請負費、補償補てん及び賠償金を減額するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目2観光費につきましては、秩父鉄道の上長瀬駅、樋口駅のトイレ改修、みんなに親しまれる駅づくり事業補助金等の決定により減額するものでございます。

款8土木費、項1道路橋梁費、目3道路新設改良費につきましては、工事の決定に伴い減額するものでございます。

26、27ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、秩父広域市町村圏組合負担金の精算により減額するものでございます。

目2非常備消防費につきましては、当初予定したより消防団の退団者が少なかつたため、退職報償金を減額するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、秩父広域市町村圏組合負担金の精算による減額でございます。

項6社会教育費、目2公民館費につきましては、公民館屋上防水工事の決定に伴い減額するものでございます。

項7保健体育費、目3学校給食費につきましては、食器食缶洗浄機、連続炊飯器システム、ガス回転がま購入額の決定による減額でございます。

以上が、今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 何点か質問したいと思います。

13ページの放課後児童クラブ保護者負担金が21万6,000円減額したということで、この長瀬町放課後児童クラブについては、人数については、平成17年度はどういうふうに締めくくるのかについて報告をお願いしたいと思います。

次に、23ページの放課後児童クラブ施設整備工事、平成17年度の予算案で1,769万円組んだのですが、実質的にはどのような建設費の工事だったのかについて報告をお願いしたいと思います。

次に、25ページのみんなに親しまれる駅づくり事業補助金ということで、上長瀬駅と樋口駅に水洗便所としてつくったと思うのですが、200万円ということで、長瀬町、秩父鉄道、埼玉県のそれぞれ3分の1ずつということで、これについて私は、この問題について予算案のときに質問したと思うのですが、要するに今財政が厳しい中で、駅の中に便所をつくるということについては、町が出すということは、やぶさかではないのですが、秩父鉄道がもう少し自分たちの自助努力で面倒を見ればいいのではないかというふうに私は言ったつもりですが、その中で、この金額についてももう一度、どういう建設が行われたのかについて報告していただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 放課後児童クラブ保護者負担金の減額の関係でございますが、当初1カ月8,000円の15人ということで半年分、6カ月見込んでいたわけなのですが、2人目以降を4,000円の半額ということにさせていただきましたのと、人数が15人ではなく、8,000円の方が2人減りましたので、合わせて21万6,000円の減額ということになったわけでございます。

それから、学童保育所の建物の整備の関係でございますが、施設の整備工事としまして、当初1,386万円ほど予算化させていただきまして、工事の方で1,033万2,000円、それから変更設計19万8,000円かかりましたので、317万8,000円残りましたので、減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

上長瀬駅と樋口駅のトイレの関係でございますが、こちらにつきましては、みんなに親しまれる駅づくり事業という県の補助金の交付要綱に基づきまして行っているという形で、それから前の議会でもお答えしてありますとおり、3分の1ずつという形になった経緯もございます。既に秩父市の方でも四つの駅が行われたわけなのですけれども、まだ終わってはいないと思いますけれども、そちらの方等も既にそういうことにもなっていました。また、一部には町と県で2分の1ずつというような当初の予定も何かあったようなことも聞いてございます。そういうことで、県の補助金交付要綱に基づきまして、結果的に3分の1ずつという形にもなっております。

それから、工事内容ということでございますが、既に樋口駅につきましては、外観といいますか、屋根がのりまして、見ばえがよくなっていると思いますが、まだ一部浄化槽の方が済んでおりません。そういう概略ですが、トイレブースというようなものと排水管工事、それから給水衛生設備工事というような形になってございます。樋口駅につきましては、先ほど言いましたようにトイレにプラス浄化槽という形が追加されます。それから、上長瀬駅につきましては、すぐ近くを下水が通っていますので、浄化槽を設けずにそちらに接続するという形になってございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 樋口駅も、あそこを通ってみるとできているのですけれども、今長瀬に観光に来て、うちの近所なんかもそうですけれども、野上へ相当来て、長瀬アルプスというので上がって行って、集団で、50人や、中高年の人が相当上っていくのですよね。私思うのには、樋口駅でも上長瀬駅でも観光客が便所を借りたいといっても、駅周辺に来た人が、駅に入るについては、やっぱり戸惑っているのですよね。そういう点では、一応は公衆便所だと思うので、観光客や住民の人たちが気軽に入れるような標識とか何かをつけていただいて、結局樋口駅と上長瀬駅への客は電車で来るわけで、そういう人たちばかりでなく、トイレを自由に利用してもらうために標識とか何かつくっていただきたいと思うのです。今はっきり言って、樋口の方なんか歩いている人たちは、やはり便所に困って、直売所というか、今樋口の直売所は廃止というか、やっていません。ですから、悪いのですけれども、男の人たちは、どこか陰に行ってしまうようなことも考えられるのですけれども、女の人なんかは、やはり樋口の観光、あの辺を歩く人たちをこれからふやすためには、そういう人たちも便所を利用できるようにしていただきたいと思うのです。そういう立場から、長瀬へ来て便所に困らないようなことをお願いしたいと思います。私も上長瀬を見てても、買いもしないのに上長瀬のお土産屋さんに入っていくということについては、やっぱりちゅうちょしますので、荒川沿いに行つて用を足すというようなことになってしまうので、その点について、今回答はもらえなくても、長瀬じゅうを観光地にするためにも、ぜひ考えていただきたいのですけれども、何か回答もらえれば助かるのですけれども。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、お答えいたします。

一般の観光客等の利用可能というご質問だったと思いますが、それは可能となりますし、その辺の表示、看板を鉄道さんでつくっていただくという予定になってございます。具体的にはトイレがありますので、ご自由にお使いくさいということの文面は、今鉄道の方で考えている最中だということでございますが、自由に使えるというような表示を今考えてございますが、鉄道の管理上の問題から、一たんは改札口を通じていただくということになってございます。改札口付近にその看板等を設置、設けるという予定でございます。

また、先ほどの管理面からいたしまして、上長瀬駅、それから樋口駅、両方とも委託駅というのですか、人がいる時間が決められています。その人が来たときにかぎをあけて、それから帰るときにかぎを閉めさせていただきますという形にもなっているということでございます。こちらにつきましては、秩父市の四つの駅と同様となっております。具体的には上長瀬駅につきましては7時10分から21時10分、樋口駅につきましては7時20分から19時20分というような予定と聞いてございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 平成17年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第18号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,295万円を減額して、歳入歳出予算の総額を8億9,291万7,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では国民健康保険税、共同事業交付金、諸収入の増額、内示などに基づく国県支

出金、療養給付費交付金、繰入金の減額。歳出は、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費の増額、一般被保険者療養給付費、保健衛生普及費などの減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、議案第18号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から1,295万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,291万7,000円とさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、歳入では国保税の増額、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金の減額、共同事業交付金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では一般被保険者療養給付費の減額、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の増額並びに老人保健拠出金の財源組み替えとなっております。

最初に、歳入予算の補正内容につきましてご説明させていただきます。補正予算説明書の6、7ページをお開きください。

一番上の款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の一般分及び退職被保険者等滞納繰り越し分でございますが、実績が見込額を上回ったことによりまして増額をさせていただくものでございます。

次に、款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金でございますが、交付金額が見込みを下回ったことにより減額補正を行うものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金でございますが、財政力の不均衡を是正するため、国庫から交付されるものでございますが、当初算定を下回ることが見込まれますので、減額をさせていただくものでございます。

次に、款6療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、退職者医療の療養給付費等の交付金について、決定通知に基づき減額をさせていただくものでございます。

次に、8、9ページをごらんください。目2県補助金でございますが、国民健康保険の補助金でございますが、保健衛生普及事業、検診事業に充てられるものでございますが、補助金額の決定通知がありましたので、減額補正をするものでございます。

次に、款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金でございますが、交付金額の確定により増額の補正をするものでございます。

次に、款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般会計からの繰入額が決定したことにより77万6,000円を減額するものでございます。財源化医療費繰入金及び保健事業費繰入金につきましては、医療費及び事務事業委託料に残が生じたことにより、それぞれ減額をさせていただくというものでございます。

最後に、諸収入の一般被保険者返納金でございますが、国保以外の被保険者が国保で医療を受けた分につきまして、返納していただいたものでございます。

次に、歳出補正予算の内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。

最初に、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、県の特別助成費の減額に伴い財源の組み替えをさせていただくというものでございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費ですが、医療費に残が生じることが見込まれるため減額をするものでございます。

次に、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、療養給付費の支払額が増加していることから、増額をさせていただくものでございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、共同事業交付金の増額に伴い財源の組み替えを行うものでございます。

目2退職被保険者等高額療養費につきましては、支給額が伸びておりますことから、増額をさせていただくものでございます。

次に、款3老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金、款4介護納付金につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。款5共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金につきましては、平成17年度分の拠出金額について国保団体連合会からの確定通知により、その差額分を減額させていただくものでございます。

次に、款6保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費でございますが、受診者が見込みを下回ったことによりまして残額が出ましたので、その分を減額させていただくという内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第19号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,608万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,856万3,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では内示などに基づく国庫支出金、支払基金交付金、繰入金の増額。歳出は、医療給付費、高額医療費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第19号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをごらんください。先ほど町長の提案理由の説明の中でもありましたように、第1条にありますように歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,608万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,856万3,000円とさせていただくものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

上の四つの枠が歳入になっておりまして、下の枠が歳出となっております。今回の補正でございますが、歳入では医療費の伸びに伴い支払基金及び国庫からの負担金の増額、歳出では医療費の支払いに充てる医療給付費、高額医療費の増額となっております。

まず、歳入の補正内容につきまして申し上げます。款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金1,402万円の増額でございますが、これは医療費に対する法定負担分について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金ですが、当初見込みよりも医療費が伸びておりますので、負担金の増額が見込まれることにより、625万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、款3県支出金、項1県負担金、目1県負担金につきましても、医療費の伸びにより県の法定負担分について負担金として306万7,000円を追加するものでございます。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、273万5,000円の増額をさせていただくものでございますが、これは医療費の支払額の法定負担分につきまして、一般会計から繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、歳出補正の内容につきましてご説明いたします。同ページの下の枠が歳出予算の補正内容となっております。

款2医療諸費、項1医療給付費、目1医療給付費でございますが、現物給付費として2,545万1,000円を追加するものでございます。

目4高額医療費につきましても、高額療養費として63万円を追加させていただくというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第20号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を4億7,666万8,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では繰入金増額、内示等に基づく国庫支出金、支払基金交付金の減額。歳出は、趣旨普及費の増額、認定審査会共同設置負担金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第20号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをごらんください。町長の提案理由の説明にもありましたように、第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,666万8,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正でございますが、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金減額及び基金繰入金増額。歳出につきましては、財源の組み替え及び負担金の減額となっております。

最初に、歳入補正の内容につきましてご説明いたします。6、7ページをごらんください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金ですが、各種介護サービスに充てるための財源でござ

ございますが、交付見込額が減少することが見込まれることから445万2,000円を減額するものでございます。

目2介護保険事業費国庫補助金につきましては、被保険者情報や給付実績情報等の管理システムについて法改正に伴う改修経費について申請いたしましたところ、補助金をいただける見込みが立ったことにより、78万7,000円を追加させていただくものでございます。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付金ですが、交付額が減少することが見込まれますため536万2,000円を減額するものでございます。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金でございますが、介護保険システム改修に伴う経費について国庫から補助をいただける見込みが立ちましたことなどにより94万3,000円を減額するものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護保険給付費支払基金繰入金につきましては、国庫及び基金からの補助金及び交付金の減額に伴い、各種介護サービスに充てる財源不足を補てんするため981万4,000円を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出の内容につきましてご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、国庫から介護保険システム改修に対し補助金が交付されることに伴い財源の組み替えを行うものでございます。

次に、項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金ですが、秩父広域市町村圏組合で認定審査を行っておりますが、負担金額が少額で済むことになったことによりまして、23万円を減額するものでございます。

次に、項4趣旨普及費ですが、平成18年度からの介護保険制度改正内容について説明のための窓口用パンフレットの購入及び介護保険被保険者証送付の際に同封するパンフレットを購入させていただくものでございます。

次に、款2保険給付費ですが、各種介護サービスに要する経費ですが、国庫及び支払基金からの補助金及び交付金が減額となる見込みであり、財源不足を補うため、基金からの繰入金を充当するため特定財源の組み替えを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第21号 平成18年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 平成18年度長瀬町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成18年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ28億4,186万8,000円となり、前年度予算と比較し3,303万円、1.2%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長、各課長、教育次長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第21号 平成18年度長瀬町一般会計予算についてご説明いたします。

まず、平成18年度長瀬町一般会計、特別会計予算書と書いて製本されております予算書の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、平成18年度一般会計予算として歳入歳出の総額を28億4,186万8,000円計上させていただきます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、6、7ページをお願いいたします。

まず、6ページの第2表、債務負担行為でございますが、表の左の事項欄にありますとおり、農業近代化資金利子補助につきましては平成18年度融資分までを、中小企業経営対策資金利子補助につきましては平成17年度の融資分までについて設定するものでございます。

その下の職員が行うための測量機器及び集計図化ソフト借上料、小学校コンピューター整備機器借上料につきましては、これは平成18年度整備予定分についてリース料を設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債でございますが、表の左の起債の目的の欄の事業につきまして、それぞれ限度額の欄の金額を起債させていただくもので、庁用自動車整備事業を初め排水路整備事業、道路新設改良事業などの建設事業に充てる起債と、住民税等減税補てん債、臨時財政対策債の借り入れを合わせて合計で3億680万円を予定しております。

次に、一時借入金ですが、恐縮ですが、1ページにお戻りください。第4条の一時借入金につきましては、借入額の最高額を定めるものでございますが、1億5,000万円とさせていただきます。

それでは次に、当初予算の内容と主要事業等につきまして、別の資料を使ってご説明申し上げます。お手元の資料で水色の表紙に平成18年度当初予算の概要とある資料の1ページをごらんください。

こちらは予算規模を一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は、平成18年度は28億4,186万8,000円で、平成17年度に比べ3,303万円の増額、1.2%の増加となっております。

また、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計を合わせた4会計の合計は49億8,060万円で、平成17年度に比べ2億4,526万3,000円、5.2%の増加となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。まず、表の左の区分で一番上の町税でございますが、平成18年度は8億3,501万5,000円で、平成17年度に比べ3,407万8,000円の増額、4.3%の増加となっております。

次に、2番の地方譲与税から19番の諸収入までは、平成17年度の実績見込みや、平成18年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

2番の地方譲与税には、三位一体改革による所得譲与税が含まれており、平成17年度に比べ2,960万9,000円の増額、46.3%の増加となるものでございます。

次に、12番の分担金及び負担金につきましては、児童保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金、道路舗装補修工事負担金などの増加により、平成17年度に比べ791万1,000円の増額、24.6%の増加となっております。

次に、13番の使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料などの増額により、平成17年度に比べ251万2,000円の増額、8.5%の増加となっております。

次に、15番の県支出金につきましては、放課後児童クラブ施設整備費県補助金の減額などにより、平成17年度に比べ661万9,000円の減額、5.7%の減少となっております。

次に、18番の繰越金でございますが、当初予算で例年3,000万円を見込んでおりますが、平成18年度は2,000万円多く、5,000万円を計上させていただいております。

次に、19番の諸収入につきましては、広域連合派遣職員給与費が増額となっているものの、平成17年度に中央労働金庫預託金返還金などあったのが減額となったため、700万2,000円の減額で、18.4%の減少となっております。

次に、20番の町債でございますが、3億680万円で、平成17年度に比べ7,030万円の増額、29.7%の増加となっております。増加した主な理由は、道路新設改良事業に充てる起債の増額でございます。この町債につきましては、恐縮ですが、予算書の140ページをごらんいただきたいと思います。

140ページ、表の一番下の合計欄でございますが、平成16年度末現在高が24億6,986万7,000円で、その右の平成17年度末現在高の見込みが25億3,633万6,000円となっております。その右に平成18年度中の起債見込額がございますが、これが3億680万円借り入れる見込みでございます。平成18年度中の元金償還見込額が2億904万4,000円でございますので、この結果、一番右の平成18年度末現在高見込額が26億3,409万2,000円となる見込みでございます。なお、この表の3番、減税補てん債、4番の臨時税収補てん債、それから5番の臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。現在借り入れている町債の残高の約半分がそのような地方債でございます。また、1番の普通債の中の辺地対策債や2番の災害復旧債などの元利償還金の一部も普通交付税の基準財政需要

額に算入される地方債でございます。

それではまた、恐縮ですが、先ほどの資料に戻っていただきまして、続きを説明させていただきます。2ページの21番の繰入金でございますが、2億3,549万3,000円で、平成17年度に比べ1億590万4,000円の減額、31%の減少となっております。これは財政調整基金からの繰り入れが1億6,489万3,000円、減債基金からの繰り入れが7,000万円、町立学校図書購入基金からの繰り入れが60万円でございます。当初予算繰り入れ後の財政調整基金の残高は約9,000万円でございます。減債基金の残高については約88万円となる見込みでございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきまして、4ページ、5ページで説明させていただきます。まず、4ページの表の目的別歳出のうち、平成18年度の欄で構成比の主なものについて申し上げます。2番の総務費、これが24.4%、3番の民生費が22.4%、4番の衛生費が20.4%、10番の教育費が9.3%、そして12番の公債費の8.8%の順となっております。

それでは、概要についてご説明いたします。1番の議会費につきましては、議員の1名減少が要因で、平成17年度に比べ463万3,000円の減額、8.4%の減少となっております。

次に、2番の総務費につきましては、町長、一般職員の給与の減額、固定資産評価替え事業、合併推進事業、町長選挙事業などの減収によりまして、平成17年度に比べ8,458万3,000円の減額、10.9%の減少となっております。

次に、3番の民生費につきましては、心身障害者支援費事業、放課後児童クラブ施設整備事業などは減額しているものの、障害者自立支援給付事業、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計への繰出金の増加により、平成17年度に比べ7,322万7,000円の増額、13%の増加となっております。

次に、4番の衛生費につきましては、下水道事業負担金、水道企業団補助金の減額により、平成17年度に比べ1,160万6,000円の減少、2%の減少となっております。

次に、6番の農林水産業費につきましては、排水路整備事業、水辺公園整備事業などの減少により、平成17年度に比べ1,614万1,000円の減額、36.3%の減少となっております。

次に、8番の土木費につきましては、道路新設改良事業の増額により、平成17年度に比べ5,840万7,000円の増額、64.7%の増加となっております。

次に、9番の消防費につきましては、常備消防事業であります秩父広域市町村圏組合への負担金の減額により、平成17年度に比べ1,411万8,000円の減額、8.4%の減少となっております。

次に、10番の教育費につきましては、指導主事の設置や学校施設等改修事業、学校給食施設整備事業などの増加により、平成17年度に比べ3,459万5,000円の増額、15%の増加となっております。

それでは次に、5ページの性質別歳出の表をごらんください。これは歳出を性質別に分けたもので、主なものについて概要を説明させていただきます。

まず、1番の人件費でございますが、議員の欠員による報酬、手当の減額、特別職給与の減額、一般職員の調整手当の廃止、各種手当の減額や非常勤特別職の報酬の減額などにより、平成17年度に比べ4,122万8,000円の減額、5.1%の減少となっております。

次に、2番の物件費につきましては、固定資産評価替え事業、庁舎管理事業、広報紙発行事業、道路維持管理事業などの委託料の減額などにより、平成17年度に比べ3,347万6,000円の減額、11%の減少となっております。

次に、5番の補助費等につきましては、合併協議会負担金などの減額により、平成17年度に比べ428万1,000円の減額、0.8%の減少となっております。

次に、8番の貸付金につきましては、新規の育英奨学資金の貸し付けを見込んでいないことにより、平成17年度に比べ188万円の減額、45.2%の減少となっております。

次に、繰出金につきましては、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計への繰出金の増加などにより、平成17年度に比べ5,237万7,000円の増額、10.9%の増加となっております。

以上が、平成18年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、各担当課の主要事業の説明を申し上げます。

最初に、企画財政課の主な事業につきましてご説明いたします。資料の6ページをごらんください。

企画財政課の欄の一番上の財産管理事業でございますが、町有建物の火災保険などを一括して取り扱い、公有財産の維持管理を行うものでございます。

次の庁舎管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理のため、機械設備の保守点検や環境衛生管理などを行う事業でございます。

次に、物品管理事業につきましては、役場で使用いたします物品、事務用品等の購入管理を行う事業でございます。

次の各種期成同盟会事業につきましては、周辺圏域の開発と一体的な発展のため、期成同盟会や協議会を組織しておりますが、秩父鉄道が実施する安全対策事業に対し秩父鉄道整備促進協議会を通じ、沿線市町で支援を行うものでございます。

次の新しい総合振興計画策定事業につきましては、第4次総合振興計画の策定を行うための審議会委員の報酬、費用弁償等でございます。

次の基幹系システム事業につきましては、住民、税務、財務等の電算処理システムを管理する事業でございます。

7ページの情報系システム事業につきましては、パソコンにより情報化の進展に対応した町民サービスの向上、事務の効率化及び電子役場構築のため、条件整備等に取り組む事業でございます。

次の借入資金償還事業につきましては、町債の元金及び利子の償還を行うものでございます。

以上で、平成18年度当初予算の概要と企画財政課の主な事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 続きまして、総務課関係の主要事業についてご説明申し上げます。

主要事業一覧表の6ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、例規集データ更新事業でございますが、情報化の進展に伴い、町例規集を加除式から電子化し、庁舎内の各端末から例規の検索等を可能とし、経費の節減並びに事務能率の向上を図るものでございますが、情報公開の一環として、町ホームページでの公開や庁内での事務処理の効率化を図るため、引き続き例規のデータ更新等を行うものでございます。

次に、広報紙発行事業でございますが、行政と町民の相互理解を深めるため、町の施策や方針、各種事業を紹介し、町民の行政への理解と参加を図るものでございまして、「広報ながとろ」を毎月1回、年12回発行しているものでございます。

次に、区長会事業でございますが、これにつきましては現行事業を継続させていただくものでございます。

次に、非常備消防事業でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしております消防団の円滑な運営を図るものでございます。

次に、防災対策整備事業でございますが、これにつきましては、避難者等に対し初期の対応を図るため、災害時における非常食や毛布を備蓄するとともに、国民保護法に基づく国民保護計画の策定等を行うものでございます。

次に、防災無線維持管理事業でございますが、県防災情報システム及び町の防災行政無線の維持管理を行うものでございます。

以上で、総務課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（若林 実君） 続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、町税の歳入関係についてご説明いたしますので、製本されております平成18年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第1款町税、第1項町民税の個人町民税でございますが、本年度予算額が2億5,537万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして3,117万9,000円の増額、13.9%の増となっております。個人町民税は、税制改正により、定率減税が2分の1に縮減されますことや、生計同一の妻に対する非課税措置の段階的廃止がありますこと、また老年者控除の廃止がありますことなどから増額で見込ませていただきました。

次に、第2目法人町民税でございますが、本年度予算額が5,536万3,000円で、前年度に比べ934万円の増額、20.3%の増となっております。法人町民税につきましては、2年連続の増加となっております、全般的に上向きになっておりますことから、平成17年度の実績を考慮いたしまして、増額で見込ませていただきました。

次に、第2項第1目固定資産税でございますが、本年度予算額が4億6,562万円で、前年度と比較いたしまして417万3,000円の増額、0.9%の増となっております。内訳でございますが、平成18年度は評価替えの年度に当たりまして、土地につきましては、依然として地価が下落傾向にありますものの段階的に課税標準額を引き上げる負担調整措置や地目変換によりまして9.8%の増額となるものでございます。

家屋につきましては、在来家屋の評価が引き下げられることによりまして、76棟分の新增築と未調査家屋の解消により、増加いたします分を見込みましても8.6%の減となるものでございます。

また、償却資産につきましては、大規模な設備投資が見込めませんことから、減価償却分を考慮いたしました。平成17年度の実績が増加しておりますことから、対前年度比では3.6%の増となるものでございます。

次の第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、前年度とほぼ同額の194万3,000円を見込ませていただきました。

次に、第3項第1目軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,549万7,000円で、前年度に比べ56万6,000円の増額となっております。これは当初予算の調製時点での登録台数をもとに見込ませていただきましたが、二輪車が減って軽四輪がふえておりまして、登録台数でも45台増加したことによるものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。第4項第1目たばこ税でございますが、本年度予算額が4,121万2,000円で、前年度に比べ1,118万1,000円、21.3%の減となっております。たばこ税につき

ましては、7月に税率改正の予定がございますが、喫煙環境も年々厳しくなりまして、消費本数が減少傾向にありますことから、平成17年度の実績に基づきまして減額で見込ませていただきました。

次の第5項鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

したがいまして、町税の合計額は12ページの一番上にありますとおり8億3,501万5,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして3,407万8,000円の増額、4.3%の増となるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、資料の平成18年度当初予算の概要の7ページをお開きいただきたいと存じます。

税務課の主要事業でございますが、税務総務事業は、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の賦課徴収事業は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための事業でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 続きまして、町民課関係の主要事業につきましてご説明申し上げます。

7ページの真ん中あたり、町民課と書いてありますが、その枠からが町民課の主要事業の一覧となっております。

最初に、住民基本台帳ネットワーク事業でございますけれども、全国の市町村を結ぶシステムの運用といたしまして、公的個人認証としての電子証明書が記録できる住民基本台帳カードの発行や住民票の広域交付などを行うためのものでございます。

次に、戸籍電算化事業でございますが、平成14年12月から稼働いたしました現在戸籍等の電算化に伴う機器の維持管理経費でございますが、これにより戸籍法に基づく届出書の受理、審査、記載、抹消並びに戸籍の全部事項証明の発行が正確、迅速にできるようになっているものでございます。

次に、国民健康保険事業でございますが、法律に基づき町が保険者として実施しております国民健康保険事業に要する経費について、国民健康保険特別会計への繰り出しを行うものでございます。繰り出しの主なものは、保険基盤安定繰出金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金などとなっております。医療費の伸びに伴いまして、繰出金の額も増加の傾向にあります。

次に、重度心身障害者医療費支給事業でございますが、県の補助を受けまして、町が実施主体として実施しているものでございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部を支給し、福祉の増進を図るものでございます。対象者はほぼ横ばいの状況にありますが、医療費の伸びに伴い、支出が増加傾向にあります。

次に、ひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、これも県からの補助を受けまして、町が実施主体となり、ひとり親家庭等に対しまして医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援するというものでございます。

次に、老人保健事業でございますが、75歳以上のお年寄りと65歳以上で一定の障害のある方に対する医療費の支払い等の財源として老人保健特別会計に繰り出しを行うものでございます。なお、老人保健対象者は70歳から75歳となりましたが、医療費の伸びとあわせ町の医療費の法定負担割合が年々増加する傾向にありますので、支出金が増加傾向となっております。

次に、介護保険事業でございますが、介護保険の各種サービス費の法定負担分等を介護保険特別会計に

繰り出しするものでございます。保険給付費の伸びに伴いまして支出金も増額となってきております。

次に、(新)社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業でございますが、低所得で生計が困難な方につきまして、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減の一部を町が助成するものですが、基本的には個人負担4分の1の軽減に対し事業者及び町が2分の1ずつ負担するものでございます。

1枚めくってください。8ページの一番上になりますが、乳幼児医療費支給事業でございますが、通院、入院とも就学前までの乳幼児に対しまして、医療費の一部を支給いたしまして、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図っていくものでございます。

以上で、町民課関係の主要事業の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(西山津智男君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) 続きまして、健康福祉課関係の主要事業につきましてご説明を申し上げます。

主要事業一覧表の8、9ページが健康福祉課関係でございますので、お開きいただきたいと存じます。

初めに、8ページをごらんいただきたいと存じます。社会福祉総務事業でございますが、これは福祉全般に関する関係機関等との連絡調整等に関する事務を行うものでございます。

次に、民生児童委員活動費補助事業は、民生委員活動が円滑に実施できるよう助成するものでございます。

次に、心身障害者等補助事業でございますが、在宅の心身障害者とその家族の身体的、経済的な負担の軽減を図るため、地域デイケア事業や在宅重度障害者手当、外出援助のための福祉タクシーや自動車燃料費の助成、難病患者の通院費の助成など各種補助事業を実施してまいります。

次に、新規の障害者自立支援給付費事業でございますが、平成15年度から導入されました支援費制度が自立支援制度に移行し、今までの身体、知的障害者に精神障害者も加え、障害者が自立した生活を送れるよう障害者施策のサービスを一元化し、利用者本位のサービス体系とすることになりました。本格的には10月からでございますが、居宅生活支援費や介護給付費、支援自立給付費等は4月から実施となるものでございます。障害者みずからが必要なサービスを適切に選択し、事業者と対等な立場で契約や利用がスムーズにできるよう支援を行ってまいります。

次の社会福祉協議会補助事業、シルバー人材センター補助事業につきましては、昨年とほぼ同様の内容で実施してまいります。

次に、在宅福祉事業でございますが、高齢者等が安心して在宅で過ごせるよう在宅介護支援センターの運営や緊急通報システムの設置、老人クラブ活動の補助などを行うものでございます。

次に、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホームへ入所させることにより、老人福祉の向上を図るものでございます。

次の老人福祉施設運営事業でございますが、社会福祉法人長瀬福祉会に対しまして、施設建設の借入金に対する償還金の一部等を助成するものでございます。

次に、児童保育事業でございますが、核家族化や女性の社会進出の増加などにより、保育に欠ける児童が増加するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所等へ保育の委託を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブ事業でございますが、放課後児童対策といたしまして、公設の学童保育所の運

営や民間学童保育所に対する運営費の補助を行い、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育てを支援してまいります。

次に、児童手当事業につきましては、今まで小学校第3学年までの児童を養育する保護者に対し児童手当を支給しておりましたが、本年度から小学校6年生まで対象者を拡大し、保護者の経済的負担の削減を図ってまいります。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。保健総務事業でございますが、保健関係全般に係る関係機関等との連絡調整等に関するものでございます。

次に、健康診査事業でございますが、昨年と同様に40歳以上の町民を対象に疾病や生活習慣病の早期発見のため健康診査を行うとともに、健康についての正しい知識と健康意識の高揚を図ってまいります。

次に、母子保健事業、予防接種事業につきましても昨年と同様の内容で実施し、乳幼児の健康の保持増進や感染症を予防し、公衆衛生の向上と健康の増進に努めてまいります。

次に、結核予防事業でございますが、乳幼児や高齢者の結核予防を図ってまいります。

次に、介護予防事業でございますが、一般の高齢者や特定高齢者及び介護保険の要支援1、2などの軽度の方を対象に、寝たきりや転倒骨折を予防し、在宅で生きがいを持って生活できる体力づくりのため、昨年からはじめました元気もりもり教室をさらに拡大し、筋力アップ運動や口腔ケア、栄養改善などの食生活指導も盛り込んだ介護予防教室を実施いたします。実施に当たっては、各地区に出向いて開催し、身近なところでいつでもできる運動を普及させ、元気高齢者の育成を図ってまいります。

以上で、健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 続きまして、観光課関係の主要事業についてご説明いたします。

当初予算概要の9ページから10ページとなっております。

最初に、9ページ中段の観光施設管理事業でございますが、快適で美しい観光地づくりのため、観光施設の整備後の維持管理を行う事業で、主に観光用公衆トイレの清掃や修繕、消耗品の購入等に充てるものでございます。

次に、インフォメーション事業でございますが、観光案内所の業務委託を初め、観光パンフレットの増刷やリアルタイムに観光情報を提供するためのフィルム等の消耗品の購入などとなっております。

次に、花いっぱい推進事業でございますが、街路、公園などを花と緑で美しく保ち、快適な生活空間の演出及び長瀬を訪れる人々が年間を通じて花を楽しめるまちづくりを推進するもので、花の植栽や花いっぱい推進団体への苗木の提供や資材の提供等を行うものでございます。

次に、長瀬八景管理事業でございますが、岩畳への仮設トイレ設置費用等でございます。

次に、桜管理事業でございますが、南北桜通りを初めとする野土山、通り抜けの桜等の維持管理及び権田山桜の里づくりの支援を行うものでございます。

次に、廃棄物一般事業でございますが、廃棄物の適正処理や再資源化を推進することにより、資源の有効利用や環境への負荷の軽減に資するものでございます。主に空き缶回収業務委託や有価物回収事業の報償金、岩畳清掃作業、町内不法投棄物の撤去作業業務などの委託でございます。

10ページに移ります。環境衛生事業でございますが、自然環境を保全するための事業で、町内のパトロールの実施や長瀬町環境美化推進協議会への補助金などとなっております。

次に、下水処理事業でございますが、秩北衛生下水道組合への負担金でございます。

次に、し尿処理事業でございますが、し尿処理と汚濁処理事業、既存施設の維持管理を行うための負担金でございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、皆野・長瀬水道企業団事業でございますが、樋口及び宮沢簡易水道の統合に伴う整備事業費負担金や高料金対策補助金などでございます。

以上で、観光課関係の主要事業の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） 続きまして、産業課関係の主要事業につきましてご説明申し上げます。

平成18年度当初予算の概要の10ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、農業委員会事業でございますが、農業委員会に関する法律や農地法等に基づきます事業運営を行い、農業者の地位の安定と農業生産力の向上を図るものでございます。

次に、中山間地域等直接支払事業でございますが、傾斜地等で生産条件が不利なため、耕作放棄地の発生が懸念される農地を保全するための地域活動等に対し交付金を交付し、農山村の果たす多面的機能の維持を図るものでございますが、引き続き小坂地区に対して交付金を交付するものでございます。

次に、農業振興対策事業でございますが、生産者団体の運営費や農作物の種苗、果樹苗木等の購入費等に対しまして助成し、農業の振興を図るものでございます。

次に、排水路整備事業でございますが、矢那瀬下郷区内において排水不良の地域がありますので、排水路整備工事を行い、冠水被害の防止と生活環境の改善を図るものでございます。

次の花に触れ合う「花の里」整備事業でございますが、旧プラム園周辺をボランティア活動を中心に花の里として整備して地域振興を図るものですが、事業主体となります花の里づくり実行委員会に補助金を交付するのが主なものでございます。

次の美しい森づくり事業でございますが、長瀬の景観を形成している松を松くい虫による被害から守り、美しい自然景観の維持を図るものでございます。

次に、11ページでございます。林道管理事業でございますが、林道5路線の管理を行うものでございます。

次の町商工会補助事業でございますが、商工業の振興と発展を図るため、小規模事業者の経営及び技術の改善指導に当たる商工会に対し助成するものでございます。

次の中小企業経営対策利子補給事業でございますが、中小企業者が施設整備の拡充や経営改善等に必要な資金を国民生活金融公庫から借り入れた場合に利子補給を行い、経営の安定と商工業の発展を図るものでございます。

次の商店街活力再生計画推進事業でございますが、平成16年度に商工会で策定いたしました活力再生計画を推進するため、県の補助金を受け、事業主体であります商工会に助成を行うものでございます。

以上で、産業課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 続きまして、建設課関係の事業の概要につきましてご説明させていただきます。

平成18年度当初予算の概要の11ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、道路維持管理事業でございますが、町道の管理及び危険箇所等の修繕及び町道の除雪や未登記の処理を行うものでございます。

原材料等支給事業でございますが、改良が進まない町道に対し地域住民が自発的に行う町道の整備に対しまして、敷き砂利、生コンクリート等の原材料を支給させていただくものでございます。

道路維持補修事業でございますが、既設町道の老朽化が進み、修繕箇所が増大している中で、歩行者や車輛が安全に通行できるように道路の危険箇所の応急修繕や小規模な維持補修工事を行い、良好な住環境を確保する事業でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、交通弱者である歩行者、自転車利用者及び車輛の通行の安全を確保するため、危険箇所等について優先的にカーブミラー、ガードレール、道路照明灯等を設置するものでございます。

道路台帳作成事業でございますが、道路改良等の実施に伴い、道路の現況が変化するため、現地測量調査等を行い、道路法の規定により、既存の道路台帳の図面、調書等について補正を行って行くものでございます。

次に、道路後退部分整備事業でございますが、県の条例により、接道規定が適用され、道路後退が発生する場合がございます。発生した場合、後退部分の用地測量、用地購入を行うものでございます。

道路新設改良事業でございますが、町民の生活環境の向上や観光、産業振興の基盤の整備を図るため、町道の改良と改修を行う事業でございます。改良工事には側溝整備を含めまして7路線を予定させていただいております。なお、実施箇所につきましては、お手元にご配付してあります平成18年度工事箇所一覧表をごらんいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、辺地対策事業でございますが、辺地総合振興計画に基づき、風布地域各集落の末端で行きどまりの町道を整備し、生活の向上、環境の改善を図るため、昨年に引き続き、町道風布2、3号線の道路改良工事を実施するものでございます。

最後に、住宅管理事業でございますが、定住人口の充実を図るため、住宅に困窮している低所得者等が快適な環境の中で安心して暮らせるよう既設町営住宅の適正な管理を行うものでございます。

以上で、建設課関係の事業の概要につきまして説明を終わります。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 続きまして、教育委員会関係の主要事業についてご説明申し上げます。

概要書の12、13ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、外国語青年語学指導助手設置事業でございますが、小中学生に対し、民間派遣会社と契約し、外国人青年による語学指導を行い、生きた英語に接する機会を提供し、外国語に対する関心を高め、英語教育における学力の向上を図るものでございます。

次に、学校コンピューター整備事業でございますが、情報活用能力を育てる学習に資するために計画的に小中学校のコンピューター等の整備をしていくもので、特に平成18年度は小学校に校内LANを導入する予定でございます。普通教室と特別教室にてさまざまな情報を得ることができ、調べの学習の一助となり、児童生徒の学習意欲の高揚と教育環境を整えるためのものでございます。

次の学校施設等改修事業でございますが、平成18年度は、開設以来の二小のプール改修工事を初め一小の校門、校舎から見て裏側への外構フェンスの設置など古くなった校舎外で周辺環境を整えるような施設

改修工事を行ってまいります。

次に、新規事業として、防犯のまちづくり事業を実施いたしますが、これについては、平成17年度から県費補助事業を受け実施しているもので、途中補正でさせてもらったものですので、新となっておりますが、継続の事業でございます。学校パトロール隊の整備と学校防犯対策事業を行うものでございます。

次の国際理解教育事業でございますが、例年どおり幼児期から外国人とふれあい、国際社会に対する興味や理解を深め、異文化と共生できる資質や能力の育成を図るため、授業を行っていただきます幼稚園、保育園に定額の補助金の助成を行うもので、町内にあります4園とも事業を実施していただいております。

次に、新規事業で、学校耐震事業を実施いたします。学校施設のうち中学校体育館の診断を実施いたします。

次に、一小、二小、中学、それぞれの施設管理事業についてでございますが、学校施設を管理運営していくために必要な光熱水費等を初め経常的に必要な施設修繕を実施する等のためのものでございます。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、私立幼稚園の保育料の減免措置に対し助成し、保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及、充実を図るものでございます。

次の人権教育推進市町村事業でございますが、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を目指す啓発活動等を行い、同和問題を柱とした人権教育の推進を図るためのものでございます。

次の公民館管理運営事業でございますが、町民の生涯学習活動の拠点として、公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターの複合施設としての機能を生かし、町民の学習意欲の向上や余暇活動のニーズに対応するため、公民館施設等の管理運営を行うものでございます。

次の町史編さん事業でございますが、平成18年度におきましては、持田鹿之助日記の最終になります第7集を発刊する予定でございます。なお、第6集が発刊になりましたので、ご購入いただきたいと存じます。

次の青少年健全育成事業でございますが、青少年健全育成団体であります青少年育成会連絡協議会、青少年健全育成長瀬町民会議、青少年相談員協議会への補助金交付と、その活動等を通じまして、未来を担う青少年の健全な育成と環境浄化を図るものでございます。

次に、保健体育総務事業、次のスポーツ振興事業でございますが、町民にスポーツを行う機会を提供し、スポーツを楽しみ、親しみを持つことができるようスポーツの大会や教室等を開催するためのものでございます。なお、今年度に引き続きまして、平成18年度も中学校夜間照明施設の修繕を実施してまいります。

次に、学校給食施設維持管理事業、最後の学校給食施設整備事業でございますが、衛生面、安全面に配慮し、児童生徒に安全な学校給食を提供するよう給食センターの管理運営並びに調理室の修繕、具体的には排水溝、グレーチングの布設がえと食材を搬入した際の研修室の設置を予定しておりますが、それらを行うものでございます。

以上で、平成18年度の教育委員会主要事業の紹介を終わります。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私が一番先ではない方がいいと思うのですけれども、とりあえず何点かします。

まず最初は、この青いやつの予算の概要についてからします。最初に、5ページですけれども、平成17年度の予算では、人件費が構成比として28.6%だったのが26.8%ということで、4,122万8,000円減額したということね、今度の予算は。私が思うのには、今長瀬町では、先ほど財政健全化対策委員会の中で、私も

申しましたように今人件費をどんどん削るということについては、やぶさかではございません。しかし、私思うのには、今の国のやり方は、公務員を減らすということで本気になっています。地方自治体も人件費が一番重荷だということでやっておりますけれども、先ほど質問の中でも述べましたように、人件費の削減の中で費用弁償の問題と非常勤特別職の報酬については、なかなか言いづらいことですが、要するに教育委員会から農業委員会からずっと見まして、月額と日額があります。高度経済成長時代で金がある時代では、みんな月額で、もっと多く出してやりたいとは思っています。しかし、今の状況でお金の問題を考えれば、やはり日額で、これから教育委員会も農業委員会も監査委員もタブー視なくやっていかなくてはならない。日額でやっていくべきだと。

あと、これから条例が出ますけれども、費用弁償も1,200円から500円にということで、全部やりました。私は、皆さんの税金ですから、金がない、金がないと、特別必要なところにタブー視はしてられないのですよ。第一私たちは、少子高齢化の中で、その金の中でやっていかなくてはならないのですから、一番問題なのは、これからの年寄りや子供たちが育っていく、そして若い人たちが、この長瀬町に住みつくためには、犠牲も確かに伴わなくてはならないことで、この費用弁償と、こういった月額の改定をしてほしいのですけれども、人件費をもっと減らすべきだと思うのです。そういう点では、言いづらいことですが、言ってしまうけれども、この問題についてどう考えているのかについて、予算の編成をお願いしたいと思います。

次に、繰出金ですけれども、5ページの繰出金の問題で言いたいのは、要するに5,237万7,000円前年度よりふえまして、5億3,331万5,000円となったというのは、やはり特別会計の老人保健や国保会計の繰出金で、そういうお金が今度どしどしふえるということです。しかし、私は、こういう繰出金を出しても、今の国保会計の中では、高齢化に伴ってやはりやむを得ないのではないかと。しかし、この問題について、やはり国のやり方については、国民健康保険なんか見ましても、滞納がどんどんふえる状況です。今全国津々浦々で、国保会計の滞納がますますふえて、やっていけなくて、パンクしてしまうというような中では、こういう問題については、国民を総動員して、国のやり方について、やっぱり意見を上げていかなくてはならないと思うのですけれども、この問題について、どう考えているのかについてお願いしたいと思います。

次に、6ページの区長会事業ということで、これもきのうの議会の中でも言いましたように、今区長の仕事というのは、これから重要だと思うのですよね。今金のない国の中では、区長が一生懸命町民の代表として、議員もそうですけれども、町とタイアップして、町民のいろんな問題について取り上げて、そこでボランティアも含めて、というような気持ちでやっていかなければ、この町は何でもかんでもお金をもらおうということでは困るのですね。ですから、問題は、区長会の報酬については、秩父市では、話によりますと、区長会にはお金が出ていないということを聞いておりますけれども、こういう問題で、秩父市では区長会のお金として報酬は出ていないで、片方では、やはり区長の役目は相当ふえていると。それで、私が言いたいのは、合併しない矢祭町や栄村では、やはりボランティアで、地域で、いろんな問題について、ボランティア活動がどんどん進んでいるのですね。役場職員が、この前、矢祭町でやったことについて、知っている人は知っているのですけれども、役場の課長の人たちは、役場の仕事の任務を家に持ってきて、これは確かめていませんけれども、要するに地域に住んでいる役場職員は、地域の区長の役目ではないのですけれども、そこにいろいろ相談に乗ってあげていくという。しかし、今の長瀬町の現状を見ますと、我々がならされているのは、金をもらわなければ動かないというのが、もう頭に浸透しています。で

すから、この報酬がなければ動かないというような、訓練されていませんから、今の中では高齢化、少子化で、人口がどんどん減る中では、そういうシステムをつくっていかなくてはならないので、きのうの議会の中で言いましたように区長会の区割りの問題を含めて、報酬の問題について、どういうふうにしていくかについては、やはりこれから財政健全化するためには考えていく時期ではないかと思っております。

次に、その次ですけれども、6ページの庁舎管理事業で1,796万8,000円ということで、維持管理費、これはちょっと質問なのですけれども、委託料なんかも結構入っているのではないかと思います。我々は、庁舎の維持管理は、事業団に掃除を頼むということは、別に問題はないのですけれども、問題は今、財政健全化対策委員会では、役場の便所清掃は役場の職員がやるべきだという意見も上がっています。事業団の仕事を奪うわけではないのですけれども、私は今の現状を見ますと、言えないのは、役場の人たちに、人数を少なくしてやれやれとは言えないのですよね。しかし、これも言うては悪いのですけれども、矢祭町では、課長連中が便所の床を磨いているというのでテレビでやったのですよ。それは私は見なかったのですけれども、そういう問題も含めて、長瀬の維持管理費をどういうふうにしていくかについて、できたら答弁していただきたいと思えます。余り言いづらいのですけれども。

あと、8ページ、社会福祉協議会補助金ということで、民生教育常任委員会で大島議員、関口議員、村田議員と4人で社協を訪問しまして、本来なら敬老会の仕事や紙おむつ事業などは、何も社協でやらなくてもいいのではないかという話もちょっと出たのですよね。しかし、社協は、人数も限られていますし、だからこれも言いづらいのですけれども、役場職員の健康福祉課で、あれもやれ、これもやれというように、だからそれもどういうふうにしていくかについて回答できたらお願いしたいと思えます。

次に、放課後児童クラブ事業726万6,000円、この内訳について、先ほど一般質問でも出したのですけれども、今いろいろな経過の中で長瀬第一小学校区に二つの学童ができてしまった。これは選挙絡みとってはあれですけれども、小泉龍司さんの選挙前の報道を見ますと、私は、こういうことをやってきたというので、長瀬の空き教室の学童クラブをやったという報道ですね。あと、今度の小菅県会議員の出したピラには、長瀬の実績として、この北部の県会議員として空き教室に学童をつくったと。これはいいと思うのですよね。空き教室に私たちも学童をつくってほしいと要望してきたのです。しかし、経過の中では、時期が外れて、片方は民間が金を出し合って作り、片方の空き教室は公営で、役場の、皆さんの税金でつくったということで、これはしょうがないのですよね。しかし、今度の726万6,000円はどういう内訳なのか。私は、この問題について不満なのですよ。民間であれ、公設であれ、やはり少子化対策、子育て支援には、やはり町が人数をわきまえてお金をちゃんと出してやらなければならないと思うのです。しかし、今度の4月1日からの入学者が、小学1年生がどのような形で、長瀬町放課後児童クラブとたけのこ学童クラブに申し込みが出ているのか。人数はどれだけなのか、回答をお願いしたいと思います。それについてお願いします。

次に、観光課の9ページです。598万円、公衆便所をつくれば、どうしても汚れますし、維持管理費はどうしてもやらなければならないのですけれども、これも鉄道さんや地域の観光業者と役場とシルバー人材センターの人たちが、どのような内訳でやっているのか。その内訳としては、私が思うのには、これも財政健全化の中でもちょっと出ましたけれども、便所については、やはり地域の住民、観光業者、シルバー人材センターや町民一体となって維持管理費を少なくするために頑張らねばならないと思うのです。今ほかの観光地を見ますと、観光業者がかなり本気になって、やっぱり町と一体になって、地域ぐるみで、要するに観光客誘致のために頑張っている姿を見ております。これについて、どうなっているのか

についてお願いしたいと思います。

次に、11ページです。商店街活力再生計画推進事業ということで、100万円出たというのはいいことなのですけれども、これについての中身ですね。私は、きのうの一般質問の中で、商店街はではなくて、商工会はではなくて、長瀬の商業、長瀬の観光、いろんな問題については、まちづくりで町民が一緒になって、この長瀬が財政が厳しい中では、一体となってハナビシソウみたいなものをやるとしても、何か町にお金を集めることを本気でやらねばならない時期だと思うのです。現状を見ますと、人は来るけれども、ごみと維持管理費がかかってしまうということでは、この問題について、これにかこつけて言うわけではないですけれども、どういうふうなことをやろうとしているのか、お願いしたいと思います。

次に、12ページの防犯のまちづくり事業ということで、何日か前にある町で、防犯の問題が、腕章をして出ている姿を見たり、いろいろしていますけれども、まずパトロールということで、50人の人をパトロール隊ということで定着して、その予算化で40万4,000円を組んだということで、私は思っているのですけれども、何日か前に出た、交通安全マップというのをつくって、子供さんが通学路で一番危ないところに対してマップをつくって、教育委員会も含めて、建設課も含めて、総務課も含めてやっているというのを何日か前のテレビでやりました、NHKで。マップをつくっているのですね、交通安全マップ。そこで、お願いなのは、建設課や教育委員会と力を合わせて、今危ない場所、要するに私が言いたいのは、これも長瀬第一小学校区で教育長も言ったと思うのですけれども、今農業がお蚕をやらないで、農業やあれで、桑の葉っぱが、桑の枝が通学路の方に相当出てきて、中を見ると、夏場なんか真っ暗なところがあるのですよ。今私も名前を言っただけは悪いですから言いません。ある時期に中を見たら、真っ暗で、そこへ子供さんが連れ込まれればだれもわからないというようなところが何カ所かあったのです。だから、問題は、町道に出た葉っぱ、枝、そういうものをきちんと管理して、かわいいお孫さんの学校の通学路をきちんと安全対策を考えてもらうためには、建設課と一緒に交通安全の、町道にはみ出した、県道にはみ出した枝切り、見晴らしがいいようにしてもらうためには、交通安全マップをパトロールと一緒にやってほしいのですけれども、これについてどう考えているのか、お願いいたします。

次に、学校給食維持管理事業について質問したいと思います。この間、民生教育常任委員会は、給食センターに行きました。そこで、私が感じましたのは、給食費の滞納整理の問題です。皆さんもご存じのように、私は子供を育てたときに6支部の支部長をやって、給食費を一生懸命集めて歩いて納めたのですよ。今の状態では、給食費の滞納は、恐らく減らないと思うのですよ。だって、今のやり方は振り込みですからね。だから、私が言いたいのは、貯金からおろすのではなくて、学校と教育委員会と保護者と一体になって、給食費はどのような形でもいいから集めて歩くということに戻してもらいたいのですけれども、ぜひそういうことをやってほしい。

あと、もう一つ、長瀬の学校給食センターについては、学校給食費事務処理要綱というようなものが不備であり、またマニュアルがなっていない、そういうふうに使われております。それにはどうするかといいますと、大井町や三芳町や美里町では、だれが給食センターをやっても大丈夫なようにされているというふうに使われております。これは私がきちんと大井町に行って確認したのではなくて、あるところから情報を得ました。長瀬ほど給食のマニュアルができていないところはないというふうに使われておりますけれども、この改善についてどう思っているのかについてお願いしたいと思います。

次に、今度の、これはどうしますか、議長、これで全部言ってしまっているのですか。

○議長（西山津智男君） 渡辺議員、要領よくやってください。やっていいですから、どんどんやってくだ

さい。

○14番（渡辺 強君） こっちの本でやります。39ページの交際費の問題でやります。議長交際費、そして町長交際費が大分減りまして、立派だと思えるのですよね。120万円から今度の予算では25万円と、議長交際費。これだけ削った。あと、町長交際費、最初私たちが、前の町長の時代から、300万円が今度町長交際費が80万円と。これは秩父郡市でも相当進んでいると思うのです。これは立派だと思います。それで、私が言いたいのは、この交際費を削ることによって経費節減になったということで褒めなくてはならないのですけれども、町長に質問なのですけれども、この問題について感じていることを報告したいと思えます。

また、43ページ、これも言いづらいことですが、言います。埼玉県町村会会費が36万8,000円、この会費について、負担金という形でいろいろ出ていますけれども、この問題を言うことになると、なかなか進まないと思うのですけれども、この問題について町長は、こういう町村会負担金ということについては、どういうふうを考えているのかについてお願いしたいと思います。これはタブー視されて、なかなか言う人もいないから私が言うのです。よろしくお願いします。

93ページ、新となっている測量機器及び集計図化ソフトリース料、これは建設課で、職員が自分たちで、要するに測量したり何かすることで、金を浮かすということだと思えるのですけれども、これは財政健全化対策委員会でも出て、職員ができるのではないかというような、委託でみんなやるのではなくて、職員がやれば、金を使わなくて済むということではあるということ、この問題についての見解をお願いしたいと思います。今後これに波及してほしいということです。

一般会計については以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成18年度長瀬町一般会計予算の質疑を続行いたします。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、非常勤特別職の報酬の見直しについてでございますが、報酬は原則といたしまして、その勤務日数に応じて定めることとされておりますが、委員の職務の性格等により、月額または年額とすることとされております。報酬等の見直しにつきましては、それぞれの委員の職務の性格や活動状況等を検証し、報酬額等の見直しを検討してまいりたいと存じます。

続きまして、区長報酬の見直しについてでございますが、区長報酬につきましては、市町村によって支給方法等が異なっておりますが、郡内ではほとんど変わらない状況でございます。今回財政健全化対策委員会の答申を受けまして、一律の減額をさせていただきましたが、見直しにつきましては、他市町村の状況等をよく検証させていただき、検討してまいりたいと存じます。

それから、区の再編の問題でございますが、これにつきましては、昨日町長が申し上げましたように3

月の区長会に提案してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんからのご質問でありました繰出金の増額の関係でございますが、特別会計への繰り出しがふえているからというふうなお話でございます。確かに特別会計として国保、老保、介護、3会計の繰出金につきましては、対象者の増加、また医療費の伸び、介護給付の伸び等によりまして、ふえているところでございます。なお、国保につきましては、保健事業等の実施によりまして、病気になる前になるべく要支援、また要介護とならないような介護予防事業等を平成18年度から実施してまいりますので、そうしたものの効果が出てくれば費用の負担も少なくなってくるのではないかとというふうな感じを持っております。

それから、国保につきましては、保健事業について来年度、平成18年度から特に力を入れていきたいと考えておりまして、健康教育でありますとか、健康相談、健康診査、健康診査後の通知でありますとか、そうしたものにも力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、老保の関係でございますけれども、老人保健も国保もそうなのですが、老人保健では国、県、それから基金等の負担率、それから市町村の負担率というのが法律上決められておりまして、法定負担率に基づきまして、それぞれのところからお金を出し合って事業を運営しておりますが、国の負担率が次第に減少しておりまして、その分県と市町村の負担率がふえるような傾向にありますので、どうしても繰出金の方もふえていくという形になっております。介護予防につきまして力を入れていくとともに、レセプト点検によりまして、重複の診断とか、頻回等について、保健師等からの指導についても、さらに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、庁舎管理につきましてお答えいたします。

まず、庁舎の清掃ですが、以前はトイレ、通路、ロビー、階段、会議室などの清掃を週4回シルバー人材センターに委託しておりましたが、平成15年度には平日を週2日に、土曜日を月3回に変更し、平成16年度からはさらに人数や日数を減らして平日を週2日に、土曜日を隔週に変更するとともに、役場周辺の除草は企画財政課の職員が行っており、トイレの清掃につきましては、日直の職員に実施してもらっております。来年度は、さらに平日については週1日に変更したいと思っております。

なお、実施に当たりまして、不都合が生じるようであれば、職員の協力もお願いしていきたいと考えております。その他の委託につきましては、競争性の導入や業務内容の見直しなどを行いまして、清掃や浄化槽の保守点検業務などの廃止も含めてですが、平成18年度の予算は平成17年度に比べて96万1,000円の減少を見込んで計上しております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 社会福祉協議会の事業のうち敬老会や紙おむつの支給事業は、町でもやれないかというご質問でございますが、社協の運営費の補助金の関連があつてということかと思っておりますけれども、社協は、募金活動など収益事業も含めてやっただいていただいているものですが、敬老会や紙おむつ事業は、町と一体としてやることも可能ではないかと考えております。この間、理事会でも町長の方から話が

ありましたけれども、人員体制も含めて来年度に向けて検討させていただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブの事業費726万6,000円の内訳でございますが、たけのこ学童クラブへの委託料299万2,000円と町の児童クラブの総係費427万4,000円でございます。427万4,000円の内訳でございますが、常時2名体制の賃金、時給で760円でございますが、それが341万7,000円、それからパートの方の社会保険料が66万5,000円、それから消耗品費や電気代、電話代などでございまして、427万4,000円となっております。それで、町の児童クラブでございますが、これは総支出の方をこちらで挙げてありますので、収入としては、保育料として158万4,000円、それからパートの方の社会保険料の個人負担分が半分歳入として入ってまいりますので、33万1,000円ですが、それらを差し引きますと、町の児童クラブの経費は235万9,000円となります。たけのこ学童クラブの方には299万2,000円の補助が行っているわけですが、ほかに40人定員のたけのこ学童クラブですので、6,000円ずつもらいますと、年間で288万円入りましますから、たけのこ学童クラブの方は587万2,000円の経費でやっていただくこととなります。

それから、たけのこ学童クラブと町の児童クラブとの人数が違うのはどういうわけかというふうなお話でございますが、保育料、町の児童クラブの方は、前に民間でやっていましたときに保育料8,000円ということでやっておりましたので、それを継承しておりますが、たけのこ学童クラブの方は、開設に当たりまして2,000円下げた6,000円でやっていただいておりますので、そこら辺が、もし違ふとすれば違ふのではないかなと思います。それ以外のところでは、おやつとか、お弁当などにつきましても、同じようにさせていただいていると思います。

それから、申し込み人数が幾人かというお話ですが、町の方は新規が3人で、18人というふうに来年度、今のところはなっておりますが、たけのこ学童クラブの方につきましては、今36人いらっしゃるというお話は聞いておりますが、今度の申し込みの報告は、まだ受けておりません。きのうあたりから、渡辺さんにちょっと聞くところだと、18人で、全部で54人ということですが、定員が40人ということになっておりますので、受け付けの際は、そこら辺をちょっとご指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、渡辺議員のトイレの維持管理の状況、特に清掃の関係はどうなっているのかというご質問だと思っておりますが、現在公衆トイレが町内に13カ所ございます。そのうち6カ所が水洗化となっております。その中の4カ所でボランティアによる清掃を行っていただいております。具体的には長瀬駅前の公衆トイレ、それから宝登山並木参道公衆トイレ、それから瀬月荘わきの公衆トイレ、それと宝登山の公衆トイレ、こちらは駐車場のところのわきのトイレでございますが、こちらをそれぞれ駅前公衆トイレですと、長瀬駅前商店会の人、それから並木参道公衆トイレにつきましては宝登山神社、それから秩父鉄道さん、瀬月荘わきですと長瀬銀座通りの商店会の方、それから宝登山公衆トイレにつきましては宝登興業さんに行っていただいております。駅前公衆トイレにつきましては、全体の約3割、それから宝登山の並木参道ですと5割以上、それから瀬月荘わきですと、やはり3割ぐらい、それから宝登山公衆トイレ、宝登興業さんは全面的に行っていただいております。

なお、先ほどお話に出ましたが、上長瀬駅、それから樋口駅の公衆トイレにつきましても、こちらは全面的に鉄道さんにやっていただくという形になってございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（中川 昇君） 商店街活力再生計画推進事業につきましてのご質問にお答えいたします。

これは平成16年度に長瀬町商工会で商店街活力再生計画の策定事業を実施いたしました。これは大型店の進出等によりまして、町の商業の活力が失われつつありますことから、活力を再生するための施策について検討等を行ったものでございます。この中で長瀬ブランドオンリーNの立ち上げということが計画をされました。オンリーNということは、長瀬町内の小売サービス業において個人店が自信を持って提供できる商品、サービスをオンリーN商品と位置づけ、他との差別化を図り、さまざまな媒体で継続的にPRすることで商店街活力再生に結びつけようとするものでございます。平成17年度におきましては、やはり商工会におきまして、町内各店の診断等を行いまして、具体的なオンリーNの確立等を進め、同時に経営意欲の醸成を推進してまいりました。平成18年度におきましては、具体的に事業の内容につきましては、町内各商店の特色をまとめる他店にない各店自慢の特色ある商品やサービスをつくり上げる。町内各商店の特色をまとめ、オンリーN冊子、これを作成する。オンリーN冊子にまとめたものを商工会、観光協会等のホームページにて紹介またはネット販売する。町内で開催されるイベント等においてオンリーNの商品、サービスを紹介して冊子の配布、商品の即売を行う。町民へのオンリーNの浸透、定着させるため、冊子の配布、商品の即売、スタンプラリー等を実施し、にぎわいを創出するというものでございます。これらを実施いたします商工会に対しまして、県の補助金と町のお金を足しまして100万円、それに商工会の方で50万円、合計150万円の事業で行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 渡辺議員の教育関係のご質問に回答申し上げます。

概要書の12ページ、防犯のまちづくり事業についてのご質問ですが、これは主要事業の説明の際にも申し上げましたが、今年度も実施しました学校パトロール事業で協力してくれるボランティアの皆さん、現在約50余名いるお話を申し上げましたが、まだまだ協力してくれる方が必要ですし、実際におられるかと思えます。そこで、さらに充実していくために協力していただくボランティアのパトロール員さんへお願いするジャンパー、帽子、腕章等を購入するための予算でございます。さらに、50人分ぐらいを予定しております。

なお、当初では見込めないのですが、これは県の補助を受ける予定をしております。担当窓口は、創造センターでございます。約3分の2ぐらいの補助がいただけると予定しております。

次に、交通安全マップの作成についてですが、各学校とも通学路の安全対策で、危険箇所をピックアップしました通学路ヒヤリ地図というのを作成しております。パトロールの際には、こういったものが役立つわけですが、3校別にあるのですが、持ってきましたが、このようなものが各学校別にヒヤリ地図というものができております。これらをパトロールの際も活用しているということです。

もう一点、通学路の見通しの問題、桑等の枝切りについては、やはり地権者のあることでございます。また、地元、そこにいらっしゃるPTA、そして学校、教育委員会等が協力し合う中で、ケース・バイ・ケースで実施、ケース・バイ・ケースというのは、枝切りをお願いする手段といたしますか、お願いしてすぐ切ってもらえれば何でもないことでしょうか、今は地区の共同作業というのもなくってきたようございまして、顔を知らないというようなケースもございまして、ケース・バイ・ケースで協力をお願いしているところです。たまたまですが、先日もそういう事例がございました。一小区です。PTAの方から、あそこの桑をどうかしてほしいと学校にありまして、校長先生の方も、地元の方をまだよく

知らないということで、教育委員会へご相談に参りました。教育長が、たまたま近所ということもあり、地権者のところへ校長と出向きまして、お願いしようと思ったところ、ちょうど切り始めていたところなんていうケースもありました。ケース・バイ・ケースで対応しているというのは、そのようなことです。以上でございます。

また、給食センターの関係の質問につきましては、教育長の方からご回答申し上げます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員の給食費の滞納が多いということから、集金方法を変えたらどうかというご質問が1点かと思いますが、これにつきましては、正確ではないのですが、今の形にしたのが昭和56年か57年だったような感じです、いろいろ聞いてみますと、二十四、五年たっているということなのですけれども、その時代と比べますと、保護者の方の物の考え方も大分違ってきていますので、保護者の方に、PTAの方ですね、PTAの役員さん方ということになるのでしょうか、そういう方をお願いするというのは、私はちょっと大変かと思えます。というのは、役員さん方は大体ちゃんと納めていただいていたので、そうでない方が未納というか、滞納になっているという形がありますので、ちょっとその辺で役員さん方をお願いするのは無理かと。しかも、夫婦共働きの家庭も多いですから、そうすると、役員さん方も昼間歩いていられないし、夜集金をという形になるかもしれません。夜間のということになりますと、お金を集めて歩くわけですから、事故も起こりやすいし、非常に大変ではないかと。今すぐにできるかどうかはわからないのですが、給食センターと教育委員会、校長先生方と相談しながら、こういう方法はできないかというのでやっているのは、学校に協力してもらって、子供たちが集金袋みたいなものに入れて学校に持ってきてもらってというような、そんな方法が考えられるのかなと。ただ、これも学校の方で手間がかかるようになりますから、その辺の理解を得るのに急にというわけにはいきませんので、時間をかけてやっていきたい。

なお、滞納の問題につきましては、その年は、それでいいわけですね、特にこれからののは。過去のあるわけですし、これは我々の怠慢からこうなっておりますので、古いのは平成11年ごろからのがありますので、その辺は卒業生云々なんていうのもありますものですから、所長とまた一生懸命対応してまいりたいと思っております。

それから、給食センターのマニュアル等をつくったらどうかというご質問がありましたが、お説ごもつともでして、そういう考えではあります。というのは、昨年11月ごろだったでしょうか、所長が、お話にありました大井町、合併してふじみ野市になっているそうですが、あそこの方なんかでは、すごいマニュアルを、こんな厚いのを、これは職員がつくったとかというのではなくて、専門家につくらせたのではないかなぐらいなすごいマニュアルをもらってきて見せられました。そこまでは必要ないかと思うのですが、管理的なこととか、不測の事態が起こったときの対応の仕方等につきましても、マニュアルはぜひ必要かなということで、おいおい始めようということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 渡辺議員の93ページ、使用料及び賃借料の測量機器及び集計図化ソフトリース料ということで、ご見解をとということなのですが、この事業の内容と導入した根拠、平成18年度、

どれだけ経費が節減できるのかというようなことだと思いますので、お答えさせていただきたいと思ます。

この事業につきましては、トータルステーションと申しまして、昔でいうトランシットが進化したもので、測量から図面まで総合的に作成できるものでございます。年々測量機器は改良されまして、専門家でなくても、ある程度測量知識を持った職員であれば取り扱うことができるということで、昨年12月補正で、この議会でご承認をいただきまして、町が必要とする道路用地の測量、いわゆる面積、境界ぐいの埋設及び分筆登記申請図面ができるということがわかったわけでございます。今まで、これらのことを土地家屋調査士、測量会社に委託しておりましたが、町の財政健全化対策委員会で見直しや意見交換を行った結果を受けまして、平成18年度からは職員が直接実施することといたしました。ちなみに平成18年度、9カ所の道路改良工事を対象といたしますと、路線測量、設計、用地調査、登記事務、くいの再現等を先ほどの土地家屋調査士、測量会社に委託したとすれば約3,500万円必要になりますので、約3,500万円の経費の削減が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員の交際費につきましてご質問がありましたが、これは減額をしましたが、自助努力によって頑張っていきたいというふうに考えております。

それから、埼玉県町村会費の36万8,000円ですが、これは均等割が25%、人口割が75%で、主な事業といたしましては、定例会議、自治功労などの表彰、それから町村職員共同試験、それから行政視察研修、各種共済事業、それから国への要望事業等々の負担金ということになります。いずれにしても、この間の答申によりますと、12というような市といいますか、そういうようなことになりまして、町村会というのは、当然消滅をするということになると思ますし、各郡にあります町村会も数が半分ぐらいに減っておりまして、創造センターでは、それから手を引くということになりまして、それぞれの会長の所属する町に事務所を移すということになりまして、そういうふうな形で、県の方との連絡調整がとれないというのは、会議をやってもどういう意味なのかなとわからなくなりますが、県の方とすれば、手を引きたいというふうなお話をいただき、秩父が一番遅くまでやっておりますが、来年度からは町村会の会長になった町が、その事務局を引き受けると。ほかの地区では、ほとんどのところが既にやっておりますが、そういう状況になって、これは県との意見調整が非常に難しいなというふうに思っておりますが、秩父だけということにはいかないだろうと、そんなことを考えて、平成18年度は、そういう状況になるというふうに考えております。いずれにしても、かなり厳しい状況でありまして、これを何とかクリアしないといけないというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 再質問させてください。

2点ばかり言いたいのですけれども、一つは、先ほど学童保育の問題で、3月8日の毎日新聞に入所希望が急増というので、学童保育ということで、毎日新聞をとっている人は見たかもしれないけれども、今は学童保育の要望がものすごく強くなっているというのです。というのは、今犯罪がふえている中で、働かねば、若いご夫婦がやっていけないということで、みんなパートでも何でも職場をやめられないということで、ましてや働かなくてはならないということで、子供を学童に預けて目いっぱい働く人がふえているのです。私もたけのこの理事であって、今7時過ぎに子供さんを迎えに来るお母さんがいるのですよ。

はっきり言って、もう少し早く来てもらえないかという気はあるけれども、結局そこまで働かなければ、あんたやめてもいいよと、パートか正職かは私にはわからないけれども、そういう話を聞いております。だから、私が言いたいのは、公設であれ、民営であれ、やはり協力し合って、留守家庭の子供を守っていかなくてはならない。なぜたけのこ学童クラブがえらい人数が多いかという、1年生が、本当ならば、ある人が言われたというのですよね。空き教室の方が、余り人数があれば、そっち行ったらばと言えば、子供と一緒に見に来て、小学校だと学校にまだ行っているような感じで、子供がたけのこ学童クラブの方がいい言うのですよ。

というのは、幾ら親が言っても、それで友達がいっぱい行っているということで、友達関係で、子供が今大変なのは、宿題もうんとあるし、あと塾もあるし、子供が毎日管理されているのですよね。私も孫がいますから、見ていると、かわいそうなのが、我々はいい時代に育ったのだと思っています。なぜたけのこ学童クラブが54名でというのは、いろんな条件があると思うので、できれば、民営だからとか、公営だからというのではなくて、やっぱり協力し合ってやっていかなくてはならないというふうに私は思っています。今保育園の関係を見ますと、長瀬に家建てたという人がたけのこ保育園に来ているのです。実際若い人たちが住みつくためには、子育て支援と少子化対策をしないと、長瀬だって、これから人口が減ってしまうのですから、要するに子や孫がこちらにいないのですよ。だから、その問題については、ぜひ手を携え合って、経過はわかっていますから、どっちが悪いとか、こっちが悪いだなんて言っていないから、ぜひ力を出していただきたいのです。

あと、もう一つは、二小の学区から、話によりますと、二、三人、学校が終わったら学校に迎えに行っているのですよね。空き教室の学童クラブも行っていると思うのですけれども、これからは二小の学校の子供が安心して通学でき、そして安心してお母さんが働けるような場所を考えていかなくてはならないというふうに思っていますので、ぜひ協力し合いながら、子育て支援と少子化対策に頑張らなくてはならないと思っていますので、よろしく願います。ですから、二小についてはどう考えるか。

あと、防犯のまちづくり事業では、私は、この防犯のまちづくり事業は、単に教育委員会だけの問題ではないと思うのですよ。要するに枝切りといっても、教育委員会だけでは解決できないので、町道に出た枝については、やっぱり町道管理は建設課なので、はっきり言って、これは地主の方にどんどん行くようなことをして、枝切りを進めないと、これから夏場にかけて枝がどんどん伸びますからね。今までも私もある家の人に言って枝を切ってもらったことがあるのですよ。それは名前は言いませんけれども、要するに相当暗いのですよ。だけれども、今は随分よくなりましたね、小学校の前の辺なんか。だから、そういう問題では、建設課で町道管理についてどういうふうに思っているのか、もう少し具体的に、建設課の動きだと、町道管理。

あと、給食センターのことで、もう一度質問しますけれども、実際はあれですよ、問題は、これもはっきり言って教育委員会だけの問題ではなくて、やっぱり学校、PTA、教育委員会の三者で話し合わないと、無理だというのではなくて、この滞納問題について、学校、教育委員会、PTAと一緒にあって、三者で話し合ってみる必要があると思うのですけれども、最初からできないとってしまうのではなくて、今子供の食の問題については、やはり一緒になってやっていかなければ、子供の問題ですから、協力し合えるのではないかと考えていますので、よろしく。再質問です。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 学童保育所の関係でございますが、現在の第一小学校にあります学童保育

所でも、宿題等も生徒が帰ってきましたら、そこで済ませて、お母さん方はお忙しいということですので、家へ帰ってから宿題することがないようにということで、本読みからすべてやらせております。たけのこ学童クラブも多分そういうふうにさせていただいていると思うのですけれども、町としましては、結果的に2カ所今ありますけれども、需要の方もかなりあるようですので、どちらかに偏るとか、そういうことではなくて、両方がよいように考えております。ですから、2月の小学校の入学説明会のときも、たけのこ学童クラブの方にお話をさせていただいて、町とたけのこ学童クラブと両方で入学説明のときにもPRをさせていただきまし、それから保育園や幼稚園などの入園のときにも、どこの施設だけということではなくて、4園を広報に掲載させていただいております。

それから、先ほどのお話の中で、二小の方から二、三人、たけのこ学童クラブへというお話ですが、町の児童クラブの方へは、特に希望はありません。ですから、おりません。ですけれども、二小の方から全然ないというわけではございませんので、内容を精査させていただいて、これから検討させていただきたいと考えております。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、渡辺議員の町道に出ている枝等の処理についてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育次長の方からお答えいたしましたけれども、基本的には所有権の問題がありまして、所有者の了解がないと切れないと。了解があれば建設課なり、所有者なりにお願いして切っていただいておりますので、その辺でご了解願いたいと思います。教育委員会と建設課が、連携がよくとれていないのではないかなというお話ですけれども、十分話し合っ、町道のあらゆる部分が通学路になっておりますので、連絡を密にして安全には気をつけているつもりですので、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

先ほど私の話が十分でなかったもので、本当に申しわけございません。教育委員会や学校だけで解決するものではありませんので、PTAの方にも加わっていただいて話し合いをした上で、そういう方向にしていきたいと思っているわけでごございまして、その辺はご了解いただきたいと思います。本当に一部でやるからといっても納得してもらえませんから。

以上です。よろしく願いします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） では、何点が質問をさせていただきます。

全体的なところから、2ページの町税と地方税が伸びているわけです。それに従って、今度町債がかなりふえているような気がするのですけれども、事務事業の見直しだの、人件費だのという話をしている中で、こういう借金を少しずつでも減らすように1点、ここでお願いしておきます。

それから、6ページの企画財政課のところ、総合振興計画策定事業というのがあるのですけれども、第3次がこれから出てきて、1年間延ばすという話があるのですけれども、この長瀬町総合振興計画というのは、この計画書は規則で決められているのではないかと私は思っているのです。そして、そういう構想がなくて、どこに行政を進めていくのかという見通しがなくまま来ている。それで、来年つくるのだということですが、10年の計画を早く立てて、間違いのない行政運営ができるように、できたら、こ

ここでお願いなのですが、9月ごろまでに計画書をつくる必要があるのではないかと提案いたします。

続いて8ページの、先ほど社協の話は渡辺議員がやってくれたのですが、人件費、運営費の件で、社協には本当に人件費、きのうも町長の答弁で、本当にミスだったという話がありましたけれども、人件費に足りていない状況で、いろいろ活動して運営していく中で、本当に健康福祉課の方でも、ぜひ応援をしてやってもらいたいと思います。

それと、同じ健康福祉課で、在宅福祉事業が、かなり金額が減っているのですが、運営に対して、ここに書いてあるとおりのサービスができるかどうか、お伺いをいたします。

それから、11ページ、建設課関係なのですが、上長瀬の進入路について、ちょっとお伺いをいたします。補助金の関係なのですが、平成17年6月議会の答弁から私は質問をさせていただきます。県がやらないというのを町がやって風穴をあけ、その後のことにつきましては、県ですべてやりますというお言葉をいただいているということが議事録に載っていますけれども、本年度この補助金についてお伺いをしたいと思います。

それと12ページ、教育委員会なのですが、耐震事業が入っているのですが、中学校は耐震診断をやり終わっている。その結果はどうか。そして、その後、結果が出た後のことについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、2ページの町債の件で、伸びているということでございますが、これは先ほども説明させていただきましたように、主な伸びの原因は道路新設改良費の増額に伴うものでございます。それとあと、地方債が年々伸びているような状況でございますけれども、これにつきましては、先ほども説明させていただいた、この予算書の140ページでございますけれども、臨時財政対策債が平成13年度からですか、発行が可能になりましたので、それに伴いまして、かなりふえているような傾向ではございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたように交付税の基準財政需要額に全額算入されるということで、発行可能額については、すべて借り入れるようにさせていただいているところでございます。

それから、先ほどの道路新設改良費の増加に伴いまして、起債を増額しているということなのですが、これは県の借入金を予定しておりまして、これは現在平成17年度の今の時点でいきますと、県の借入金のもものは年利で0.5%でございますので、非常に低利でございますので、来年度も引き続いてそれを借りていきたいというようなことで、今回も考えております。

それから、総合振興計画の関係でございますけれども、この総合振興計画は、市町村が事務を処理するに当たりまして、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めて、これに即して事務事業を行うようにしなければならないということがございます。この基本構想は、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるものでございまして、平成16年の9月議会だったと思うのですが、計画期間の延長をさせていただいて運用しているところでございますが、その間状況が変わりまして、新しい総合振興計画を策定していかなければならないと思っているところでございます。なるべく早くつくるようにというような、9月にというようなお話でございますけれども、努力はさせていただきたいと思うのですが、9月というようなわけには、ちょっといかないかと思っておりますが、早目にいろいろ準備させていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

社協の補助事業、運営費の関係で、町と協力し合っただけで事業をとということですが、今までも敬老会などではお互い手伝いさせていただきましたし、ほかの事業でもやらせていただいておりますが、さらに町と一体となって、協力し合っただけで事業を進めていきたいと考えております。

それから、在宅福祉事業の関係の減額でございますけれども、これは来年度から包括支援センターが、町の方で直営でやる予定でございますけれども、それに伴いまして在宅介護支援センターの方の委託を縮小させていただくということで、220万円ほど減額になっております。そのほか在宅の方の一時的な施設利用ということで、デイサービスが介護保険とは別にとってあるわけなのですけれども、そちらもちょっと利用者が少ないということで、多少減額させていただいております。それらを含めて282万円ほど減額になっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、幹線9号線の関係だと思いますので、お答えさせていただきます。

平成17年の6月議会で、県がやらないので、町が実施しているというお話、何か議事録に載っているというお話ですが、私が答えたのかどうか、ちょっと記憶がないので、申しわけないのですが、県がやらないのでというのは、県道上長瀬停車場線につきまして休止状態だと。こういうことで、今後一切手をつけませんよというお話があったものですから、県が全然手をつけないので、県ができない部分について、町が新設道路をつくるから、これについて、その後県ですべてやってやるというお話があったわけなのですが、県ですべてやりますというのは、あくまでも県道上長瀬停車場線についてのお答えだったと思うのですが、その前後の議事録がないものですから、もし間違えていましたら、訂正させていただきたいと思っております。簡単に申し上げますと、上長瀬幹線9号線の関係でございますけれども、町道の整備につきましては、あくまでも長瀬町が実施いたします。県道上長瀬停車場線につきましては、本年度より用地の買収が済みまして、平成18年度より用地購入及び道路工事を実施すると県の方からは回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、学校施設の耐震診断のご質問でしたが、中学校の校舎の診断は終わったが、その結果とその後どうするのかというご質問ですが、結果につきましては、前回もご回答申し上げたと思いますが、補強が必要であるという診断結果を受けております。教育委員会では、耐震改修計画なるものを作成しまして、順次要望を実施してまいりたいと積極的に取り組んでおりますが、予定と実施が一致しないのは否めませんが、これからも順次取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 二つだけお聞きします。

予算書の33ページに、これはちょっと私非常に疑問に思うことなのですが、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金で250万円のお金をもらっていると書いてあるのですが、49ページにいくと財団法人自治総合センターコミュニティ助成金で250万円、また出しているのですね。もらったり出したりで、これは何かメリットがあるのですか。もらう金と出す金と一緒にのだよ。どういうメリットがあるのか。出す金と入ってくる金の金額が同じというやつね。何のメリットがあるのか。非常におもしろいゲームみたいな話なのだよ。

それからあと、助成金というのかな、ところで出ているシルバー人材センターにお金をやりますよと書いて、当初予算の概要に書いてあるのだけれども、予算書の方を見ていくと、何か運営費と書いてあるだけで、その後は書いてないのですよね。重箱の隅っこをつつつく細かいことを言いますが、これは単なる文章の書き間違いでしたというのだったら、それはそれで認めますけれども、なぜこういうばかなミスが起きるのか、仕事を真剣にやっているかどうかということですよ。そこら辺が非常に問題。間違えていることは、人間100に二つ、2%の間違いはやむを得ないと言いますが、役場は人間がうんといて、チェック体制だってできるはず。1人で全部見ているのだと、自分では正しいと思って見ますから、間違いは見つからない。2人も3人も見ていくと間違いが見つかる。ですから、監査という制度があるわけ。そういったことで、その間違いは間違いでしょうがないけれども、それでは済まされないよということをよく認識してもらわないと、仕事をやって金をもらっているのにちゃんとした仕事できてないという話になる。この辺の反省というか、今後どうやってダブルチェック体制を確立して、間違いが起きないようにしていくかということ、一番偉い人に答えてもらえれば一番いいのですが、一番偉い人の次あたりで結構ですから、答えてください。

以上2点。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の、町が受け入れて同額を出しているという関係でございますが、これにつきましては100%補助ということではございますが、宝くじの助成金ということでございまして、一応町の方にそれを落としまして、それを100%町の方から、そういった事業を行う団体の方に交付しなさいというような、そういった補助でございまして、そういった回りくどいような方法でございまして、そういった形式で補助をさせていただいているものでございます。以上でございます。

それから、先ほどの補助金の関係でございますが、これにつきましては、申しわけございませんでした。この辺の字句並びに表記につきましては、よく精査をいたしまして、今後こういうことのないように注意してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今言った説明では、私にはわかりません。というのは、自治総合センターというところからもらって、同じところへ返すのでしょうか。それなら字が違ってもいいのではないですか、これは同じことが書いてある。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 済みません。説明不足で申しわけありませんが、これは宝くじの助成と

いうことで、財団法人自治総合センターが宝くじの収益金で行っている事業でございます。それで、申請は町で行っておりますが、実際受け入れた250万円の額は、そのまま今回は風布区の方から除雪機の購入事業を行いたいということで、申請が出ておりまして、それに対して全額宝くじの普及宣伝という目的で町に補助をいただいたものを、そのまま風布区の方の除雪機の購入事業に補助を行うという、そういった形式でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） そういうふうに書いてもらえばわかるのですよ。日本語、私も一応日本人だから、大体漢字と平仮名と片仮名ぐらい大体読めるのですよ、余りよく読めないけれども。だから、書いてあることは同じだから、もらった金をそっくり返すというふうな判断でも変わらないでしょう。だから、物を書いて人に見せて理解してもらおうということは、ちゃんと意味が通じるように書かなくてはだめだよ。そうでしょう。だから、字だけ見て、知っている人は知っているって、おまえばかだというようなことを言っている人がいるようですけども、どっちがばかだか利口だかは、よく考えてもらわないと困りますよ。説明の仕方が悪いなら悪いということをはっきり認めてもらわなくては。そうでしょう。そんなことで、そういうふうに言ってもらえば、書いてもらえばわかります。そういうふうに書いてください。一般の人にこれを見せたときに、恐らく私と同じような解釈をする人が半分ぐらいはいるでしょう。全部の人にわかるように書いてくださいよということ。

以上。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 2点ばかりちょっとお聞きしたいと思います。

歳入の方で地方交付税がどんどん減ってくるというのは三位一体でもってもう明らかですが、町税が、収入がふえているということで、金額でも、これから町税の方が上になってくるだろうということは考えられます。ということは、町の税収入は、これからもどんどんふやす方向でいかないと追いつかないだろうということだと思いますが、そこでちょっとお聞きしたいのですが、この町税の収入がふえるという基本的なベースは、やはり景気がよくなりつつあるという中で、法人税だとか固定資産税が上がってきているというふうに、この数字から見られるのですが、そこでひとつお願いしたいのです。歳入はそれでいいのですが、この一般会計の青い方です。これの歳出の方で4ページ、農林水産業費、それから7番の商工費、これが全体予算の1%、これはいかにもこの費用としては少ない予算ではないかという気がします。それも前年度から減額されておるのです。鶏と卵ではないのですけれども、鶏にえさをやらなければ町税の収入もこれからふえない。そういう意味では、この1%という額については、私たちは非常に不満があるといえますか、ひとつ町の方針として、これからもこういったものをふやしていかないと町税はふえないのではないかと思いますので、町長にご返答願います。

もう一点、これはうんと小さくなります。一小が国道からよく見えるような環境になりましたので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、教育委員会でいろいろ補修や何かやっておりますけれども、一小の壁がものすごくみすぼらしい。町の中のいろんな建物が見えますけれども、あそこの状況を見ると、この町はえらい貧乏なのではないかなというイメージが非常に強いのですが、その辺予算はそんなに高くないと思うのだけれども、この辺は町の全体のイメージを損なうような状況のところは早く手をつけてもらっ

て、子供たちが、自分たちの学校はいい学校だったのだよということで、自慢できて卒業させていただきたい。そういうふうにするのですが、その辺ことしの予算では間に合わないということかもしれないけれども、ぜひ早急に何とか手を打っていただきたい。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 6番議員にお答えをいたしますが、確かにご指摘のとおり状況になっております。議会の中に出てきます文書をいろいろ見ても、大型店の進出、それから農業者の高齢化、後継者難、後継者がいないというような状況がずっと長く続いておりまして衰退をしております。これは私が、人の責任にするとか、そういうことではないのですけれども、食糧費の問題については、食糧の自給率がどんどん下がるような国の政策があって、米の減反をしなさい、すれば補助金を出しますよというようなことでずっと続いてきているわけでありまして、そういう状況を踏まえまして、農業は日本からなくてもいいのではないかなと思われるような農業政策というのが続いてきたわけですね。今つい最近になって40%台を何とか確保して上へ上げようというような政府の発言があります。しかし、これも具体的なものが出ておりません。そういう状況の中で、私たちとしても少ない予算の中で、言いわけになりますが、そういう状況をやっぱり勘案した中で減額していかざるを得なかったという事実があります。しかし、私が農協の品評会に行っている時も申し上げることは、食糧というのは戦略物資です。だから、もしものときがあったときに一番大切なのは食糧になるはずだと。大砲や飛行機や潜水艦や、そういうものよりもはるかに食糧の確保というのは大切だと思っております。私も戦中派の人間として、そういうふうに思いますという話をいつも申し上げています。

そういうことから考えますと、一つのターニングポイントに来ているというふうに思っておりまして、それから地域の商店の活性化ということも、これも国の方で見直しが始まったようでありまして、大型店に対する進出の規制というようなものが始まっているようであります。この辺も地方と国とが相呼応してやっていくような大きなきっかけになる年だろうというふうに思っております。来年度からは、いろんなことについてご提言をいただいて、できることから手をつけていきたい。予算が多いから必ずしもいいということでもないだろうし、少ないから絶対だめだということもない。その中でいかに知恵を使って、この仕事をやっていくかというのは、我々の大きな使命だと思っておりますし、そのお金のないときに皆さんから知恵を出し合っていただくということは大切なことだというふうに思っておりますので、そのご提言は重く受けとめさせていただいて、これから来年度に向けていろんなご意見をいただければありがたいというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 野原議員の、小学校の壁面が傷んでいてみすばらしいというお話をいただいて、本当にご心配いただいてありがたいわけですが、実はどうしてもやらなければならないことを優先でやっておりますので、今年度も学校施設等の改修事業は前年度に比べて大幅にふやしていただいているのが実態なのでございます。ない中で、そういうふうにごふやしていただいているわけですが、危険とか、そちらの方を先にやらせていただいて、外面とか、そちらの方は後回しにならざるを得ないかなと思っておりますが、順次やってまいりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 町長に、これからも頑張ってやっていただくということでお願いします。実は消費税の問題なのですが、ことしから限度額が3,000万円から1,000万円に下がったということで、対象者がこの町で約100名近くふえました。ということで、消費税の金額が500万円ばかり上がっているのではないかなと私は思っているのですけれども、この多くの人たちは非常に零細企業でございまして、もともともらったものだから、払うのは当たり前だという方もいらっしゃるけれども、実際には長い期間、免税されていたことについては、それはコストという考えで、品物自体の単価を下げちゃっているということで、利益には結びついていないということが現実でございまして、この値をまた消費税分上げるということは、ほとんど不可能な状況に近い。そんな中で、どうしても消費税は払わざるを得ないので、商工会では記帳指導員を2名追加で募集しまして、そういった対象者の方々に問題がないように指導しております。こういったことも予算のないところで、私たちは会員のために、それから町のためにということで協力しております。ことしは、そういうことで何とか予算的には措置できたのですけれども、来年もまたそういったことで記帳指導を継続しなくてはならない、こういったことで、これは来年にかけて、またひとつ卵を産む方法で町にも協力いただいて、幾らかそういった記帳指導員の給料分ぐらいは増加してもらえないかと。この金額は、金額的にはそんな大きな金額ではございませんけれども、基本的には、これは消費税の交付金という格好で町に返ってくると私は認識しておりますので、ぜひその辺もご考慮いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、何点か質問させていただきます。

初めに、概要の方からお願いしたいと思います。6ページの広報紙の発行事業ですけれども、これは年々減っているわけです。平成14年度には538万5,000円だったものが平成15年度には460万3,000円、平成16年度には399万3,000円、平成17年度は370万円、平成18年度は251万9,000円ということで、平成14年度から比べて半分以下になっているわけですから、ということは、平成17年度と平成18年度と比べましても100万円ちょっと減っております。そこで、この減った部分、ページ数を減らすとか、紙の質を落とすとか、これは発行部数は同じだと思いますので、どのような方法でそのところを減らされるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、物品管理なのですから、これに関しましても、昨日の一般質問でお話をさせていただきましたけれども、町民に対する通知ですね、手紙、これを職員で何とかやっていただけないかという思いがございまして。ここのところは実施が平成18年度可能かどうか、これもお伺いしたいと思います。

それから、7ページの国保、老保、介護保険、これは本当に年々持ち出しが多くなっています。特に国保あたりは、昨年見直しをしたにもかかわらず、この状態がとまらない状況です。そういった中で、介護予防をしっかりやっていくというお話を昨年もいただいたと思いますけれども、ことしもいただいております。その中で、このままいったのでは、これが町を破綻させる一番の要因になってしまうのではないかと不安があるわけですから、提案制度というよい制度がございまして、こういった中から、町民全体の中で、こういうことに対してよい意見はないとか、よいアイデアはないとか、そんなことをお伺いしてみるのも一考ではないかと思っておりますので、これに関してもどのように思われているか、お伺いしたいと思います。

それから、12ページの持田鹿之助日記ですけれども、今年度で最終というお話を先ほどいただきましたけれども、そうしますと原文は、その後どうなるのでしょうか。これももしあれでしたらば、郷土資料館にでも展示していただくとありがたいなと思っております。本は売れているのですかね、売れないという状況、そこのところはよくわかりませんが、その原文があって本を売れば、もっと売れるのではないかという思いがございますので、そんなことも検討していただくとありがたいなと思っております。

それから、本体からですけれども、53ページの定峰峠トンネル開削促進期成同盟会、これもずっと私が議員になりましたときから多分入っていると思うのですけれども、こういう状況の中では定峰峠トンネルができる状態ではないと思うのです。なぜこれをずっと引きずっているのかなという思いは私はあるのですけれども、これに対して、もうよしましよという話は出ないのかなと思うのですけれども、それに対してお話をいただきたいと思えます。

それから、65ページのひとり親家庭等医療給付費です。概要にもあったのですけれども、本体の方からお願いいたしたいと思えます。190万9,000円、これなのですけれども、長瀬町では現在父子家庭、母子家庭がどのくらいあるのでしょうか。それから、これはちょっと余分かもしれませんけれども、先日、私こういう話を伺ったのです。現在31歳と33歳の方が、たまたま同級会があったということで行ったらば、離婚をされた方が大分多かったというお話を伺いました。それで、長瀬町はよその町と比べて離婚率が高いのではないかというお話を伺ったのですけれども、こういうことに対して町の方はどのように把握しているのかなと思うのですけれども、その点もお伺いしたいと思えます。

それから、65ページの老人憩の家管理委託料44万2,000円ですけれども、これは清流苑は廃止のわけだと思えるのですけれども、今回移転する場所の、これは委託料なのでしょうか、それもお伺いしたいと思えます。

それから、73ページの長瀬町環境美化推進協議会補助金50万円ですけれども、環境美化推進協議会というのは、どのようなメンバーでやっていらっしゃるのでしょうか、それもお伺いしたいと思えます。

それから、95ページの新の埼玉県都市公園整備促進協議会負担金2万円というのがございますけれども、これは長瀬町では公園というほどのものはないと思うのですけれども、これはやはり一律で県に払わなくてはならないものなのでしょうか、これをお伺いしたいと思えます。

それから、163ページの間人ドック検診補助金20万円ですけれども、平成17年度は何名ぐらい申請された方がいらっしゃるのでしょうか。

それと、157ページ、185ページにレセプト点検業務委託料というのがございますけれども、これはどちらも同じ人物なのでしょうか、それともまた別の方がやっていらっしゃるのでしょうか。それとあと、何名ぐらいでやっていらっしゃるか、それをお伺いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、広報紙の関係でございますが、これにつきましては、ページ数を少なくしたり、紙質を落としたり、ある程度削減についてずっと努力してまいりましたが、この広報紙に関しましては、入札を実施しているところはほとんどございませぬが、長瀬町では昨年度入札を実施いたしました。ということで、入札の企業努力というか、入札差額がそのような額になっております。

それから、物品管理のところ、ちょっとご質問がございましたが、これは郵送の関係でございますかね。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（新井敏彦君） これにつきましては、ご提言のようになるべく職員でできるものは、配達できるものはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、大澤議員の長瀬町環境美化推進協議会のメンバーということでございますので、お答えさせていただきたいと思えます。

メンバーでございますが、会長を町長、それから副会長に議長、それからコミュニティ連絡協議会の会長、それから商工会長、それから理事に総務常任委員長、それから民生教育常任委員長、経済観光常任委員長、それから観光協会長、それから秩父鉄道の鉄道部長、それから婦人会長、それから観光協会の副会長、商工会青年部長、教育長、総務課長、それから社会福祉協議会の事務次長、シルバー人材センターの事務局長、宝登興業株式会社の駅長、それから商工会女性部長、それから長瀬町愛育会長、それから秩父広域森林組合の理事、それから幹事といたしまして、観光協会の理事1人、それから観光協会総務部の会長、同じく事業部の会長、監事が監査委員、それから秩父鉄道の長瀬駅長、事務局を観光課で行ってございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご提案いただきました、国保、老保、介護について支出が非常に伸びているということで、対象者もそうですけれども、負担率の関係でありますとか、それから医療の高度化により、非常に高額な医療費も出てきているというふうな要因もあるかもしれません。ご提案の内容につきましては、担当課、また関係課等と十分協議いたしまして、町民の方からも自分たちの問題としていろいろご意見をいただくような形をとれるかどうか、検討させていただきますが、よろしく願いいたします。

それから、母子家庭、父子家庭の関係、いわゆるひとり親の関係かと思えますが、国保では母子家庭が30、父子家庭が2となっております。社会保険では母子家庭が27、児童が36、父母等児童の合計では144名となっております。

それから、離婚につきましては、今年の4月から本日までですが、25件ほどございました。

それから、レセプト点検の関係なのですが、これは国保特別会計で、今一般会計の方をやっていただいているのですが、国保のレセプト点検につきましては、これはニチイ学館ということで、専門の業者をお願いしている分かと思えますが、156万8,000円、これにつきましては、月ごとの点検として入院480件、外来1万8,600件、歯科4,200件、調剤9,120件、それから縦覧点検として国保一般で3万2,400件分を見込ませていただいております。

それから、もう一点の方は、老人保健の関係かと思えますけれども、これにつきましては、主にお医者さん等へのかかり方の問題があるかどうかというふうなことで、個人個人の方の医療にかかったものを時系列的にいたしまして、どういう病気といいますか、それでどういうところへかかっているというのを調べまして、場合によりましたら、かかり方等について保健師等の専門的な立場から、問題があるようでしたら、いろいろと指導していくとか、そういうふうな形に利用させていただくレセプト点検としてやっているものでございます。よろしく願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町民課長の補足をさせてもらいますが、レセプト点検、これは点検した上で、個々の重複して医者にかかっている、それが医療費を高騰させている大きな要因だということがあって、そのチェックが始まったわけでありまして、保健師がその家庭に訪問して指導するというのを始めました。そうしましたら、ことしの老人クラブ連合会の新年会に私お伺いいたしましたら、町長はすぐ名前を言うと言われたから名前は言いませんが、矢那瀬の方から、ご指導いただいて大変ありがたかったと。私も確かにそういうふうに行われれば、寄居の医者と秩父の医者にかかっていますと。それで、同じような薬が出て、半分はたんすにしまってありましたと。それで、ご指摘をいただいて、はっと我に返って、確かにそうだ、医療費が高騰しているのだという話を聞いて、まことに申しわけないと反省をして、ゲートボールだとか、そういうようなところへ行ったときに、こういうことをご指導いただきましたけれども、ぜひ我々も町の歳出削減に協力しましょうという話を皆さんにしておりますと。ありがたいご指導をいただきましたというお礼を言われました。本当によかったなと思ひまして、そういう輪が広がっていくように私たちも努力をしているわけでありまして、そういうご理解をいただく方がだんだんふえてくると医療費の高騰に歯どめがかかるのではないかなと、そんな思いを持って課長の補足をさせてもらいました。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 予算書65ページの老人憩の家管理委託料でございませけれども、老人憩の家「清流苑」は、一応廃止させていただきますが、建物はちょっと残りますので、当分の間の管理費ということで残させていただきます。

それから、163ページの人間ドックの関係でございませますが、補助金の方としましては、ちょっと手元に資料がありませんが、例年ですと三、四人というふうになっております。その上に委託料がありまして、人間ドックによる委託料ですけれども、こちらが90人、それから先ほどの補助金の方が10人分とらせていただいているのですけれども、年間ですと大体両方で100人のうちの90人ぐらいに利用していただいております。

以上でございませ。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 大澤議員の95ページの埼玉県都市公園整備促進協議会負担金が、一律で支払っているのかどうかというご質問ですけれども、この事業につきましては、一昨年から脱会させてくれということで、何度も申し上げまして、本年度も予算づけしなかったのです。だけれども、全市町村が入っているのだから抜けないでくれと。流用で対応しまして、ここには新という形で載っているのですが、新規ではなくて、すべての会員が払っているのだから、何とか皆さんと同じような歩調でおつき合いしてくれと。脱会の意思だけは何年も続けて示していますので、近い将来には抜けることがあるかもしれませんが、今はおつき合いで入ってくれということですので、おつき合いで入ってございませ、負担金2万円を払っているものでございませ。

それと、53ページ、定峰峠トンネル開削促進期成同盟会、これにつきましても同じようになかなか進展がないのですけれども、抜きたいだとか、何とか負担金を軽減できるような方法をとっているのですけれども、近隣市町村、関係市町村が少ないものですから、そのまま会員になってくれというお話の中で負担金を支払っております。おつき合いと言えばおつき合いなので、できたら、これも脱会できれば脱会したいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、町史編さん事業で、来年度持田鹿之助日記の最後の編集で発刊になるというお話を申し上げましたが、原文の展示を含めてどうするのかというお話でしたが、ご質問を参考に展示することを取り入れまして、検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それぞれの課長さん、ありがとうございました。

それでは、もう一点だけ、環境美化推進協議会の50万円なのですけれども、これは費用弁償しているということなのでしょうか、そこのところを1点お伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 大澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

費用弁償かということでございますが、費用弁償ではございません。事業を行う上での補助金といえますか、運営補助金という形になるのでしょうか、ですから費用弁償等は一切計上されてございません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 3点ほど質問させていただきます。

最初に、概要の5ページで、物件費が11%減ということになっているのですが、先ほどちょっと説明が評価替え等のことについてあったのですけれども、財政健全化対策委員会の中で、物件費に多分入っているのだと思うのですが、弔電を打つことについて考えてはどうかというふうなこと、それから先ほど8番議員も言っていましたけれども、通信費に入る、いわゆる封書とか文書の配付、それらにつきまして、できれば議会議員に関してだったら事務局に預けて、週に1回ないし2回出る分、結局事務局が扱えば、総務課から来るよりもダブらないで来る可能性もできますので、そういうふうな形でやるとか、とにかく職員配達、それから弔電の廃止検討ということも出ていたと思うのですが、そういうことについては、先ほど言葉がなかったように感じますので、その辺は検討されているのか、入っているのか、お聞きします。

それから、同じく11ページ、建設課で2番目、原材料等支給事業200万円というのが載っているわけですが、これはふだんどの程度使われているのか。できれば、この200万円を場所によっては、20立米というふうな形で支給されてもなかなか使い切れないう。2メートル幅の10センチ厚で100メートルになるのですか、それが20立米というふうな形になるかと思うのですね。そうすると、そんな100メートルもするような場所というのもないので、できれば20立米ではなくて、10立米に10万円、いわゆるいろいろな経費がかかるのですね。ですから、そういうふうな形で、同じ現金が出るので、現物とそれから工事費で、例えば5万円であるとか、10万円であるとかの範囲で出すというふうな形で支給していただければ、もう少し町道も整備されたりとか、皆さん考えてくれる部分にもなるかと思うのです。現物支給だから現物支給だというのではなくて、現金として持っているわけでありますので、同じく町民の生活道路の向上につながりますので、そのような使い方をしていただければと思います。

それから、もう一つ、本書の方で65ページ、上から二つ目、14節に土地借上料ということで301万5,000円あるのですが、これは保健センターあたりの土地の借り上げかなと思ったのですが、違うのですか。その辺の説明をしていただきたいと思うのですが、私は保健センターかなと思ったものですから、これだった

ら項1 社会福祉費の方にいくのかなというふうな形で、項目がえということも考えなくてはいけないし、きのうもちょっと課長にも相談してみたのですけれども、社会福祉協議会が今度保健センターに移るということになりましたことから、できれば、あそこを保健センターの2階ということで一々言わなくても、あそこを町でもし借りている土地であれば、昔は保健福祉課というふうな形で言っていたかと思うのですけれども、保健福祉センターというふうな形で、みんなが保健の面、いわゆる福祉の面と両面を使えるような名称がえは可能かどうかということでも相談をしてみました。そのことについて3点お聞きしますので、それぞれお答えいただければと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

弔電の関係でございますが、これにつきましては、財政健全化対策委員会の方でもいろんなご意見をいただきましたが、町として弔意を表すということで今までやってまいりましたが、この辺につきましては、今後の検討課題ということで、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、郵送の関係につきましては、先ほど大澤議員からもご質問がございましたが、今でも事務局を持っているところにはまとめて職員にお願いしたり、ある程度やっておりますが、これにつきましても、なるべくそういったところで、職員が持っていけるものはすべて持っていけるように徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

65ページの土地借上料でございますが、これは長瀬福祉会「ながとろ苑」の方の土地の借上料でございます。ながとろ苑の方は、土地を町で借り上げて無償貸与とさせていただいているものでございます。

それから、社協が保健センターの2階に移る関係で、何かいい名称をとというお話でございますけれども、法令等問題があるかどうか調べさせていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 新井議員のご質問の中の原材料等支給事業の関係でございますが、20立米でなく、現金とか現物で少量にできないかということでよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼建設課長（平 健司君） これにつきましては、昨年度実績で約200万円弱、この本でいきますと200万円と書いてありますけれども、93ページの原材料費の中では280万円ありますので、200万円弱、昨年度実績で使っております。毎年200万円から210万円前後原材料支給をしているわけなのですが、最高20立米ということで、20立米使ってほしいという意味ではございませんので、一行政区最高で20立米、なるべく多くの行政区に行き渡るように20立米という規定をしているものですから、10立米になれば、うちの方としても各行政区に喜ばれて、残金も出ますし、うれしいことなのですけれども、20立米でも足りないという行政区もあるものですから、一応基準としては、一行政区年度内20立米にさせていただいております。5立米でも2立米でも材料支給ですから、いわゆる道普請のときの砂利だとか、コンクリートですとか、少量でも出しますので、その辺は行政区の事情等あると思っておりますので、その必要な量だけ申請していただければ結構だと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） では、企画財政課長に。140ページの地方債に関する調書なのですが、平成18年度末現在高見込額が合計26億3,409万2,000円となっています。そうしますと、これは町民の方に、町はどのくらい借金があるんだいというときに、多分これからいくと交付税算入もありますし、それから交付税は年々減っていけば、そっちの金額も減ると思いますけれども、これを単独計算で、そっちのことを考えないでやりますと、小さい子供から棺箱までの分で1人当たり30万円ほどとなっているのですが、これは本当の数字、町はどのくらい借金がある、1人当たり幾らなんだいと言われたときには、幾らという金額を言ったらよろしいのか、それを聞きたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） そのとらえる時期にもよるのですが、例えば今だと平成17年末現在の方がいいかと思うのですが、それを人口で割っていただくと、今割っていないので、ちょっとわかりませんが、平成17年度の見込みですと25億3,633万6,000円ですから、それを割っていただければと思うのですが、町の財政事情の公表とか、そういうときにもたしか1人当たり幾らというようなことを出させていただいているかと思ひますので、もし出ていなければ出すようにしたいと思ひますが、この実際の現在高を人口で割っていただいた数字が1人当たりということでよろしいかと思ひます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） そうしますと、やはり町がある程度健全だとかなんとかと言ひたいこともあるもので、それについては交付税とかなんとかとか、そっちの方でも補てんとかなんとかあるのだと言うだけども、ではこれを割った金額が、その町の1人当たりの負債で抱えているのだよねと、では5人いる世帯は、30万円と言へば150万円、あんたなんかの家は抱えて、役場にあれだよというふうに言ひわけですね。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 説明のときに、物によって普通交付税の基準財政需要額に算入されていると言ひているのですが、これは算入はあくまでも算入で、そのままその額がそっくり交付税で来ているということを言ひているわけではありませぬので、実際には残高を割った数字でよろしいかと思うのですが、中には、そういう交付税で算入されるものもありますよと言ひてもらえれば、もっと親切であります。それで、うちの方も、そういうものを公表する際には、例えば広報へ載せるときには、交付税の基準財政需要額に算入されていますとか、算入されているものもありますとかというような説明を入れさせていただひておりますので、これからもそういうふうにさせたいと思ひます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） それでは、幾つかなのですが、大分長くなったので、またそれぞれ皆さんからいろんな話が出たようなので、私の方から申し上げるのは本当に重箱の隅をつつくような話で大したことないと思ひますが、まず1番目に47ページの役場清掃作業委託料ということで、ちょっと内容

についてお伺いをいたします。

それから、53ページ、町税等徴収嘱託員報酬150万円について、なぜこういう人を雇わなくてはいけないのか。

それから、67ページ、児童保育委託料ということで1億3,000万円ですか、大分高額なのですが、この内訳です。

それから、97ページの町営住宅除草作業委託料が載っておりますが、これについての内容、どんなふうにして、どこの町営住宅でやっているのかについてお願いをいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 役場の清掃につきましては、先ほどもお答えさせていただいたのですが、現在はシルバー人材センターに平日で週2回、土曜日を隔週で委託しております。トイレについては、先ほども申しあげましたように職員が日直で実施しておりますけれども、清掃の内容につきましては、通路だとかロビー、あるいは階段だとか会議室という部分についてシルバー人材センターの方たちに委託して実施していただいているところでございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（若林 実君） それでは、町税等徴収嘱託員の関係のご質問についてお答えいたします。

町税等徴収嘱託員でございますが、まず徴収確保に当たりましては、徴収体制を充実させるということが重要でございまして、職員だけですと徴収の方に回る手が少ないということもございます。この徴収嘱託員の設置効果でございますけれども、少ない人数の中で専門に徴収活動を行っていただくという職員がおりますので、その分徴収業務に手が回ることとなりますので、徴収業務の効率化が図られているところでございます。ちなみに平成14年の5月からこの徴収嘱託員を設置しているわけでございますけれども、平成14年度の徴収実績でございますが、現年度、過年度分合わせまして1,579万円、平成15年度は2,242万円、平成16年度は1,877万円、平成17年度は2月末まででございますけれども、2,125万円の徴収金となっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 67ページの児童保育委託料ですけれども、こちらは町内の保育園2園と、町外にもかなり行っている子供たちがございます。年間で延べ人数で1,962人です。平均しますと、月当たり158人というふうになるかと思っておりますけれども、月によりまして委託児童が少しずつ変わりますので、年間の延べ人数で計算をさせていただいております。行っている保育園の保育士の加算によりまして、一概に何歳だから幾らという同じではありませんので、定員が少なれば少なくなるほど1人当たりの委託料が高くなりますので、ちょっと1人幾らというのが申し上げられなくて恐縮なのですが、よろしく願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 齊藤議員の97ページ、町営住宅除草作業委託料につきましてご説明をさせていただきます。

この除草につきましては、長瀬町は蔵宮団地、根岸団地、袋団地、塚越団地と四つの団地を抱えているわけでございますが、この中の共同施設設置場所、公園等につきまして、除草の委託をさせていただいて

おります。なおかつ、根岸団地におきましては、空き家住宅が13戸から14戸ありまして、そこについても除草をシルバー人材センターの方をお願いして、年2回やっていただいております。塚越団地におきましては、桜に毛虫がついたりしますので、除草と同時に消毒の方も一緒にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 再質問させていただきますが、なぜこれを私が言ったか、役場の清掃につきまして、作業員の委託料という形で申し上げましたけれども、これは自分の職場は自分でやるという一つの、それからまた財政健全化対策委員会でも答申されたように、いろんな角度から減らそうという中で、やはり自助努力と、役場の職員は役場の職員で自分たちの職場は自分でやるのだということでないかと困るわけで、今後そういうふうな方針を立てていただきまして、やっていただければ、このお金も浮くということになるかと思えます。高所の窓ふきだとかというのは、ちょっと危険があろうかと思えますけれども、下をふくぐらいだったらだれだってできるはずだ、子供だってやるのだから。というようなことから考えますと、やはりこれも自助努力で削減をしてほしいという観点から、そのことにつきましては申し上げました。

また、町税等徴収嘱託員については、やはり町長がおっしゃっているように65人体制でもできるよというようなお話からしまして、役場の職員でそういう場所に移っていただいて、そして適材な人が一生懸命歩いていただくということになれば、その人たちの人件費も浮くのではないかという観点から、いろんなことを申し上げました。

それから、児童保育委託料につきましては、これは非常に高額ですよ。大変なときに大変な額の金が出ていくわけですよ。それについて一人頭計算してもかなりの額にいくわけですよ。ですので、この辺も非常に大変な額ですので、検討して、それについてはやっていただければ、見直していただけるものについては、やっていただきたいというようなことでございます。

それから、町営住宅の除草について申し上げたのですけれども、これは私も塚越団地の方に住んでいるものですから、同じ区で、滝の上区の区長として3年、4年やってきたわけですが、その中で一番問題なのが、いつも除草関係ですよ。これはだれがやっているかということ、道普請で滝の上区でやっているのですよ。ですので、この金が、もし区でいただけるものであれば、多少なりありがたいと思う観点から申し上げました。これは実は区長のときは、私自腹を切りまして、軽四輪を頼み、あるいはまた草刈り機を頼んで自分たちでやるのですよ。それで、では塚越団地の人が出てくるかということ出てこないのです。第一かまが使えない。そういう人たちが出てきたって何にもならない。それで、あそこの公園があります。あの公園については、塚越団地の人が自主的に掃除をするということになっていますよね。それが全然出てこない。それで、できない。では、だれがやるかということ、道普請の春、秋2回やります。必ず区でやるのです。

ですので、多少小さい金かもしれない。だけれども、塚越団地の人自体の教育、きのうもちょっと村田議員から話が出た駐車場の問題、あれは低所得者のための住宅であり、ということになると、1台あればたくさんですよ。それで、2台、3台だったら、軽でも買ったり、いろんなものの方法というのはあるわけですよ。だから、否定はしない。2台、3台ないと、事実今生活できない。そういう時代になっておりますので、それについては決して構わないのですけれども、ただ、あそこに住んでいる限りは、あそこのルールに基づいた生活をしてほしい。私が言うのは、だからすべてをクリアした中で要求するものは要求するということでない、あれは本当に滝の上区は重荷なのです、いろんな意味では。それで、何かが

あれば、お祭りは参加しません。実際にそうなのですよ。50軒ある中で班長がやっと出てくる。そんな体制ですよ。ですので、やはり主張するのだったら主張するような方法で、区の方にも協力いただきたいという観点から、これは申し上げた次第でございます。ですので、その辺をお含みおきいただいて、ひとつ区の方にもご協力いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 多分最後になると思うのですけれども、まだいるかもしれませんけれども、私20数項目チェックしたら、みんな考えることは大体同じなのですね。それで、ほとんどなくなりました。町長もちょっと手持ちぶさたで、何か補足の方に出ているようなので、幾つか質問したいと思います。

まず、概要の9ページ、介護予防事業、これはこの前、今月の初めでしょうか、うちの方へある方が見えまして、筋力アップトレーニングをしてもらえないかと。これはまだ元気な方なのですから、袋の方です。それで、そのときにすぐ役場の方へ電話しましたら、現在やっているのですよということなのですね。それで、その人の話ですと、有機農業栽培に一生懸命取り組んでいる方なのですね、全国的な組織の中で。それで、話の中で、こういう話をしました。何か鬼石でやっているらしいのですよ。そうすると、各町村でこれを行っているところで、医療費が3分の1になりますよと、いや、半分ぐらいになったところがあるのではないですかと、老人医療が。そういう話もあったので、すぐ電話したのです。そうしたら、健康福祉課の方では、もうやっていますと。それで、ちょっとお聞きしたいことは、まず調査、例えば鬼石なら鬼石へ調査に行って、あるいは他町村でも結構です。どのぐらいの効果があるかということについて、ひとつ調査してみてください。それによって長瀬町が、どんなふうに取り組んだらいいかということがおのずから結論が出ると思っていますので。

それから、これは全く別な話になります。夕べですか、「近所の底力」というのをNHKでやっているのです。これが夜中の1時ごろ再放送するのですよ。それで、いろいろのアイデアが出るのですね。きのうは糖尿病の話でした。私も興味があるので、幾らか糖が出ていますから。それで、聞いていたのですけれども、笑いだというのですね、運動、笑い。これが血糖値をうんと下げるのだそうです。それで、今言った筋力も含めて、そういう一つの改善、食生活も含めて、そういうことが、これから町でどの程度取り組めるのか、ここに61万8,000円の予算が組んでありますけれども、それをひとつ聞きたいと思っております。

それから、観光課、同じページでインフォメーション事業、これはリアルタイムで情報を提供することだとなっていますけれども、長瀬駅前の、宝くじのあれで、1億円であそこへつくりましたね。それから何年になりますか、もう3年ぐらいになりますかね。そのときに私、インターネットへあれを載せることはできないかという質問をしたのですよ。町の職員にも聞き、また相当詳しい方にも聞いたら、多分できるでしょうということなのですね。あそこの映像をインターネットでリアルタイムで載せるという、そういうふうなことで長瀬をアピールできるのではないかという話をしました。このインフォメーション事業そのものが、まさにリアルタイムに皆さんに知らしめることが、長瀬のイメージアップにつながるだろうと思っております。それについて、そういうことが可能かどうか、観光課長にお願いいたします。

それと、建設課、道路新設改良事業、これの地図がここにあるのですけれども、これはあれですか、改良と新設が青と赤の違いですね。

〔何事か言う人あり〕

○9番(梅村 務君) 産業課とあれ。そうすると、これは改良と新設というのは、この中にあるのですか。  
〔何事か言う人あり〕

○9番(梅村 務君) すべて改良、はい。では、それはいいです。

それから、教育委員会、最後の(新)学校給食施設整備事業、教育長でも結構です。これは排水路のあれに組んであると先ほど聞いたのですけれども、排水路の幅と延べの長さがどのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。それをちょっと調べてください。

それから、こちらの本ページの方で、これは確認です。いろんな質問が出た中で、ちょっとわからないところがありますので、確認をしたいと思います。140ページです。地方債に関する調書、私は今度の予算書が、苦しい、苦しいというので、できないのではないかなんていう話も聞いていましたけれども、数字合わせということはないでしょうけれども、すごくよくできていると思います。例えば平成18年度3億680万円を起債しますね。それで、償還が2億904万4,000円、これはいわゆる借金は減っているのですね、これを見ると。聞いていてくださいよ、いいですか。臨時財政対策債が1億5,000万円、早く言えばね。それと、辺地対策、これが3,000万円、そうすると1億8,000万円ですよ。臨対の方は、これはこれとして全部交付税算入ということで、将来払ってくれるということですから、実質借金はふえていないのですよ。それから、辺地対策、これの80%は補助金ですよ。これは元利ともですか。それもちょっと答えてください。そうしますと三八、二十四ですから600万円なのですね、辺地の方は。実際町で持ち出すのは。だから、極端に言いますと、1億7,600万円起債をして2億900万円返すわけですから、実質は、将来にわたってですよ、今はふえているのですよ。将来に向かっては減っていくと、こういうふうに考えて私は問題ないと思う。なぜならば、交付税が減る。それに対して臨対ができていますよ、これは。これをやらないとやっていけないから、こういうものをつくったわけですよ、国が。だから、実質は減っているのです。そういうふうな解釈、それをひとつ確認しておきたいと思います。

それと、新という言葉が、これは今回結構入っているのですね。これは秩父エリアグリーンツーリズム研究会負担金、金額は非常に少ないのですよ、3万円なのですからけれども、これが初めて立ち上がったということについてどんなことを実際、これは恐らく3万円の負担金でしょう。そうすると、どんなことをやるのか。これは十数年前の第3次総合計画の中に堂々とうたっている事業なのです。今までそういうものがどの程度やられてきたのか、それも含めてひとつお答えください。

とりあえず時間もあれでしょうから、そのぐらいでいいです。

○議長(西山津智男君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) 梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

介護予防事業の関係でございますが、鬼石町でやっていただいております、群馬大学の協力を得てやっているということで、かなり効果があるというふうなお話をうちの方でも聞きまして、平成16年12月から3月にかけて職員、保健師が三、四回視察をさせていただきました。そこで実践させていただいて、説明だけではなくて、実体験もさせていただいて、かなりいいというふうなお話を伺いましたので、平成17年度から元気もりもり事業と町の方では名づけさせていただいて、やらせていただいているものです。きのうの糖尿病の関係も、ちょうど私もたまたま見させていただきましたけれども、笑いがよろしいというふうなお話もありました。この元気もりもり事業の中にも趣味のコーナーを設けまして、手芸とかカラオケ、そういうのも取り入れさせていただいております。鬼石町の方でも軽い重りをつけて筋トレをやっているということですが、初めはちょっと大変なのですからけれども、やっておりますと、筋力もついてきます

ので、80歳からのおばあちゃんでも1.5キロぐらいをつけてやっていらっしゃる方もいるというふうなお話を聞いております。それで、今度介護保険の改正がありまして、介護予防を積極的にやっていくということになりましたので、その筋トレを各地区に出向いてやらせていただいたり、それから保健センターを中心にやらせていただいたりということで考えております。それには、どうしてもお年寄りの方は低栄養になってしまいますので、栄養改善や歯の関係など、おろそかになってしまうということで、口腔ケアも含めて総合的にやっていきたいと考えておりますけれども、また細かい点につきましては、必要がありましたら、また鬼石町の方に調査をさせていただいて、いろいろといい面を取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 梅村議員の、長瀬駅前のモニュメントにリアルタイムな情報を流せないかどうかという、それをもとにインターネットにつなげられないかどうかというご質問でございますが、私まだ勉強不足で大変申しわけありませんが、今後検討させていただきたいと存じます。

ただ、このインフォメーション事業でございますが、こちらにつきましては、テレビ、ラジオ、新聞等への情報提供及び取材協力、それから観光案内所の業務委託、観光用写真の充実等の事業でございます、リアルタイムの情報は、例えば観光業者等に写真、ポジ、フィルム等の提供を職員によってある程度、毎日ではないのですが、できる限り最新の情報をとってきたりしております。そういうことでリアルタイムな情報を提供できるということで載せていただいております。

なお、町の観光協会のホームページ、それから商工会のホームページ等で、ある程度リアルタイムな情報は流せていただいているのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 梅村議員のご質問でございますが、調理室の床の排水路工事の幅と長さということでございますけれども、20センチ幅で、総延長が77メートルになります。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 地方債につきましてご説明させていただきます。

臨時財政対策債は、100%元利償還金が基準財政需要額に算入されます。それから、辺地対策債につきましては、1,000円に対して800円、基準財政需要額として算入されるわけでございますけれども、これは合理的な基準によって算定した、あるべき一定財源所要額としての基準財政需要額というものと、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額を基礎として交付税というのは交付されるものでありまして、この臨時財政対策債が100%、辺地対策債の、ここに載っているのは80%が、そのまま交付税で交付されるということではなくて、交付税の基準財政需要額に算入されるということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時20分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の質疑を続行いたします。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） さっき質問しました筋力アップ運動、これはやはりこれから非常に大切なものだと思うのですよね、高齢化に入って医療費の問題、介護費の問題、いろいろありますから。これはぜひとも町は組織的に、若干金がかかってもしょうがないですよ。そういう気持ちで真剣に取り組んでもらう。我々もそういう領域に入っているわけですから、そういう気持ちでないといけない。ひとつよろしく願います。

それと、インフォメーション事業、先ほど観光課長の話ですと、確かにリアルタイムな情報提供はしていると言いましたけれども、全然違うのですね。極端に言えば、動画でできるのではないかというふうな考え方もあるわけですよ。だから、そういうものも含めて、ひとつ検討していただきたいと思います。

それから、先ほどの教育長の話で、20センチの77メートル、これを単純に割るとメーター9万円からかかるわけですね。実際問題、それだけかかるかどうか、この予算に載っているわけですから、検討してもらって、実際排水工事がそれだけかかるかどうか。私が考えている中では、とてもかからないような気がするのですよ。それで、例えばあのままで、上の何と言ったけね、網。

〔何事か言う人あり〕

○9番（梅村 務君） あれをですね、いわゆるそういうものがないのではないかと、確かに思うのですよね。今までの、それに合う。逆にあれを全部崩して新しく側溝をつくったって、今のあれに合うものをつくったってそんなにかからない。そういうふうなことも含めて考えてもらって、私にはとても理解できない数字であります。そういうことで、ひとつ検討してみてください。

とりあえずそんなところですね。結構です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 予算書にはないのですが、よろしいですか。

○議長（西山津智男君） 一般会計予算ということで。

○13番（染野光谷君） だから、一般会計予算書には書いてないのだけれども、採決する前に一言言ってもいいのではないかなと思って、よろしいですか。

○議長（西山津智男君） とりあえず。

○13番（染野光谷君） 書いてないのですよ、どこのページにも。

昨日もちょっと質問したような感じがするのですが、本日は13名いる議員が、ほとんどやはり町のことを考えて、真剣に取り組んでくれたという旨感じたわけですよ。それで、この長瀬丸ですね、きのうも言ったけれども、この船を操作しているときと、また機関士のときと、町長にちょっとするのですが、船長になりました、長瀬丸の5年目に。それで、任期はいま3年あると思いますよ。それで、本当にきのうも言ってくどいようだけれども、町会議員のときは結構いいアイデアとか、私の決意とか、いろいろかたいようなことを言ったけれども、本当に5年目に入ったのですよ。ひとつこれね、予算もここに出てきたのは結構ですけども、本当に考えてください。それで、町長の返事をもらって終わりです。

〔何事か言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そう。きのうも言ったけれども。

〔何事か言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そう。だから、予算書にはないけれども、決意を、本当の。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 総合的な質問だというふうに思ってお答えをさせていただきます。

確かに去年の7月に選挙をお世話になって当選させていただきました。大勢の人のお力だというふうに思っておりまして、これを長瀬が今合併の問題とか、財政の問題だとか、いろんなことで大変な時期に来ているというのは、私が一番よくわかっていると思います。そういう中で、ではこの町をどうするかということについては、町単独で最後までいけるということが一番理想だと思います。しかし、そういう状況になるようにするには、やはり先ほどからずっと申し上げていますような職員の65人体制だとか、そういうものができるかどうかということになってくると思いますし、入るを図るといふ部分が大切な部分なのですけれども、こういう役所の場合の入るを図るといふ部分は、例えば岩田に企業誘致をしたところが、企業の実績がかなり上がっていきまして、税収がふえているということがあっても、何千万単位なのですね。それで、広い土地がないというネックがあります。そういう中で、地元の人たちの農業者の高齢化が進んだり何かしていますので、国体のころからいろんなことを考えてきました。そういうものが、ことしあたり具体的なものになるかどうかというのが、私は独立していけるかどうかの大きなポイントになるだろうと考えています。

それだから、絶対にこれが独立してやっていけないということになるという保証があるわけでもありませんし、合併の形も、きのうから申し上げていますように寄居の選挙もありますし、皆野の選挙もある。寄居あたりの状況は、私は今行ってみても、ちょっと動けないなということを行っている人が多いわけがあります。それは一般の人の考え方と多少違うのですね。でも、そういう形になったとき、皆野も当然4月9日、選挙が終わるまでは動きはとれないと思います。そのときに具体的に県の知事からの要請や指示や勧告があるかどうかということも含めて、合併ができるのかどうかの大きなキーポイントになるだろうと考えています。きのうも申し上げましたように、知事は、私は合併のことについては、私の方からああしてください、こうしてくださいというお願いはしませんというお言葉を何回も聞いていますから、それが事実かどうか、それはわかりません。こういう状況で答申が出たということになれば、またそれによって知事の考え方が変わる可能性もなきにしもあらずだと思のです。そういう状況の中で、選択肢は広く持って、こういうときにこうしようという具体的なものが出れば今申し上げられますが、今の状況では、そういうことがない。ただ、財政的にはどんどん厳しくなっておりますから、平成18年度の予算は、よく組めたというふうに思っております。

そういう中で、皆さんにご指摘いただきましたように、いろんなことについて、まだむだが多いよというご指摘もいただきました。それも私たちは真摯に受けとめて、皆さんの期待にこたえられるようなことができるかどうかということも大きなポイントになるだろうと。いずれにしても、どっちにしても、合併をしても、とにかくきのうも申し上げましたように秩父が一つということになれば、長瀬町という名前は消えます。これは間違いありません。そういう状況で、これから推移していきますから、ここしばらくは、何カ月かは様子を見て、その中で、水面下で私は動いてみようと思っています。皆野の町長が決まれば、当選された方とすぐ会って、話し合いをしてみたいというふうに考えております。そのめぐりにいる人た

ちも大勢おいでになりますから、そういう人たちとの意見交換、意見調整もしていきたいというふうを考えています。そういうときに議会議員の皆さんのお力が非常に大切だというふうに思っております。

そういう中で、これからこの予算をきょうもしお認めいただければ、もしではない、ぜひお認めいただきたいと思いますが、そういうものをしっかり予算執行しながら節約もする、そしてきのうも申し上げましたように県の自動車税の取り扱いをして、それがたとえ100万円でも、その100万円が少ないと思うのか、その考え方だと思います。だから、そういうことをしっかりやって、わずかの金額でも積み重ねていけば、億の金になるのだということを、ことしは実施をしていきたいというふうに思っています。だから、独立してやっていけるということにはならないと思いますが、とにかく日々の努力が何よりも大切だというふうを考えておまして、そういう意味では参事制をしいて毎週月曜日に朝9時から会議を開きます。その中で先週の反省と今週の計画というのを毎週やっています。その効果がかなり出てくると思いますし、そういう中では、各グループの融和も図られてきているように私は感じますので、この辺はぜひ皆さんのご指導をいただきながら、しばらく見ていただきたい、そういうふうを考えています。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 平成18年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第22号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8億6,931万円となり、前年度予算と比較して6,618万6,000円、8.2%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第22号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

内容につきましては、平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書により説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の141ページをお開きいただきたいと思います。

第1条をごらんください。第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,931万円とさせていただきます。先ほど町長の提案理由にもありましたように、平成17年度当初と比較いたしますと、増減額で6,618万6,000円の増額、増減率では8.2%の増となっております。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書によりご説明させていただきます。146ページ、147ページをお開きください。

歳入の内容から順次ご説明させていただきます。最初に、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億7,398万円を調製させていただきました。医療給付費分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の計算式により算出した合計金額で、現年課税分については93.7%を調製し、1億5,540万2,000円とさせていただきます。介護納付金分につきましては、所得割額と均等割額により算出した合計額となります。現年課税分につきましては91.7%を調製し、957万9,000円とさせていただきます。滞納繰り越し分につきましては、医療給付費分838万7,000円、介護納付金分61万2,000円を見込んでおります。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税でございますが、6,060万4,000円を調製させていただいております。退職被保険者につきましては、医療給付費分の現年課税分は99.26%を調製し、5,642万3,000円を、介護納付金分現年課税分は99.37%で、403万1,000円を見込ませていただいたものでございます。

次に、148ページ、149ページをお開きください。款5国庫支出金、目1療養給付費負担金でございますが、1億8,029万5,000円を調製させていただきました。これは歳出の一般被保険者療養給付費や老人保健拠出金、介護納付金分の法定割合分として平成18年度からは34%を負担金として国庫から支出していただけるものでございます。内容につきましては、説明欄にありますように療養給付費等負担金分として1億1,768万8,000円、老人保健拠出金負担金分4,317万6,000円、介護納付金負担金分1,943万円でございます。

目2高額医療費共同事業負担金の379万円でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため国から歳入されるもので、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1の相当額となっております。

次に、項2国庫補助金、目1財政調整交付金の6,188万8,000円でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、6,180万7,000円を見込んでおります。また、特別調整交付金につきましては、保健事業の実施に伴います啓発冊子分の交付金として8万1,000円を見込んでおります。

次に、款6療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の1億9,927万1,000円でございますが、この交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、150ページ、151ページをごらんください。款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金379万円でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、県から負担金として支払われるもので、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額をいただけるものでござい

ます。

次に、項2 県補助金、目1 国民健康保険事業補助金の20万7,000円でございますが、保健事業促進費として、がん等の検診事業、レセプト点検、特定年齢検診補助事業を実施している保険者に対しまして、その3分の1の額について県からの補助をいただけるものでございます。

次に、目2 都道府県財政調整交付金でございますが、平成18年度から新たに設けられた交付金で、3,374万1,000円を見込ませていただきました。説明欄にありますように普通調整交付金分として、平成17年度の療養給付費負担金の一定割合について交付されるものでございますが、3,104万7,000円を見込ませていただきました。特別調整交付金につきましては、医療費通知に要する経費、人間ドック、健康診査に要する経費等について充てる経費として、所要額の3分の1の額について県から交付されるものですが、269万4,000円を見込ませていただいております。

次に、款8 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金の1,415万1,000円でございますが、これは国保団体連合会で高額医療費共同事業として実施しているもので、高額な医療費が発生した際に交付金として連合会から交付されるものですが、事業実施のために県内すべての市町村がみずから支払った医療費の規模に応じ拠出金を出し合い、高額医療が発生した市町村に交付金を交付する事業でございます。

次に、款10 繰入金、目1 一般会計繰入金1億1,167万円でございますが、節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）989万9,000円は、低所得者の国保税の軽減分の補てん財源として県が4分の3、町が4分の1負担するもので、県負担分については民生費負担金として一時一般会計に入りまして、一般会計から町負担分を上乗せして国保特別会計に繰り出されるものでございます。また、節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）365万5,000円は、低所得者を多く抱える市町村を支援するものですが、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、一時一般会計に繰り入れられた分に町負担分を上乗せし、国保会計に繰り出されるものでございます。

次に、152ページ、153ページをごらんください。節3 職員給与費繰入金でございますけれども、給与費につきましては、国保担当職員3名分の給与費でございます。今まで2名でございましたけれども、平成18年度、国保の方で1名給与分を見させていただきまして、保健事業を充実させるというふうなことから、健康教育、健康相談、健康診査、健康診査後の通知及び指導訪問などに力を入れてまいりたいと考えております。これにつきましては、埼玉県国民健康保険特別調整交付金ということで、申請によりまして補助金等をいただける可能性もありますので、その際には、その後についての若干の歳出面での財源の組み替え等を行わせていただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

次に、節4 出産育児一時金等繰入金303万4,000円でございますが、国保に加入している方の出産に対しまして1件当たり30万円を支給しておりますが、法定負担分として支給額の3分の2を繰り入れさせていただくというものでございます。

節5 財政安定化支援事業繰入金418万9,000円につきましては、年齢構成差による給付費の増高の一定割合に基づいて算出される額について交付税措置される分を繰り入れるものでございます。

節6 その他一般会計繰入金7,298万8,000円につきましては、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることによります財源化医療費繰入金とがん検診などの検診事業に充てる保健事業繰入金でございます。

款11 繰越金でございますが、目2 その他繰越金として前年度繰越金と同額の2,400万円を見込ませていただいております。

154ページ、155ページをお開きください。款12項3雑入、一番下の目9雑入122万2,000円でございますが、がん検診一部徴収金として、胃がん、大腸がん、子宮がんの検診見込み者延べ約1,490人から一部徴収金としていただくということを予定しております。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、主なものを説明させていただきます。恐れ入りますが、156ページ、157ページをお開きください。

最初に、款1総務費、目1一般管理費2,206万3,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費やレセプト点検業務、国保団体連合会に対します電算処理の業務委託料等でございます。一般職給につきましては、職員2名体制から3名体制とし、国民健康保険法に基づき被保険者に対しまして保健事業を推進していくものでございます。

次に、項2徴税費210万6,000円でございますが、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、158ページ、159ページをごらんください。項3運営協議会費23万3,000円でございますが、これにつきましては、国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、委員の報酬や費用弁償等でございます。

款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費につきましては3億3,589万2,000円を見込ませていただきました。これは一般被保険者の医療費のうち保険者負担金として7割分を保険医療機関等に支払うものでございます。

目2退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者の医療費の7割分で2億431万1,000円を見込ませていただいております。

次に、目3一般被保険者療養費297万5,000円でございますが、一般被保険者が接骨、はり、きゅう、マッサージ、コルセット等の補装具をつくったときの、その7割分を負担するものですが、またやむを得ない場合に一時保険医療機関等に支払った費用に対しまして、後日一部負担金を除いた額を本人に支給するものでございます。

次に、目4退職被保険者等療養費178万7,000円につきましても、退職被保険者が療養に要した費用について一般被保険者療養費と同様に支払いを行うものでございます。

次に、目5審査支払事務費153万7,000円でございますが、国保団体連合会への診療報酬審査支払事務、レセプト電算システム等の事務の委託に要する費用でございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費ですが、4,845万円を見込ませていただきました。これは被保険者が同一の月内に病院、診療所、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給させていただくというものでございます。

次に、160ページ、161ページをごらんください。目2退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者分の高額療養費で2,673万円を見込ませていただいているものでございます。

次に、項3葬祭諸費、目1葬祭費でございますが、300万円を見込ませていただきました。これは被保険者が亡くなられたときに葬儀を行う方に対しまして葬祭費として5万円をお支払いしているものでございます。

項5出産育児諸費、目1出産育児一時金は455万円を見込ませていただいております。これは被保険者の出産に対しまして出産育児一時金として世帯主に支給するものでございます。

次に、款3老人保健拠出金でございますが、総額で1億2,995万4,000円を見込ませていただきました。これは老人保健特別会計の大半の財源となる社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。老人保健は、国保や社保など各医療保険組合の方での拠出金と国、県の公費で賄われております。その拠出金分

でございます。

次に、目2 老人保健事務費拠出金265万6,000円でございますが、社会保険診療報酬支払基金に対しまして事務費分として支払うものでございます。

次に、款4 介護納付金5,714万8,000円でございますが、医療保険者は、40歳から65歳未満の第2号被保険者から介護保険料として徴収したものを介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

162ページ、163ページをごらんください。款5 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金の1,516万3,000円でございますが、小規模保険者の運営基盤の安定化などを図るため、各保険者からの拠出金等を財源に国保団体連合会で実施している高額医療費の共同事業の実施のための拠出金でございます。

款6 保健事業費974万円でございますが、胃がん、乳がん、大腸がん等の集団検診などの費用や、町民の方々に医療費に関心を持っていただくための医療費通知、特定年齢の方に対しまして人間ドック費用の一部助成経費などで、疾病の早期発見のための事業を実施する経費等でございます。

164ページ、165ページをお開きください。款7 基金積立金の5万円でございますが、国民健康保険給付費支払基金に積み立てるものでございます。

166ページ、167ページをお開きいただきたいと存じます。款10 予備費でございますが、平成17年度と同額の300万円を調製させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） おれは質問ではないのだけれども、丁寧な説明もいいけれども、ある程度変わったところだけ説明してもらいたいと思って、注文なのです。済みません。余り丁寧でなくていいよ。大体変わったところで。

〔何事か言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そうだよ。聞いてるうちにわからなくなってしまったから、おれも。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 余り難しいことではないのですけれども、一つは、国民健康保険税の保険料を払えないのが、全国で今どこの自治体でも相当ふえているということで、何点か質問します。

一つは、長瀬町の国民健康保険加入世帯は何世帯かということと、あと滞納世帯がどういう状況なのかについて説明願います。私が言いたいのは、国民健康保険税が崩壊されては困るので、今国がやっている国保負担が、45%から38.5%に引き下げたことで、市町村の国保の財源が悪化し、国保料の引き上げが続いているからですということで、新聞の切り抜きを私持ってきたのですけれども、結局やはり今我々国民の健康保険の問題は、国の政治ですから、これを町長にお願いなのですけれども、自治体の長がどんどんまとめて国に国保料の引き上げを、要するに国庫負担を、これ以上削らないでくれということでやってほしいのですけれども、その3点について答弁をお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

加入者につきましては、世帯はちょっとわからないのですけれども、加入者の状況でございますが、こ

としの1月現在で3,710名となっております。加入率でいきますと、人口が8,557人でございますので、43.4%、年度の平均で43.5%ということでございます。

それから、滞納につきましては、当初ということで、税務課長に聞きましたが、ちょっと資料を持っていないということで、必要であれば後ほどお答えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、渡辺議員の要望だと思いますが、私どもの議員の中にも、そういう意見がありますということをしっかり申し上げて、頑張ってやっていきたいと思えます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） \_\_\_\_\_

○議長（西山津智男君） 予算案に対して言っているのですよ。

○14番（渡辺 強君） \_\_\_\_\_

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時01分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、今のは議事録から削除してください。

というのは、私は国保会計について、やはり今の状態では、私は納得いかないのです。といいますのは、今国が介護保険である、要するに国民の健康を守るというだけで、国民健康保険税ということなのです。ですから、今の状態では、これから長瀬の国保の保険証をもらえないような状態になってしまうわけで、この中で健康を維持するための施策と、あと国に対する今までの経過を見ますと、このまますんなり賛成するわけにはいきません。そういう立場から反対いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第22号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第22号は可決されました。



### ◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第23号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億6,608万6,000円となり、前年度予算と比較して1,415万8,000円、1.9%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第23号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算について説明申し上げます。

内容につきましては、平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算書により説明させていただきます。175ページをお開きください。

第1条にありますように歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,608万6,000円とさせていただきますのでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明をさせていただきます。180ページ、181ページをごらんください。

まず、歳入について申し上げます。款1 支払基金交付金、目1 医療費交付金は4億143万9,000円を見込ませていただいております。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、医療給付や医療諸費に充てられるものでございます。

次に、目2 審査支払手数料交付金の374万2,000円でございますが、これは診療報酬明細書、レセプトと言っておりますが、そちらの審査支払いに要する経費でございます。社会保険診療報酬支払基金から交付いただくものでございます。

次に、款2 国庫支出金、目1 医療費負担金の現年度分の2億3,388万9,000円でございますが、医療給付や医療費支給に充てるためのもので、国から負担していただくものでございます。

項2 国庫補助金、目1 事務費補助金29万4,000円でございますが、医療費適正化対策事業として実施いたしますレセプト点検の経費を補助金としていただくものでございます。

次に、款3 県支出金、項1 県負担金5,917万2,000円でございますが、医療給付費等の支払いに要する財源として県からいただくものでございます。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金6,650万3,000円でございますが、医療費分として6,333万2,000円、それから医療費の支払いに充てるための経費として現物分としていただくものでございます。

182ページ、183ページをごらんください。繰越金でございますが、平成17年度からの繰越金として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出について申し上げます。184ページ、185ページをごらんください。

款1 総務費316万9,000円でございますが、老人保健の事業を運営する上での医療費通知作成やレセプト点検委託料などの諸経費でございます。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目1 医療給付費7億4,797万円でございますが、これは病気やけがなどの治療に伴い、一般の病院等にかかった費用額の9割分で、国保団体連合会や支払基金を通じて医療機関へ支払うものでございます。

また、目2 医療費支給費413万5,000円でございますが、これは接骨等に要した費用について現金給付として被保険者へ支払うものでございます。

目3 審査支払事務費374万3,000円につきましては、診療報酬明細書の内容の審査及び支払い事務を国保団体連合会に委託するためのものでございます。

目4 高額医療費606万6,000円でございますが、これは老人医療費の負担金額を超えた医療費分を支給するものでございます。

次に、186ページ、187ページをごらんください。款3 予備費でございますが、100万円を見込ませていただいております。平成17年度と同額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） どうしても言わなくてはならないのは、今度の小泉内閣が医療制度改革案を国会に提出して、高齢者の窓口負担を2倍にするというふうを考えております。しかし、国のやることですから、ここで言うことはないというようなことを言いますけれども、大事なことなのです。この問題について、ますます医療に、アメリカ並みに、お金によって医療機関を選ぶことしかできない、年寄りが医療にかかれないうふうになって、重症になってから医療にかかるのでは、本当に野たれ死にするような状態になっております。そういう立場で、我々議員は、こういう問題に対してどんどん反対していかなくてはならないと思うわけで、町長、今度の小泉内閣が進めようとしている患者負担増について、ぜひ市町村段階で声を出していかなければならないと思うわけで、それについての考えをお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話は承りました。小泉内閣は9月で終わりですから、その後の内閣がどういうふうにするかというのが大きな問題だと思っております。多少の揺れ戻しはあるのではないかなという、そういう期待をしているところであります。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 私は、天下国家を論ずるつもりはございません。一つ、さっきの健康保険の方のあれもあったのですけれども、レセプトの、先ほど町長の話で非常に効果が出ているということなのですが、1年になります。いわゆるダブってやる、はしごですね、医療の。そういうものが今レセプト点検委託料144万5,000円出ているわけですが、それでどの程度の効果があったのか。当時の答弁ですと、町で30万円ぐらいの予算でやっていたのが、この150万円という予算、平成17年度の予算は150万円組んであるのです。それで、どの程度の効果があるかというふうに聞いたら、多分200万円ぐらい浮くのではないですかというような話が答弁の中にあるのですよ。それで、現在としてはどの程度の効果が出ているか、わかる範囲で結構です。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 梅村議員の質問にお答えさせていただきます。

レセプト点検につきましては、先ほど大澤議員からもご質問がありましたけれども、私の方での説明が不十分でありまして、業者への委託分についてのご説明を申し上げなかったと思うのですけれども、ニチイ学館というところに対しまして年間レセプト3万2,700枚、単月点検とそれから縦覧点検等を実施しているものが144万5,000円、それから賃金として21万9,000円見ておりますが、こちらにつきましては、頻回とか重複、被保険者のレセプト抽出をやっていただいております。賃金の方で実施しているものにつきましては、医療へのかかり方について、いろいろ問題があったりするものがございますので、そうした方の抽出でありますとか、老人医療としては、どういうふうな疾病等が多いかということについて調査をして、今後の保健事業の実施に役立てていくと、そういう基礎資料としてやらせていただいております。

レセプト点検につきましては、職員の方で見つけるというものもありますし、連合会でありますとか、業者の方からいただくというふうなものがあるのですけれども、再診査の関係等によりますと、かかった経費に対して、それほど大きな効果が出るというふうなものでもないようでありますけれども、医療の負担の公平性といいますか、適正化といいますか、そういう面で補助金等もいただいておりますので、実施をしているところでございます。どの時点でとらえるかによって違うのですけれども、例えば交通事故等が起こってしまったような場合には第三者納付金というような形でいただくものもありますし、そういうものを含めると、かなりの額にはなりますけれども、レセプト点検によって、その効果というものについては、費用対効果からしますと、費用の方がかなり上回っている状況にあるのではないかというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 一緒にやっしまえばよかったのですけれども、平成18年度の予算、このレセプト点検とは違うのだけれども、電算処理業務委託料、これは平成17年度組んであるのです。医療費通知作成業務委託料、それから医療費診査支払事務委託料、これが平成18年度はないのです。これはどういふふうに整理しているものなのでしょうか。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○9番（梅村 務君） 185ページ。去年の中にそういう項目があるのだけれども、平成18年度はないのです。通信運搬費と手数料、これはあるのです。その三つが平成18年度はないのですけれども、これはまた一番最初のときの、委託する場合の電算システムか何かの費用かなとも思うのですけれども、わからなければ後で結構です。終わります。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第11、議案第24号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成18年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ5億333万6,000円となり、前年度予算と比較して1億3,188万9,000円、35.5%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第24号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

内容につきましては、介護保険特別会計予算書により説明させていただきたいと存じます。188ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億333万6,000円とさせていただくものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明させていただきたいと存じます。194ページ、195ページをお開きください。

まず、歳入について申し上げます。款1保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、8,784万7,000円を見込ませていただきました。第1号被保険者は、65歳以上の方とことし65歳になられる方が対象となります。特別徴収保険料につきましては、老齢基礎年金、老齢退職年金が18万円以上で、社会保険庁等より直

接天引きされる方の保険料で、徴収率につきましては100%を見込ませていただきました。また、普通徴収保険料につきましては、18万円未満の方が対象になりますが、94.6%を見込ませていただいております。

次に、款3国庫支出金、目1介護給付費負担金8,059万4,000円を見込ませていただきました。保険給付費の財源として法定割合分が国庫から支払われるものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金3,048万6,000円でございますが、保険給付費の財源として調整基準標準給付費の法定負担分として国庫から支払われるものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金でございますが、47万9,000円は、各種介護予防事業実施のための経費に充てるもので、国庫からいただけるものでございます。

次に、目3地域支援事業交付金でございますが、225万9,000円につきましては、介護保険サービスを適切に利用するための計画策定や達成状況の評価を行うケアマネジメント事業や成年後見制度利用に関する費用等に充てるためのものでございます。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金1億4,543万8,000円でございますが、第2号被保険者分として社会保険診療報酬支払基金への支払額を財源として支払基金から保険給付費の財源の法定割合分として31%が交付されるものでございます。

次に、196ページ、197ページをごらんください。款5県支出金、目1介護給付費負担金7,188万円でございますが、歳出の保険給付費の法定割合分でございます。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金23万7,000円でございますが、各種介護予防事業実施のための交付金として県から交付されるものでございます。

目2地域支援事業交付金でございますが、包括支援事業・任意事業の112万9,000円ですが、介護予防ケアマネジメント事業及び任意事業実施のための交付金としていただくものでございます。

次に、款7繰入金、目1介護給付費繰入金の5,864万4,000円でございますが、各種介護サービスの実施に要する経費として、保険給付費に対する法定負担分として一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

次に、目2地域支援事業繰入金67万7,000円につきましては、各種介護予防事業実施のための繰入金として一般会計から繰り入れをするものでございます。

目3地域支援事業繰入金でございますが、これにつきましては、介護予防ケアマネジメント事業及び任意事業実施のための財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

目4その他一般会計繰入金の1,051万7,000円につきましては、歳出の認定調査や認定審査会などの事務費に充てるため、一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

次に、款8繰越金でございますが、100万円を見込ませていただきました。

次に、198ページ、199ページをごらんください。款9諸収入、項3目7予防給付ケアマネジメント介護報酬の102万円でございますが、地域包括支援センターが実施した予防給付ケアマネジメント介護報酬として保険者から地域包括支援センターに支払われるものでございます。

続きまして、歳出の内容につきましてご説明をさせていただきます。200ページ、201ページをごらんください。

款1総務費、目1一般管理費の193万5,000円でございますが、介護保険事業に係る保険料徴収業務や認定業務を除く被保険者証の発行でありますとか、標準負担額減額認定証の発行事務等々事務の費用に充てるものでございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収のための諸費用として90万5,000円を見込ませていただいております。

項3 介護認定審査会費、目1 認定調査費の284万2,000円でございますが、介護保険サービスを受けるためには認定が必要となりますが、認定のための調査費等に要する経費でございます。

次に、202ページ、203ページをごらんください。目2 認定審査会共同設置負担金の473万3,000円でございますが、事務の効率化、審査の公平性、経費の軽減等を図るため、介護認定審査会を秩父広域市町村圏組合の中に置いておりますが、審査会の運営に要する経費に充てるものでございます。

項4 趣旨普及費につきましては、啓発用のパンフレットの印刷代等でございます。

款2 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費の1億3,158万7,000円でございますが、介護サービス計画に基づきまして、在宅の要介護の方が訪問介護、通所介護等のサービスを利用した際に9割分を給付するものでございます。

目2 地域密着型介護サービス給付費の1,568万1,000円でございますが、居宅介護被保険者が地域密着型介護サービスのサービスを受けた場合に介護給付を行うものでございます。

目3 施設介護サービス給付費2億4,313万2,000円でございますが、特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設等、そうしたものを利用された際に施設介護サービス給付費として9割分を払うものでございます。

目4 居宅介護福祉用具購入費57万5,000円でございますが、在宅の要介護者が入浴や排せつ等に用いる特定福祉用具の購入に要した経費の9割分を償還払いで支払いするものでございます。

目5 居宅介護住宅改修費165万8,000円でございますが、在宅の要介護者が手すり等の取り付け等を行った場合など、住宅の改修を行ったときに要した経費の9割相当額を支払うものでございます。

目6 居宅介護サービス計画給付費の1,570万4,000円でございますが、これは居宅サービス計画の作成等のケアマネジメントを行う居宅介護支援を受けたときに給付するものでございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費の2,677万5,000円につきましては、居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受けたときに要した経費の9割を支払うものでございます。

204ページ、205ページをごらんください。目5 介護予防サービス計画給付費の448万9,000円につきましては、居宅支援費被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときに要した費用について支払うものでございます。

次に、項4 高額介護サービス等費でございますが、高額介護サービス等の費用として678万6,000円を見込ませていただいております。

項5 特定入所者介護サービス等費といたしまして2,160万7,000円でございますが、施設サービス及び短期入所サービスを利用された場合に要した経費について支払うものでございます。

次に、206ページ、207ページをごらんください。款4 地域支援事業費、目1 介護予防特定高齢者施策事業費118万8,000円、これは65歳以上の要支援者該当一步手前のハイリスク者に対しましての支援を行うためのものでございます。賃金の71万8,000円につきましては、運動療法士等への支払いに要するものでございます。委託料の42万円につきましては、訪問型介護予防事業を実施する、閉じこもりとか、うつの方、そうした方々を対象に生活機能に必要な相談指導の委託を行うものでございます。

目2 介護予防一般高齢者施策事業費の118万5,000円ですが、一般の高齢者を対象に介護保険制度に対する理解を深めていただくための普及啓発事業等を行うためのものでございます。賃金の59万6,000円です

が、筋力アップ体操、言語リハビリ等に要する経費でございます。消耗品費の40万9,000円につきましては、介護予防普及啓発用のパンフレットの購入代等に要するもの、それから地域介護予防活動支援事業実施の際の消耗品を購入させていただくものでございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 介護予防ケアマネジメント事業費の1,544万3,000円につきましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活できるように要介護状態になることをできるだけ予防することを目的として介護保険サービスを適切に利用するための計画を作成するもの、また達成状況の評価を行うためのものでございます。

208ページ、209ページをごらんください。節12 役務費でございますが、ケアマネジメントの請求に係る通信費や切手の購入でございます。節13 委託料の119万2,000円でございますが、地域包括支援センター支援システム借上料として見込ませていただいているものでございます。節14 使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、地域包括支援センターのシステムの借上料、システムサポートセンター使用料でございます。節19 負担金補助及び交付金119万8,000円ですが、退職手当組合への負担金等でございます。

目2 任意事業費の52万1,000円につきましては、報償費、家族介護教室講演会及び成年後見制度利用の支援事業の後見人への謝金等でございます。

款5 基金積立金につきましては、20万6,000円を見込ませていただいているものでございます。

210ページ、211ページをお開きください。款7 予備費でございますが、500万円を見込ませていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第12、議案第25号 第3次長瀬町総合振興計画の計画期間の延長についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 第3次長瀬町総合振興計画の計画期間の延長についての提案理由を申し上げます。

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第3次長瀬町総合振興計画を延長したいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この総合振興計画をつくるに当たって、今まで私は議会で、コンサルタントを使って、相当のお金を使ってつくっている姿を見て、これは大澤町長も知っていると思いますけれども、職員でできるのではないかとやったことがあります。しかし、今までずっとコンサルタントがつくって、膨大なお金を使っていたという歴史があります。そういう点で、今度の総合振興計画は、手書きか何か知らないですけども、要するに役場職員がつくって、お金がうんと節約できたという話を聞いておりますけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） お答えいたします。

人口ですとか、財政フレームや住民アンケート、資料収集などで高度な専門的技術や多くの時間と労力を要するものも多く、外部委託する必要もありますが、厳しい財政状況でありますし、総合振興計画は町行財政運営の基本方針に定めるものであり、みずからの主体性を持って策定していかなければなりませんので、町の実情を把握し、計画を実施していくのが職員であることから、職員を主体とする内部策定の方式を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 渡辺議員の反対がありまして、私は渡辺議員の意見とは違うのですが、私は総合的かつ計画的な行政運営を図るため、この振興計画は必要であり、反対したいと思います。

○議長（西山津智男君） 今は質疑でございます。

他に質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 第3次長瀬町総合振興計画の計画期間の延長についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第13、議案第26号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法第15条の規定による介護給付費等の支給に関する審査会の事務を新たに追加するため、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（西山津智男君） 日程第14、議案第27号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第27号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） お諮りいたします。

この議案は、市町村合併等に伴う一連の議案で、以前から同趣旨のものが何回となく上程されており、内容等の説明は省略して差し支えないものと判断いたします。したがって、説明は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

なお、この後上程される同趣旨の議案についても同様の扱いとさせていただきますので、ご了承ください。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第15、議案第28号 埼玉県市町村職員退職手当組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号 埼玉県市町村職員退職手当組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

本庄市及び児玉町が合併して本庄市となったこと、都幾川村及び玉川村が合併してときがわ町となったこと並びに都幾川村及び玉川村の合併に伴い都幾川・玉川水道企業団が解散したことにより、埼玉県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等の説明は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 埼玉県市町村職員退職手当組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第16、議案第29号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第29号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

本庄市及び児玉町が合併して本庄市となったこと並びに都幾川村及び玉川村が合併してときがわ町となったことに伴い、埼玉県市町村交通災害組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等の説明は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第17、議案第30号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第30号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

本庄市及び児玉町が合併して本庄市となったこと並びに都幾川村及び玉川村が合併してときがわ町となったことに伴い、埼玉県市町村消防災害補償組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等の説明は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



### ◎会議時間の延長

○議長（西山津智男君） ここで、会議時間を延長いたします。



### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第18、発議案第1号 長瀬町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を大澤タキ江君に求めます。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 発議案第1号 長瀬町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の趣旨説明を行います。

景気低迷が長引く中、国及び地方公共団体の行財政運営が厳しい状況下にあることはご案内のとおりです。当町においても例外ではなく、非常に厳しい行財政運営を迫られております。このような状況下、執行部、議会ともにいろいろな施策を講じておりますが、いまだ不十分との声も聞かれます。

なお、先般の長瀬町財政健全化対策委員会からの答申の中でも、議員定数及び報酬の見直しと期末手当について、国、県に準じ、年間支給月数等の見直し（年間「4.40月」から「3.35月」）を検討するべきであるとの指摘を受けております。

そこで、議会として何が出来るか。先日全員で協議を重ねた結果、定数削減及び報酬、期末手当の引き下げを行うことになりました。協議の中でいろいろな意見が出されましたが、その結果として、議員定数については、議案書のとおりとなりました。

それでは、議案の内容等についてご説明いたします。

長瀬町議会議員の定数を「14人」から「10人」に減らすものです。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行することを規定するものです。(平成19年4月30日任期満了に伴う一般選挙)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(西山津智男君) これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番(渡辺 強君) この10人という人数については、3月3日の全員協議会で、財政健全化対策委員会からの答申についてと行政改革大綱の二つのことで招集されまして、私ははっきり言って、この数字については、どうも納得いかないつもりでいます。というのは、長瀬町財政健全化対策委員会の中でも意見が出まして、人数については、答申の中でも12人がいいか、14人がいいかというような意見も出て、それで私も議員の定数については、単に減らせばいいというものではなくて、議員の報酬なんかも減らして、要するに町の財政の問題から含めて、議員は減らすのだという大勢にあることは承知していました。しかし、私は、やはりある程度の議員がいなければ、町民の民意が反映されないということで、今まで長瀬町議会では22名から18名、18名から16名、16名から14名となってきた経過があります。その中で私は、議員はある程度数がいなくてはならないという立場で、本来なら有権者の人全員が集まればいいのですけれども、できないから代表制をとっているの、そしてその中で町のいろんな意見が取り上げられて審議するのが必要だということで選ばれているのです。

ですから、私は、この定数については、いろいろ考えがありますがけれども、今度の議会で決めろということになれば、投票がいいということで、無記名投票でやって、10人というのが7票、12人が4票、14人が2票ということで決まったわけです。ですから、これは10人に提案されるということはいいのですけれども、こういった問題について、やはり今まで議員をやっているけれども、現職の町長の取り巻きで、案外意見が、町民の民意が反映されていない経過が今までのことがあって、私は減らすことについては納得できないのですけれども、財政健全化対策委員の大澤タキ江議員は、初めから10人がいいという形で言っていましたよね。そういう立場で、どうして10人がいいかということについて、財政健全化対策委員会で自分の意見をかなり言っていたわけなので、そういう立場からどういうふうに皆さんに説明するのか、民意の問題を含めてよろしくお願いいたします。

○議長(西山津智男君) 8番、大澤タキ江君。

○8番(大澤タキ江君) 10名という根拠を説明しろというお話でございますけれども、財政健全化対策委員16名の中で、渡辺議員の意見を尊重されるような方もおりました、確かに。しかし、それは本当にごく一部の方でございます、費用弁償でもいいのではないかとか、いろいろな意見が出される中で、私は10人がいいと思いますという話をしましたけれども、そういった中で、あ、そうだよねというお話を周りの方からも伺っております。

それからまた、私の周りにいる町の皆さんからのお話ですけれども、町じゅうを網羅したときに10名ぐらいでよいのではないかというお話をたくさんいただいております。また、皆野町との合併が不調に終わ

ったわけですが、もしあれが成立していた場合には18名ということで、議員の皆さんの意見が一致していたわけでございまして、18名ということは、皆野、長瀬を考えた場合、皆野町が10名で長瀬町が8名かなというような思いがしておりましたので、そういった中で私は10名が妥当だと思っておりまして、10名ということをご提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 私も前々からみんなの意見を聞くのは、数が多い方がいいという立場から、今回定数の審議したときに、今のままの14名でいいのではないかという話をさせていただきました。民意を組み入れるために、この町は区長さんがいるわけです。区長さんの数を減らせという声は余り出てこない。財政からやってくる話では出てくるかもしれませんが、民意を組み入れるために各行政区の区長さんは、うちは要らないよ、どこかと合併してという声は少数だと思います。議員の数云々という話が出てくるときには、必ずセットで報酬の話が出てくるので、私は定数は民意を反映するために現状の14名でいくべきだと提案したいと思います。

○議長（西山津智男君） 質疑ですか。

○2番（関口雅敬君） 済みません。14名でいく、その民意を反映するために、私が言った区長さんの、そういう数と、今の議員14というのは民意を反映させるために必要であるということなので、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 区長さんの例が出てまいりましたけれども、やはり議員が、そういう手本を示さなければ、区長さん云々ということは出てこないと思います。今回諮問されたということで、その諮問されたものに対して即私たちが皆様の期待にこたえて、ここで委員の定数を減らすということ、これがまた区長さんを減らせる誘引になるのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 私は、先ほど民意を組み入れる方法は、一般質問でも大勢の方から聞いた方がいいという立場から、議員の数は14でいった方が民意を必ずや反映できるということで、意見を述べたいと思います。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 昔、私が議員になったところからのお話をちょっとしてもよろしいですか。余り長く

しません。それで、定数削減という、2名ずつだったのだよね、今まで4回、過去。それで、時代がこういうふうな時代になったな、これは万やむを得ずという形で、本当は報酬は減らさない方がいいですよ。一遍に4人も減らしてしまって、報酬を減らしてなんていえば、すごいいい町会議員が今度は恐らく出馬すると思うのですよ、選挙になったときに。それを考えると、中をとってと思ったのだけれども、やはり今まで議員定数削減するには全員の方が、共産党抜きでサインしたのですよね。それを考えてみると、私もサインしました。それで、ひとつやむを得ない、これはやむを得ないから、こういう一応発議案で出ましたけれども、私はサインした都合もありますので、賛成いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は、先ほど言ったように全員協議会の際に、長瀬町財政健全化対策委員会答申についていろいろ意見が出るとしたら、何か定数のことだけが頭で、どんどん、どんどん進んでしまって、発言するのができないような状態だったのですよ、まあしましたけれども。それで、歳費の問題についても、私は財政健全化対策委員会の中ではっきり発言はしませんでしたけれども、町会議員なんか費用弁償でもいいのではないかとか、それは正式には、大澤議員もいるからちゃんと証言しますけれども、手を挙げて発言はしませんでしたけれども、そう言う人もいました。あと、議会というものの、今までの慣例で、議会は、こんなすばらしい議場で、それでたった4回の定例議会の中でやるのではなくて、夜間とか、日曜日とか、そういうようないろんなものの意見が出始めているのですよ、今。この世の中が変化しているのですよ、財政難で。そういう意味からも、そういう立場から、今2番議員が言ったように区長の問題は、区長だって議員の役目をしていきますよ、役場へ来ていろいろ。ですから、単に減らせばいいということではなくて、私はいろいろの立場から、議員の定数はやっていかななくてはならない。だから、そういう意味で、私は反対いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 賛成討論いたします。

今の発言の中に大勢が町長の方へ行ってしまうという発言がありましたけれども、まことに不穏当な発言だと思います。そんなことで我々は議会運営をしているのではないのです。町長に偏ってしまうなんてことは絶対あり得ない、是々非々で臨んでいるわけですから。それだけは、はっきり申し上げます。

それと、これから65人体制でできるというものを、これはつくり上げていく中で、議員たるもの、範たるものを示さなければいけない。職員も給料を減らす、地域手当も採用しない、はっきり決まったわけですから。調整手当廃止。そういう中で、我々も減額、また議員定数の削減ということは、絶対必要であると思うわけであります。そういう意味を込めまして賛成といたします。

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより発議案第1号 長瀬町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、発議案第1号は可決されました。



◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第19、発議案第2号 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を大澤タキ江君に求めます。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 発議案第2号 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の趣旨説明を行います。

景気低迷が長引く中、国及び地方公共団体の財政運営が厳しい状況下にあることはご案内のとおりです。当町においても例外ではなく、非常に厳しい財政運営を迫られております。このような状況下、執行部側では数年前から歳入歳出の細部にわたっての見直しに着手されたと聞きます。ハード、ソフト事業はもとより、あらゆるものの経費削減に取り組んでおられます。今議会にも町長等特別職の諸給与条例の一部改正が提案、可決され、給料、期末手当が減額されることとなりました。それと、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例も先ほど可決され、それぞれ引き下げられることとなりました。そのほか、職員の給与関係では、平成14年度より毎年人事院勧告に基づく給料の引き下げ、長瀬町独自では管理職手当の減額、そのほか調整手当、寒冷地手当制度の廃止等いろいろ取り組みがなされ、結果を出しております。総予算の中に占める割合は、微々たるものと思いますが、これらの積み重ねが大きなものになると確信いたします。

そこで、議会として何ができるか。先日全員で協議した結果、報酬、期末手当の引き下げ及び定数削減を行うことになりました。協議の中でいろいろな意見が出されましたが、その結果として、報酬、期末手当については、議案書のとおりとなりました。

それでは、議案の内容等についてご説明いたします。恐れ入れますが、最後のページの新旧対照表をごらんいただきながら、お聞きください。

本条例の第2条は、議員の役職ごとの報酬額が定められており、第1号が議長、第2号が副議長、第3号が委員長、第4号が副委員長、第5号が議員となっております。この報酬月額をそれぞれ記載してあるとおりに改めるものです。

次に、第5条第2項中6月に支給される期末手当「100分の210」を「100分の160」に、12月に支給される期末手当「100分の230」を「100分の175」にそれぞれ引き下げるものです。

次の附則では、施行日を定めたもので、平成18年4月1日から施行しようとするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、お聞きいたします。

今厳しい財政状況のもと、給料をこれだけ減額するという話が出ましたけれども、私が提案しておるのは、議員の報酬は半額に落とせば、先ほどの14人で報酬が半額になれば、おのずと形が出るのは、カットができるということでありますけれども、この厳しい財政状況、平成18年度予算は組めましたけれども、平成19年度以降を考えて、この数字の根拠というものをお示し願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 財政健全化対策委員会の中で、議員の給与についても、皆さんのいろいろなご意見をいただきました。そういった中で答申をいただきましたのは、1.05%下げて3.3%ですか、期末手当を3.35%ですね、にすればよいのでは……

〔何事か言う人あり〕

○8番（大澤タキ江君） 申しわけございません。3.35カ月にするのがよろしいのではないかというお話をいただきました。しかし、それに私たちは、先日の全員協議会の中で議論した結果、それにプラス月の給与を5%減額した方がよいのではないかという大勢の意見が出ました中で、私もそれが一番よいという思いでおりましたので、そのような提案をさせていただきました。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 「100分の210」を「100分の160」、「100分の230」を「100分の175」という形で減額するというので、この給与の減額についても、では4月から、来月から減額するわけですがけれども、財政的にはどれだけの、要するに町の支出が、人件費が削られるのか、計算しているでしょうか。

そして、私が言いたいのは、あともう一つは、長瀬の議員の報酬については、意外と丁寧に議長、副議長、委員長、副委員長というので手当を幾らか変えているのですよね。私は、ほかの自治体を見ますと、こんなに丁寧に羅列して、副委員長までの手当を出す必要はないと思うのですよ。議長、副議長はまあとしても、もっと簡素化に、小さくして出費を同じようにしていいのではないか。それについてはどう思っていますか、お答え願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 来月から給料が引き下げになるということで、どのくらいの見積もりをしているかというお話をいただきましたけれども、それにつきましては……

〔「1年間」と言う人あり〕

○8番（大澤タキ江君） 1年間ですよ。

〔「いいよ、答えられなければ」と言う人あり〕

○8番（大澤タキ江君） そうですか。ここにいただいているのですけれども、ちょっと細かいものですか、後ほど渡辺議員の方にもお知らせいたします。

それとあと、それぞれの役職によって仕事の内容も多少は違ってくるのではないかという思いの中で、私はこれで結構だと思っております。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 私は、当選以来、このことについて考えて、議運でも夜間の議会開催を訴えてまいりました。そこで、平成19年度の予算等を考え、今後のこの長瀬町というものを考えれば、抜本的な改革が必要であると考えています。そこで、議員の数はそのまま、報酬を下げて民意を組み込める方向をとっていくのが、今後の長瀬町にとって必要であるという観点から反対討論いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 先ほど申し上げましたけれども、やはり職員という一つのターゲットみたいなものがありますよね。その中で、やはり職員というのは、まさに生活給であります。その生活給の中でも、今度相当の減額になるわけですから、我々は、この程度のことは当たり前だと思っております。私は、横瀬に大体同じレベルに持っていったつもりなのです、提案の中で。横瀬は目標数字を立てました。その中で、彼らがどういうことをやったかということ、まず10%の給与削減、それから定員を4人減らすということ、それでその目標が大体全体の数字で30%強を目標にしてやったのですね。我々が最初からいきますと、3%、5%、5%で13%、だからやや匹敵するぐらいの減額になります。少なくとも財政的に見て我が町の方が貧乏であります。横瀬に比べますと、税収面も含めましてですね。そういう中で、別にそれをまねする必要はないのですけれども、将来を見て、また随時減額していくということも必要でしょうし、私は、この案に対しては、これでいいのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 次に、反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 反対の立場から討論に参加します。

今、大澤議員も、議員を減らして、そして議員報酬を減らして、金額ということは言えなかったですけども、大体1,300万円とちょっとはっきりした数字ではないですけども、今言われました。しかし、私は、この1,300万円は、結局財政健全化には、なかなかつながらないのではないかと思います。それはお金は、幾らでも財政を健全化するためには減らせばいいのですよ。しかし、議員の数というのは、やはり重要な問題なのです。横瀬がそうだからといって横瀬より少なくするとか、そういうのではなくて、私は議員の報酬というのは、2番議員のように、いつまでも同じようなことでやっているのではなくて、やはり一定の議員の数がいて、そしてその中からいろんな人、職業も違う、経歴も違う、そして考え方も違う、そういう議員がいっぱいいた方が、町の健全化にはつながるわけで、そういう立場からすれば、2番議員が半額というようなことも言いましたけれども、私は、そういうことも視野に入れてやっていく必要があるのではないかと、そういう立場から議員が、ある特定の10人で、この町をいろんな意味で進められては、私は困るわけで、いろんな立場の人、考えのある人が議員をやる必要があると思ひまして、反対の立場をとりたいと思います。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） これは先ほども申しましたが、4年ね、来年、1年後だよ。それで、私は、これ

でこの後どうなるかわからないと思うのですよ、この4年間は。だから、これを考えれば、この案で、一応きょうは、4年、これから1年あるから、5年後、本当ですよ、吸収になるか、それともどうなるかわからない、この4年間は、とりあえずこれで様子を見て、これからまだ何年もやっていけるようなら、また次に出て活躍してくれる方に骨を折ってもらえばいいのだから。私は、そう思いますね。4年後、来年期待しています。

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより発議案第2号 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、発議案第2号は可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時35分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙

○議長（西山津智男君） 日程第20、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙を行います。

彩の国さいたま人づくり広域連合は、本町を初め県内全市町村と県で組織し、市町村職員と県職員の研修、市町村の人材交流及び専門技術職員などの人材確保に共同で取り組んでいる特別地方公共団体です。平成11年5月14日に自治大臣から設立を許可され、同年7月1日から業務開始しております。

広域連合議会議員につきましては、町村議会議員から選出の議員に欠員が生じたため、今回選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

選挙の結果報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（西山津智男君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、関口雅敬君及び3番、村田正弘君を指名いたします。

候補者名簿を配付いたさせます。

〔候補者名簿の配付〕

○議長（西山津智男君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（西山津智男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（西山津智男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（西山津智男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、関口雅敬君及び3番、村田正弘君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（西山津智男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票

有効投票 11票

無効投票 2票です。

有効投票のうち

四方田 忠 則 君 8 票

森 山 哲 夫 君 3 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西山津智男君） 日程第21、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成18年第1回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、平成18年度当初予算を初め、当面する町政の重要案件議案を提案いたしました。大変慎重にご審議いただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対

応じてまいりたいと存じます。

なお、ただいまは発議案2案が可決となりました。皆さんのお気持ち、重く受けとめさせていただきたいと思います。

平成18年度は、長瀬町にとって非常に厳しい年になることが予想されますが、住民サービスを低下させることのないよう、当面する事業、課題等、議員の皆様のご指導、ご協力をいただきながら、前向きに取り組んでまいる所存でありますので、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いする次第でございます。

重ねてになりますが、皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のごあいさついたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、平成18年度当初予算を初め、条例の改正等町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成18年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後5時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年 5月23日

議 長 西 山 津 智 男

署 名 議 員 野 口 清

署 名 議 員 岩 田 義 和

署 名 議 員 染 野 光 谷